令和７年７月

第２１７回国会（常会）
通過議案要旨集

衆 議 院 調 査 局

◎本要旨集は、両院を通過（成立）した議案要旨等について、
令和７年６月22日現在で取りまとめたものです。

なお、この電子ファイルには、取りまとめ日（６月22日）の後に公布された法律の公布日及び法律番号も記載しました。

目　　次

Ⅰ　第217回国会（常会）議案審議等概況 …… 1

Ⅱ　第217回国会（常会）議案審査経過
〇閣法…… 3
〇衆法…… 8
〇参法…… 16
〇予算…… 17
〇条約…… 17
〇承認…… 19
〇承諾…… 19
〇決算・国有財産等…… 20
〇決議案…… 21

Ⅲ　両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等
〇内閣委員会…… 23
〇総務委員会…… 47
〇法務委員会…… 64
〇外務委員会…… 74
〇財務金融委員会…… 90
〇文部科学委員会…… 102
〇厚生労働委員会…… 111
〇農林水産委員会…… 131
〇経済産業委員会…… 148
〇国土交通委員会…… 161
〇環境委員会…… 176
〇安全保障委員会…… 180
〇予算委員会…… 182
〇決算行政監視委員会…… 186
〇議院運営委員会…… 188
〇東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員会…… 189
〇政治改革に関する特別委員会…… 195
〇消費者問題に関する特別委員会…… 198
〇地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会…… 202

Ⅳ　決議案…… 209

Ⅴ　通過議案概要一覧…… 211

【参考】　衆議院における閉会中審査議案概要一覧…… 233

「【参考】衆議院における閉会中審査議案概要一覧」における会派の略称と正式名称は次のとおりです。

会派略称	会派名
自民	自由民主党・無所属の会
立憲	立憲民主党・無所属
維新	日本維新の会
国民	国民民主党・無所属クラブ
公明	公明党
れ新	れいわ新選組
共産	日本共産党
有志	有志の会
参政	参政党
保守	日本保守党
無	無所属

Ⅰ　第217回国会（常会）議案審議等概況

１　会　　期

令和７年１月24日から６月22日までの150日間

２　議案件数

閣　　法	５９件（成立　５８件、継続　１件）
衆　　法	８４件（成立　１５件、継続　６０件、撤回　６件、審査未了　２件、参議院審査未了　１件）
参　　法	１１件（成立　２件、参議院審査未了　２件、参議院未付託未了　７件）
予　　算	３件（成立　３件）
条　　約	１３件（承認　１３件）
承　　認	３件（承認　３件）
承　　諾	７件（承諾　４件、継続　３件）
決 算 等	７件（継続　３件、審査未了　４件）
決 議 案	２件（可決　２件）

（参考）

委員会決議	７件（内閣委員会、総務委員会２件、厚生労働委員会、農林水産委員会２件、消費者問題に関する特別委員会）

Ⅱ　第 217 回国会（常会）議案審査経過

〔閣　法〕

※太字は成立議案

提出回次	議案件名	衆議院							参議院				公布日（法律番号）
		委員会					本会議		委員会		本会議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
217	所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第１号）	財務金融	2/14	3/4	修正	有	3/4	修正	3/31	可決	3/31	可決	3/31 (13)
217	地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第２号）	総　務	2/18	3/4	可決		3/4	可決	3/31	可決	3/31	可決	3/31 (7)
217	地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第３号）	総　務	2/18	3/4	修正		3/4	修正	3/31	可決	3/31	可決	3/31 (8)
217	重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案（内閣提出第４号）	内　閣	3/18	4/4	修正	有	4/8	修正	5/15	可決	5/16	可決	5/23 (42)
217	重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第５号）	内　閣	3/18	4/4	可決	有	4/8	可決	5/15	可決	5/16	可決	5/23 (43)
217	関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出第６号）	財務金融	3/6	3/14	可決	有	3/18	可決	3/31	可決	3/31	可決	3/31 (16)
217	国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第７号）	財務金融	3/25	4/2	可決	有	4/3	可決	4/10	可決	4/11	可決	4/18 (24)
217	大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第８号）	文部科学	3/13	3/19	可決	有	3/21	可決	3/31	可決	3/31	可決	3/31 (17)
217	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第９号）	文部科学	4/10	5/14	修正	有	5/15	修正	6/10	可決	6/11	可決	6/18 (68)
217	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）	厚生労働	3/19	3/26	可決	有	3/27	可決	3/31	可決	3/31	可決	3/31 (18)

提出回次	議案件名	衆議院							参議院				公布日（法律番号）
		委員会					本会議		委員会		本会議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
217	情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）	経済産業	3/25	4/9	可決	有	4/10	可決	4/24	可決	4/25	可決	5/14 (30)
217	道路法等の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）	国土交通	3/18	3/26	可決	有	3/27	可決	4/8	可決	4/9	可決	4/16 (22)
217	港湾法等の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）	国土交通	4/1	4/4	可決	有	4/8	可決	4/15	可決	4/16	可決	4/23 (25)
217	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）	法　務	3/11	3/14	可決	有	3/18	可決	4/10	可決	4/11	可決	4/18 (23)
217	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）	厚生労働	4/3	4/16	可決	有	4/17	可決	5/13	可決	5/14	可決	5/21 (37)
217	防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）	安全保障	4/4	4/18	可決	有	4/24	可決	5/20	可決	5/21	可決	5/28 (44)
217	災害対策基本法等の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）	震災復興・災害対策	4/1	4/16	可決	有	4/17	可決	5/23	可決	5/28	可決	6/4 (51)
217	株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）	震災復興・災害対策	5/8	5/13	可決	有	5/15	可決	6/2	可決	6/4	可決	6/11 (58)
217	電波法及び放送法の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）	総　務	4/7	4/10	可決	有	4/11	可決	4/17	可決	4/18	可決	4/25 (27)
217	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）	政治改革	5/8	5/13	可決		5/15	可決	5/23	可決	5/28	可決	6/4 (50)
217	医療法等の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）	厚生労働	4/3					閉会中審査					
217	土地改良法等の一部を改正する法律案（内閣提出第22号）	農林水産	3/11	3/18	可決	有	3/21	可決	3/27	可決	3/31	可決	3/31 (14)
217	独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第23号）	外　務	3/19	3/26	可決	有	3/27	可決	4/8	可決	4/9	可決	4/16 (21)
217	株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出第24号）	財務金融	4/8	4/11	可決	有	4/15	可決	5/8	可決	5/9	可決	5/16 (36)
217	特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）	財務金融	4/14	4/22	可決	有	4/24	可決	5/15	可決	5/16	可決	5/23 (40)

提出回次	議案件名	衆議院							参議院				公布日（法律番号）
		委員会					本会議		委員会		本会議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
217	漁業災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）	農林水産	3/24	4/2	可決	有	4/3	可決	4/24	可決	4/25	可決	5/14 (31)
217	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第27号）	環　境	3/17	4/8	可決	有	4/10	可決	4/17	可決	4/18	可決	4/25 (28)
217	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第28号）	経済産業	4/22	5/14	可決	有	5/15	可決	5/27	可決	5/28	可決	6/4 (52)
217	人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案（内閣提出第29号）	内　閣	4/8	4/18	可決	有	4/24	可決	5/27	可決	5/28	可決	6/4 (53)
217	情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出第30号）	法　務	3/27	4/18	修正	有	4/18	修正	5/15	可決	5/16	可決	5/23 (39)
217	森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）	農林水産	4/7	4/10	可決	有	4/11	可決	5/20	可決	5/23	可決	5/30 (48)
217	公益通報者保護法の一部を改正する法律案（内閣提出第32号）	消費者問題	4/15	4/24	修正	有	4/24	修正	6/2	可決	6/4	可決	6/11 (62)
217	円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案（内閣提出第33号）	経済産業	5/20	5/28	修正	有	5/30	修正	6/5	可決	6/6	可決	6/13 (67)
217	老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第34号）	国土交通	4/24	5/14	修正	有	5/15	修正	5/22	可決	5/23	可決	5/30 (47)
217	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第35号）	地　域・こども・デジタル	4/8	4/10	可決	有	4/11	可決	4/25	可決	5/9	可決	5/16 (35)
217	日本学術会議法案（内閣提出第36号）	内　閣	4/18	5/9	可決	有	5/13	可決	6/10	可決	6/11	可決	6/18 (70)
217	保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出第37号）	財務金融	5/8	5/14	可決	有	5/15	可決	5/29	可決	5/30	可決	6/6 (54)

提出回次	議案件名	衆議院							参議院				公布日（法律番号）
		委員会					本会議		委員会		本会議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
217	信託業法の一部を改正する法律案（内閣提出第38号）	財務金融	5/29	6/3	可決		6/5	可決	6/12	可決	6/13	可決	6/20（72）
217	資金決済に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第39号）	財務金融	5/15	5/28	修正	有	5/30	修正	6/5	可決	6/6	可決	6/13（66）
217	児童福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）	地域・こども・デジタル	3/31	4/3	可決	有	4/4	可決	4/17	可決	4/18	可決	4/25（29）
217	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）	地域・こども・デジタル	4/15	4/17	可決	有	4/18	可決	5/14	可決	5/16	可決	5/23（38）
217	民事裁判情報の活用の促進に関する法律案（内閣提出第42号）	法務	4/22	4/25	可決	有	5/8	可決	5/22	可決	5/23	可決	5/30（49）
217	譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案（内閣提出第43号）	法務	5/16	5/21	可決	有	5/22	可決	5/29	可決	5/30	可決	6/6（56）
217	譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第44号）	法務	5/16	5/21	可決	有	5/22	可決	5/29	可決	5/30	可決	6/6（57）
217	食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案（内閣提出第45号）	農林水産	4/17	5/13	可決	有	5/15	可決	6/10	可決	6/11	可決	6/18（69）
217	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第46号）（参議院送付）	内閣	5/27	5/30	可決	有	6/3	可決	4/10	可決	4/11	可決	6/11（59）
217	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）（参議院送付）	内閣	5/13	5/16	可決	有	5/20	可決	4/3	可決	4/9	可決	5/28（45）
217	下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案（内閣提出第48号）	経済産業	4/11	4/18	修正	有	4/24	修正	5/15	可決	5/16	可決	5/23（41）
217	盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案（内閣提出第49号）	内閣	5/20	5/23	可決	有	5/27	可決	6/12	可決	6/13	可決	6/20（75）

提出回次	議案件名	衆議院							参議院				公布日（法律番号）
		委員会					本会議		委員会		本会議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
217	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第50号）	厚生労働	5/8	5/16	修正	有	5/20	修正	6/3	可決	6/4	可決	6/11（63）
217	環境影響評価法の一部を改正する法律案（内閣提出第51号）	環　境	5/8	5/16	可決	有	5/20	可決	6/12	可決	6/13	可決	6/20（73）
217	独立行政法人男女共同参画機構法案（内閣提出第52号）	内　閣	6/5	6/11	可決	有	6/12	可決	6/19	可決	6/20	可決	6/27（79）
217	独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第53号）	内　閣	6/5	6/11	可決	有	6/12	可決	6/19	可決	6/20	可決	6/27（80）
217	電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第54号）	総　務	4/23	5/8	可決		5/13	可決	5/20	可決	5/21	可決	5/28（46）
217	航空法等の一部を改正する法律案（内閣提出第55号）	国土交通	5/15	5/21	可決	有	5/22	可決	5/29	可決	5/30	可決	6/6（55）
217	日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案（内閣提出第56号）	安全保障	3/26	4/4	可決	有	4/8	可決	4/15	可決	4/16	可決	4/23（26）
217	労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案（内閣提出第57号）（参議院送付）	厚生労働	4/22	5/7	可決	有	5/8	可決	4/10	可決	4/11	可決	5/14（33）
217	船員法等の一部を改正する法律案（内閣提出第58号）	国土交通	4/10	4/16	可決	有	4/17	可決	4/24	可決	4/25	可決	5/14（32）
217	社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第59号）	厚生労働	5/20	5/30	修正	有	5/30	修正	6/12	可決	6/13	可決	6/20（74）

〔衆　法〕

提出回次	議案件名	衆議院							参議院				公布日（法律番号）
		委員会					本会議		委員会		本会議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
215	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（森田俊和君外12名提出、第215回国会衆法第１号）	地　域・こども・デジタル	1/24	3/11	撤回許可								
215	就労支援給付制度の導入に関する法律案（階猛君外６名提出、第215回国会衆法第２号）	厚生労働	1/24					閉会中審査					
216	賃金上昇を上回る所得税の負担増加等に対処するために所得税に関し講ずべき措置に関する法律案（古川元久君外１名提出、第216回国会衆法第１号）	財務金融	1/24					閉会中審査					
216	揮発油価格高騰時における揮発油税等税率特例停止措置の実施並びに揮発油税等の税率の特例の廃止及び脱炭素社会の実現等に資する税制の構築のための措置に関する法律案（田中健君外１名提出、第216回国会衆法第３号）	財務金融	1/24	6/19	撤回許可								
216	一般会計からの自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定への繰入れのために講ずべき措置に関する法律案（田中健君外１名提出、第216回国会衆法第４号）	財務金融	1/24					閉会中審査					
216	電気料金の高騰に対する当分の間の措置として電気の使用者に対して再生可能エネルギー電気に係る賦課金の請求が行われないようにするために講ずべき措置等に関する法律案（丹野みどり君外１名提出、第216回国会衆法第５号）	経済産業	1/24					閉会中審査					
216	政治資金規正法の一部を改正する法律案（大串博志君外７名提出、第216回国会衆法第９号）	政治改革	1/24					閉会中審査					

提出回次	議案件名	衆議院							参議院				公布日（法律番号）
		委員会					本会議		委員会		本会議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
216	政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（大串博志君外９名提出、第216回国会衆法第10号）	政治改革	1/24	3/21	撤回許可								
216	政党交付金の交付停止等に関する制度の創設に関する法律案（古川元久君外２名提出、第216回国会衆法第12号）	政治改革	1/24					閉会中審査					
216	政治資金規正法等の一部を改正する法律案（大串博志君外７名提出、第216回国会衆法第13号）	政治改革	1/24					閉会中審査					
216	財政法の一部を改正する法律案（田中健君外１名提出、第216回国会衆法第17号）	財務金融	1/24					閉会中審査					
216	サイバー安全保障を確保するための能動的サイバー防御等に係る態勢の整備の推進に関する法律案（田中健君外１名提出、第216回国会衆法第18号）	内　閣	1/24		審査未了								
216	育児・介護二重負担者の支援に関する施策の推進に関する法律案（浅野哲君外１名提出、第216回国会衆法第19号）	厚生労働	1/24					閉会中審査					
216	消費者対応業務関連特定行為対策の推進に関する法律案（丹野みどり君外１名提出、第216回国会衆法第21号）	消費者問題	1/24		審査未了								
216	被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（近藤和也君外７名提出、第216回国会衆法第22号）	震災復興・災害対策	1/24					閉会中審査					
216	健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案（中島克仁君外９名提出、第216回国会衆法第23号）	厚生労働	1/24					閉会中審査					
216	我が国の総合的な安全保障の確保を図るための土地等の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する法律案（前原誠司君外５名提出、第216回国会衆法第24号）	内　閣	1/24					閉会中審査					

提出回次	議案件名	衆議院							参議院				公布日（法律番号）
		委員会					本会議		委員会		本会議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
216	学校給食法の一部を改正する法律案（城井崇君外10名提出、第216回国会衆法第25号）	文部科学	1/24					閉会中審査					
217	医療保険の被保険者証等の交付等の特例に関する法律案（中島克仁君外12名提出、衆法第１号）	厚生労働	6/19					閉会中審査					
217	訪問介護事業者に対する緊急の支援に関する法律案（井坂信彦君外12名提出、衆法第２号）	厚生労働	6/19					閉会中審査					
217	介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案（井坂信彦君外15名提出、衆法第３号）	厚生労働	6/19					閉会中審査					
217	政治資金規正法の一部を改正する法律案（大野敬太郎君外４名提出、衆法第４号）	政治改革	3/11					閉会中審査					
217	政治資金規正法の一部を改正する法律案（大野敬太郎君外４名提出、衆法第５号）	政治改革	3/11					閉会中審査					
217	高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案（津村啓介君外７名提出、衆法第６号）	文部科学	6/19					閉会中審査					
217	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部を改正する法律案（津村啓介君外７名提出、衆法第７号）	文部科学	6/19					閉会中審査					
217	健康保険法等の一部を改正する法律案（中島克仁君外10名提出、衆法第８号）	厚生労働	6/19					閉会中審査					
217	**公職選挙法の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外11名提出、衆法第９号）**	**政治改革**	2/20	2/25	**可決**	**有**	3/4	**可決**	3/25	**可決**	3/26	**可決**	4/2 (19)
217	**公職選挙法の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外10名提出、衆法第10号）**	**政治改革**	2/20	2/25	**可決**		3/4	**可決**	3/25	**可決**	3/26	**可決**	4/2 (20)
217	中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案（階猛君外６名提出、衆法第11号）	経済産業	6/19					閉会中審査					
217	軽油引取税の税率の特例の廃止に関する法律案（青柳仁士君外１名提出、衆法第12号）	総　務	6/19					閉会中審査					

提出回次	議案件名	衆議院							参議院				公布日（法律番号）
		委員会					本会議		委員会		本会議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
217	揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に関する法律案（青柳仁士君外１名提出、衆法第13号）			6/11	撤回								
217	政治資金規正法の一部を改正する法律案（青柳仁士君外１名提出、衆法第14号）	政治改革	3/11	3/21	撤回許可								
217	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員長提出、衆法第15号）	審査省略					3/18	可決	3/25	可決	3/26	可決	3/31（12）
217	半島振興法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第16号）	審査省略					3/18	可決	3/25	可決	3/26	可決	3/31（10）
217	地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案（総務委員長提出、衆法第17号）	審査省略					3/21	可決	3/31	可決	3/31	可決	3/31（15）
217	議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第18号）	審査省略					3/18	可決	3/26	可決	3/26	可決	3/31（6）
217	棚田地域振興法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第19号）	審査省略					3/21	可決	3/27	可決	3/31	可決	3/31（9）
217	山村振興法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第20号）	審査省略					3/21	可決	3/27	可決	3/31	可決	3/31（11）
217	政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（大串博志君外10名提出、衆法第21号）	政治改革	3/19					閉会中審査					
217	子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案（階猛君外７名提出、衆法第22号）	地域・こども・デジタル	6/19					閉会中審査					
217	若者の就労所得に係る所得税の負担を軽減するための所得控除の拡充に関し講ずべき措置に関する法律案（田中健君外１名提出、衆法第23号）	財務金融	6/19					閉会中審査					

提出回次	議案件名	衆議院							参議院				公布日（法律番号）
		委員会					本会議		委員会		本会議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
217	ライドシェア事業に係る制度の導入に関する法律案（青柳仁士君外２名提出、衆法第24号）	国土交通	6/19					閉会中審査					
217	外国為替資金特別会計の在り方の見直しに関する法律案（田中健君外１名提出、衆法第25号）	財務金融	6/19					閉会中審査					
217	租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（稲富修二君外８名提出、衆法第26号）			6/11	撤回								
217	地方税法の一部を改正する法律案（吉川元君外６名提出、衆法第27号）	総　務	6/19					閉会中審査					
217	**国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第28号）**	**審査省略**					4/24	**可決**	5/9	**可決**	5/9	**可決**	5/15（34）
217	民法の一部を改正する法律案（黒岩宇洋君外５名提出、衆法第29号）	法　務	5/28					閉会中審査					
217	婚姻前の氏の通称使用に関する法律案（藤田文武君外２名提出、衆法第30号）	法　務	5/28					閉会中審査					
217	自動車盗難対策等の推進に関する法律案（田中健君外１名提出、衆法第31号）	内　閣	6/19					閉会中審査					
217	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（円より子君提出、衆法第32号）	法　務	6/19					閉会中審査					
217	**貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第33号）**	**審査省略**					5/27	**可決**	6/3	**可決**	6/4	**可決**	6/11（60）
217	**貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案（国土交通委員長提出、衆法第34号）**	**審査省略**					5/27	**可決**	6/3	**可決**	6/4	**可決**	6/11（61）
217	民法の一部を改正する法律案（円より子君外４名提出、衆法第35号）	法　務	5/28					閉会中審査					

提出回次	議案件名	衆議院							参議院				公布日（法律番号）
		委員会					本会議		委員会		本会議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
217	**行政書士法の一部を改正する法律案（総務委員長提出、衆法第36号）**	**審査省略**					5/30	**可決**	6/5	**可決**	6/6	**可決**	6/13（65）
217	**ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律案（内閣委員長提出、衆法第37号）**	**審査省略**					6/3	**可決**	6/17	**可決**	6/18	**可決**	6/25（76）
217	国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（神谷裕君外８名提出、衆法第38号）	農林水産	6/19					閉会中審査					
217	国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（神谷裕君外８名提出、衆法第39号）	農林水産	6/19					閉会中審査					
217	農業用植物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等に関する法律案（神谷裕君外８名提出、衆法第40号）	農林水産	6/19					閉会中審査					
217	地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する法律案（神谷裕君外８名提出、衆法第41号）	農林水産	6/19					閉会中審査					
217	食料供給困難事態対策法の一部を改正する法律案（神谷裕君外４名提出、衆法第42号）	農林水産	6/19					閉会中審査					
217	国家公務員法等の一部を改正する法律案（大島敦君外17名提出、衆法第43号）	内　閣	6/19					閉会中審査					
217	国家公務員の労働関係に関する法律案（大島敦君外17名提出、衆法第44号）	内　閣	6/19					閉会中審査					
217	公務員庁設置法案（大島敦君外17名提出、衆法第45号）	内　閣	6/19					閉会中審査					
217	地方公務員法等の一部を改正する法律案（大島敦君外16名提出、衆法第46号）	総　務	6/19					閉会中審査					
217	地方公務員の労働関係に関する法律案（大島敦君外16名提出、衆法第47号）	総　務	6/19					閉会中審査					

提出回次	議案件名	衆議院							参議院				公布日（法律番号）
		委員会					本会議		委員会		本会議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
217	**スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案（文部科学委員長提出、衆法第48号）**	**審査省略**					6/10	**可決**	6/12	**可決**	6/13	**可決**	6/20（71）
217	**社会保険労務士法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第49号）**	**審査省略**					6/10	**可決**	6/17	**可決**	6/18	**可決**	6/25（77）
217	公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案（落合貴之君外５名提出、衆法第50号）	政治改革	6/19					閉会中審査					
217	衆議院の解散に係る手続等に関する法律案（武正公一君外５名提出、衆法第51号）	議院運営	6/19					閉会中審査					
217	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律及び地方税法の一部を改正する法律案（川内博史君外８名提出、衆法第52号）	財務金融	6/19					閉会中審査					
217	租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（重徳和彦君外９名提出、衆法第53号）	財務金融	6/11	6/20	可決		6/20	可決		審査未了			
217	自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案（重徳和彦君外18名提出、衆法第54号）	経済産業	6/19					閉会中審査					
217	政治団体における複式簿記の導入に関する法律案（池下卓君外２名提出、衆法第55号）	政治改革	6/19					閉会中審査					
217	児童扶養手当法の一部を改正する等の法律案（大西健介君外12名提出、衆法第56号）	地域・こども・デジタル	6/19					閉会中審査					
217	保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案（早稲田ゆき君外13名提出、衆法第57号）	地域・こども・デジタル	6/19					閉会中審査					
217	郵政民営化法等の一部を改正する法律案（山口俊一君外６名提出、衆法第58号）	総務	6/19					閉会中審査					

提出回次	議案件名	衆議院							参議院				公布日（法律番号）
		委員会					本会議		委員会		本会議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
217	新型コロナウイルス感染症対策検証委員会等の設置等に関する法律案（古川元久君外１名提出、衆法第59号）	議院運営	6/19					閉会中審査					
217	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案（山田勝彦君外９名提出、衆法第60号）	内　閣	6/19					閉会中審査					
217	刑事訴訟法の一部を改正する法律案（平岡秀夫君外19名提出、衆法第61号）	法　務	6/18					閉会中審査					
217	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（近藤和也君外７名提出、衆法第62号）	農林水産	6/19					閉会中審査					
217	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の一部を改正する法律案（谷田川元君外４名提出、衆法第63号）	国土交通	6/19					閉会中審査					
217	民法の一部を改正する法律案（大河原まさこ君外７名提出、衆法第64号）	法　務	6/19					閉会中審査					
217	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案（小宮山泰子君外７名提出、衆法第65号）	法　務	6/19					閉会中審査					
217	国による全ての水俣病の被害者の救済の実現に向けた給付金等の支給に係る制度の創設に関する法律案（篠原孝君外９名提出、衆法第66号）	環　境	6/19					閉会中審査					

〔参　法〕

提出回次	議案件名	衆議院							参議院				公布日（法律番号）
		委員会					本会議		委員会		本会議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
217	特定生殖補助医療に関する法律案（秋野公造君外３名提出、参法第１号）									審査未了			
217	政治資金規正法の一部を改正する法律案（井上哲士君提出、参法第２号）											（未付託未了）	
217	政党助成法を廃止する法律案（井上哲士君提出、参法第３号）											（未付託未了）	
217	学校教育法の一部を改正する法律案（伊藤孝恵君提出、参法第４号）											（未付託未了）	
217	**自殺対策基本法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、参法第５号）**	**厚生労働**	4/16	6/4	**可決**		6/5	**可決**			4/16	**可決**	6/11（64）
217	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の廃止に関する措置等に関する法律案（吉良よし子君提出、参法第６号）											（未付託未了）	
217	労働安全衛生法及び特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（石橋通宏君外２名提出、参法第７号）									審査未了			
217	児童の朝の居場所の確保を図るための措置等に関する法律案（高木真理君外２名提出、参法第８号）											（未付託未了）	
217	**手話に関する施策の推進に関する法律案（内閣委員長提出、参法第９号）**	**内　閣**	6/13	6/13	**可決**		6/18	**可決**			6/13	**可決**	6/25（78）
217	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（石橋通宏君外２名提出、参法第10号）											（未付託未了）	
217	出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（石橋通宏君外２名提出、参法第11号）											（未付託未了）	

〔予　算〕

提出回次	議案件名	衆議院						参議院			
		委員会				本会議		委員会		本会議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果
217	令和７年度一般会計予算	予　算	1/24	3/4	修正	3/4 3/31	修正 同意	3/31	修正	3/31	修正
217	令和７年度特別会計予算	予　算	1/24	3/4	修正	3/4	修正	3/31	可決	3/31	可決
217	令和７年度政府関係機関予算	予　算	1/24	3/4	可決	3/4	可決	3/31	可決	3/31	可決

〔条　約〕

提出回次	議案件名	衆議院						参議院			
		委員会				本会議		委員会		本会議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果
217	所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第１号）	外　務	3/27	4/9	承認	4/10	承認	4/22	承認	4/23	承認
217	所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第２号）	外　務	3/27	4/9	承認	4/10	承認	4/22	承認	4/23	承認
217	所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第３号）	外　務	3/27	4/9	承認	4/10	承認	4/22	承認	4/23	承認
217	経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第４号）	外　務	3/27	4/9	承認	4/10	承認	4/22	承認	4/23	承認

提出回次	議案件名	衆議院						参議院			
		委員会				本会議		委員会		本会議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果
217	航空業務に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第５号）	外　務	4/9	4/16	承認	4/17	承認	5/8	承認	5/9	承認
217	航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第６号）	外　務	4/9	4/16	承認	4/17	承認	5/8	承認	5/9	承認
217	日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第７号）	外　務	5/2	5/9	承認	5/13	承認	6/5	承認	6/6	承認
217	日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第８号）	外　務	5/2	5/9	承認	5/13	承認	6/5	承認	6/6	承認
217	1994年４月15日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国の特定の約束に係る表の改善に関する確認書の締結について承認を求めるの件（条約第９号）	外　務	4/9	4/16	承認	4/17	承認	5/8	承認	5/9	承認
217	東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件（条約第10号）	外　務	4/9	4/16	承認	4/17	承認	5/8	承認	5/9	承認
217	海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件（条約第11号）	外　務	4/17	4/23	承認	4/24	承認	5/22	承認	5/23	承認
217	職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約（第155号）の締結について承認を求めるの件（条約第12号）	外　務	4/17	4/23	承認	4/24	承認	5/22	承認	5/23	承認
217	1995年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（条約第13号）	外　務	4/17	4/23	承認	4/24	承認	5/22	承認	5/23	承認

〔承　認〕

提出回次	議案件名	衆議院							参議院			
		委員会					本会議		委員会		本会議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果
217	放送法第70条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第１号）	総　務	3/17	3/19	承認	有	3/21	承認	4/1	承認	4/1	承認
217	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第５条第１項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第２号）	国土交通	4/22	4/23	承認		4/24	承認	5/13	承認	5/14	承認
217	外国為替及び外国貿易法第10条第２項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第３号）	経済産業	6/3	6/6	承認		6/10	承認	6/12	承認	6/13	承認

〔承　諾〕

提出回次	議案件名	衆議院						参議院			
		委員会				本会議		委員会		本会議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果
216	令和５年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第216回国会、内閣提出）	決算行政監視	1/24	5/19	承諾	5/20	承諾	5/26	承諾	5/28	承諾
216	令和５年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第216回国会、内閣提出）	決算行政監視	1/24	5/19	承諾	5/20	承諾	5/26	承諾	5/28	承諾
216	令和５年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第216回国会、内閣提出）	決算行政監視	1/24	5/19	承諾	5/20	承諾	5/26	承諾	5/28	承諾

提出回次	議案件名	衆議院						参議院			
		委員会				本会議		委員会		本会議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果
216	**令和５年度特別会計予算総則第21条第１項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）（第216回国会、内閣提出）**	決算行政監視	1/24	5/19	承諾	5/20	承諾	5/26	承諾	5/28	承諾
217	令和６年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）	決算行政監視	6/19				閉会中審査				
217	令和６年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）	決算行政監視	6/19				閉会中審査				
217	令和６年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（承諾を求めるの件）	決算行政監視	6/19				閉会中審査				

〔決算・国有財産等〕

＜決　　算＞

提出回次	議案件名	衆議院						参議院
		委員会				本会議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
216	令和５年度一般会計歳入歳出決算 令和５年度特別会計歳入歳出決算 令和５年度国税収納金整理資金受払計算書 令和５年度政府関係機関決算書	決算行政監視	1/24				閉会中審査	

＜国有財産＞

提出回次	議案件名	衆議院						参議院
		委員会				本会議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
216	令和５年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	1/24				閉会中審査	
216	令和５年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	1/24				閉会中審査	

＜ＮＨＫ決算＞

提出回次	議案件名	衆議院						参議院
		委員会				本会議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
207	日本放送協会令和２年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総　務	1/24		審査未了			
210	日本放送協会令和３年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総　務	1/24		審査未了			
212	日本放送協会令和４年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総　務	1/24		審査未了			
216	日本放送協会令和５年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総　務	1/24		審査未了			

〔決議案〕

提出回次	議案件名	衆議院					
		委員会				本会議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果
217	国際協同組合年に当たり協同組合の振興を図る決議案（森山裕君外21名提出）	審査省略				5/27	可決
217	財務金融委員長井林辰憲君解任決議案（笠浩史君外６名提出）	審査省略				6/18	可決

（参　考）

＜委員会決議＞

提出回次	議　案　件　名	衆　　議　　院	
		委　員　会	議決日
217	持続可能な地方税財政基盤の確立等に関する件	総　務	3/4
217	地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する件	総　務	3/18
217	棚田地域の振興に関する件	農林水産	3/18
217	新たな食料・農業・農村基本計画に基づく施策の推進に関する件	農林水産	3/25
217	高額療養費制度の適正な見直し手続に関する件	厚生労働	4/16
217	オンライン上で行われる違法賭博問題への対策に関する件	内　閣	5/30
217	地方消費者行政の充実・強化に関する件	消費者問題	6/5

Ⅲ　両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等

【内閣委員会】

○重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案（内閣提出第４号）要旨

本案は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備、情報通信技術の活用の進展、国際情勢の複雑化等に伴い、そのサイバーセキュリティが害された場合に国家及び国民の安全を害し、又は国民生活若しくは経済活動に多大な影響を及ぼすおそれのある国等の重要な電子計算機のサイバーセキュリティを確保する重要性が増大していることに鑑み、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のための報告の制度や通信情報の取得等の措置等について定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

一　特別社会基盤事業者による特定重要電子計算機を導入したときの製品名等の届出及び特定重要電子計算機に係る特定侵害事象等の発生を認知したときの報告の義務を規定すること。

二　内閣総理大臣は、特別社会基盤事業者その他の事業電気通信役務の利用者との間で当該利用者を通信の当事者とする通信情報のうち外内通信情報に該当するものを用いて必要な分析を行うこと等を内容とする協定を締結し、それにより通信情報の提供を受けることができることとすること。

三　内閣総理大臣は、国外通信特定不正行為に関係する外外通信、外内通信又は内外通信が電気通信事業者により媒介される国外関係通信に含まれると疑うに足りる場合において一定の要件を満たしたときは、サイバー通信情報監理委員会の承認を受けて、当該国外関係通信の通信情報の一部が複製され、内閣総理大臣の設置する設備に送信されるようにするための措置を講ずることができることとすること。

四　内閣総理大臣において取得した通信情報の中から一定の要件を満たす機械的情報のみを選別する措置を講ずる等、取得した通信情報の取扱いについての所要の規制を設けること。

五　特別社会基盤事業者による報告等により得た情報、選別された通信情報、協議会を通じて得た情報その他の情報が重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止に有効に活用されるよう、内閣総理大臣が当該情報の整理及び分析を行うこととした上で、整理又は分析した情報について、国の行政機関、特別社会基盤事業者、電子計算機等供給者等に提供する等の所要の

規定を設けること。

六　内閣総理大臣は、内閣総理大臣及び関係行政機関の長により構成される重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のための情報共有及び対策に関する協議会を組織するほか、当該協議会に、重要電子計算機を使用する者等の必要と認める者をその同意を得て構成員として加えることができることとし、被害防止情報を共有するとともに、所定の事項について協議を行うこと等とすること。

七　サイバー通信情報監理委員会を設置し、その任務として、国等の重要な電子計算機等に対する不正な行為による被害の防止のための措置の適正な実施を確保するための審査及び検査を行うこととすること。

八　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して１年６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（修正要旨）

一　この法律の適用に当たっては、必要最小限度において、法律の規定に従って厳格に権限を行使するものとし、いやしくも通信の秘密その他日本国憲法の保障する国民の権利と自由を不当に制限するようなことがあってはならない旨を明記すること。

二　サイバー通信情報監理委員会の国会報告に関し、必要的報告事項を列挙すること。

三　政府は、附則第１条第４号に掲げる規定の施行後３年を目途として、特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。

（附帯決議）

政府は、両法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

一　通信の秘密及びプライバシーの保護を十分に尊重することと通信情報の利用及びアクセス・無害化措置の円滑な実施とのバランスをとること。あわせて、平素から政府により通信情報が監視され得るのではないかとの国民の懸念を払拭するよう説明責任を果たすとともに、制度に対する国民の理解醸成を図るべく、努めること。その際には、通信情報を提供する電気通信事業者の訴訟リスクの軽減や実際に事務を取り扱う労働者の権利保護の重要性に十分配意すること。

二　基幹インフラ事業者が顧客情報を漏えいした等いわれのない誹謗中傷を受けることがないよう、対応に努めること。

三　両法の内容について、関係事業者に対する説明及び意見交換を継続的かつ徹底して行い、懸念事項や運用における配慮事項等を十分に反映して今後の制度設計を行うこと。特に、今後の基本方針や特定重要電子計算機の範囲・政府への届出、インシデント報告等に係る政省令等の制定に当たっては、基幹インフラ事業者や専門家その他の関係者の意見を幅広く聴取し、最大限反映させること。

四　電力の安定供給をはじめ、国民生活の基盤をなす経済活動や社会の安定を守るため、今般の新制度の趣旨を踏まえ高度な侵入・潜伏能力を持つサイバー攻撃への対策の有効性を担保する官民連携を国の主導により強化していくという考えの下、基幹インフラ事業者の特定重要電子計算機の届出やインシデント報告、ベンダーに求められる脆弱性対応が過度な負担とならないよう必要な配慮を行うこと。そのため、学識経験者や有識者はもとより、実務に携わる産業界や労働界の意見を幅広く聴取し、その意見を十分に尊重しつつ合理的な制度設計とすること。また、経済安全保障推進法、個人情報保護法等の関係法令への対応との重複を回避するとともに、被害を受けた事業者等の負担軽減と政府の対応の迅速化を図るため、インシデント報告先の一元化や報告様式の統一化、速報の簡素化、報告基準・内容の明確化を進めること。

五　当事者協定の締結が事実上の強制とならないよう留意するとともに、協定を締結しない場合に不利益を与えないこと。

六　サイバー攻撃による被害を防止するため、内閣総理大臣が整理・分析を行った結果については、民間事業者に対し、積極的な情報提供を行うこと。また、情報の整理・分析や脆弱性への対応に当たっては、関係諸外国とも十分に連携し、その対応に万全を期すこと。

七　内閣総理大臣が取得した情報等については、安全管理措置等に万全を期すとともに、情報提供の際には、被害を受けた事業者等の権利利益の保護に十分に配慮すること。

八　両法の内容を実施するための政府の体制整備及び省庁間連携に万全を期すこと。特に、サイバー通信情報監理委員会は、通信情報の取得やアクセス・無害化措置に関する承認について、機微情報を含む必要な情報の適切な取扱いを含め、その権限及び機能を十分に発揮し、適正にかつ速やかに行う体制

を構築すること。

九　外務大臣は、アクセス・無害化措置に関する協議について、迅速かつ適切に対応する体制を構築すること。

十　サイバー通信情報監理委員会は、国会が実効的な監視機能を発揮するため、できる限り詳細かつ速やかに報告を行うこと。また、国会に対する報告については、今回の修正があったことを受け止め、法律上明示された事項以外の事項を含めてその内容の拡充に努めるものとし、国会が、当該報告等を契機として、両法に基づく措置に関し説明を求めた際には、民主的統制の重要性を踏まえ、誠実に対応し、その説明責任を果たすこと。

十一　外国に所在する攻撃サーバー等へのアクセス・無害化措置の実施が深刻な外交問題につながる懸念及び我が国の国家実行として国際法規則の形成に影響を与える事項であることに留意し、アクセス・無害化に係る我が国としての国際法上の整理を明確化するとともにサイバー行動に係る国際法上のルール形成に我が国として貢献していくこと。

十二　中小企業のサイバーセキュリティ確保に対する人的・技術的な支援の強化に努めること。特に、サプライチェーンへのサイバー攻撃に対する強靱性を高めるためには、委託元のみならず、サプライチェーンを構成する中小企業の体制整備とそれに伴う費用、的確なアドバイス等のサポートが必要であることから、国は規制と支援について一体的に取り組むとともに、海外拠点を通じた攻撃も想定されることから、関係諸国と連携しつつ国が前面に立って対策を講ずること。

十三　サイバー攻撃のより一層の巧妙化及び深刻化に対応するため、海外等の事例を踏まえつつサイバーセキュリティ人材の確保及び育成について必要な検討を加え、官民一体となって強力に推進すること。

十四　ＡＩ等の新たな技術を活用したサイバー対処業務の効率化について、民間等の取組状況やニーズを踏まえつつ、官民で連携して必要な施策を検討し、推進すること。

○重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第５号）要旨

本案は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴い、重大な危害を防止するための一定の警察官又は自衛官による電子計算機の動作に係る措置に関する規定を整備するとともに、サイバーセキュ

リティ基本法その他の関係法律について所要の規定の整備等を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

一　警察官職務執行法を改正し、警察庁長官が指名する警察官は、サイバーセキュリティを害することその他情報技術を用いた不正な行為に用いられる電気通信等を認めた場合であって、そのまま放置すれば人の生命、身体又は財産に対する重大な危害が発生するおそれがあるため緊急の必要があるときは、原則としてサイバー通信情報監理委員会の承認を得た上で、当該電気通信等の送信元等である電子計算機の管理者等に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置であって電気通信回線を介して行う電子計算機の動作に係るものをとることを命じ、又は自らその措置をとることができることとすること。

二　自衛隊法を改正し、内閣総理大臣は、重要電子計算機のうち一定のものに対する特定不正行為であって、本邦外にある者による特に高度に組織的かつ計画的な行為と認められるものが行われた場合において、これにより重大な支障が生ずるおそれが大きいと認められ、かつ、その発生を防止するために自衛隊が有する特別の技術又は情報が必要不可欠であること等により自衛隊が対処を行う特別の必要があると認めるときは、自衛隊の部隊等に当該特定不正行為による当該重要電子計算機への被害を防止するために必要な電子計算機の動作に係る措置であって電気通信回線を介して行うものをとるべき旨を命ずることができることとすること。また、当該措置をとるべき旨を命ぜられた部隊等の職務の執行及び自衛隊又は日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊が使用する一定の電子計算機をサイバーセキュリティを害すること等から職務上警護する自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法の必要な規定を準用すること。

三　サイバーセキュリティ基本法を改正し、サイバーセキュリティ戦略本部について、本部長は内閣総理大臣、本部員は全ての国務大臣をもって充てる組織とするとともに、その所掌事務について、重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティの確保に関して国の行政機関が実施する施策の基準の作成及び国の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保の状況の評価等を追加すること。

四　内閣法を改正し、内閣官房に、内閣官房の事務のうちサイバーセキュリティの確保に関するもの等を掌理する内閣サイバー官一人を置くこと。

五　この法律は、一部の規定を除き、重要電子計算機に対する不正な行為によ

る被害の防止に関する法律の施行の日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、両法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

一　通信の秘密及びプライバシーの保護を十分に尊重することと通信情報の利用及びアクセス・無害化措置の円滑な実施とのバランスをとること。あわせて、平素から政府により通信情報が監視され得るのではないかとの国民の懸念を払拭するよう説明責任を果たすとともに、制度に対する国民の理解醸成を図るべく、努めること。その際には、通信情報を提供する電気通信事業者の訴訟リスクの軽減や実際に事務を取り扱う労働者の権利保護の重要性に十分配意すること。

二　基幹インフラ事業者が顧客情報を漏えいした等いわれのない誹謗中傷を受けることがないよう、対応に努めること。

三　両法の内容について、関係事業者に対する説明及び意見交換を継続的かつ徹底して行い、懸念事項や運用における配慮事項等を十分に反映して今後の制度設計を行うこと。特に、今後の基本方針や特定重要電子計算機の範囲・政府への届出、インシデント報告等に係る政省令等の制定に当たっては、基幹インフラ事業者や専門家その他の関係者の意見を幅広く聴取し、最大限反映させること。

四　電力の安定供給をはじめ、国民生活の基盤をなす経済活動や社会の安定を守るため、今般の新制度の趣旨を踏まえ高度な侵入・潜伏能力を持つサイバー攻撃への対策の有効性を担保する官民連携を国の主導により強化していくという考えの下、基幹インフラ事業者の特定重要電子計算機の届出やインシデント報告、ベンダーに求められる脆弱性対応が過度な負担とならないよう必要な配慮を行うこと。そのため、学識経験者や有識者はもとより、実務に携わる産業界や労働界の意見を幅広く聴取し、その意見を十分に尊重しつつ合理的な制度設計とすること。また、経済安全保障推進法、個人情報保護法等の関係法令への対応との重複を回避するとともに、被害を受けた事業者等の負担軽減と政府の対応の迅速化を図るため、インシデント報告先の一元化や報告様式の統一化、速報の簡素化、報告基準・内容の明確化を進めること。

五　当事者協定の締結が事実上の強制とならないよう留意するとともに、協定を締結しない場合に不利益を与えないこと。

六　サイバー攻撃による被害を防止するため、内閣総理大臣が整理・分析を行った結果については、民間事業者に対し、積極的な情報提供を行うこと。また、情報の整理・分析や脆弱性への対応に当たっては、関係諸外国とも十分に連携し、その対応に万全を期すこと。

七　内閣総理大臣が取得した情報等については、安全管理措置等に万全を期すとともに、情報提供の際には、被害を受けた事業者等の権利利益の保護に十分に配慮すること。

八　両法の内容を実施するための政府の体制整備及び省庁間連携に万全を期すこと。特に、サイバー通信情報監理委員会は、通信情報の取得やアクセス・無害化措置に関する承認について、機微情報を含む必要な情報の適切な取扱いを含め、その権限及び機能を十分に発揮し、適正にかつ速やかに行う体制を構築すること。

九　外務大臣は、アクセス・無害化措置に関する協議について、迅速かつ適切に対応する体制を構築すること。

十　サイバー通信情報監理委員会は、国会が実効的な監視機能を発揮するため、できる限り詳細かつ速やかに報告を行うこと。また、国会に対する報告については、今回の修正があったことを受け止め、法律上明示された事項以外の事項を含めてその内容の拡充に努めるものとし、国会が、当該報告等を契機として、両法に基づく措置に関し説明を求めた際には、民主的統制の重要性を踏まえ、誠実に対応し、その説明責任を果たすこと。

十一　外国に所在する攻撃サーバー等へのアクセス・無害化措置の実施が深刻な外交問題につながる懸念及び我が国の国家実行として国際法規則の形成に影響を与える事項であることに留意し、アクセス・無害化に係る我が国としての国際法上の整理を明確化するとともにサイバー行動に係る国際法上のルール形成に我が国として貢献していくこと。

十二　中小企業のサイバーセキュリティ確保に対する人的・技術的な支援の強化に努めること。特に、サプライチェーンへのサイバー攻撃に対する強靭性を高めるためには、委託元のみならず、サプライチェーンを構成する中小企業の体制整備とそれに伴う費用、的確なアドバイス等のサポートが必要であることから、国は規制と支援について一体的に取り組むとともに、海外拠点を通じた攻撃も想定されることから、関係諸国と連携しつつ国が前面に立って対策を講ずること。

十三　サイバー攻撃のより一層の巧妙化及び深刻化に対応するため、海外等の

事例を踏まえつつサイバーセキュリティ人材の確保及び育成について必要な検討を加え、官民一体となって強力に推進すること。

十四　ＡＩ等の新たな技術を活用したサイバー対処業務の効率化について、民間等の取組状況やニーズを踏まえつつ、官民で連携して必要な施策を検討し、推進すること。

○人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案（内閣提出第29号）要旨

本案は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与するため、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策について、基本理念並びに人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する基本的な計画の策定その他の施策の基本となる事項を定めるとともに、人工知能戦略本部を設置するもので、その主な内容は次のとおりである。

一　人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進について、基本理念及び国の責務等を定めること。

二　基本的施策として、研究開発の推進、施設及び設備等の整備及び共用の促進、人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性の確保、人材の確保、教育の振興、情報収集及び調査研究等の実施、国際協力の推進等を規定すること。

三　政府は、基本理念にのっとり、基本的施策を踏まえ、人工知能基本計画を定めるものとすること。

四　人工知能基本計画の推進体制として、内閣に人工知能戦略本部を設置することとし、内閣総理大臣を本部長とするなど組織、所掌事務等を規定すること。

五　この法律は、別段の定めがある場合を除き、公布の日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

一　ＡＩの研究開発及び活用に当たっては、「人間中心のＡＩ社会原則」に基づき、人間の尊厳を損なわないことを大前提とすること。また、ＡＩを人間の倫理観、価値観及び目的に沿って動作させるＡＩアライメントの観点に基づいた研究開発を推進すること。

二　本法に基づくＡＩ基本計画、指針の策定その他のＡＩ政策の実施に当たっては、リスクの最小化のみならず、我が国におけるＡＩの導入促進による便益についても十分考慮すること。

三　生成ＡＩを含むＡＩ技術は、社会や経済に対して便益をもたらすとともに様々なリスクを有していることに鑑み、ＡＩの利活用に際しての留意点やリスクの回避策等について、事業者や国民に対して十分に周知すること。また、リスクの把握を含めたＡＩの適切な利活用の方法について、学校教育や社会教育等の場を活用することにより、ＡＩに関するリテラシー教育を積極的に推進すること。

四　ＡＩ技術を悪用したディープフェイクポルノ、とりわけ児童の画像等を使用したものへの対策については、各種法令の適用による厳正な取締り及び被害者の保護を行うとともに、サイト管理者等への違法な情報の削除依頼を強化すること。また、同対策の実効性を高めるための方策の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

五　我が国で利用される生成ＡＩサービスの多くが外国産で占められている一方、日本語での出力に課題がある現状を踏まえ、日本語の大規模言語モデルをベースとした国産の生成ＡＩサービスの実用化に向けた研究開発及びデータ整備の一層の推進に官民を挙げて取り組むこと。また、将来において競争力を高めるためにも、ＡＩを国家戦略上の重要分野と位置付けるとともに、ＡＩの基盤的技術やモデルの研究開発を積極的に支援すること。

六　ＡＩ関連産業のイノベーションと健全な競争を促進するため、必要に応じてスタートアップを含む新規参入者に係る障壁を撤廃し、公正で開かれた市場環境を整備すること。

七　ＡＩ技術の研究開発が総合的に行われる必要があることに鑑み、学際的見地からＡＩ人材の育成を強化し、特に次世代の競争力を高めること。また、ＡＩ技術の研究開発や人材の育成・確保に向けた官民の十分な投資を確保するため、財政上の措置その他必要な措置を講ずること。

八　ＡＩの利活用が行政サービスの質の向上、業務の効率化及び社会課題の解決等に資することに鑑み、国、地方公共団体及び地域の民間事業者によるＡＩの積極的な利活用に向けた環境の整備に努めること。また、利活用に際しては、ＡＩが有する様々なリスクを踏まえて、個人情報の保護その他の国民の権利利益の保護を図りつつ、適正性の確保にも十分に留意すること。

九　活用事業者等に対する調査、指導及び助言等に当たっては、当該事業者等

の営業秘密や知的財産権の保護に配慮しつつ、過度に重い負担や情報開示を求めないように留意すること。他方で、重大なリスクが生じるおそれのある事項に関し、指導や助言等に応じない活用事業者等に対する実効性ある措置の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

十　広島ＡＩプロセス国際行動規範の「報告枠組み」に基づき報告書を提出する活用事業者等に対しては、既存の国内法制度に基づく報告義務に最大限活用することで、報告の重複を軽減する仕組みを導入することなどにより、国際的な整合性や効率性を確保すること。

十一　ＡＩ技術が加速度的に進展している現状を踏まえ、ＡＩの利活用が国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資するものとなるよう、また、新たなリスクに適時に対応するためにも、本法その他の関連規定、ＡＩ基本計画及び指針について不断の見直しを行うこと。

十二　ＡＩ戦略本部の組織体制については、同本部がＡＩ技術の研究開発及び活用に係る一体的な施策を推進する政府の司令塔機能を十分に発揮できるよう、各省庁の縦割りを可能な限り排除するとともに、事務局に民間のＡＩ人材の積極的な登用を図ること。

十三　ＡＩ戦略本部に対して専門的見地から助言を行えるようにするため、有識者から構成される会議体を早期に設置すること。また、有識者の人選については、ＡＩの倫理的、法的及び社会的課題について知見を有する者など多様な主体の参画を図ること。

十四　ＡＩのリスクへの対応について、常に最新の知見の情報収集に努め、必要な対応について不断の検討を行うこと。また、既存の法令やガイドライン等によっては対応が困難な新たなリスクが顕在化した場合においては、そのリスクの程度に応じて規制の度合いを変えるリスクベースアプローチに基づいた規制的措置の導入も含め検討し、その結果に応じて必要な措置を講ずること。

十五　ＡＩの利用に伴う知的財産権、パブリシティ権等の権利侵害に対応するため、諸外国における検討状況等を踏まえ、必要に応じ関連法制の整備を含めた対応の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

○日本学術会議法案（内閣提出第36号）要旨

本案は、日本学術会議の機能強化に向けて、その独立性・自律性を抜本的に

高めるため、学術に関する重要事項に係る審議、大学、研究機関、学会その他の学術に関係する者の間における連携の確保及び強化、学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備、学術に関する外国の団体及び国際団体との交流等を行うことにより、学術の向上発達を図るとともに、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与することを目的とする法人として、日本学術会議を設立し、その目的、業務の範囲等に関する事項を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

一　日本学術会議について、特別の法律により設立される法人とするほか、日本学術会議の目的等に関する事項を定めること。

二　日本学術会議の機関として、日本学術会議会員、総会、会長、監事、会員候補者選定委員会、選定助言委員会等を置き、それらの職務等を定めること。

三　日本学術会議会員は、優れた研究又は業績がある科学者のうちから、総会が選任することとし、日本学術会議は、客観性及び透明性を確保する方法でこれを行い、会員の選任の過程を国民に明らかにするよう努めなければならないこととすること。また、会長は、特に優れた研究又は業績があり、人格が高潔で、かつ、日本学術会議の業務を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する会員のうちから、総会が、その決議により選任することとし、日本学術会議は、会長が選任されたときは、会長の選任の理由等を公表しなければならないこととすること。

四　日本学術会議の業務の範囲等について定めるほか、日本学術会議が、その適正な業務運営を確保し、また、国民に対する説明責任を果たすため、中期的な活動計画及び年度計画を作成し、毎事業年度の終了後における業務の実績等に関し、自ら点検及び評価を行うこと等を定めるとともに、内閣府に日本学術会議評価委員会を設置し、日本学術会議の自己点検評価の方法及び結果について、調査審議し、意見を述べることができることとすること。

五　政府は、予算の範囲内において、日本学術会議に対し、その業務の財源に充てるため、必要と認める金額を補助することができることとすること。

六　日本学術会議の設立準備に係る規定を設けるほか、現行日本学術会議法の廃止など、所要の規定の整備を行うこと。

七　この法律は、一部の規定を除き、令和８年10月１日から施行すること。

（附帯決議）

政府及び日本学術会議は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

一　政府は、令和２年の会員任命拒否問題について、国民に説明責任を果たし、国民の信頼を得るよう努めること。また、日本学術会議との信頼関係を損ねたとの指摘があったことを踏まえ、日本学術会議との信頼関係の構築に努めること。

二　政府は、会長の選任について日本学術会議が公表しなければならない事項を内閣府令で定めるに当たっては、会長に求められる資質を十分に勘案しながら慎重かつ丁寧なプロセスで選考されたことが国民に明らかとなるようにすること。

三　政府は、現行の日本学術会議が、科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、我が国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命として設立されたものであることを尊重すること。

四　政府は、日本学術会議が我が国の科学者の内外に対する代表機関としての役割及び機能を十分に発揮することができるよう、会員の選任、科学的助言等、運営及び活動における日本学術会議の独立性、自主性及び自律性を尊重すること。

五　政府は、法人化後の日本学術会議の設立に当たっては、日本学術会議の実務の連続性に配慮すること。また、設立時の会員の選考について、コ・オプテーションの理念に配慮すること。

六　政府は、日本学術会議が、その役割及び機能を十分果たし、また、その活動を萎縮させることがないよう、日本学術会議の要望を踏まえつつ、必要な財政支援を行うこと。また、補助金等の算定に当たっては、日本学術会議が中期的な活動計画に基づいて作成する年度計画に記載される事項に基づき公正に行い、適切な金額となるよう努めること。あわせて、日本学術会議は、無駄を排除した上で、政府からの財政支援のみに依存せず、民間からの寄附金を始めとした財源の多様化を図るよう努めること。

七　政府は、監査報告、選定助言委員、運営助言委員、中期的な活動計画、年度計画、自己点検評価、日本学術会議評価委員会等に関して政令、内閣府令を定めるに当たっては、日本学術会議の自主性を尊重すること。また、内閣総理大臣が任命する監事や日本学術会議評価委員会の権限が不当に拡大しないよう留意すること。あわせて、監事には、業務における政治的中立性の確保も含め、適切に監査できる者を任命すること。また、日本学術会議評価委員には、産業や国民生活に最新の科学研究及び学問的知見が活かされるよう、

中期的な活動計画に対して幅広い視野から意見を述べることができる者を任命すること。

八　政府は、産官学の連携を一層深め、民間の知見や活力を積極的に活用することで、学術の成果を社会に還元し、新たな価値やイノベーションの創出につなげること。また、日本学術会議は、社会の関心及び状況等を認識し、立法府に対する提言を検討することも含め、その政策提言機能を強化すること。あわせて、政府は、日本学術会議が行う勧告、答申等について、その趣旨を尊重すること。

九　日本学術会議は、会員候補者選定委員会、選定助言委員会等の会議体の議事録の公表、日本学術会議と社会とのコミュニケーションの強化等、組織や活動の透明性の向上に努めること。

十　政府は、日本学術会議の更なる改革に向けて不断の見直しを行うため、組織の在り方を含め、本法の運用状況について適時適切に評価及び検証を行い、必要に応じて適切な措置を検討すること。また、本法の施行後三年を目途に本法の施行状況を点検し、その結果を公表すること。

十一　政府は、本法の規定について施行後６年を目途に検討する際には、本法の規定する目的及び基本理念を踏まえた活動状況、業務遂行及び会員選任等に係る説明責任の履行状況、財政面も含む自主的・自律的な運営に向けての取組などに留意すること。

○海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第46号）（参議院送付）要旨

本案は、我が国の排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー源の適正な利用を図るため、我が国の排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置の許可に関する規定等を設けるとともに、海洋環境等の保全に配慮した海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定を行うため、環境大臣による海洋環境等調査の実施に関する規定等を設けるほか、海洋再生可能エネルギー発電事業に係る環境影響評価法の特例等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一　経済産業大臣は、我が国の排他的経済水域のうち、自然的条件が適当である等の指定の基準に適合する相当の面積の区域について、関係行政機関の長との協議等を行い、海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域として指定することができること。

二　経済産業大臣及び国土交通大臣は、海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域において海洋再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする者に対し、仮の地位を付与する処分をすることができることとするとともに、仮の地位の付与を受けた者や利害関係者等を構成員とする協議会を組織すること。

三　経済産業大臣及び国土交通大臣は、海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画等が協議会において協議が調った事項と整合的であること等の許可の基準に適合すると認める場合に限り、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置を許可することができること。

四　海洋環境等の保全に配慮した海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定等を行うため、環境大臣は、海洋環境等に関する調査等を行うこととし、これに伴い、環境影響評価法の相当する手続を適用しないこと。

五　その他所要の規定の整備を行うこと。

六　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

一　国際基準にのっとった生物多様性の保全を重視し、利害関係者の意見を反映させるため、海外で導入事例のある海洋空間計画の実態を把握し、関係府省庁や環境専門家等との連携の下、我が国の実情を踏まえつつ、我が国独自の海洋空間計画の手法を早急に確立すること。

二　環境に十分に配慮した洋上風力発電事業を推進するため、事業者の協力を得ながら、環境影響評価図書の常時公開や事業開始後の適切なモニタリングの実施とその情報公開に向けた制度の見直しを検討すること。

三　公募占用計画等に記載される、事業者が海洋再生可能エネルギー発電設備設置や維持管理を通じて取得する情報について、目的外に利用することがないよう、事業者の情報管理体制について関係府省庁が適宜チェックすること。

四　事業者が洋上風力のサプライチェーン調査を行うことができるよう、他事例等を参考に、助言をする等のサポート体制を構築すること。

五　海洋環境等の保全の観点から環境省が行う調査が十分なものとなるよう、必要な予算と人員体制を確保すること。

六　募集区域の検討・指定や洋上風力発電の計画に関する情報が、その海域で

漁を行う漁業関係者に速やかに伝わるよう、都道府県に対する情報提供を徹底すること。

七　募集区域の指定の段階において洋上風力発電が漁業や環境に及ぼす影響について、利害関係者の理解を十分に得た上で当該区域が指定されるよう、意見聴取、関係機関との協議等の在り方について検討し、必要な措置を講ずること。

八　促進区域の検討・指定に対し、各地で地域住民による反対運動が起きていることに鑑み、促進区域の検討に当たっては、府省庁横断的な組織の下で調整を進め、住民への情報提供を十分に行うとともに、住民の理解を得られるよう基礎自治体と緊密に連携し、合意形成プロセスを進めるよう徹底すること。また、大臣許可漁業団体や他県からの入会漁業者など地域と間接的に関連し得る関係漁業者が存在する実態に鑑み、案件形成に当たり、国が積極的に調整を図っていくこと。

九　洋上風力発電を始めとする我が国の再生可能エネルギーの発電コストは、火力発電などの既存のエネルギーと比較すると依然として高いことに鑑み、再生可能エネルギーの導入を進めるに当たっては、発電コストに係る国民負担の抑制を図るため、将来を見据えて電源別の発電コストの検証を随時行うこと。

十　再生可能エネルギーによる発電を促進するに当たっては、電力の安定供給のために既存のエネルギーによる発電の調整力が一定程度求められるものの、これに伴う社会全体でのコストの最小化が図られるよう努めること。

十一　再生可能エネルギー電源の送電線への接続が増加することを想定し、電力事業者等による送配電網の整備及びそれを支える人材の確保・育成について支援を行うこと。

十二　将来的に、遠方にある排他的経済水域（ＥＥＺ）に設置する上での課題が技術開発によって解決することを前提に、海洋再生可能エネルギー発電設備の全エネルギーを系統接続によらない手段により輸送できる制度を検討すること。

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）（参議院送付）要旨

本案は、最近における悪質ホストクラブ問題をはじめとする風俗営業等をめぐる情勢に鑑み、接待飲食営業に係る遵守事項等を追加するとともに、風俗営

業の許可に係る不許可事由を追加する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一　接待飲食営業を営む風俗営業者は、その営業に関し、客の正常な判断を著しく阻害する行為として、料金について事実に相違する説明等をする行為等をしてはならないこととすること。

二　接待飲食営業を営む者は、その営業に関し、客に注文等又は料金の支払等をさせる目的で当該客を威迫して困惑させる行為や、客に対し、威迫し、又は誘惑して料金の支払等のために当該客が法令に違反する行為により金銭を得ること等を要求する行為をしてはならないこととし、これらの行為をした者に対する罰則を設けること。

三　性風俗関連特殊営業のうち一定の営業を営む者は、異性の客に接触する役務を提供する業務に従事しようとする者の紹介を受けた場合において、当該紹介をした者又は第三者に対し、当該紹介の対価として金銭等を提供し、又は第三者をして提供させてはならないこととし、当該行為をした者に対する罰則を設けること。

四　風俗営業の許可を受けないで風俗営業を営んだ者等に対する罰則を強化するとともに、法人の代表者又は従業者がこれらの違反行為をしたときの当該法人に対する罰金の上限額を引き上げること。

五　都道府県公安委員会が風俗営業の許可をしてはならない者として、親会社等が風俗営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者である法人等を追加すること。

六　この法律は、公布の日から起算して１月を経過した日から施行すること。ただし、五については、公布の日から起算して６月を経過した日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

一　悪質なホストクラブ等の客が売掛金等を蓄積させられた上で、売春等をさせられている状況に鑑み、こうした性的搾取を防止するため、被害者の保護に努めるとともに、当該行為に関与した者の指導・取締りを一層推進すること。また、海外売春をさせられる事例も見受けられることから、外国の関係機関とも連携しながら厳正に対処すること。

二　悪質ホストクラブ問題の背後で暴力団や匿名・流動型犯罪グループ等の犯

罪者集団が不当に利益を得ている事例があることに鑑み、本法の執行を通じ、これらの者を風俗営業から排除する取組を徹底すること。

三　ホスト等によるマインドコントロールや犯罪者集団による報復への恐れから、被害者自身による申告が困難な場合があることを踏まえ、早期に被害の回復につなげるため、関係行政機関や被害者支援団体等と連携しながら、被害者やその家族等に対する適切で効果的な広報・啓発、相談・支援体制の強化等の取組を進めること。また、中長期的な被害の回復に対する支援の充実や被害者支援団体等への支援の拡充についても検討すること。

四　悪質なホストクラブ等において、ホスト等が客に対して、その客の好意の感情を不当に利用し、困惑させ、飲食などの提供を受ける契約を結ばせる実態等があることに鑑み、客がその意に反して、売掛金等の高額な債務を負うことのないよう、消費者契約法に基づく取消しを主張できる場合があること及び消費者トラブルに関する相談窓口について周知を徹底すること。

五　悪質なホストクラブのホストがＳＮＳやマッチングアプリ上で、ホストであることを隠して客となるよう勧誘等を行っている事例があることに鑑み、ターゲットとなる若年層を中心に被害を受ける可能性のある者に届くような効果的な手法を工夫し、注意を呼びかけること。また、当該行為に関与した者の取締りについても積極的に取り組むこと。

六　悪質ホストクラブ問題を始めとする風俗営業等をめぐる情勢に鑑み、ホストクラブやメンズコンセプトカフェ等の接待飲食営業について、売掛金等の高額な債務を負わせることにつながるような遵守事項等に違反する行為が行われないよう、監督・指導に更に積極的に取り組むこと。

七　現下の悪質ホストクラブ問題の深刻な状況を踏まえ、法施行前においても取締りの強化や広報・啓発に一層努めるとともに、今後の悪質ホストクラブ問題に係る情勢を踏まえ、必要に応じ、他の関係法令も含めた更なる措置を検討すること。

○盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案（内閣提出第49号）要旨

本案は、特定金属製物品の窃取を防止するためには盗難特定金属製物品の処分を防止することが重要であることに鑑み、特定金属くず買受業について買受けの相手方の氏名等の確認を義務付けるほか、指定金属切断工具を隠して携帯する行為を禁止する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりであ

る。

一　特定金属くず買受業を営もうとする者は、営業所ごとに、氏名、住所等を当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならないこととすること。

二　特定金属くず買受業を営む者は、特定金属くずの買受けを行おうとするときは、一定の場合を除き、買受けの相手方の本人確認を行うとともに、当該本人確認に係る事項等に関する記録を作成し、当該記録を一定期間保存しなければならないこととすること。

三　特定金属くず買受業を営む者は、特定金属くずの買受けを行った場合には、当該買受けの内容等の記録を作成し、当該記録を一定期間保存しなければならないこととすること。

四　特定金属くず買受業を営む者は、買受けに係る特定金属くずが盗難特定金属製物品に由来するものである疑いがあると認めたときは、警察官にその旨を申告しなければならないこととすること。

五　何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、指定金属切断工具を隠して携帯してはならないこととすること。

六　都道府県警察の本部長等は、特定金属製物品の盗難の防止に資する情報を、太陽光発電設備を設置する者等に周知するよう努めなければならないこととすること。

七　この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、五及び六については、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

一　特定金属くず買受業について、買受業者の実態の把握に努めるとともに、本法の運用状況を踏まえ、現金取引の禁止、取引時の本人確認及び記録保存の一層の厳格化を始めとする、買受業者に対する規制的措置の在り方を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

二　太陽光発電施設における金属ケーブルの窃盗を始めとする金属盗の発生状況、手口及び有効な防止策について、不断の情報収集及び分析を行い、関係事業者等と警察とで広域的に共有するための官民情報プラットフォームを、関係業界と連携して速やかに構築し、運用するとともに、関係事業者等に対

し、盗難防止に資する情報を積極的に周知すること。

三　盗難特定金属製物品の処分を防止するため、ＡＩ等のデジタル技術等の最先端技術等を活用した対策について、その技術開発の支援も含めた在り方を将来的に検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

四　監視カメラやセンサーライトの設置、転売防止のためのマーキング等の自主防犯対策を講ずる事業者等に対する支援措置を講ずる都道府県に対して、必要な助言、支援等を行うこと。

五　太陽光発電施設における金属ケーブル窃盗について、不法滞在外国人グループ等が犯行に及んでいる実態が認められることに鑑み、組織的に金属盗を敢行する犯罪について、実行犯の募集や盗難特定金属製物品の流通経路等の実態を解明するとともに、効果的な取締り等の対策を講ずること。また、留学生や外国人コミュニティ等の協力を得るなどして、外国語によるインターネット上の違法・有害情報に対し適切に対応するとともに、犯罪防止に資する情報発信を外国語を用いて積極的に行うこと。あわせて、取締りを通じて外国人差別の風潮を助長することとならないよう十分留意すること。

六　買受け時の本人確認を始めとする手続の煩わしさにより、適法な特定金属くず買受業者の利用が避けられる事態とならないよう、本法の措置の内容及びその必要性について、国民や事業者の十分な理解を得られるよう周知啓発を行うこと。

七　指定金属切断工具の隠匿携帯の禁止規定の運用に当たっては、人権を不当に侵害することのないようにすること。

○独立行政法人男女共同参画機構法案（内閣提出第52号）要旨

本案は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に係る関係者相互間の連携及び協働の促進、当該施策の策定及び実施に関する業務に従事する職員等に対する研修、当該施策の策定及び実施に資する専門的な調査及び研究等を行うことにより、当該施策の推進を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的とする独立行政法人男女共同参画機構を設立するもので、その主な内容は次のとおりである。

一　本独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めること。

二　本独立行政法人に、役員として、理事長及び監事を置くとともに、理事を置くことができるものとすること。

三　本独立行政法人の主務大臣等について定めるほか、同法人の設立に関連し

て、独立行政法人国立女性教育会館の解散に関する事項等を定めること。

四　この法律は、一部の規定を除き、令和８年４月１日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

一　独立行政法人男女共同参画機構（以下「機構」という。）の目的を女性教育の振興にとどめず男女共同参画促進施策の推進とすることに鑑み、機構及び男女共同参画センター（以下「センター」という。）について、その認知度の向上を図るとともに、男女共同参画社会の形成を社会全体で促進するための活用の在り方について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

二　機構の主たる事務所について、引き続き埼玉県比企郡嵐山町に存置する方針であることに鑑み、政府の男女共同参画施策に係る部局との緊密な連携の在り方、機構から全国各地への効率的なアウトリーチの手法等について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

三　機構から埼玉県への土地の返還に当たっては、その具体的な方法及び時期について、埼玉県及び嵐山町との間で丁寧な協議を行うこと。また、機構の有する施設については、同町に設置されることの利点を生かしつつ、必要性の低い施設を温存することのないよう合理化や効率化を徹底し、男女共同参画の中核的組織としてふさわしい活用が行われるよう留意すること。あわせて、原状回復の在り方について埼玉県が研修棟や宿泊棟の民間による活用を望む場合には、県の検討等に協力すること。

四　男女共同参画の施策の推進に当たっては、地方自治体と丁寧なコミュニケーションを図ること。また、全国のセンターに対し、その機能を充実させるための支援を行うとともに、各地でセンターが十分な機能を発揮することができるよう、広域的な連携・協力体制の構築を後押しすること。

五　機構の有効性及び必要性を不断に検証し、社会情勢や行政需要の変化に応じて機能や主たる事務所の設置場所を含め組織体制の見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

○独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第53号）要旨

本案は、独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴い、男女共同参画社会

基本法において男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進するための機関としての独立行政法人男女共同参画機構の役割を定めるほか、関係法律の規定の整備等を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

一　国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体等の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策等を講ずるように努めるものとすること。

二　独立行政法人男女共同参画機構は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとすること。

三　地方公共団体は、関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点である男女共同参画センターとしての機能を担う体制を確保するように努めるものとすること。

四　その他所要の規定の整備等を行うこと。

五　この法律は、一部の規定を除き、独立行政法人男女共同参画機構法の施行の日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

一　独立行政法人男女共同参画機構（以下「機構」という。）の目的を女性教育の振興にとどめず男女共同参画促進施策の推進とすることに鑑み、機構及び男女共同参画センター（以下「センター」という。）について、その認知度の向上を図るとともに、男女共同参画社会の形成を社会全体で促進するための活用の在り方について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

二　機構の主たる事務所について、引き続き埼玉県比企郡嵐山町に存置する方針であることに鑑み、政府の男女共同参画施策に係る部局との緊密な連携の在り方、機構から全国各地への効率的なアウトリーチの手法等について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

三　機構から埼玉県への土地の返還に当たっては、その具体的な方法及び時期について、埼玉県及び嵐山町との間で丁寧な協議を行うこと。また、機構の有する施設については、同町に設置されることの利点を生かしつつ、必要性の低い施設を温存することのないよう合理化や効率化を徹底し、男女共同参

画の中核的組織としてふさわしい活用が行われるよう留意すること。あわせて、原状回復の在り方について埼玉県が研修棟や宿泊棟の民間による活用を望む場合には、県の検討等に協力すること。

四　男女共同参画の施策の推進に当たっては、地方自治体と丁寧なコミュニケーションを図ること。また、全国のセンターに対し、その機能を充実させるための支援を行うとともに、各地でセンターが十分な機能を発揮することができるよう、広域的な連携・協力体制の構築を後押しすること。

五　機構の有効性及び必要性を不断に検証し、社会情勢や行政需要の変化に応じて機能や主たる事務所の設置場所を含め組織体制の見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

○ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律案（内閣委員長提出、衆法第37号）要旨

本案は、違法オンラインギャンブル等をめぐる問題が深刻な状況にあることに鑑み、国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等ウェブサイトを提示する行為等を禁止するとともに、違法オンラインギャンブル等を行うことが禁止されている旨の周知徹底を図るための措置が講ぜられることを明記するもので、その主な内容は次のとおりである。

一　インターネットを利用して不特定の者に対し情報の発信を行う者は、次に掲げる行為をしてはならないこととすること。

１　国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムを提示する行為

２　インターネットを利用して国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等に誘導する情報を発信する行為

二　ギャンブル等依存症問題に関する知識の普及に当たって違法オンラインギャンブル等を行うことが禁止されている旨の周知徹底を図るための措置が講ぜられることを明記すること。

三　この法律は、公布の日から起算して３月を経過した日から施行すること。

○手話に関する施策の推進に関する法律案（参議院提出、参法第９号）要旨

本案は、手話がこれを使用する者にとって日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であることに鑑み、手話に関する施策を総合的に推進するため、手話に関する施策に関し、基本理念を定め、国及

び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

一　基本理念として、手話の習得及び使用に関する施策を講ずるに当たっては、手話を必要とする者及び手話を使用する者の意思が尊重されるとともに、手話の習得及び使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるようにすること等を規定すること。

二　国及び地方公共団体は、一の基本理念にのっとり、手話に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有するものとすること。

三　手話の習得及び使用に関する施策、手話文化の保存、継承及び発展に関する施策、手話に関する国民の理解と関心の増進を図るための施策等について、基本となる事項を定めること。

四　この法律は、公布の日から施行すること。

五　この法律の規定については、この法律の施行後おおむね５年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとすること。

＜委員会決議＞

○オンライン上で行われる違法賭博問題への対策に関する件

政府は、ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

一　オンラインカジノについては、依存症の懸念が強く指摘されているほか、賭金として我が国の資産が海外に流出しているという点からも問題視されているところ、令和６年度の警察庁委託調査研究により、スポーツベッティングを含むオンラインカジノの年間賭額の総額が約一兆二千四百億円と見込まれるという実態が明らかとなったこと等に鑑み、オンライン上で行われる違法賭博に係る問題を、国富を損なう重大な問題と位置付け、政府一丸となって対策に取り組むこと。

二　オンラインカジノサイトに対するブロッキングを始めとする、オンライン上で行われる違法賭博を抑止するための措置について、各国において導入されている措置の内容、法的・技術的課題等について調査を行うとともに、我が国における有効な対策を早急に検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

三　オンラインカジノサイトにおいて多岐にわたるゲームやスポーツベッティ

ングが提供されていること、スポーツベッティングが欧米を中心にビジネスとして拡大していること等を踏まえ、我が国においては、法律の定めるところにより行われる公営競技等を除き、スポーツベッティングを含むあらゆる賭博行為が違法であることについて、国民への周知啓発を徹底すること。

四　暗号資産、クレジットカード等の決済手段や決済代行業者の実態など、オンラインカジノの利用に関する決済の実態を解明し、適切な措置を講ずるとともに、決済代行業者を始めとするオンラインカジノの利用を幇助する事業者の取締りを徹底すること。

五　オンラインカジノを始めとするギャンブル等による依存症について、適切な医療を受けられる体制を全国的に整備するとともに、患者家族に対する相談・支援の体制を充実させること。あわせて、ギャンブル等依存症に関する広報啓発等により、ギャンブル等依存症の未然防止を図ること。

六　コロナ禍を経て公営競技のオンライン化が一層進行している下で、オンラインで行われるギャンブルにはギャンブル等依存症につながりやすい特徴があるとの指摘が出されていることに鑑み、依存症対策の観点から対策の強化を図ること。

七　本法に基づく禁止行為については罰則規定を設けないこととすることに鑑み、施行後速やかにその効果について検証し、禁止行為の確実な抑止のために必要があると認められる場合は、所要の措置を講ずること。

右決議する。

【総務委員会】

○地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第２号）要旨

本案は、現下の経済情勢等を踏まえ、地方税に関し、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一　個人住民税について、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応のため、特定親族特別控除の創設等を行うこと。

二　新たな排ガス規制の適用開始等に伴い、新たに追加された二輪車の車両区分を踏まえ、当該二輪車に係る軽自動車税の種別割の標準税率を定めること。

三　一定の納税者等に対する通知により通知した事項について、地方税関係手続用電子情報処理組織により地方税共同機構を経由して提供することを可能とすること。

四　税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこと。

五　この法律は、一部の規定を除き、令和７年４月１日から施行すること。

○地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第３号）要旨

本案は、地方財政の状況等に鑑み、令和７年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、公営競技納付金制度及び河川等におけるしゅんせつ等に要する経費に充てるための地方債の特例の期限を延長し、あわせて、情報システム又は情報通信機器の整備に要する経費に充てるための地方債を起こすことができることとする等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

１　地方交付税の総額の特例

㈠　令和７年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税の法定率分の額に、法定加算額929億円及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額2,400億円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金償還額２兆8,000億円及び同特別会計借入金利子支払額2,270億円等を控除した額18兆9,574億円とすること。

㈡　交付税及び譲与税配付金特別会計借入金について、令和７年度の償還額を増額し、令和33年度までに償還することとすること。

２　基準財政需要額の算定方法の改正

各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため、令和７年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正すること。

３　震災復興特別交付税に関する特例

震災復興特別交付税に充てるため、令和７年度分の地方交付税の総額に684億円を加算するほか、令和７年度の震災復興特別交付税に関する特例等を設けること。

二　地方財政法の一部改正

１　公営競技を行う地方公共団体の地方公共団体金融機構に対する納付金の納付制度を５年間延長すること。

２　河川等におけるしゅんせつ等に要する経費に充てるための地方債の特例の期限を令和６年度から令和11年度に延長すること。

３　令和７年度から令和11年度までの間に限り、情報システム又は情報通信機器の整備に要する経費に充てるため、地方債を起こすことができることとすること。

三　施行期日

この法律は、令和７年４月１日から施行すること。

（修正要旨）

交付税及び譲与税配付金特別会計借入金について、令和７年度の償還額を２兆5,944億4,900万円（政府原案では２兆8,000億円）に減額し、令和34年度（政府原案では令和33年度）までに償還するものとすること。

○地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案（総務委員長提出、衆法第17号）要旨

本案は、特定地域づくり事業協同組合の健全な発展を図り、地域社会の維持及び地域経済の活性化に資するため、関係市町村等に労働者派遣事業を利用させる場合における員外利用制限の緩和を行うとともに、内閣府の所掌事務の特例の期限を延長する措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

一　組合員以外の者の事業の利用の特例

１　特定地域づくり事業協同組合が組合員以外の者のうち関係市町村等に労働者派遣事業を利用させる場合における組合員以外の者の利用割合の制限を緩和し、次のとおりとすること。

㈠　一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額がその事業年度における組合員の利用分量の総額の100分の50を超えてはならないこと。

㈡　一事業年度における組合員以外の者（関係市町村等を除く。）の事業の利用分量の総額がその事業年度における組合員の利用分量の総額の100分の20を超えてはならないこと。

２　１の「関係市町村等」とは、当該特定地域づくり事業協同組合の地区をその区域に含む市町村及び当該市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立した地方独立行政法人をいうこと。

二　施行期日等

１　施行期日

この法律は、公布の日から起算して３月を経過した日から施行すること。ただし、２は、公布の日から施行すること。

２　内閣府設置法の一部改正

内閣府の所掌事務の特例の期限を５年延長し、令和12年３月31日までとすること。

３　その他

その他所要の規定の整理を行うこと。

○電波法及び放送法の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）要旨

本案は、電波の有効利用を促進し、及び情報通信技術の進展等に対応した規制の合理化を図るため、特定高周波数無線局を開設することのできる者を価額競争により選定する制度の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一　新たな周波数割当方式の導入

6,000 メガヘルツを超える同一の周波数を使用する相当数の無線局を一定の区域において一体的に運用するために開設される「特定高周波数無線局」を開設することのできる者を、価額競争により選定する制度を創設すること。

二　無線局の免許状等のデジタル化等に関する制度の整備

１　無線局の免許状等のデジタル化

無線局の免許状等及び基幹放送事業者の認定証について、書面による交付を廃止して、免許人等が、免許等に係る事項を記録した免許記録等をイ

ンターネットで閲覧できる仕組みを導入すること。

２　国の機関等に対する免許等関連手続のデジタル化の義務付け

国の機関、独立行政法人及び包括免許人その他の相当数の無線局を開設している者に対し、免許の申請等の手続について、書面による手続を廃止して、インターネットによる手続を義務付けること。

三　電波利用料制度の見直し

１　免許人等が電波利用料として国に納めなければならない金額の改定

令和７年度から令和九年度までの電波利用共益費用等の見込みを勘案した電波利用料の料額の改定を行うこと。

２　電波利用料の使途の見直し

電波利用料の使途として、携帯電話基地局等の強靱化に係る補助金の交付を追加するとともに、特定周波数変更対策業務の対象に周波数を共同利用する場合を加えるほか、同業務について無線設備の機能を有線通信により代替する設備への変更工事に要する費用への給付金の支給等を可能とすること。

四　中継局を廃止する際の受信者保護規律の整備

特定地上基幹放送事業者等が中継局を廃止する際には、その廃止する地域において放送番組を引き続き視聴できるようにするための措置を講ずるように努めること。

五　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して９月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一　電波利用料の歳入と歳出の累積差額については、電波利用料が電波の適正な利用の確保に関し無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用を免許人等が負担するものであることを踏まえ、必要性や緊急性の高い電波利用共益事務への積極的な活用を図ること。

二　価額競争における落札価額が著しく高額となり、事業者ひいてはそのサービスの利用者にとって過度な負担とならないよう、価額競争実施指針を定めること。

三　価額競争の仕組みを積極的かつ適切に活用すること等により、都市部のみならず都市部以外の地域においても、電波の公平かつ能率的な利用を促進

し、地域に根差した電波利用サービスが生まれるよう努めること。

四　価額競争の運用状況を踏まえ、より公平性及び透明性の高い周波数の割当ての実現に向け、将来的に他の周波数についても価額競争を導入することも含め継続的に検討すること。

五　電波が有限・希少な国民共有の財産であることに鑑み、価額競争における落札者が我が国の経済安全保障上の利益を損なうことなく落札した周波数を活用したサービスを長期的かつ安定的に提供するよう、十分に留意すること。

六　電波の逼迫状況を解消するため、電波の再配分のみでなく、未利用周波数帯の開拓等の技術開発を含め、電波の有効利用に引き続き取り組むこと。

○電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第54号）要旨

本案は、近年の社会経済情勢の変化を踏まえ、基礎的電気通信役務のあまねく日本全国における提供及び電気通信事業者間の適正な競争関係を確保しつつ、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「地域会社」という。）の経営の自由度の向上等を図るため、基礎的電気通信役務について他の電気通信事業者が提供しない区域における提供の義務を負う最終保障電気通信事業者について規定するほか、地域会社の地域電気通信業務の範囲を見直す等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一　最終保障電気通信事業者は、その最終保障業務区域において、基礎的電気通信役務の提供の求めがあった場合、他に当該役務を提供する電気通信事業者がいないときは、最終保障電気通信役務を提供しなければならないこと。また、基礎的電気通信役務支援機関は、最終保障電気通信役務の提供に要する費用の一部に充てるための交付金を交付する業務等を行うこと。

二　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者等の禁止行為等に関する規定を整備すること。

三　電気通信番号使用計画の認定の欠格事由として、詐欺罪等により刑に処せられた者等を追加すること。

四　鉄塔等提供事業を営む者等は、土地等の使用に関する総務大臣の裁定等の規定の適用を受けようとする場合には、その鉄塔等提供事業について、総務大臣の認定を受けることができること。

五　総務大臣は、毎年、電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評

価等を行うこと。

六　電報の事業について、電気通信事業とみなすこと等とする規定を削除すること。

七　地域会社の行う地域電気通信業務について、同一の都道府県の区域内における通信を媒介する業務から、目的業務区域内における通信を媒介する業務に見直すこと。

八　地域会社について、特定の合併又は分割の決議に係る総務大臣の認可を不要とするほか、電気通信設備の設置に必要な建物その他の工作物及び土地の譲渡等に総務大臣の認可を必要とすること。

九　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。なお、最終保障電気通信事業者に関する制度の整備に関する規定等は、公布の日から起算して２年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○行政書士法の一部を改正する法律案（総務委員長提出、衆法第36号）要旨

本案は、近時の行政書士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、行政書士の使命及び職責を明らかにする規定を設けるとともに、特定行政書士の業務範囲を拡大する等の措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

一　行政書士の使命

行政書士は、その業務を通じて、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資することを使命とするものとすること。

二　職責

１　行政書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならないものとすること。

２　行政書士は、その業務を行うに当たっては、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術の活用その他の取組を通じて、国民の利便の向上及び当該業務の改善進歩を図るよう努めなければならないものとすること。

三　特定行政書士の業務範囲の拡大

特定行政書士が行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成することができる範囲について、行政書士が「作成した」官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものから、行政書士が「作成することができる」官公署に提出する書類に係

る許認可等に関するものに拡大すること。

四　業務の制限規定の趣旨の明確化

行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限規定に、「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」の文言を加え、その趣旨を明確にすること。

五　両罰規定の整備

行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限違反及び名称の使用制限違反に対する罰則並びに行政書士法人による義務違反に対する罰則について、両罰規定を整備すること。

六　施行期日等

１　この法律は、令和８年１月１日から施行すること。

２　その他所要の規定を整備すること。

○放送法第70条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第１号）要旨

本件は、日本放送協会の令和７年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第70条第２項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

１　日本放送協会（ＮＨＫ）予算

⑴　収支予算

ア　一般勘定

(ｱ)　事業収支

区　　分	予算額（億円）
事業収入	6,034
受信料	5,800
その他の事業収入	234
事業支出	6,434
国内放送費	3,244
国際放送費	202
国内・国際放送番組等配信費	170
契約収納費	462
給与	1,112
退職手当・厚生費	313
減価償却費	559
その他の事業支出	370
事業収支差金	△400

「事業収支差金」△400億円については、還元目的積立金で補てん。

⑷　資本収支

区　　分	予算額（億円）
資本収入	903
資本支出	903
建設費	874
出資	29
資本収支差金	－

イ　有料インターネット活用業務勘定

⑺　事業収支

区　　分	予算額（億円）
事業収入	59
事業支出	55
事業収支差金	4

⑷　資本収支

区　　分	予算額（億円）
資本収入	0.01
資本支出	0.01
資本収支差金	－

ウ　受託業務等勘定（事業収支）

区　　分	予算額（億円）
事業収入	11
事業支出	9
事業収支差金	1

⑵　事業計画

・放送でもインターネットでも、正確で信頼できる情報を発信し、健全な民主主義の発達に資する。
・命と暮らしを守る放送・サービスに全力で取り組む。
・国際発信は、質的充実を図るほか、リスク管理・ガバナンス強化に取り組む。
・受信料の公平負担の徹底を図るため、受信料収入を確保するとともに、財源の多様化を図る。
・説明可能な経営を徹底するなど、視聴者・国民から信頼される組織運営に努める。

⑶　資金計画

令和７年度の資金計画は入金総額8,035億円、出金総額8,139億円をもって施行する。

なお、資金計画の入金・出金総額には、事業収入・支出には計上されない資金の流入・流出（有価証券償還や購入等）があることから、収支予算（全体）の収入・支出額とは一致しない。

２　令和７年度ＮＨＫ予算に付する総務大臣の意見（抄）

・国民・視聴者の信頼に応える質の高い番組の提供等を行うこと。
・受信料の適正かつ公平な負担の徹底のため、より一層の取組を進めること。
・大規模災害に備えた公共放送の機能の強靱化を図ること。
・放送という手段に加え、インターネットを通じて放送番組等を国民・視聴者に提供する役割を果たすこと。
・国民各層や関係者の意見も幅広く聞きながら、既存業務の見直しに聖域なく取り組む等、事業構造改革に不断に取り組むこと。

（附帯決議）

政府及び日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

一　協会は、正確で信頼できる、社会の基本的な情報を発信するとともに、近年深刻化している「偽情報・誤情報の流通」を防止する取組等を通じて、健全な民主主義の発達に資するという放送の社会的使命を果たすこと。

二　政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性に鑑み、協会を含めた放送事業者の番組編集について、引き続き自主・自律性を尊重すること。

三　協会は、不断の経営改革により、できる限り早期に赤字予算を解消し、受信料収入と事業規模との均衡を確保するとともに、中期経営計画で掲げた事業支出の削減が、サービスやコンテンツの質の低下を招かないよう、また、協会の職員や関連団体に過度な負担を生じさせないよう配慮すること。

四　協会は、公共放送の存在意義及び受信料制度に対する国民・視聴者の理解の促進や信頼感の継続的な醸成を通じて、支払率の改善に努めること。また、放送を受信する視聴者の減少を見据え、受信料の在り方を含め、協会の運営を持続可能なものとするための基本的な考え方を早期に提示すること。

五　協会は、経営委員会及び理事会等における意思決定の内容やその過程を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、放送法その他の法令に基づく文書等を適切に作成・管理を行うとともに、原則として公表すること。

六　協会は、令和６年８月19日のラジオ国際放送において、協会が自ら定めた

番組基準に反する放送が行われた事案を踏まえ、協会が定めた再発防止策を着実に実施するなど、放送の適正性の確保に努めること。

七　協会は、経営改革の実行に当たっては、協会の職員の雇用の確保及び処遇の改善に十分配慮すること。なお、協会の職員の給与については、他の民間企業従業員の賃金や物価の上昇等を踏まえた適正な水準とすること。また、上記の趣旨を踏まえ、関連団体の従業員の勤務条件の向上に配慮すること。

八　協会は、協会の不十分な労務管理により職員の尊い生命が失われた事実を厳粛に受け止め、今後も協会の業務に携わる者の命と健康を最優先し、適正な業務運営と労働環境の改善に不断に取り組むとともに、障害者の雇用率の向上及び女性の採用・登用の拡大について目標を設定し、その目標の達成に努めること。

九　協会は、インターネットを活用した業務の実施に当たっては、民間の事業に及ぼす影響に留意しつつ、引き続き正確で信頼できる、社会の基本的な情報を発信するとともに、国民・視聴者のニーズや動向を踏まえたコンテンツの提供に努めること。なお、番組関連情報の提供に当たっては、番組関連情報が「偽情報・誤情報の流通」の防止に資するものとなるよう十分に留意すること。

十　協会は、音声波の削減については、ラジオ放送が災害時において情報提供手段として高い有用性があること、ラジオ第二放送が民間放送事業者の手掛けにくい教育・教養番組の放送を多面的に行っていること等を踏まえ、削減後の音声サービスを具体的にどのように改編し、提供してゆくのか、早期に国民・視聴者へ示すこと。

十一　協会は、放送センターの建設計画の抜本的な見直しの具体的な内容を早急に明らかにするとともに、国民・視聴者の理解が得られるよう説明を尽くすこと。

十二　協会は、災害によって放送が途絶した事実を踏まえ、耐災害性の強化に資する取組を更に促進すること。

＜委員会決議＞

○持続可能な地方税財政基盤の確立等に関する件

地方公共団体が住民生活に必要な行政サービスを持続的かつ安定的に提供していくためには、持続可能な地方税財政基盤の確立が不可欠であること等に鑑み、政府は、次の諸点について措置すべきである。

一　交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額については、前年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、予見可能性を持って安定的に確保するとともに、社会保障関係費その他の拡大する行政需要を正確に見積もり、実態に合わせた拡充を図ること。併せて、各地方公共団体が、地域の実情に応じた独自の施策を円滑に実施できるよう、地方単独事業の財源の充実を図ること。

二　地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が十分発揮できるよう、引き続き、地方税等と併せ必要な総額の充実確保を図るとともに、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続的な制度の確立を目指すこと。

三　地方交付税の原資となる税収の見積りに当たっては、特に減額による混乱を回避するため、正確を期すよう、万全の努力を払うこと。また、年度途中に税収の見込額が減額される場合には、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう、国の責任において十分な補塡措置を講ずること。

四　地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立するとともに、安定的で充実した財源の確保を可能とする地方税制の構築を図ること。また、税負担軽減措置等の創設や拡充など減収が生ずる地方税制の見直しを行う場合には、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう、慎重に対処するとともに、代替の税源の確保等の措置を講ずること。とりわけ固定資産税は、市町村の基幹税目であることを踏まえ、納税者の税負担にも配慮しつつ安定的税収の確保に努めること。

五　いわゆる「103万円の壁」の更なる引上げによる恒久的な減税を行う場合には、地方公共団体の財政運営に影響が生じないよう、国の責任において恒久財源を適切に確保すること。

六　軽油引取税の「当分の間税率」については、自動車関係諸税全体の見直しの議論と併せて検討を行い、地方公共団体の財政に悪影響を及ぼさないよう、恒久的な財源を確保すること。

七　ふるさと納税制度に関しては、寄附の募集や返礼品等に係る情報を掲載す

るポータルサイトの運営事業者に対して地方公共団体が支払う手数料等の募集に要する費用が増加していることに鑑み、制度の趣旨をゆがめる不適切な運用などがないか注視すること。

八　企業版ふるさと納税については、地域再生計画の認定が取り消される不適切事案が発生したことを踏まえ、制度の趣旨に沿った運用がなされているか注視し、必要に応じて更なる見直しを検討すること。

九　地方債については、財政力の弱い市町村が円滑に資金を調達できるよう、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うこと。

十　臨時財政対策債を始め、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう、万全の財源措置を講ずること。

十一　昨今の金利上昇の影響にも留意しつつ、引き続き、臨時財政対策債の発行抑制や交付税特別会計借入金の残高の着実な縮減に努め、地方財政の健全化を進めること。

十二　会計年度任用職員を含む地方公務員の人件費については、民間給与の上昇等の動向を踏まえ、その増加に要する財源を確実に措置するとともに、会計年度任用職員の給与改定の遡及等が確実に行われるよう徹底すること。また、専門人材を始め、地方公共団体における人員確保が困難となっている状況を踏まえ、地方公務員の人員確保や専門性向上のために必要な財政措置その他の支援に万全を期すこと。

十三　公立病院については、物価高騰や人件費の増加等によって経営状況が著しく悪化していることを踏まえ、引き続き、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、十分な財政措置を講ずること。

十四　物価高騰に伴う地方公共団体の行政経費の増加については、各団体の財政運営に与える影響の把握に努め、必要がある場合には、迅速に追加的な財政措置を講ずること。

十五　地方公共団体が維持管理する施設・インフラについては、今後とも老朽化に伴う更新需要の増大が見込まれることを踏まえ、更新・老朽化対策に要する経費に関し、確実かつ安定的に財源を確保すること。

十六　地方公共団体情報システムの標準化については、標準準拠システムへの移行が完了するまでに要する経費を全額国費で支援するとともに、移行完了後の運用経費等についても、その増加分を含め適切に財政措置を講ずること。

また、地方公共団体のデジタル人材が不足している現状に鑑み、地方公共団体におけるデジタル人材の確保・育成が計画的に行われるよう必要な支援を行うこと。

十七　東日本大震災からの復旧・復興事業が着実に実施できるよう、復旧・復興事業が完了するまでの間、震災復興特別交付税を始め、必要な財源を確実に確保すること。また、令和６年能登半島地震の被災地方公共団体に対しては、被災者支援や復旧・復興事業が迅速かつ確実に実施できるよう、必要な人的支援及び十分な財政措置を講ずること。

十八　近年、自然災害が頻発化・激甚化し、全国各地で住民生活の安全・安心を脅かす甚大な被害が発生していることを踏まえ、地方公共団体において、更なる防災・減災対策に予防保全の視点を含めて取り組むことができるよう、十分な財政措置等を講ずること。

右決議する。

〇地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する件

政府及び地方公共団体は、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律」の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一　都道府県知事が特定地域づくり事業協同組合を認定するに当たっては、「地域社会の維持が著しく困難となるおそれが生じる程度にまで人口が急激に減少した状況」にあり、かつ「地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区」との要件を十分に踏まえ、真に地域づくり人材の不足している地区においてのみ認定・設立されることとなるよう、過疎地域の基準その他の定量的な基準を参考にすることを含め、必要な措置を講ずること。また、都道府県知事が特定地域づくり事業協同組合の認定の有効期間を更新するに当たっては、認定の有効期間における地域社会の維持及び地域経済の活性化に資する取組の状況を勘案した上で、この要件を十分に踏まえ、真に地域づくり人材の不足している地区においてのみ認定が更新されることとなるよう必要な措置を講ずること。

二　特定地域づくり事業協同組合の職員の労働条件及び労働環境を改善するとともに、地区外、特に他都道府県からの人材の移住や定住の実績及び効果について検証・評価するため、国及び地方公共団体は、事業協同組合から必要な情報の提供・報告を受けるとともに、特定地域づくり事業協同組合の労働

者派遣事業の運営の状況、職員の処遇、退職後の動向や退職理由、及び就職前後の居住状況その他事業の実施状況及び本法に基づくガイドラインの遵守の実態について、毎年調査を行い、その結果を分析の上、公表すること。また、政府及び地方公共団体の特定地域づくり事業協同組合に対する財政的な支援については、この調査結果を踏まえ、特定地域づくり事業の推進等を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に資する取組が着実に行われているかどうかを検証した上で、適切なものとなるよう、その在り方について必要な検討を行うこと。

三　改正法により市町村への派遣に係る員外利用規制が大幅に緩和されることに鑑み、特定地域づくり事業協同組合が職員を市町村へ派遣する場合には、当該市町村において雇用されている常勤職員や会計年度任用職員等の職員の代替としないことを原則に、当該市町村の職員や市町村から委嘱を受けて活動する地域おこし協力隊の隊員との間で、業務又は事務の内容に応じて処遇の均等・均衡が確保されるよう、適切に指導、助言その他必要な措置を講ずること。

四　特定地域づくり事業協同組合がその職員となる無期雇用派遣労働者を募集・採用するに当たっては、できる限り当該人口急減地区外、特に他都道府県からの人材の移住や定住が促進されるよう、必要な各種施策を講ずること。また、組合員である事業主が、既に雇用している従業員を安易に解雇・雇い止めし、又は自社との兼業の形で事業協同組合の職員として就労させることのないよう指導すること。

五　特定地域づくり事業協同組合の職員が地域づくり人材として特定地域づくり事業に従事しつつ適切に将来のキャリア形成を図ることの重要性に鑑み、特定地域づくり事業協同組合において、職員本人の希望に適合する就業の機会の確保のための配慮、特定の事業に継続的・専門的に従事する期間の確保、資格取得等のために必要な教育訓練・キャリアコンサルティングの実施等の取組が行われるよう、所要の措置を講ずること。

六　特定地域づくり事業協同組合の認定に当たっては、労働者派遣事業の運営に関して十分な専門性及び人的体制が確保されていることを確認するとともに、そのために必要な措置及び支援策を講ずること。

七　特定地域づくり事業協同組合が、教育訓練・キャリアコンサルティングの実施その他の労働者派遣法において義務付けられている業務の一部を第三者に委託する場合には、本来、当該組合が責任を持って同法上の義務を果たす

べきものであることに鑑み、これらの委託した業務が職員の能力向上及びキャリア形成に資するよう適切に管理・運用されるよう必要な措置を講ずること。

八　政府及び地方公共団体は、特定地域づくり事業協同組合に対し、労働条件の適切な設定と明示、時間外・休日労働の制限、年次有給休暇の取得促進、派遣労働者の直接雇用の推進、教育訓練の実施その他の労働者の保護に関する法制度について、十分な情報提供を行うこと。

九　特定地域づくり事業協同組合がその職員を派遣するに当たっては、組合の事業計画の内容、組合員の行う事業に係る業務又は事務の内容、想定される派遣先の業務又は事務の内容、それらに応じた適正な水準の給与及び手当を始めとする待遇等について、その者に対し十分な事前説明が行われるよう適切に指導すること。

十　特定地域づくり事業協同組合がその組合員として新たな事業者を加入させようとする場合には、事前に職員の意見を聴取すること等の職員の理解を得るための措置が講じられるよう、適切に対処すること。

十一　特定地域づくり事業協同組合が雇用する職員の雇用の継続、従事する業務の内容、労働条件等に重大な影響を及ぼす程度に事業内容を変更しようとする場合には、職員に対し、事前に十分な説明を行い、理解と同意を得るよう指導すること。この場合において、都道府県知事は、新たな事業計画を受理する際には、特定地域づくり事業協同組合がその職員に対し事前に十分な説明を行うべきことを指導すること。

十二　特定地域づくり事業協同組合の職員が従事する特定地域づくり事業は、地区によってはその内容が多種多業にわたる可能性があることから、特定地域づくり事業協同組合が職員の労働安全衛生の確保に特に注意を払い、事前の労働安全衛生教育の実施など組合員とも連携して十分な安全対策がなされるよう必要な措置を講ずること。

十三　人口急減地域において特定地域づくり事業協同組合の職員が安心して働き、扶養する家族を含めて安心して生活を営むことができるようにするため、国及び地方公共団体による財政上の措置その他の措置が講じられていることも踏まえ、当該地域における適正な水準の給与及び手当等の確保その他の適切な労働・生活環境が確保されるよう、事業協同組合の職員からの意見聴取を踏まえつつ、毎年の調査その他必要な措置を講ずること。また、その内容を公表し、都道府県による適切な指導につなげること。

十四　特定地域づくり事業協同組合が、その職員を派遣する場合、安定的かつ継続的に就業先の提供を行うことができるよう、関係事業者団体との間の情報の共有の促進その他必要な措置を講ずること。また、事業協同組合が新たな就業機会を提供できない場合であっても、職員の雇用及び賃金の支払の維持を図るための措置、休業手当の支払等の労働関係法令に基づく雇用者責任を適切に果たすことができるための知識の普及その他必要な措置を講ずること。

十五　特定地域づくり事業協同組合において、新たな就業機会を提供できないことのみを理由としてその職員を解雇した場合、その職員の就業条件に十分に配慮していない場合など、不適切な行為が認められた場合には、業務改善命令その他所要の措置を講ずること。また、特定地域づくり事業協同組合において、労働者派遣法その他の労働関係法令違反が認められた場合には、労働者派遣法に基づいて事業廃止命令その他所要の措置を講ずるとともに、事業廃止命令を受けた特定地域づくり事業協同組合については速やかにその認定を取り消すなど適切に対処すること。

十六　本事業の目的は、組合職員の雇用の安定と生活の安心を確保し、特定地域づくり事業にやり甲斐をもって参加して地域への定着・定住を促進するものであることに鑑み、組合は月給制を基本とするなど組合職員の処遇が安定的なものとなるよう努めること。また、時間外割増賃金の支払いや各種手当、賞与、退職金、昇給・昇格制度など適切な処遇の確保が図られるとともに、労働者の希望に応じた有給休暇、出産・育児・介護休業等の取得が保障されるよう、国及び地方公共団体が責任を持って事業協同組合への指導・監督を行うこと。

十七　特定地域づくり事業協同組合の事業費において、事務局運営費の比率が過大となっている事例が散見されることに鑑み、事業の効率化及び適正化に努め、派遣職員人件費の比率を可能な限り高めるよう必要な措置を講ずること。

十八　本法に基づく労働者派遣事業は、労働者派遣法の特例として人口急減地域に限定的に認められていることを踏まえ、労働者派遣法の根幹に関わる新たな特例の検討を原則行わないこと。

十九　地方公共団体の任命権者は、その職員である一般職の地方公務員が公務外で特定地域づくり事業に従事する場合においては、当該職員の自主性を損なうことのないよう配慮しなければならないこと。

右決議する。

【法務委員会】

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）要旨

本案は、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするもので、その内容は次のとおりである。

一　裁判官以外の裁判所の職員の員数を47人減少すること。

二　この法律は、令和７年４月１日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行すること。

（附帯決議）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一　民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組むとともに、産業の高度化や国際化に対応できるよう裁判官の能力及び職責の重さの自覚の一層の向上に努めること。

二　裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。

三　当委員会における裁判所職員定員法改正案の審査に際しこれまでに付されてきた附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、現実的な実員の増減見通しも踏まえて更なる削減等も含め検討していくこと。

四　現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の数について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を引き続き国会に示すとともに、同制度や法改正の趣旨を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。

五　裁判手続等のデジタル化の進捗状況を踏まえ、合理化・効率化が可能な事務と注力すべき事務をそれぞれ考慮した上で裁判官・裁判所職員の適切な人員配置を行うよう努めるとともに、裁判官以外の裁判所職員の労働時間を把握し、適切な労働環境を整えること。

六　両親の離婚時における子どもの利益確保の要請等への対応、その他価値観の多様化に伴う家事事件の複雑化・困難化の動向等に対して、家庭裁判所に

おける多角的な対応が適切かつ十分に行われるよう、裁判官・家庭裁判所調査官の充実を含め、家庭裁判所の人的・物的体制の強化を進めること。

七　裁判官・裁判所職員が健康的に働き続けられる職場環境を整備すること。

子育て、介護など仕事と家庭の両立に向けた取組をより一層進めること。

○情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出第30号）要旨

本案は、近年における情報通信技術の進展及び普及の状況等に鑑み、刑事手続等の円滑化・迅速化及びこれに関与する国民の負担軽減を図るため、手続において取り扱う書類について電磁的記録をもって作成・管理・発受することを可能にするとともに、対面で行われる手続についてビデオリンク方式の一層の活用を可能にするための規定の整備を行うほか、情報通信技術の進展等に伴う犯罪事象に適切に対処するため、電磁的記録をもって作成される文書に対する信頼を害する行為等についての処罰規定の整備、犯罪収益の新たな没収の裁判の執行等の手続の整備等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一　刑事手続等の円滑化・迅速化及びこれに関与する国民の負担軽減を図るための規定の整備

1　電磁的記録をもって書類の作成等をすることを可能にするための規定の整備

㈠　電磁的記録である証拠の閲覧・謄写の方法を定めること。

㈡　裁判所に対する申立て等について、電子情報処理組織を使用する方法等によることを可能にすること。

㈢　令状について、電磁的記録による発付・執行を可能にすること。

㈣　記録命令付差押えを廃止して、電磁的記録提供命令を創設すること。

2　ビデオリンク方式の一層の活用を可能にするための規定の整備

㈠　勾留質問及び検察官による弁解録取について、被疑者等を刑事施設に在席させてビデオリンク方式により行う場合の手続等を定めること。

㈡　公判期日における手続について、被告人等を公判廷以外の場所に在席させてビデオリンク方式により行うことを可能にすること。

㈢　ビデオリンク方式により証人尋問等を実施することができる範囲を拡充すること。

二　情報通信技術の進展等に伴う犯罪事象に適切に対処するための規定の整備

１　行使の目的で電磁的記録文書等を偽造する行為等について処罰規定を整備すること。

２　公務員が職務を執行するに当たり、その職務に使用する電子計算機等を損壊するなどの方法により、その電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせない行為等について処罰規定を整備すること。

３　電子情報処理組織を用いて移転する新たな形態の財産について没収の裁判の執行及び没収保全の手続を整備すること。

４　犯罪捜査のための通信傍受の対象犯罪に財産上の利益を客体とする強盗罪等を追加すること。

三　この法律は、原則として、令和９年３月31日までの間において政令で定める日から施行すること。

（修正要旨）

一　検察官等が電磁的記録提供命令を受ける者に対して行う、みだりに電磁的記録提供命令を受けたこと等を漏らしてはならない旨の命令については、一年を超えない期間を定めて行うこととすること。

二　電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させ、又は電磁的記録に係る記録媒体を押収するに当たっては、デジタル社会において個人情報の保護がより重要となっていることに鑑み、できる限り被告事件又は被疑事件と関連性を有しない個人情報を取得することとならないよう、特に留意しなければならないこと。

三　政府は、被告人又は被疑者にとって、弁護人等の援助を受けることが重要であることに鑑み、刑事訴訟法第39条第１項の規定による接見のほかに、身体の拘束を受けている被告人等と弁護人等との間における映像と音声の送受信による通話を可能とするための運用上の措置について、地域の実情を踏まえ、被告人等と弁護人等との間の秘密の確保に配慮するとともに不正行為等の防止に万全を期しつつ、必要な取組を推進するものとすること。

四　その他所要の規定を整備すること。

（附帯決議）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一　身体の拘束を受けている被疑者又は被告人にとって弁護人又は弁護人となろうとする者の援助を受ける権利が重要であることに鑑み、映像と音声の送受信によるいわゆるアクセスポイント方式によるオンライン接見についての

環境整備を進めるとともに、その進捗状況に応じて法制化の必要性について検討を行うこと。併せて、現在実施されているテレビ電話を含む電話による外部交通制度・電話連絡制度に関しては、秘密の保持や、手続の円滑化、対象地域の拡大、映像と音声の送受信による方法への切換等の検討を進めること。

二　ビデオリンク方式による証人尋問等については、証人等の負担軽減や手続の円滑化及び迅速化に資する一方で、法廷において対面で行われる尋問等に比して、証人の状況を詳しく観察できないなどの指摘があることを踏まえ、証人に対する反対尋問権が実質的に保障され、裁判所におけるビデオリンク方式の採用の判断が適切に行われるよう、本改正により追加される要件及びその趣旨について周知すること。

三　電磁的記録提供命令制度の運用に当たっては、対象となる電磁的記録について、できる限り特定して令状の請求が行われるとともに、犯罪事実と関連性のない個人情報ができる限り収集されることのないように適切に令状審査が行われるよう、制度の内容及び趣旨について、関係者へ周知すること。また、収集された情報が個人の重要なプライバシー情報等を含み得ることに十分に留意し、定められた規定に基づく消去も含め、適正かつ厳重な管理を行うこと。

四　電磁的記録提供命令をするに当たっては、必要に応じ、自己の意思に反して供述することを命ずるものではないこと及び当該命令に対して不服申立てができることを教示するなど適切に対処するよう周知すること。

五　電磁的記録提供命令に係る秘密保持命令を発するに当たっては、必要な限度で期間を定めるとともに、その必要がなくなった場合には、捜査機関において、期間経過前であっても速やかにこれを取り消す運用とするよう関係者へ周知すること。

六　検察官が弁護人に対して証拠書類等の閲覧・謄写の機会を付与するに当たっては、関係者のプライバシー等を保護しつつ、弁護人の利便性の向上を図る観点から、弁護人の要望を踏まえつつ、できる限り、オンラインによる電磁的記録の閲覧・謄写の方法によることを可能とするとともに、電磁的記録については複写による謄写の方法を認めるよう、留意すること。

七　捜査機関が収集した証拠が改ざん・差替えや破棄等をされることなく適切に保管される措置を講じるよう努めること。

八　オンライン等の方法による裁判所に対する申立て等については、弁護人に

よる迅速かつ適切な弁護活動を不当に阻害することのないよう、留意すること。

九　電磁的記録文書等偽造罪の適用に当たっては、虚偽の名義又は内容の電子データによる他人の権利・利益の侵害に対して厳格に対処できるようにするとともに、ＳＮＳへの投稿等が過度に広汎に罰せられることにより表現の自由が不当に抑制されることのないよう、留意すること。

十　改正法の施行に必要となるシステムを構築するに当たっては、サイバー攻撃等により捜査・公判で用いられる個人情報の流出が生じることがないよう、厳格なセキュリティ水準を確保すること。また、ビデオリンク方式の利用における成り済ましや第三者による不当な介入、デジタル証拠の漏洩や改ざん防止のために必要な措置について不断に検討し、必要な対策を講じるとともに、システム障害時にも司法手続を継続できる体制の整備に努めること。併せて、システムの開発及び運用準備のスケジュールに無理が生じることのないよう検討を進めるとともに、制度の開始に先立って必要な検証・試験運用期間を設けること。また、司法関係者のデジタルリテラシーの向上のための研修等について検討を進めること。

十一　今後における捜査・公判手続のデジタル化の更なる進展のため、デジタル化による刑事手続の一層の効率化について引き続き検討を行うとともに、刑事手続に関与する者の利便性を向上させる措置について検討を行い、必要があると認めるときはその結果に基づいて所要の措置を講じること。

○民事裁判情報の活用の促進に関する法律案（内閣提出第42号）要旨

本案は、民事裁判情報の適正かつ効果的な活用の促進を図るため、国の責務及び法務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、民事裁判情報を加工して第三者に提供する業務等を行う法人の指定に関する制度を創設する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一　目的

デジタル社会の進展に伴い民事裁判情報に対する需要が多様化していることに鑑み、民事裁判情報（電子判決書等に記録されている事項に係る情報をいう。）の活用の促進に関し、国の責務、法務大臣による基本方針の策定、民事裁判情報を加工して第三者に提供する業務等を行う法人の指定等について定めることにより、民事裁判情報の適正かつ効果的な活用のための基盤の整備を図り、もって創造的かつ活力ある社会の発展に資することを目的とす

ること。

二　国の責務等

１　政府は、一の目的を達成するため、民事裁判情報の活用の促進のための施策を策定し、最高裁判所は、民事裁判情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとすること。

２　法務大臣は、民事裁判情報の活用の促進の意義に関する事項等を定めた基本方針を定めなければならないものとすること。

三　民事裁判情報を加工して第三者に提供する業務等を行う者の指定等

１　法務大臣は、広く一般の需要に応ずるに足りるデータベースを整備して民事裁判情報に仮名処理等を行った情報の作成、提供、管理等の業務を行う者として、一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人であって一定の要件を備えるものを、その申請により、全国に一を限って指定することができるものとすること。

２　１の指定を受けた法人は、１の業務を行うため、最高裁判所に対し、民事裁判情報を記録した電磁的記録の提供を求めることができるものとすること。

３　所要の業務規律（業務規程及び事業計画に対する認可、１の情報の提供を内容とする契約の締結の拒絶及び解除の制限、業務の休廃止に対する許可、役員等の業務に関する情報の目的外使用の禁止、業務委託に対する承認等）及び監督規律を設けること。

四　その他所要の措置を定めること。

五　施行期日

この法律は、公布の日から起算して９月（一部の規定については、公布の日から起算して２年）を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一　民事裁判情報管理提供業務を行う法人を指定する際には、民事裁判情報に含まれる個人情報について遺漏なく仮名処理を実施するとともに漏えい等を防止するために必要な安全管理措置を講じることができる技術的能力及び経理的基礎について、厳格かつ公平に審査すること。また、指定後においても、民事裁判情報は仮名処理後も個人を容易に特定し得る場合があり、広く社会

に拡散しやすい性質を有することに鑑み、業務の委託先及び再委託先を含め、当事者や関係者のプライバシー保護の要請に十分に配慮した措置に加え、適切な安全管理措置を講じるとともに、保有民事裁判情報等の目的外使用を行わないよう、指定法人に対し必要かつ適切な監督を行うこと。

二　仮名加工民事裁判情報等の提供料金については、民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実施のために必要な経費を勘案しつつ、利用者にとって過度な負担とならないよう配慮すること。

三　先例的価値及び社会的関心の高い判例情報を幅広く国民に提供することが本法の施行後も引き続き重要であることに鑑み、現在行われている裁判所ウェブサイトにおける判例情報の提供について、今後とも更に適切な運用に努めること。

四　附則第５条に基づく５年経過後の検討を行うに当たっては、諸外国における判例情報の公開に関する法制の動向等も勘案し、民事裁判情報の確実かつ安定的な公開のために必要な体制の在り方について検討を行うこと。

○譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案（内閣提出第43号）要旨

本案は、金銭債務を担保するため、動産、債権その他の財産を担保の目的とすることを内容とする契約の利用状況に鑑み、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関し、譲渡担保権者及び留保売主等の権利の内容、被担保債権の範囲、権利の順位等について定めるとともに、これらの権利の実行の方法等について定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一　譲渡担保契約の効力等につき、次のとおり規定を設けること。

１　譲渡担保契約の効力に関する規律

㈠　譲渡担保契約一般について、譲渡担保権の内容、被担保債権の範囲等に関する規定を設けること。

㈡　動産譲渡担保契約について、譲渡担保権設定者による目的である動産の使用収益等に関する規定を設けるとともに、集合動産譲渡担保契約について、対抗要件の特例等を設けること。

㈢　債権譲渡担保契約について、譲渡担保権者に対する第三債務者の弁済等に関する規定を設けるとともに、集合債権譲渡担保契約について、目的である債権の譲渡担保権設定者の取立権限等に関する規定を設けること。

２　譲渡担保権の実行等に関する規律

動産譲渡担保契約について、帰属清算方式による実行、処分清算方式による実行、譲渡担保権の実行のための引渡命令等に関する規定を設けるとともに、債権譲渡担保契約について、目的である債権の譲渡担保権者の取立権限等に関する規定を設けること。

３　破産手続等における譲渡担保権の取扱いに関する規律

譲渡担保権者について破産法等中質権を有する者に関する規定を適用する旨の規定を設けるとともに、再生手続等における担保権の実行手続の取消命令等に関する規定を設けること。

二　所有権留保契約につき、その対抗要件、再生手続開始の申立て等を解除事由とする特約等の効力等に関する規定を設けるほか、譲渡担保契約に関する規定を準用する等の規定を設けること。

三　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して２年６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府及び最高裁判所は、両法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一　労働債権が労働者やその家族の生活維持に不可欠であり、社会的公正や社会政策上の観点から特別な保護の必要性が高いことを踏まえ、譲渡担保権の実行に際しての破産財団等への組入義務など、一般債権者への弁済原資を確保するための新たな制度に係る両法施行後の運用状況について検証し、企業の倒産時における労働債権について優先順位の引上げ等に関し、引き続き必要な検討を行うこと。併せて、ＩＬＯ第173号条約の早期批准に向けて検討に努めること。

二　動産及び債権譲渡の対抗要件の見直し並びに所有権留保登記の新設等に伴い、企業における登記の需要が増大することから、登記申請の際の添付情報の合理化、オンライン申請における本人確認の合理化など、登記手続の利便性の向上及びコスト低減のための方策を検討し、必要な措置を講じること。

三　本改正が融資実務に多大な影響を与えることに鑑み、両法の趣旨や内容、裁判手続等について周知広報を徹底するとともに、施行に向けた適切な準備を進めること。

○譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整

備等に関する法律案（内閣提出第44号）要旨

本案は、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴い、同法において定める譲渡担保権等の十分な公示を行うための動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の規定の整備その他関係法律の規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一　民法の一部改正

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の規定に倣い、債権の目的物が金銭である場合における質権者の取立権限を自己の債権額に対応する部分に限る規定を削除する等の措置を講ずるほか、抵当不動産の果実についての抵当権の効力の及ぶ範囲に関する規定を改めること。

二　動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律において定める譲渡担保権等の十分な公示を行うため、登記原因を譲渡担保とする動産譲渡登記及び債権譲渡登記において譲渡担保権者の氏名及び住所等を記録事項とするとともに、譲渡担保権に関する一定の処分の登記、所有権の留保の登記等を行うことを可能とする規定を整備すること。

三　民事再生法等の一部改正

再生手続等における担保権の実行手続の中止命令について、その対象に債権質の実行の禁止を加える等の措置を講ずること。

四　その他の関係法律の規定について、譲渡担保権等を定めることに伴う所要の整備等を行うこと。

五　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行の日から施行すること。

（附帯決議）

政府及び最高裁判所は、両法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一　労働債権が労働者やその家族の生活維持に不可欠であり、社会的公正や社会政策上の観点から特別な保護の必要性が高いことを踏まえ、譲渡担保権の実行に際しての破産財団等への組入義務など、一般債権者への弁済原資を確保するための新たな制度に係る両法施行後の運用状況について検証し、企業

の倒産時における労働債権について優先順位の引上げ等に関し、引き続き必要な検討を行うこと。併せて、ＩＬＯ第173号条約の早期批准に向けて検討に努めること。

二　動産及び債権譲渡の対抗要件の見直し並びに所有権留保登記の新設等に伴い、企業における登記の需要が増大することから、登記申請の際の添付情報の合理化、オンライン申請における本人確認の合理化など、登記手続の利便性の向上及びコスト低減のための方策を検討し、必要な措置を講じること。

三　本改正が融資実務に多大な影響を与えることに鑑み、両法の趣旨や内容、裁判手続等について周知広報を徹底するとともに、施行に向けた適切な準備を進めること。

【外務委員会】

○独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第23号）

要旨

本案は、独立行政法人国際協力機構の業務に関し、開発途上地域の法人等に対する有償資金協力の拡充による民間資金動員の促進のための手法及び業務の追加、無償資金協力の手法の追加、開発途上地域に対する技術協力における委託先の拡大、無償資金協力のために管理している資金について計画が中断した場合の国庫納付の仕組みの導入等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　開発途上地域の法人等に対する有償資金協力について、その手法として、現行法の資金の貸付け及び出資に加え、債務の保証及び債券の取得を追加するとともに、現行法の開発事業に係る業務に加え、開発途上地域の経済及び社会の持続可能性の向上に資する計画に係る業務を追加すること。

二　国際協力機構の無償資金協力について、その手法として、現行法の開発途上地域の政府等に対する資金の贈与に加え、国際協力機構による財産の贈与及び開発途上地域の政府等に代わっての債務の弁済を追加すること。

三　国際協力機構の委託により行う開発途上地域に対する技術協力について、その委託先を、現行法に列挙されている主体に加え、国際協力に係る知見、技術その他の能力を勘案して外務大臣が指定する者、独立行政法人及び学校等にも拡大すること。

四　有償資金協力業務の財源に充てる長期借入金について、現行法の政府からの借入れに加え、主務大臣が指定する者からの借入れを可能とすること。

五　無償資金協力のために国際協力機構が管理している資金であって外務大臣が中断したと認める計画に係るもののうち、中断したと認める時点で当該計画に必要となることが見込まれる資金以外の資金について、国庫に納付しなければならないこととし、また、外務大臣の承認により翌事業年度までの贈与等に充てることを可能とすること。

六　附則

１　この法律は公布の日の翌日から施行すること。

２　この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。

３　関係法律について所要の改正を行うこと。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について検討の上、適切な措置を講

ずるべきである。

一　機構が行う開発途上地域の法人等に対する債務の保証がこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて我が国の健全な発展に資することについて、納税者である国民の理解の増進を図ること。

二　機構が開発途上地域の法人等に対する債務の保証を行うに当たっては、当該法人等の適格性について十分に配慮しつつ、厳正に審査するとともに、当該地域の借り手を守る法令を遵守することとなるよう努めること。

三　機構が開発途上地域の法人等に対する債務の保証を行うに当たっては、当該債務の保証における保証料の設定、保証債務の履行に伴う求償に係る金利の設定、債権回収の方法その他の債務の保証に係る条件設定等について、借り手の返済能力等を十分に踏まえて機構と当該法人等との間において合意の上で行うよう努めること。

四　開発途上地域における小規模なビジネスや貧困層の人々への少額な貸付け等の金融サービスを行う金融機関に対して機構が資金の貸付け、債務の保証又は社債等の取得を行う場合には、当該地域の国民感情に配慮し、我が国と当該地域との友好を損なうことのないようにすること。

右決議する。

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第１号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、我が国とウクライナとの間の現行租税条約を全面的に改正し、新たな条約として合意するもので、両国間の緊密化する経済関係を反映して、投資交流の更なる促進を図るため、投資所得に対する源泉地国課税を更に軽減するとともに、より効果的に脱税及び租税回避行為に対処するため、条約の濫用を防止する規定等を新たに設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　この条約が適用される租税は、日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税とし、ウクライナについては個人所得税及び企業の利得に対する租税とすること。

二　一方の締約国の企業の事業利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に

恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得にのみ当該他方の締約国において課税できること及び当該恒久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては本支店間の内部取引をより厳格に認識して課税対象とすること。

三　配当、利子及び使用料については、源泉地国において限度税率の範囲で課税することができること又は免税とすること。

四　この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去すること。

五　この条約の規定に適合しない課税については、権限のある当局に対して申立てをすることができること及び権限のある当局が相手国の権限のある当局と協議を行って解決を図ることができることに加え、一定の要件の下において仲裁に付託することができること。

六　両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換すること及び租税債権の徴収について相互に支援を行うこと。

七　この条約の特典の濫用を防止するため、第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられないこと。

なお、条約の不可分の一部を成す議定書は、相互協議に係る仲裁の手続及び補足事項等を規定している。

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第２号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、我が国とトルクメニスタンとの間の現行租税条約を全面的に改正し、新たな条約として合意するもので、両国間の緊密化する経済関係を反映して、投資交流の更なる促進を図るため、投資所得に対する源泉地国課税を更に減免するとともに、より効果的に脱税及び租税回避行為に対処するため、条約の濫用を防止する規定等を新たに設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　この条約が適用される租税は、日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税とし、トルクメニスタンについては法人の

利得又は所得に対する租税及び個人の所得に対する租税とすること。

二　一方の締約国の企業の事業利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得にのみ当該他方の締約国において課税できること及び当該恒久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては本支店間の内部取引をより厳格に認識して課税対象とすること。

三　配当、利子及び使用料については、源泉地国において限度税率の範囲で課税することができること又は免税とすること。

四　この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去すること。

五　この条約の規定に適合しない課税については、権限のある当局に対して申立てをすることができること及び権限のある当局が相手国の権限のある当局と協議を行って解決を図ることができることに加え、一定の要件の下において仲裁に付託することができること。

六　両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換すること及び租税債権の徴収について相互に支援を行うこと。

七　この条約の特典の濫用を防止するため、第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられないこと。

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第３号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、我が国とアルメニアとの間の現行租税条約を全面的に改正し、新たな条約として合意するもので、両国間の緊密化する経済関係を反映して、投資交流の更なる促進を図るため、投資所得に対する源泉地国課税を更に減免するとともに、より効果的に脱税及び租税回避行為に対処するため、条約の濫用を防止する規定等を新たに設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　この条約が適用される租税は、日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税とし、アルメニアについては利得税及び所

得税とすること。

二　一方の締約国の企業の事業利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得にのみ当該他方の締約国において課税できること及び当該恒久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては本支店間の内部取引をより厳格に認識して課税対象とすること。

三　配当、利子及び使用料については、源泉地国において限度税率の範囲で課税することができること又は免税とすること。

四　この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去すること。

五　この条約の規定に適合しない課税については、権限のある当局に対して申立てをすることができること及び権限のある当局が相手国の権限のある当局と協議を行って解決を図ることができることに加え、一定の要件の下において仲裁に付託することができること。

六　両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換すること及び租税債権の徴収について相互に支援を行うこと。

七　この条約の特典の濫用を防止するため、第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられないこと。

なお、条約の不可分の一部を成す議定書は、アルメニアが我が国以外の国又は地域との間でこの条約よりも低い税率又は租税の免除を含む協定を締結する場合には、我が国からの要請に基づいて交渉を開始すること等を規定している。

○経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第４号）要旨

本件は、標記の議定書の締結について、国会の承認を求めるものである。

この議定書は、平成 20 年７月に発効した現行協定を改め、物品及びサービスの貿易に関する市場アクセスを改善し、並びに自然人の移動、電子商取引、知的財産等に関するルール面での改善に関する規定を追加すること等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　物品の貿易に関し、日本国は 114 品目について、インドネシアは 25 品目

について、関税の撤廃・引下げ等を行うこと。

二　サービスの貿易に関し、インドネシアが市場アクセス及び内国民待遇に係る約束を行う分野に、自己が所有し、又は賃借する不動産（住宅用途及び複合用途高層建築物に限る。）に関するサービス、倉庫サービス及び貨物運送取扱サービスを追加すること。

三　自然人の移動に関し、インドネシアの看護師・介護福祉士候補者に係る日本国における滞在期間の更新回数の上限を引き上げる等、入国及び一時的な滞在に係る約束及び条件を改めること。

四　電子商取引章を追加し、いずれの締約国も、情報（個人情報を含む。）の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には妨げてはならないこと、事業実施条件としてコンピュータ関連設備の利用又は設置を要求してはならないこと、他方の締約国の者が所有するソフトウェア等の輸入、頒布、販売又は利用の条件としてソフトウェアのソース・コードの移転又は開示を要求してはならないこと等を規定すること。

五　知的財産に関し、各締約国は、特許出願が自国の国語に翻訳される場合において特許出願人等が当該特許出願の翻訳文における誤りを訂正する機会を確保すること、地理的表示を保護するために十分かつ効果的な手段を確保すること、国境措置として職権により不正商標商品又は著作権侵害物品の疑いのある物品の解放を停止することができる手続を採用すること等の規定を追加すること。

○航空業務に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第５号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とチェコ両国間及びその以遠における定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能にするための法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　一方の締約国の航空企業は、他方の締約国の領域を無着陸で通過することができるほか、当該他方の締約国の領域に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸することができること。

二　一方の締約国の指定航空企業は、附属書Ⅰに定める路線（以下「特定路線」という。）において、他方の締約国内の地点に着陸して、定期的に両締約国間の貨客の運送を行うことができるとともに、特定路線上に第三国内の

地点がある場合には、定期的に当該地点と他方の締約国内の地点との間の貨客の運送を行うことができること。

三　一方の締約国の指定航空企業は、他方の締約国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇と同等の待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料、潤滑油、部品、航空機貯蔵品等について当該他方の締約国の関税等を原則として免除されること。

四　指定航空企業が提供する輸送力は、貨客輸送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち当該指定航空企業を指定した締約国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給すること。

五　いずれの協定業務（特定路線において運営される航空業務）に対する運賃も、商業的考慮に基づいて合理的な水準に定めること。また、一方の締約国の航空当局は、当該締約国の法令に定めがある場合には、両締約国の指定航空企業に対し、自国の領域への又は当該領域からの運送についての許可のため、課する予定の運賃を自国の関係手続に従って提出するよう要求することができること。

六　両締約国は、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港等の安全に対する不法な行為等を防止するため、適当な措置をとること。

七　一方の締約国は、他方の締約国に対し、航空の安全に関する協議を要請することができること。また、一方の締約国の権限のある当局は、自国の領域内において他方の締約国の指定航空企業の航空機に対する検査を行うことができることとし、一方の締約国は、航行の安全の確保に必要な場合には、他方の締約国の指定航空企業による運航を停止させることができること。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書Ⅰは、両締約国の指定航空企業が運営することのできる路線を具体的に定めている。

○航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第６号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とルクセンブルク両国間及びその以遠における定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能にするための法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　一方の締約国の航空企業は、他方の締約国の領域を無着陸で通過することができるほか、当該他方の締約国の領域に給油、整備等、運輸以外の目的で

着陸することができること。

二　一方の締約国の指定航空企業は、附属書Ⅰに定める路線（以下「特定路線」という。）において、他方の締約国内の地点に着陸して、定期的に両締約国間の貨客の運送を行うことができるとともに、特定路線上に第三国内の地点がある場合には、定期的に当該地点と他方の締約国内の地点との間の貨客の運送を行うことができること。

三　一方の締約国の指定航空企業は、他方の締約国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇と同等の待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料、潤滑油、部品、航空機貯蔵品等について当該他方の締約国の関税等を原則として免除されること。

四　指定航空企業が提供する輸送力は、貨客輸送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち当該指定航空企業を指定した締約国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給すること。

五　いずれの協定業務（特定路線において運営される航空業務）に対する運賃も、商業的考慮に基づいて合理的な水準に定めること。また、一方の締約国の航空当局は、当該締約国の法令に定めがある場合には、両締約国の指定航空企業に対し、自国の領域への又は当該領域からの運送についての許可のため、課する予定の運賃を自国の関係手続に従って提出するよう要求することができること。

六　両締約国は、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港等の安全に対する不法な行為等を防止するため、適当な措置をとること。

七　一方の締約国は、他方の締約国に対し、航空の安全に関する協議を要請することができること。また、一方の締約国の権限のある当局は、自国の領域内において他方の締約国の指定航空企業の航空機に対する検査を行うことができることとし、一方の締約国は、航行の安全の確保に必要な場合には、他方の締約国の指定航空企業による運航を停止させることができること。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書Ⅰは、両締約国の指定航空企業が運営することのできる路線を具体的に定めている。

○日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第７号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、日本国とフィリピン共和国との間における互恵的な防衛協力を実施するための枠組みを設け、並びに訪問部隊及び文民構成員の地位を定めることにより、当該防衛協力を円滑にすることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　この協定の適用上、「文民構成員」とは、訪問部隊に随伴する派遣国の文民たる国民であって、訪問部隊に雇用され、又は勤務するものをいい、また、「訪問部隊」とは、一方の締約国の部隊（日本国については自衛隊をいい、フィリピン共和国についてはフィリピンの軍隊をいう。以下同じ。）であって、他方の締約国の同意を得て、三の協力活動に関連して当該他方の締約国の領域に所在するものをいうこと。

二　接受国において、接受国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動を慎むことは訪問部隊等の義務であり、また、このために必要な措置をとることは、派遣国の義務であること。

三　この協定は、両締約国が相互に決定して部隊が実施する協力活動（以下「協力活動」という。）であって接受国において実施されるものに関する事項について適用すること。

四　訪問部隊の構成員及び文民構成員（以下「訪問部隊の構成員等」という。）は、接受国への入国及び接受国からの出国に際し、接受国が定める手続に従うこと等を条件として、査証を申請する要件を免除されること。また、訪問部隊は、接受国の法令によって認められる範囲内で、専ら訪問部隊又は文民構成員の公用のためのものである全ての資材等を税の免除を受けて接受国に輸入することができること。

五　訪問部隊の構成員等に対して刑事裁判権を行使する権利が競合する場合には、派遣国の当局は専ら派遣国の財産若しくは安全のみに対する罪等又は公務執行中に生ずる罪について、接受国の当局はその他の罪について、裁判権を行使する第一次の権利を有すること。

六　両締約国の当局は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、接受国における訪問部隊の構成員等の逮捕及び裁判権を行使すべき当局へのこれらの者の引渡しについて相互に援助すること。

七　一方の締約国は、自国の部隊又は文民要員が使用する自国の財産に対する損害及び自国の部隊の構成員又は文民要員の公務執行中の負傷又は死亡がこの協定に基づく協力活動によって生じた場合には、他方の締約国に対する全ての請求権を放棄すること。

八　公務執行中の訪問部隊の構成員等の作為又は不作為等であって、接受国において第三者の財産に損害を与え、又は第三者を負傷若しくは死亡させたものから生ずる請求権は、接受国が処理すること。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書は、両締約国は、六の援助がこの協定の効力発生の時に有効な適用可能な国際協定に基づく自国の義務に反するといずれかの締約国が認める場合には、当該締約国の当局は当該援助を提供する義務を負わないことを相互に決定すること等を定めている。

○日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第８号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、後方支援の分野における物品又は役務（以下「物品・役務」という。）の相互の提供に関する自衛隊とイタリア共和国の軍隊（以下「イタリア軍隊」という。）との間における枠組みを定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　この協定は、自衛隊とイタリア軍隊の双方が参加する訓練、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の退去のための保護措置若しくは輸送、連絡調整その他の日常的な活動又はそれぞれの国の法令により物品・役務の提供が認められるその他の活動のために必要な物品・役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とすること。

二　いずれか一方の締約国政府が自衛隊又はイタリア軍隊により実施される一に掲げる活動のために必要な物品・役務の提供を他方の締約国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の締約国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品・役務を提供することができること。

三　この協定に基づいて提供される物品・役務は、食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む。）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む。）、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務（校正業務を含む。）、空港・港湾業務及び弾薬の区分に係るものとし、その詳細は付表に定めること。ただし、これらの提供には、武器の提供を含むものと解してはならないこと。

四　この協定に基づいて提供される物品・役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならず、受領締約国政府は、提供締約国政府の書面による事前の同意を得ないで受領締約国政府の部隊以外の者に対して当該物品・役務を移転してはならないこと。

五　この協定に基づいて行われる物品・役務の提供に係る決済の手続は、物品については、提供締約国政府にとって満足のできる状態及び方法での当該物品の返還等により、役務については、提供締約国政府の指定する通貨による償還又は同種かつ同等の価値を有する役務の提供によること。

六　この協定に基づいて行われる物品・役務の相互の提供については、両締約国政府の権限のある当局の間で作成される手続取決めに従って実施すること。

七　この協定の規定は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動するイタリア軍隊が実施するいかなる活動にも適用されないこと。

○1994年４月15日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国の特定の約束に係る表の改善に関する確認書の締結について承認を求めるの件（条約第９号）

要旨

本件は、標記の確認書の締結について、国会の承認を求めるものである。

この確認書は、サービスに係る国内規制に関する規律についての有志国間での交渉の成果に基づき、資格要件等に関連する措置がサービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、サービスの貿易に関する一般協定に含まれる我が国の特定の約束に係る表にサービスに係る国内規制に関する規律を追加的な約束として履行することを記載することについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　規律は、加盟国による措置であって、サービスの貿易に影響を及ぼす免許要件及び免許の審査に係る手続、資格要件及び資格の審査に係る手続並びに技術上の基準に関連するものについて適用すること。

二　加盟国は、サービスの提供に係る許可（サービスの提供を認めることであって、申請者が免許要件、資格要件又は技術上の基準を満たすことを証明するために従わなければならない手続によって得られるものをいう。）を要求する場合には、自国の権限のある当局が、実行可能な範囲内で年間を通じ

ていつでも申請の提出を認めること、電子的様式による申請を受理するよう努めること等を確保すること。

三　加盟国は、サービスの提供に係る許可を要求する場合には、自国の権限のある当局が、実行可能な範囲内で申請の審査のための指標となる日程を提供すること、申請に不備がないと認めるときは合理的な期間内に審査を完了すること、申請を拒否するときは可能な範囲内で当該申請者に対し拒否した理由等を通知すること等を確保すること。

四　加盟国は、サービスの提供に係る許可を要求する場合には、サービス提供者又はサービスを提供しようとする者が当該許可を取得し、維持し、修正し、及び更新するための要件及び手続に従うために必要な情報を速やかに公表すること。

五　加盟国は、措置を採用するに当たり、実行可能な範囲内で、かつ、自国の法制に適合する方法により、一般に適用される自国の法令であってこの規律の適用範囲内の事項に関連して自国が採用しようとするものを事前に公表し、利害関係を有する者及び他の加盟国に対し措置の案に関する意見を提出するための合理的な機会を与えるとともに、受領した意見を検討すること。

六　加盟国は、サービスの提供に係る許可に関連する措置を採用し、又は維持する場合には、当該措置が客観的な、かつ、透明性を有する基準に基づくこと、手続が公平であること等を確保すること。

○東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件（条約第10号）要旨

本件は、標記の協定の改正の受諾について、国会の承認を求めるものである。

この改正は、我が国の財政負担を軽減し、ＡＳＥＡＮ構成国の経済発展の実態をより反映した義務的拠出金の分担率を実現するため、東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センター（以下「センター」という。）の義務的拠出金の分担率の改定について定めるものであり、その内容は次のとおりである。

一　センターの義務的拠出金の日本国とＡＳＥＡＮ構成国との分担の比率を五年間で段階的に、現行の７対１から４対１に改定すること。

二　この改正の後の義務的拠出金の分担率の改定は、この改正によって協定に加えられた附属書の改正により行われ、当該附属書の改正は、理事会が採択した時に効力を生ずること。

○海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件（条約第11号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、いずれの国の管轄にも属さない区域（この協定においては「公海及び深海底」を指し、以下「公海等」という。）において、海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用を確保するための措置等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　海洋遺伝資源

1　締約国は、公海等の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報（以下「海洋遺伝資源等」という。）について、その採取及び利用に関する情報が情報交換の仕組みに通報されることを確保すること。

2　公海等の海洋遺伝資源等に関する活動から生ずる利益は、公正かつ衡平に配分し、並びに公海等における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献するものとすること。

二　区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）

1　区域に基づく管理手段の設定に関する提案は、締約国が単独で又は共同して事務局に提出することとし、締約国会議は、最終的な提案及び管理計画案並びに科学技術機関の助言及び勧告に基づき、区域に基づく管理手段の設定及び関連する措置について決定を行うものとすること。

2　締約国は、公海等で行われる自国の活動が締約国会議の決定と整合的に行われることを確保すること。

三　締約国は、公海等で実施される自国の管轄又は管理の下にある計画された活動を許可する前に、当該活動が海洋環境に及ぼす潜在的な影響がこの協定の規定に従って評価されることを確保すること。

四　締約国は、能力の開発並びに海洋科学及び海洋技術の発展及び移転を通じてこの協定の目的を達成するため、締約国（特に開発途上国である締約国）を支援するために協力すること。

五　締約国会議は、その第一回会合において、締約国会議及びその補助機関の手続規則並びに締約国会議の予算並びに事務局及び当該補助機関の予算を規律する財政規則をコンセンサス方式によって採択すること。

六　締約国は、その能力の範囲内で、自国の政策、優先度及び計画を考慮し

て、この協定の目的を達成するための活動に関する資金を提供すること。また、先進締約国は、金銭的な利益の配分方法について締約国会議が決定を行うまで、自国の分担金の 50 パーセントの額の年次拠出金を特別基金に支払うこと。

なお、二つの附属書は、協定の不可分の一部を成し、附属書Ⅰは区域に基づく管理手段の設定に関する提案に関し、区域の特定のための例示的な基準を規定し、附属書Ⅱは能力の開発及び海洋技術の移転の種類に関し、それらの取組に含めることができる事項の例示について規定している。

○職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約（第155号）の締結について承認を求めるの件（条約第12号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、作業に関連した事故及び健康に対する危害を防止することを目的として、職業上の安全及び健康並びに作業環境についてこの条約を批准する加盟国が一貫した政策を定めることを規定するとともに、国の段階、企業の段階それぞれにおいてとるべき措置等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　加盟国は、職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する一貫した国内政策を定め、実施し、及び定期的に検討すること。

二　加盟国は、法律若しくは規則又は国内事情及び国内慣行に適合するその他の方法により、関係のある代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、一を実施するために必要な手段をとること。

三　使用者は、合理的に実行可能な限り、その管理の下にある職場、機械、設備及び工程が、安全かつ健康に対する危険がないものであることを確保することを要求されること。

四　２以上の企業が同一の職場において同時に業務に従事する場合には、これらの企業は、この条約の適用に当たり協力すること。

五　事業場における労働者代表は、職業上の安全及び健康の分野において使用者と協力すること。

○1995年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（条約第13号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、漁船員が任務の遂行に必要な能力を備えること等を確保するため、漁船員の訓練及び資格証明並びに当直に関する国際基準を設定することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　条約の規定

1　締約国は、この条約及びこの条約の不可分の一部を成す附属書を実施することを約束すること。

2　締約国は、海上航行漁船の乗組員が任務を遂行するのに必要な能力及び適性を備えることを確保するため、この条約の十分かつ完全な実施に必要な法令の制定その他の措置をとることを約束すること。

3　この条約は、締約国を旗国とする海上航行漁船において業務を行う乗組員に適用すること。

4　漁船員は、この条約の附属書の規定に従って証明書を与えられること。

5　締約国は、自国を旗国とする漁船又は自国が正当に証明書を与えた漁船員に関し、この条約を実施するための国内法令が遵守されていない場合における罰又は懲戒処分について定め、及び執行すること。

6　外国漁船の寄港国として監督を行う締約国は、人命・財産又は環境に対する危険をもたらす要件の不備が是正されるまでの間、漁船を航行させないための措置をとること。

二　条約の附属書

1　この条約の適用上、締約国の主管庁は、全ての章について、漁船の長さに代えて対応する総トン数を測定の基礎として使用することを決定できること。

2　漁船員の資格証明書は、附属書の規則に定めるところにより業務、年齢、身体適性、訓練、能力及び試験に関する要件を満たしている場合にのみ、主管庁が発給すること。

3　締約国の監督官は、この条約により証明書を与えられることを要求されている全ての漁船員が、当該証明書を与えられていること等を確認するとともに、漁船において要件の不備を発見した場合には、適当な措置がとられるようにするため、当該漁船の船長及び主管庁に対し、直ちに文書で通報すること。

4　漁船員は、船内におけるいずれかの任務を割り当てられる前に、主管庁により承認された基本的な訓練及び船上の安全について精通するための訓練を受け、適当な能力に係る基準を満たすこと。

5　安全な当直が常に維持されることを確保するために遵守すべき要件、原則及び指針を踏まえ、全ての漁船の船長が漁船の安全のために適切かつ効果的な当直が常に維持されていること等を確保すること。

【財務金融委員会】

○所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第１号）要旨

本案は、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策、地域経済の好循環の実現、国際環境の変化への対応等の観点から、国税に関し、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

一　物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに特定親族特別控除の創設を行うこと。

二　成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すため、中小企業経営強化税制の拡充を行うこと。

三　国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための防衛特別法人税の創設等を行うとともに、外国人旅行者向け免税制度の見直しを行うこと。

四　相続に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税の特例等について、その適用期限の延長や整理合理化等を行うこと。

五　この法律は、別段の定めがあるものを除き、令和７年４月１日から施行すること。

（修正要旨）

一　所得税の基礎控除等の特例

令和７年分以後の各年分において、居住者のその年分の合計所得金額が655万円（令和９年分以後の各年分にあっては、132万円）以下である場合における所得税の基礎控除の額は、原案の金額に次の金額を加算した額とする等の特例を創設すること。

１　令和７年分及び令和８年分　次の区分に応じそれぞれ次に定める金額

㈠　合計所得金額が132万円以下である場合　37万円

㈡　合計所得金額が132万円を超え336万円以下である場合　30万円

㈢　合計所得金額が336万円を超え489万円以下である場合　10万円

㈣　合計所得金額が489万円を超える場合　５万円

２　令和９年分以後の各年分　37万円

二　所得税の抜本的な改革に係る措置等

１　所得税の抜本的な改革に係る措置

㈠　政府は、我が国の経済社会の構造変化を踏まえ、各種所得の課税の在り方及び人的控除をはじめとする各種控除の在り方の見直しを含む所得

税の抜本的な改革について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置を講ずるものとすること。

㈡　㈠の検討に当たっては、基礎控除等の額が定額であることにより物価が上昇した場合に実質的な所得税の負担が増加するという課題への対応について、所得税の源泉徴収をする義務がある者の事務負担への影響も勘案しつつ、物価の上昇等を踏まえて基礎控除等の額を適時に引き上げるという基本的方向性により、具体的な方策を検討するものとすること。

２　所得税の基礎控除の特例の実施に要する財源の確保に係る措置

政府は、令和７年度末までに、歳入及び歳出における措置を通じた所得税の基礎控除の特例の実施に要する財源の確保について、１の検討と併せて検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとすること。

三　その他

一は令和７年12月１日から、二は同年４月１日からそれぞれ施行することとし、その他所要の措置を講ずること。

（附帯決議）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　物価の高騰に賃金が追いつかない状況下、所得格差と資産格差も拡大しており、最低限の生活保障、税負担の公平性確保や再分配機能を強化する観点から所得税の人的控除等や課税の在り方について検討を行い、その結果をもって必要な改革を実行するよう努めること。

二　「貯蓄から投資へ」の推進が資本逃避による円安を招くことがないよう、民間企業の賃上げや設備投資等を費用対効果にも十分配慮しながら引き続き支援し、国内企業の生産性を向上することによって企業価値を高め、投資資金が国内企業へ十分に供給されるよう努めること。

三　揮発油税及び地方揮発油税の「当分の間税率」は廃止に向けた検討を速やかに行うとともに、その廃止に当たっては、流通への影響や関係事業者の事務負担等に配慮するとともに、国及び地方公共団体の財政に悪影響を及ぼすことがないよう、安定的な財源を確保するなど必要な措置を講ずるものとすること。

四　輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税に関する制度については、いわゆるリファンド方式への変更の効果を見極めるとともに、免税とすることの妥当性について検討を行い、その結果に基づきその縮減その他の必要な措置を講ずるよう努めること。

五　適格請求書等保存方式（インボイス制度）が実施されたことにより、事業者間取引において不当な扱いが生じているといった意見があることを踏まえ、中小・小規模事業者に対する不当な扱いを防止するための取引環境の整備への取組を強化すること。

六　金融所得課税について、一定以上の高額所得を有する者の実効税率が低位である問題を解決するため、中低所得者層の金融資産形成に配慮しつつ、課税方法の変更も含めた金融所得課税の在り方について検討を進め、その結果に基づき必要な措置を講ずるよう努めること。

七　物価上昇局面における税負担調整の一環として、食事の現物支給の場合の非課税限度額引上げに向けた検討を行い、その実現に努めること。

八　災害による担税力の喪失を勘案し、被災者の負担軽減及び実額控除の機会を拡大する観点から、個人の有する住宅、家財等につき災害により損失が生じた場合における控除の在り方について、当該損失を当該個人の所得から人的控除の後に控除することができる、独立した所得控除の制度の創設等の対応を含め必要な検討を行い、その実現に努めること。

九　奨学金の返済その他の教育に関する経済的負担を軽減するための税制上の施策について検討を行い、その実現に努めること。

十　各種の企業関係租税特別措置については、企業等の行動変容を促すインセンティブ措置として機能しているか否か等の観点から、政策効果や必要性をよく見極めた上で、一部の企業等に対する過度の優遇にならないよう、各措置の適用実態のより一層の透明化に向け必要な措置を講ずるよう努めること。

十一　給与等の支給額が増加した場合の所得税額及び法人税額の特別控除に関する制度については、その効果の検証を継続的に行い、その結果や賃金を巡る状況を踏まえ、同制度の廃止を含む見直しについて検討を進め、必要な措置を講ずるよう努めること。

十二　相続税及び贈与税について、資産に係る格差が拡大し、固定化している現状に鑑み、再分配機能の適切な確保の観点から、税率構造、非課税措置等の見直しについて検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるよう努めること。

十三　税務行政において納税者の権利利益の保護を図り、税務行政に対する国民の信頼醸成や適正を確保するため、納税者権利憲章の策定を含め納税環境整備について検討を行い、その実現に努めること。

十四　政治資金を巡る問題を踏まえ、税制は国民の理解と信頼の上に成り立っ

ているとの認識の下、国民からの税に対する信頼を損なわないよう、課税上問題があると認められる場合には適時・適切に税務調査を行うなど、適正、公平な課税の実現に努めること。

十五　高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引のデジタル化・グローバル化に伴う調査・徴収事務等の複雑・困難化、新たな経済活動の拡大、インボイス制度の実施への対応、大阪・関西万博開催に伴うインバウンド観光客増大などに対応しての消費税の不正還付事案への厳正な対応など、社会情勢の変化による事務量が増大していることに鑑み、適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の定員確保、職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払い、従来にも増した税務執行体制の強化に努めること。

○関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出第６号）要旨

本案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

一　令和７年３月末に適用期限が到来する暫定税率等について、その適用期限の延長等を行うこと。

二　個別品目の関税率について、鉱工業品四品目の基本税率又は暫定税率を無税とする見直しを行うこと。

三　特別特恵税率の適用対象について、後発開発途上国に準ずる国を対象国に追加すること。

四　この法律は、別段の定めがある場合を除き、令和７年４月１日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　関税率の設定に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業の利益を十分に配慮しつつ、国民生活の安定・向上に寄与するよう努めるとともに、過度な恩恵を相手国に与えず調和のとれた対外経済関係の強化を図ること。

二　関税の基本税率を引き下げるための暫定税率については、その恩恵の規模や産業等について適用実態の公開を進めた上で、国内産業保護、消費者等の利益確保、国際交渉上の必要性等を具体的に考慮し、真に必要かつ合理的と

認められるものに限り、適用期限の延長措置を講じること。

三　自由貿易が人類の繁栄と世界の平和をもたらすとの基本的な考えに基づき、自由で公正・公平な経済秩序の維持・強化を推進するため、我が国の関税制度を不断に見直すとともに、保護主義的な政策が広まらないよう、諸外国及び国際機関との連携を強化すること。

四　最近における社会のデジタル化の進展等の技術革新、厳しさを増す安全保障環境など、税関を取り巻く経済・社会情勢が急速に変化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、覚醒剤等の不正薬物、銃器、金地金、知的財産侵害物品やテロ関連物品等の密輸を阻止するとともにロシア等に対する輸出入規制や経済安全保障へも対応し、水際において国民の安全・安心を確保しつつ、本年開催される大阪・関西万博におけるテロ対策や展示物等の的確かつ迅速な通関等を通じ安全かつ円滑な開催に寄与するため、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の定員の確保、処遇改善、機構・職場環境の充実、取締検査機器等を含む業務処理体制の整備及び安全管理の徹底等に特段の努力を払うこと。

○国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第７号）要旨

本案は、国際開発協会及び米州投資公社に対する加盟国の出資総額がそれぞれ増額されることとなることに伴い、我が国の国際開発協会への出資額を増額するための措置及び米州投資公社へ国債で出資することを可能とするための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一　国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正

国際開発協会に対し、従来の出資の額のほか、4,641億5,750万円の範囲内において出資することができること。

二　米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正

１　米州投資公社に対して出資する合衆国ドルの全部又は一部を、国債で出資することができることとし、当該国債の発行条件、償還等については、国際復興開発銀行の例に準ずること。

２　その他所要の規定の整備を行うこと。

三　施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　国際開発協会を含む国際機関への資金拠出を行うに当たっては、多額の資金を拠出することに鑑み、我が国の国際貢献として効果的かつ戦略的な資金拠出となるよう、然るべき国際機関の計画・方策に反映させるべく努め、国際社会における我が国の評価を高めるよう最大限尽力し、計画的に取り組むこと。また、国際機関の運営等に関して、主要出資国としてふさわしいリーダーシップを発揮するなど、我が国の国際的プレゼンスの向上に努めること。

二　国際機関の活動や我が国の貢献について一層の広報活動及び情報公開を行い、当該資金拠出に関し国民の理解を得るよう努めること。

三　我が国の国際貢献の機会を拡大する観点から、国際機関において日本人職員の登用機会を更に広げる活動を推進し、有能な人材が円滑に採用されるよう支援に努めるとともに、出資に見合う枢要なポストの獲得に尽力すること。

四　開発途上国の抱える債務問題が深刻化する中、国際開発協会など世界銀行グループを通じて債務国における借入先や借入額等の債務データを的確に把握することが重要であることから、債権国間による当該債務データの共有を促進するとともに、債務国が適切な債務管理を行い、返済能力に応じた借入れが実施されて債務の持続可能性が確保できるよう、各加盟国に対し積極的に働きかけること。

五　世界情勢が大きく変化する中、あらゆる人々が恐怖と欠乏から解放されるような社会づくりである「人間の安全保障」を実現していくことは重要であることから、「人間の安全保障」の視点に立った国際支援を実施するよう努めるとともに、諸外国に対し開発援助による国際協力を安定的かつ持続的に取り組む必要性を強く呼びかけること。

○株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出第24号）

要旨

本案は、地域活性化又は我が国の企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を一層促進するため、株式会社日本政策投資銀行の特定投資業務の投資決定期限等を延長するもので、その内容は次のとおりである。

一　株式会社日本政策投資銀行の特定投資業務について、投資決定期限及び政府による出資期限を令和８年３月31日から令和13年３月31日まで延長すること。

二　特定投資業務の完了期限を令和13年３月31日から令和23年３月31日まで延

長すること。

三　この法律は、公布の日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　株式会社日本政策投資銀行ができる限り早期に完全民営化することとされていること及び特定投資業務が時限を定めて導入されたことを踏まえ、期間延長が際限なく繰り返されることがないよう特定投資業務の法定期限到来までの間に、同業務の継続の是非と国の関与のあり方について十分に検討すること。

二　政府の保有株式については、特定投資業務等の実行に伴い政府が保有すべき株式を除き、株式会社日本政策投資銀行の目的の達成に与える影響及び市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、できるだけ早期の売却に努め、その売却益を増大している国債の償還財源に充当するよう努めること。

三　特定投資業務が民業の補完又は奨励に徹することとされていることを踏まえ、民業を圧迫することがなく適切な運営がなされるよう注視すること。また、いわゆる呼び水効果が民間金融機関に与える経営上の影響について、定量的な計測や検証に努めるよう促し、もって呼び水効果が最大となるよう配慮すること。

四　株式会社日本政策投資銀行の株主として同行の業務の事業実績及び経営状況を十分監視すること。

五　民間金融機関による資金供給を公的観点から支援するという株式会社日本政策投資銀行の役割に応じた適切なリスクを取ることが可能となるよう、同行の経営状況について、その投資損益等が適正なものとなるよう十分注視すること。

六　多額の公的資金が投入される特定投資業務に対し、国会の行政監視機能が十分に果たされるよう政府と株式会社日本政策投資銀行は取引内容に関して積極的に情報開示を行うこと。

七　地域経済の自立的発展を実現するためには、地域金融機関等の人材の育成が急務であることに鑑み、株式会社日本政策投資銀行から地域金融機関に対する先進的な金融ノウハウの提供や同行と地域金融機関等の協働等により、地域における人材育成が同行によって図られるよう適切な措置を講ずること。

○特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）要旨

本案は、財政投融資特別会計投資勘定の財務の自立性を高め、資金繰りに柔軟性を持たせながら、政策的重要性が高く成長が見込まれる分野等に対し、安定性を確保しつつ、機動的に投資資金を供給するためのもので、その主な内容は次のとおりである。

一　投資財源資金に関する規定の整備

１　投資勘定からの投資財源資金への繰入れ及び決算剰余金の組入れを可能とすること。

２　投資勘定における決算上の不足について投資財源資金からの補足を可能とするほか投資勘定の経理に係る規定を整備すること。

二　借入金等に関する規定の整備

１　資金調達手段として、投資勘定における借入れを可能とすること。

２　借入れを可能とすることに併せ、一般会計からの繰入対象経費を限定すること。

三　施行期日

この法律は、令和８年４月１日から施行し、令和８年度の予算から適用すること。

（附帯決議）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　政府は引き続き、特別会計において経理される事務及び事業の効果的かつ効率的な実施、区分経理の必要性、特別会計の資産及び負債の適切な取扱い、特別会計の資産及び負債に関する情報公開について不断に検証し、その結果に基づき、適切な措置を講じること。

二　各特別会計の積立金又は資金については、現下の国の財政が極めて厳しい状況に置かれていることを踏まえ、各特別会計の必要な水準についてできる限り明らかにした上で、各特別会計の積立金又は資金の額が必要な水準を超えることとなるときは、その性格を踏まえ、超えることとなる部分を一般会計の歳入に繰り入れるため必要な措置を講じるよう努めること。

三　財政投融資特別会計投資勘定は、産業の開発及び貿易の振興のための資金を出資及び貸付けによって供給するために設けられていることを踏まえ、その趣旨に合致しない資金の供給は厳に慎むこと。

四　財政投融資特別会計投資勘定の資金によって「官民ファンド」を組成する場合、当該ファンドによる投融資について積極的に情報開示を行うとともに、国の出資割合については当該ファンドの性質を勘案して必要最小限度に留め

ること。

○保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出第37号）要旨

本案は、損害保険業界における保険金不正請求事案と保険料調整行為事案の再発防止を図り、保険業に対する信頼性の確保及びその健全な発展を図るため、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

一　複数の保険会社等の商品を扱う特に規模が大きい損害保険代理店に対し、その業務運営に関する体制整備義務を創設すること。

二　保険会社等に対し、顧客の利益を保護するために必要な体制整備義務を強化すること。

三　保険会社等から保険契約者等への過度な便宜供与を禁止すること。

四　この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　今般の保険金不正請求事案及び保険料調整行為事案の再発防止策が、本法による措置及び下位法令への委任のほか、顧客本位ではない比較推奨販売の禁止、代理店への過度な便宜供与の禁止及び企業内代理店規制の見直しなどの監督指針等による対応を含む多面的な構造となっていることに鑑み、当局のモニタリングを総合的に行う態勢を確立するほか、業界における顧客本位の業務運営の徹底をさらに促すことなどにより、当該再発防止策の実効性を担保すること。

二　保険業界の不祥事への対応に当たって、必要十分な検査及び処分等が円滑に実施されるよう、金融庁及び財務局において必要な機構・定員を確保し、保険契約者等の保護を図ると共に、保険業に対する信頼性の確保及びその健全な発展に万全を期すこと。

三　今般の保険料調整行為事案の一因が、近年の自然災害の頻発・激甚化が火災保険金の支払いを増加させる一方、契約期間が長期であるなどの理由から保険料への反映が遅れることで、火災保険の危険差益を悪化させたことにあったことを踏まえ、このような火災保険の構造的な問題への対処のため、当該構造に係る分析を行い、持続可能なビジネスモデルの構築を損害保険業界に促すこと。

四　三の火災保険の危険差益の悪化への対応として、他の保険種別における収

益移転が過度に起きることのないよう、保険商品の認可においては、保険商品の契約者間の公平性が確保されるような保険商品の認可に努めること。

五　保険会社等の金融機関に対しては、法令やガイドライン等により、個人情報保護法よりも厳格に個人情報を管理することが求められていることに鑑み、昨今多発している、保険代理店における個人情報漏えい事案に対し、その再発防止に向けた、より一層の厳格な対応を行うこと。

六　本法の基礎となる「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」及び「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」の取りまとめ後においても、保険業界においては不適切な行為が表面化し当局が立入検査を実施していることに鑑み、改めてこれを業界の問題として捉え、業界全体の実態解明に努めると共に、その結果を公表すること。

七　六の実態解明による問題への対処が本法による措置では不十分と判断される場合においては、附則第四条の検討規定に定める本法の施行後五年を目途とする時期を待つことなく、直ちに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

○信託業法の一部を改正する法律案（内閣提出第38号）要旨

本案は、公益信託に関する法律（令和６年法律第30号）により公益信託に係る内閣総理大臣又は都道府県知事による認可制度及び受託者規制等が設けられたことを踏まえ、公益信託の円滑な活用を図るため、信託業法の規制の適用の整理を行うもので、その内容は次のとおりである。

一　公益信託の引受け又は公益信託に係る信託契約の締結の代理若しくは媒介について、信託業の免許又は信託契約代理業の登録等に係る信託業法の規定の適用を除外すること。

二　この法律は、公益信託に関する法律の施行の日から施行すること。

○資金決済に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第39号）要旨

本案は、金融のデジタル化等の進展に対応し、利用者保護を確保しつつ、イノベーションを促進するため、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

一　暗号資産交換業者等が破綻した場合等における資産の国内保有命令を創設すること。

二　利用者と暗号資産交換業者等との間で、暗号資産等の売買又は交換の媒介

のみを行う者について、登録制を創設し、所要の行為規制等を整備すること。

三　国境をまたぐ収納代行のうち、一定のものに対し、資金移動業の規制を適用すること。

四　この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（修正要旨）

検討規定について、検討の目途を「施行後５年」から「施行後３年」とするとともに、三の資金移動業の規制を適用する国境をまたぐ収納代行の範囲を検討の対象として明記すること。

（附帯決議）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　第２条の２第２号に規定する資金移動業規制の適用除外を定める内閣府令の制定に当たっては、その範囲を必要かつ適切なものとするため、違法オンラインカジノの利用を通じた財産的損失や犯罪関与、海外投資詐欺等による詐欺被害及び利用者の二重支払いといった利用者保護上のリスクと民間経済活動への影響を的確に把握すること等を目的とした相談窓口を本法の公布後速やかに設置し、既存の決済サービスを提供・利用する事業者を含め、より多くの関係者からの丁寧な意見聴取に努めること。

二　一の内閣府令の制定に当たっては、事業者に過度な不安や混乱を生じさせることのないよう、また、違法オンラインカジノや海外投資詐欺、利用者の二重支払いといった利用者保護の必要性が認められるもの以外が規制対象とならないよう十分に配慮し、当該内閣府令において、現時点で想定されているプラットフォーマーが収納代行業者となる場合等の適用除外の複数類型を明示するとともに、当該類型への該当可能性に関する当局の基本的な考え方について、公表又は個別の相談等を通じて周知することにより、規制の適用範囲が可能な限り萎縮を招かない明確なものとなるよう努めること。また、当該資金移動業規制の適用除外の範囲については、本法の施行後の状況の変化を的確に把握し、必要に応じて適切な見直しに努めること。

三　第２条の２第２号の規定により、違法オンラインカジノ及び海外投資詐欺等に係る収納代行が為替取引に該当することが明確化され、当該収納代行が法律上の無登録営業となることで、これらの違法行為の取締り環境が変化することを受け、政府として金融庁と警察庁の連携強化及び各種の提供された情報の分析体制の強化をはじめとする、より一層の取締り対策強化を図るこ

と。

四　本法に基づく制度の運用に当たっては、利用者保護を確保しつつ、イノベーションを促進するため、当局の実効性のあるモニタリング及び新たに資金移動業に登録申請する事業者の登録審査が円滑に実施されるよう、金融庁及び財務局において必要な機構・定員を確保し、実効的な態勢を確立するよう努めること。

【文部科学委員会】

○大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第８号）要旨

本案は、多数の子等の教育費を負担している家庭における教育費の負担の軽減を図るため、当該家庭の学生等に係る大学等の授業料等の減免制度を創設する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　法律の目的の見直し

法律の目的を、多数の子等の教育費を負担している家庭及び経済的理由により子等の教育費の負担を求めることが極めて困難な状況にある家庭における教育費の負担の一部を社会全体で負担することによりこれらの家庭における負担の軽減を図るため、これらの家庭の学生等に係る大学等の授業料等の減免を行い、もって子育てに希望を持つことができる社会の実現に寄与することと改めること。

二　授業料等減免の対象者の追加

授業料等減免の対象者として、一定の要件を満たすことの確認を受けた大学等（以下「確認大学等」という。）に在学する学生等のうち、特に優れた者であり、かつ、当該学生等が３人以上の子等の生計を維持する者に生計を維持されている子等であることに該当する者として、確認大学等の設置者が認定を行ったものを加え、その授業料等減免の額は確認大学等の種別等を考慮して政令で定める額とすること。

三　認定手続等に関する規定の整備

１　認定を受けようとする学生等は、いずれの認定事由に該当する者として当該認定を受けようとするかの別等を記載した申請書等を確認大学等の設置者に提出し、確認大学等の設置者が、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、認定を行うものとすること。

２　授業料等減免対象者は、別の認定事由に該当する者として授業料等減免を受けようとするときは、当該別の認定事由に該当する者であることについての認定を受けなければならないこと。

四　授業料等減免についての配慮事項の新設

国は、学生等及びその生計を維持する者の収入の状況に鑑み、これらの者に授業料等の負担を求めることが極めて困難な状況にあることに該当する者に係る授業料等減免については、経済的理由により極めて修学が困難な者の修学の機会の確保に資するため、独立行政法人日本学生支援機構法に規定す

る学資の支給と相まって大学等の修学に係る諸費用に対する総合的な支援となるよう配慮するものとすること。

五　施行期日等

１　この法律は、一部を除き、令和７年４月１日から施行するものとすること。

２　政府は、この法律の施行後４年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。

（附帯決議）

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一　高等教育の修学支援新制度は、学生等に対する経済的支援の面を持つ一方で、大学等に国費が拠出されることから大学等への支援となる面も併せ持つことを踏まえ、大学等における職業教育と学術研究との役割の明確化、教育内容の一層の充実、入学者の選抜に係る制度の改善、学修の成果に係る評価の客観性や厳格性の一層の確保及び大学等の数の適正化その他高等教育を行う機関の改革の実施に努めること。

二　一で示した改革の実施後においては、更なる教育の機会均等を図るため、高等教育の無償化を推進すること。

三　修学支援新制度について、消費税に限らない幅広い財源の活用等を検討するなど、安定的な財源の確保に努めること。

四　多子世帯の学生等に対する授業料等減免については、扶養する子等の数を要件としたことにより、兄弟姉妹の年齢差により支援を受ける期間が異なるという問題が生じることから、このような不公平を避けるため、修学支援新制度の見直しを検討すること。

五　本法附則第６条による施行後４年の見直し時期以前であっても、必要に応じて本法の規定その他学生等への経済的支援制度全般の在り方について検討を行い、必要があると認める場合には、早期に対応を図るよう努めること。

六　本法による改正後における修学支援新制度の効果を評価・検証するため、授業料等減免の対象者数及び要した費用の額並びに確認要件を満たさない大学等の数等の支援実績について、適切に調査し公開するよう努めること。

七　大学等における授業料の値上げ傾向が続いている実情を踏まえ、授業料等減免の上限額の見直しを検討すること。

八　大学等の確認要件については、確認大学等以外の大学等において学ぶ権利を侵害するおそれがあるほか、地方・中小の私立大学等については、これを容易に満たすことができないことから縮小・撤退に追い込まれることも想定されるため、その内容の見直しについて検討すること。

九　本法による改正後においては、学生等への経済的支援が複雑化することを踏まえ、学生等、保護者及び学校関係者等へ丁寧な説明を行うなど、奨学金制度を含め、修学支援新制度全般の更なる周知徹底に努めること。

十　令和６年度から開始された教職大学院等修了後に教員となった者に対する大学院段階に貸与された第一種奨学金の返還免除制度について、教員不足が深刻な状況を踏まえ、学部段階にも拡充するよう検討すること。

十一　教育を受ける機会を保障するという奨学金の制度趣旨を踏まえ、貸与型奨学金が給付型奨学金を、有利子奨学金が無利子奨学金を金額・人数とも上回っている現状を改善し、貸与型から給付型へ、有利子から無利子への流れを更に加速するための施策の検討を行うこと。

十二　貸与型奨学金の返還に係る負担軽減の観点から、返還額を所得控除の対象とすることや有利子である第二種奨学金の利子分の免除等について検討すること。

十三　今後、学生への経済的支援に係る重大な法改正を行うに当たっては、国会における十分な審議期間を確保するとともに学生や大学等における周知や準備のための期間を設ける必要性を踏まえ、制度の施行まで十分な余裕をもって法律案を国会に提出するよう努めること。

○公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第９号）要旨

本案は、教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　学校における働き方改革の一層の推進

１　教育委員会に対し、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画（業務量

管理・健康確保措置実施計画）の策定・公表及び実施状況の公表を義務付けること。

２　業務量管理・健康確保措置実施計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付けること。

３　業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とすること。

４　公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、業務量管理・健康確保措置実施計画に適合するものとなることを義務付けること。

５　学校運営協議会を置く公立学校については、校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めること。

二　組織的な学校運営及び指導の促進のため、児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとすること。

三　教員の処遇の改善

１　教職調整額の基準となる額について、幼稚園の教員を除き、給料月額の４％から10％まで段階的に引き上げること。

２　学級担任への加算を想定して、義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとすること。

３　指導改善研修を受けている教員については、教職調整額を支給しないこととすること。

四　一及び二については、令和８年４月１日から、三については、令和８年１月１日から施行すること。

（修正要旨）

一　一箇月時間外在校等時間の削減に関する措置の新設

１　政府は、令和11年度までに、公立の義務教育諸学校等の教員の一箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標とし、次の措置を講ずること。

㈠　教員一人当たりの担当する授業時数を削減すること。

㈡　教育課程の編成の在り方について検討を行うこと。

㈢　教職員定数の標準を改定すること。

㈣　教員以外の学校の教育活動を支援する人材を増員すること。

㈤　不当な要求等を行う保護者等への対応について支援を行うこと。

㈥　部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。

㈦　㈠から㈥のほか、教員の業務量の削減のために必要な措置

２　１の「一箇月時間外在校等時間」とは、一箇月の学校の教育活動に関する業務を行っている時間として外形上把握することができる時間から、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第14条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日等（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間を除いた時間として公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第７条第１項に規定する指針で定める時間をいうこと。

二　政府は、公立の中学校の学級編制の標準について、令和８年度から35人に引き下げるよう、法制上の措置その他の必要な措置を講ずること。

三　政府は、公立の義務教育諸学校等において、学校全体の教員の仕事と生活の調和を実現する上で、管理職員が重要な役割を果たすことに鑑み、管理職員及び服務監督教育委員会による当該教員の各担当業務についての見直しに係る措置その他の当該教員の業務管理の実効性向上のための措置について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

四　政府は、幼稚園を除く公立の義務教育諸学校等の教員の勤務条件の更なる改善のための措置に関する検討条項について、当該教員の勤務の状況について調査を行う旨を規定すること。

（附帯決議）

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一　教育職員の時間外在校等時間を令和11年度までに一箇月当たり平均30時間程度に縮減するという本改正法附則第３条第１項に規定する目標を達成するため、地方公共団体の裁量にも留意しつつ、その実現に向けた工程表の策定を行うこと。

二　教育職員の勤務条件の更なる改善のための措置について検討するため、本改正法附則第６条に規定する教育職員の勤務の状況を調査するに当たっては、これまで教育職員に対して行われた勤務実態調査にも留意し、その方法について十分に検討すること。また、教育職員の勤務条件の更なる改善のための

措置を講ずるに当たっては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法における教育職員の健康及び福祉の確保という理念と教育職員の勤務の状況との差を埋めることができるよう必要な措置を講ずること。

三　教育委員会は、時間外在校等時間が上限時間を超える学校に対して、当該学校の業務や環境整備等の状況を十分に検証し、在校等時間の長時間化を防ぐための取組に万全を期すこと。

四　時間外在校等時間を形式的に上限の範囲内とするために、週休日・休日を含めて、実際の時間外在校等時間より短い時間を記録することのないよう周知徹底すること。また、校長等が虚偽の時間外在校等時間を記録させることがあった場合には、信用失墜行為として懲戒処分等の対象となり得ることについても周知すること。

五　時間外在校等時間の上限時間を遵守することのみを目的として、自宅等への持ち帰り業務を増加させることがあってはならないことについて、周知徹底すること。また、本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であることから、持ち帰りが行われている実態がある場合には、校長及び教育委員会は、その状況を適切に把握するとともに、国はフォローアップを行うこと。

六　学校における働き方改革の目的は、子供一人一人の特性や関心に応じた学びの実現であり、その目的のため、教育課程の編成の在り方について専門的な議論を深めるとともに、教職員定数の改善などの教育条件の整備も一体として同時に進めること。

七　学校における働き方改革については、単に教育委員会や学校のみの責務とするのではなく、地方公共団体の関係部署が一体となって、取組を強力に推進すること。また、教育委員会は「教師不足」の解消を図るための対策に万全を期すこと。

八　労働基準監督機関の権限を行使する人事委員会及び人事委員会を置かない場合の地方公共団体の長は、教育委員会が教育職員の業務量を適切に管理し、健康と福祉の確保を図るよう、その役割を十全に果たすこと。その際、社会保険労務士や法律家など外部の専門家の知見も活用し、教育職員が働き方について相談できる体制の構築に努めること。

九　教育職員の過労死等の公務災害が疑われる事案が発生した際には、服務監督権者である教育委員会及び校長は速やかに調査を行い、再発防止に向けた取組を講ずること。

十　国及び地方公共団体は、学校における働き方改革を円滑に推進できるよう、

いわゆる「学校・教師が担う業務に係る三分類」に基づく取組が確実に実施されるよう、必要な財政措置等の条件整備を講ずること。また、国は、「教員が担うべきではない業務」を明確に示すとともに、教育委員会及び学校段階において、教育課程上の工夫を含めた業務改善の取組を整理・共有すること。さらに、こうした改革の趣旨について、国が主体的に保護者や地域に対して理解を促す広報や発信に取り組むこと。

十一　主務教諭の配置による教諭の職務内容・職責の変化がないことを踏まえ、主務教諭の配置のために、教諭の給与を引き下げることのないよう、地方公共団体に周知徹底すること。また、主務教諭の配置によって、学校内外で円滑に協力・協働体制が構築できるよう、周知すること。併せて、主務教諭の配置が地方公共団体による任意設置となっていることから、その配置人数分の義務教育費国庫負担金を確実に措置すること。

十二　義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給するに当たっては、現在行われている一律支給部分について、その支給ができないとの誤解が生じないよう周知すること。併せて、学級担任に義務教育等教員特別手当の支給を加算することについて、複数担任制を採っている場合にも支給が可能であることを周知すること。

十三　子ども・子育て支援制度の枠組みにおいて措置されている幼稚園教員の処遇改善に資する財政措置とその効果について、継続的にフォローアップを行うこと。

十四　国は、教育職員の業務の縮減のため、教育職員の担当授業時数を軽減するための教育課程の実施と抜本的な教職員定数の改善に努めること。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教員業務支援員等の学校における専門スタッフの配置の一層の拡充及び処遇改善に努め、地方公共団体の財政力に起因した配置の格差が生ずることのないよう、必要な財政措置を講ずること。併せて、国及び地方公共団体は、部活動の地域展開等を確実に進めるための措置を講ずるとともに、全国規模の「学校人材バンク」の構築などを講ずること。

十五　令和の日本型学校教育を担う専門職としての教育職員の専門性の向上・キャリア形成のため、研修や教員養成段階への支援に加え、授業実践が共有できるプラットフォームの形成と教育データベースを整備し、多様な子供への効果的な授業実践や支援とその成果を科学的に分析・共有する仕組みを構築すること。その際、現場の教育職員の負担とならないよう配慮すること。

十六　教育職員のメンタルヘルスを良好なものとする前提として、学校における労働安全衛生管理体制の整備が不可欠であることを踏まえ、産業医や健康管理医等の選任等、教員の健康確保措置の環境整備に際し、地方公共団体間で格差が生ずることのないよう、国が必要な支援を行うこと。また、学校における勤務間インターバルの取組を進めるため、国は必要な支援を行うこと。

十七　教育職員の安定的な確保及び質の向上のため、教育職員の免許制度及び養成・採用の在り方について検討を行い、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずること。また、教育職員の専門性・多様性の確保のため、教育職員の採用選考の実施時期及び回数等について、教育委員会による工夫改善の取組を促進すること。

○スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案（文部科学委員長提出、衆法第48号）要旨

スポーツを取り巻く環境の変化に対応するため、スポーツ基本法について、前文及び基本理念の見直し、地方スポーツ推進計画に係る規定の整備、基本的施策の拡充等の措置を講ずるとともに、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律について、国等が連携を図る関係者として一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構を明記するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　スポーツ基本法の一部改正

1　前文及び基本理念において、人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、スポーツに親しむことのできる機会の確保等がなされなければならない旨等を追加すること。

2　スポーツ団体は、自主的かつ自立的にスポーツの振興のための事業を行うことができるよう、その運営基盤を強化し、健全な運営の確保を図るよう努めるものとすること。

3　地方スポーツ推進計画について、都道府県及び市町村の教育委員会等が共同して定めることができる旨を明記すること。

4　スポーツに関する基本的施策

㈠　スポーツの推進のための基礎的条件の整備等として、まちづくりとの一体的なスポーツ設備の整備等、スポーツ事故の防止等に係る環境整備等についての留意、スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための環境整備等、発達段階に応じたスポーツの推進等を追加すること。

㈡　全国的な規模のスポーツの競技会等に関する規定について、名称の変更、国民スポーツ大会及び全国パラスポーツ大会の意義の明示等の所要の改正を行うこと。

㈢　スポーツの公正及び公平の確保等として、暴力等の防止、スポーツに係る競技の不正な操作等の防止、ドーピング防止活動の推進とともに、スポーツ団体の組織運営に関する指導等の状況についての報告等を追加すること。

５　国は、スポーツの振興を通じてこれに関する知識、人材及び資金の好循環を実現するよう努めなければならないこととすること。

二　スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部改正

国等が連携を図る関係者として、「一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構」を位置付けること。

三　施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

【厚生労働委員会】

○戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）要旨

本案は、令和７年が戦後80年に当たることから、戦没者等の遺族に対し改めて弔慰の意を表するため、令和７年４月１日及び令和12年４月１日における戦没者等の遺族で、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金として５年償還の国債を支給しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一　令和７年４月１日における戦没者等の遺族で、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金として額面27万5,000円、５年償還の国債を支給すること。

二　特別弔慰金に関する処分等に係る審査請求に対する裁決について、その諮問先を行政不服審査会から審議会等で政令で定めるものに変更すること。

三　令和12年４月１日における戦没者等の遺族で、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金として額面27万5,000円、５年償還の国債を支給すること。

四　この法律は、令和７年４月１日から施行すること。ただし、三については、令和12年４月１日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一　特別弔慰金の支給に当たっては、遺族の高齢化等を踏まえ、請求手続について必要な支援に努めるとともに、制度の周知等の請求漏れ防止策を徹底すること。

二　特別弔慰金を受ける権利の裁定に当たっては、都道府県によって差が生じることなく、全国で引き続き統一的な運用が図られるよう必要な措置を講ずること。

三　特別弔慰金の支給については、年300億円以上の予算を計上する見込みであること、受給者の国債を相続した者が特別弔慰金の趣旨に照らして真に国が弔慰の意を表すべき者とは必ずしも限らないこと等に鑑み、戦後90年に向けて、戦没者等の遺族の心情等を踏まえつつ、国として弔慰の意を表する方策について、支給対象者や支給方法の在り方も含めた検討を行い、国民の理解と支持を得た上で必要な措置を講ずること。

四　戦後80年を迎え、先の大戦の記憶が風化しつつある現状に鑑み、当時の記憶及び教訓を次世代に継承していくため、学校教育の充実並びに啓発及び広報等の取組の更なる強化を図ること。

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）要旨

本案は、不正事案の発生等に伴う医薬品の供給不足や創薬環境の変化等の状況に対応し、引き続き品質の確保された医薬品等を国民に迅速かつ適正に提供するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一　製造販売業者に対し、医薬品品質保証責任者及び医薬品安全管理責任者の設置を義務付けること。

二　製造販売業者又は製造業者において法令違反等があった場合に、厚生労働大臣が、薬事に関する業務に責任を有する役員の変更を命ずることを可能とすること。

三　製造販売業者に対し、特定医薬品供給体制管理責任者の設置及び特定医薬品の出荷停止時の届出を義務付けること。

四　厚生労働大臣が製造販売業者等に対し、重要供給確保医薬品等の供給不足の発生を未然に防止するための措置、増産等の指示等を行うことを可能とすること。

五　特定医薬品の需給状況を把握するため、厚生労働大臣が、電子処方箋管理サービスのデータ等を活用した調査及び分析を行うことを可能とすること。

六　後発医薬品の安定的な供給の確保を支援するための後発医薬品製造基盤整備基金を設けること。

七　条件付き承認制度を見直し、臨床的有効性が合理的に予測可能である場合等の承認を可能とすること。

八　製造販売業者に対し、小児用医薬品開発の計画策定を努力義務とすること。

九　革新的な医薬品等の実用化を支援するための革新的医薬品等実用化支援基金を設けること。

十　薬局の所在地の都道府県知事等の許可により、調剤業務の一部の外部委託を可能とすること。

十一　濫用のおそれのある医薬品について、販売方法を見直し、若年者に対しては適正量に限って販売すること等を義務付けること。

十二　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一　製造販売業者等の薬事に関する業務に責任を有する役員の変更命令を発出するに当たっては、事業者の経営権にも十分に配慮し、事業者が自律的に役員体制の見直しを行えるようにあらかじめ必要な指導を徹底すること。また、役員の変更命令を発出する場合の判断の考え方や手順をあらかじめ公表すること。

二　後発医薬品業界の再編を進めるに当たっては、業界の自主的な取組を促すだけでなく、個々の後発医薬品企業が、その経営状況、製造能力及び品質管理等について第三者による評価を受ける枠組みを新たに検討するなど、客観的な外部の視点を織り込んで着実に再編を推進すること。また、令和６年度補正予算によるモデル事業の成果も踏まえ、令和８年度中に品目統合による生産効率化の進展、産業力の強化等の観点から具体的なＫＰＩ（重要業績評価指標）を設定し、令和12年度末までの後発医薬品製造基盤整備基金設置期間中の後発医薬品業界の再編の取組を加速化させること。

三　後発医薬品製造基盤整備基金による支援を始めとした、本法に規定する医薬品の安定供給のための措置の実施状況を踏まえ、医薬品の供給不足が解消されない場合は、後発医薬品の産業構造や薬価の見直しを含め、医薬品の安定供給のための措置を検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

四　条件付き承認に当たっては、承認後に行う検証的臨床試験の内容及び臨床試験成績に関する資料を提出する期限等を可能な限り具体的に定め、正当な理由なく期限内に検証的臨床試験によって有効性及び安全性が確認できなかった場合には承認取消し権限を適切に行使すること。

五　本改正は条件付き承認制度を米国の迅速承認制度と同様の制度とすることを目指すとされているが、米国の迅速承認制度によって承認された抗がん剤には、承認から５年以内に延命効果やＱＯＬ（生活の質）の改善を示せなかったものがあると指摘されていることを教訓に、条件付き承認制度の適切な運用を図ること。

六　条件付き承認制度によって承認された医薬品等については、市販後の安全対策を強化することが必要であり、承認に当たっては、強化する市販後安全

対策の内容を具体的に定めること。また、安全対策には医薬品副作用被害救済制度における情報も活かすこと。

七　医薬品の添付文書に、条件付き承認制度によって承認された医薬品であることや承認の条件を明記し、患者にも十分な情報提供を行うこと。

八　条件付き承認制度によって承認された医薬品等により副作用被害を受けた場合は、医薬品副作用被害救済制度によって迅速な救済を行うとともに、医薬品副作用被害救済制度の対象となっていない抗がん剤の扱いについては引き続き検討していくこと。

九　医薬品等の有効性及び安全性の評価において最も信頼性の高い方法は、比較臨床試験であること、薬事承認申請に際して添付する資料を定めた一般規定である本改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第３項等の「品質、有効性及び安全性に関する資料として厚生労働省令で定める資料」は、原則として、臨床試験の試験成績に関する資料であることに変わりがないことを改めて確認すること。

十　リアルワールドデータは臨床試験に完全に代わるものではなく、薬事承認におけるリアルワールドデータの利活用には、適合性及び品質が適切なレベルで担保されたデータベースの構築とリアルワールドデータの利点と限界を十分に踏まえた基準の確立等が必要であり、引き続きリアルワールドデータの利活用のための適切な基盤の構築に努めていくとともに、リアルワールドデータのみに基づく薬事承認は慎重に検討すること。

十一　革新的医薬品等実用化支援基金について、創薬環境の整備に資する事業に対して適切な支援が透明性をもって行われるよう、対象事業に関する基準の策定、対象事業の認定及び認定取消し等を適正に行うとともに、基金の執行状況について定期的に公表すること。

十二　「「創薬力の向上により国民に最新の医薬品を迅速に届けるための構想会議」中間とりまとめを踏まえた政策目標と工程表」に基づき、成果目標の実現に向けて、関係府省が一丸となって必要な施策・事業の推進を確実に行うこと。

十三　処方箋なしでの医療用医薬品の販売についていわゆる零売規制の具体的な運用を定める厚生労働省令やガイドライン等の策定に当たっては、処方箋医薬品以外の医療用医薬品の積極的なＯＴＣ化推進及び薬剤師との相談を通じて患者が主体的に医薬品を選択・購入するセルフメディケーション推進の政策方針に逆行することがないよう留意し、処方箋の交付を受けた者以外の

者に対して医療用医薬品の販売が認められる「やむを得ない場合」の範囲・運用については、国民の医薬品へのアクセスを阻害しないよう十分に配慮すること。

十四　前項の運用については、本改正以前より零売を行ってきた薬局等が、国民の医薬品へのアクセスに一定の役割を果たしていることも考慮し、過度な指導や規制により営業継続が困難となることのないよう、必要最小限かつ合理的な規制措置にとどめること。

十五　医療資源の効率的な活用を図る観点から、セルフメディケーションの社会的意義について国民への周知啓発を推進し、地域の医薬品供給体制の多様性と安定性の確保に努めること。

十六　国連女子差別撤廃委員会の勧告を尊重し、緊急避妊薬の全国の薬局での恒久的な販売について、面前服用を始め、年齢制限、親の同意、価格などのセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する自己決定権）に関する諸課題について、これまでヒアリングやパブリックコメントでしか意見を聴いてこなかった当事者、とりわけ若い世代の意見を代表する者を検討の場に参画せしめること。

十七　リフィル処方箋の利用状況に関する実態調査を行い、利用が進まない理由を把握するとともに、患者と医療機関の負担軽減、医療費の抑制、医師の業務負担軽減等のリフィル処方箋利用のメリットについての周知・広報に努めることにより、リフィル処方箋の更なる利用促進に取り組むこと。

十八　地域における薬局の役割・機能を更に整理・明確化し、国民にわかりやすいものとするとともに、地域に必要な役割・機能を持つ薬局に対し、適切に診療報酬上の評価を行うこと。

十九　薬学教育を受けた薬剤師の専門性を有効活用するため、プライマリ・ケアへの更なる薬剤師の関与を検討し、必要な措置を講ずること。また、薬剤師の更なる専門性向上のため、養成課程における教育内容、生涯にわたるキャリア形成の在り方、ふさわしい処遇等について検討を行い、必要な措置を講ずること。

○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第50号）要旨

本案は、多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、ハラスメント対策の強化、女性活躍の推進、治療と仕事の両立支援の推進等の措置を講じ

ようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一　カスタマーハラスメント及び求職者等へのセクシュアルハラスメントを防止するため、事業主は、相談体制の整備等の雇用管理上必要な措置を講じなければならないものとすること。また、厚生労働大臣は、事業主が講ずべき措置等の適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めるものとすること。

二　カスタマーハラスメント及び求職者等へのセクシュアルハラスメントに起因する問題に関する国、事業主、労働者等の責務を明確にすること。

三　国は、何人も職場においてハラスメントを行ってはならないことに鑑み、国民の規範意識の醸成がなされるよう、必要な啓発活動を積極的に行わなければならないものとすること。

四　女性の職業選択に資する情報公表に関し、男女間における賃金差異の状況及び管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合の公表を、常時雇用する労働者の数が100人を超える事業主等に義務付けること。

五　女性の職業生活における活躍の推進に当たり配慮すべき事項として、女性の健康上の特性を基本原則に加えるものとすること。

六　女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針において定める事項として、職場のハラスメント防止対策を加えるものとすること。

七　女性活躍の推進に関する取組が特に優良な事業主の特例認定制度の認定基準の見直しを行うこと。

八　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の有効期限を十年間延長し、令和18年３月31日までとすること。

九　職場における治療と仕事の両立支援の推進を図るため、事業主は、相談体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとすること。また、厚生労働大臣は、これらの措置の適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めるものとすること。

十　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して１年６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（修正要旨）

一　カスタマーハラスメントに関する雇用管理上の措置の例示として、カスタマーハラスメントへの対応の実効性を確保するために必要なカスタマーハラスメントの抑止のための措置を追加すること。

二　政府は、フリーランスが受けた業務委託に係る業務において行われるカス

タマーハラスメントを防止するための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一　カスタマーハラスメント対策の実効性を担保するため、労働者が事業主に相談した場合に形式的でなく実効性のある対応が行われるような指針を策定すること。また、カスタマーハラスメントに関する業界団体のガイドライン策定等に当たっては、消費者、障害者等の利害関係者にも配慮するよう留意すること。

二　福祉事務所、病院等のサービスが途絶すると生存に影響が及ぶ施設等においては、その利用が途絶しない工夫を行いつつ、カスタマーハラスメント対策を講ずること。また、事業主が前述の施設等でのカスタマーハラスメント対策を講ずる際には、利用者に理解してもらえるように代理人の同席を認めることや弁明の機会を設けるなどの権利擁護の配慮を怠らないよう指導等を行うこと。

三　カスタマーハラスメント対策の強化のため、事業場において労働者と同一の場所において作業を行う労働者以外の作業従事者も含むカスタマーハラスメント対策の在り方について、本法の施行状況を踏まえ、必要な検討を行うこと。

四　他の事業主にカスタマーハラスメント対策の協力を求めた場合の他の事業主の対応について、協力を求めた事業主に調査を行うことにより、その実効性について検証を行い、必要な措置を講ずること。

五　地方自治体でのカスタマーハラスメント対策は住民の権利制限と表裏一体のため、制度設計に当たって総務省からの支援策を講ずること。また、国及び地方自治体でのカスタマーハラスメント対策について、本法の施行後一定期間が経過した後に実態調査を行い、実効性のある対策が取られているか等の運用面の確認等を行うこと。

六　措置義務の対象となるハラスメントに限らず、悪質なハラスメントは刑事罰等の対象となり得ることを踏まえ、都道府県労働局等が相談を受けた際は、真摯に対応すること。そのため、都道府県労働局等の相談支援の強化やハラスメントに関する紛争解決援助制度等の利用促進について検討を進めること。

七　性的指向や性自認（ＳＯＧＩ）の開示であるいわゆる「カミングアウト」

を禁止する又は強要・強制する行為がパワーハラスメントに該当し得ること、顧客等から労働者に対するＳＯＧＩに関連するハラスメントがカスタマーハラスメントに該当し得ること及び就職活動中の学生に対するＳＯＧＩに関連するハラスメントの防止が必要であることをそれぞれ関連するハラスメント防止指針に明記し、もって広く事業主に周知啓発を行うこと。

八　パワーハラスメントを受けた労働者からの相談には適切に対応し、相談者の意向を丁寧に聴取しながら解決するよう事業主に周知徹底すること。

九　労働者の就業環境等を害する言動又は行為については、仕事の世界におけるハラスメントとして全て禁止することについて検討すること。また、我が国のハラスメント法制との整合性を精査した上で、ＩＬＯ第百九十号条約の批准に向けて検討すること。特に、地方自治体の長及び議会の議員によるハラスメントの禁止に向けた地方自治体の取組を支援すること。

十　男女雇用機会均等法第七条に規定する間接差別の禁止の対象の拡充について、社会情勢の変化や国際機関の意見を踏まえつつ、機動的に検討を行うこと。

十一　女性の職業生活における活躍に関する情報公表について、女性管理職比率及び男女間賃金差異の定義を明確化するとともに、客観的に比較可能なものとなるような計算方法を示すこと。男女間賃金差異については、企業規模にかかわらず全ての企業への公表の義務化並びに男女間賃金差異が一定割合を超えている企業についてその原因分析及び是正計画の策定・公表の義務化を含め、実効的な対策を検討すること。また、公表項目の充実及びよりわかりやすい公表の在り方を検討すること。

十二　治療と仕事の両立支援を推進するため、新たに公表する指針の周知に努めるとともに、守秘義務に留意した上で、産業医と主治医の間における効果的な情報交換の在り方及び病気休職中の労働者からの相談窓口を明確にする等の職場復帰に向けた支援の在り方を検討すること。また、本法の施行状況を踏まえ、治療と仕事の両立支援の在り方について今後も検討すること。

十三　疾病などを抱える労働者が適切な治療を受けながら働き続けられる職場環境の整備を含めた事業主の取組を支援するとともに、治療と仕事の両立に資するよう、医療機関の待ち時間の短縮などの好事例を周知すること。また、小規模事業場で働く労働者を支援する観点から、産業保健総合支援センター等の産業保健活動総合支援事業による企業支援の強化に取り組むとともに、労働者からの相談に応じ、適切な対応をするために必要な体制整備の支援に

取り組むこと。

○労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案（内閣提出第57号）（参議院送付）要旨

本案は、多様な人材が安全に、かつ、安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、労働者と同じ場所で働く労働者以外の者を含めた労働災害の防止、職場のメンタルヘルス対策及び高年齢労働者の労働災害の防止のための取組の強化、民間機関を活用した産業機械の検査体制の見直し、化学物質による健康障害防止等のための仕組みの整備等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一　事業を行う者で労働者を使用しないものを、個人事業者として労働安全衛生法に位置付けること。

二　作業場所管理事業者は、その管理する一の場所においてその労働者である作業従事者及びその請負人に係る作業従事者が作業を行う場合、作業間の連絡調整等の措置を講じなければならないものとすること。

三　作業従事役員等は、労働者と同一の場所において危険又は有害な業務に就くときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を受けなければならないものとすること。

四　厚生労働大臣は、業務に起因して作業従事者が負傷等した災害の発生状況に係る情報等の調査のため、事業を行う者及び作業従事者に対し、必要な事項を報告させることができるものとすること。

五　労働者数50人未満の事業場における労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）の実施を当分の間努力義務とする特例を廃止し、義務とすること。

六　化学物質の譲渡等実施者による危険性及び有害性情報の通知義務違反に罰則を設けるとともに、化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認めること。

七　個人ばく露測定を作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定基準に従って実施しなければならないものとするとともに、作業環境測定士及び作業環境測定機関による適切な実施の担保を図ること。

八　製造許可申請の審査のうち特定機械等の構造に係る基準の審査及び製造時等検査が必要な全ての特定機械等の製造時等検査について、民間の登録機関が行うものとすること。

九　適正な業務実施のため、検査業者に対し、特定自主検査に係る検査基準の遵守義務を課すとともに、技能講習を実施する登録教習機関に対する不正防止措置を定め、欠格要件を強化すること。

十　事業者は、高年齢労働者の労働災害を防止するため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善等の必要な措置を講ずるように努めなければならないものとするとともに、厚生労働大臣は、これらの措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとすること。

十一　この法律は、一部の規定を除き、令和８年４月１日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一　個人事業者等が新たに労働安全衛生法の適用対象となることに鑑み、制度の理解不足に起因する法令違反が発生することのないよう、発注時における注文者・事業者からの説明を含め、個人事業者等に対する制度の周知徹底を図るとともに、研修等を実施する者に対して支援を行うこと。また、個人事業者等が法令を遵守していない場合には、注文者・事業者から個人事業者等に対して適切な説明等が行われるよう、必要な指導を行うこと。

二　労働安全衛生法の適用対象となる範囲を明確化するため、作業従事者に含まれる者の範囲を具体的に明らかにすること。また、法令違反に関する労働基準監督署長等への申告制度について、作業従事者が申告したことを理由とした不利益取扱いが禁止されていることの周知徹底を図るとともに、取引停止等の不利益な取扱いがなされた場合は罰則の適用も含め、厳正に対処すること。

三　新設される業務上災害報告制度を活用し、個人事業者等による災害事例の収集・分析を進めるとともに、適宜、災害防止対策に反映すること。また、報告を行った個人事業者等に対して、注文者・事業者が不利益な取扱いを行うことのないよう必要な監督・指導を行うこと。さらに、個人事業者等の過重労働による脳・心臓疾患及び精神障害事案の発生を防止するため、個人事業者等自身等が労働基準監督署に報告する仕組みの整備を通じ、個人事業者等の過重労働・過労死防止の一層の強化を図ること。

四　労働災害防止の取組は現場の労使が一体となって協力・連携して行う必要があることを改めて徹底し、安全委員会や衛生委員会において労働者及び新たに対象となる個人事業者等の危険又は健康障害を防止するための対策等の

重要事項について個人事業者等の意見を踏まえた十分な調査・審議が行われ、その結果を踏まえた対策が労働者のみならず個人事業者等にも周知徹底されるよう、適切な助言・指導を行うこと。

五　個人事業者等が労働者と異なる場所で労働者と類似の作業を行う場合や、プラットフォーマーに対する安全衛生対策について、本法の施行状況を踏まえ、必要な検討を行うこと。

六　個人事業者等が改正法に基づき受講する講習費用等の安全衛生経費が適正に価格転嫁されるよう、ガイドラインの策定を含め、関係省庁と連携し対策を実施すること。

七　本法の内容と密接に関わるＩＬＯ第155号条約の早期批准に向けて、速やかに手続を行うとともに、その誠実な履行に向けて準備を行うこと。

八　過重労働やハラスメントが原因の自殺を含む脳・心臓疾患及び精神障害による労災申請・認定件数が引き続き増加傾向にあることに対する強い危機意識を政労使で共有しつつ、残業時間や深夜・休日労働の一層の抑制による総実労働時間の短縮、勤務間インターバル制度の導入促進、ハラスメント対策の一層の強化に努めるとともに、直近の脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定基準の変更によって労災保険の特別加入者及び労働災害被害者の認定・救済がより適切かつ迅速に行われているかを検証し、公表すること。

九　労働者数50人未満の事業場におけるストレスチェックを適正に実施するため、ストレスチェック実施者等が秘密保持義務に違反している場合は、適切に対処すること。

十　ストレスチェックを希望しないことや受検結果及び医師による面接指導の申出を理由とする不利益取扱いが行われることのないよう、事業者に対して必要な監督・指導を行うこと。

十一　ストレスチェック制度の効果を高めるため、ストレスチェック項目の評価・検証を行うとともに、集団分析・職場環境改善の実施を計画的かつ着実に推進すること。また、集団分析・職場環境改善の在り方について、義務化の可否を含め、労使等の関係者の意見を聴きながら検討を進めること。

十二　ストレスチェックの実施義務対象の拡大に鑑み、中小零細企業を支援するため、産業保健活動総合支援事業に関する体制整備を行うとともに、産業医・産業保健スタッフの育成に努めること。また、個人事業者等においても自身のストレス状況を把握しメンタルヘルス対策を講ずることは重要であることから、個人事業者等が労働者と同水準のストレスチェックを実施するこ

とができるような環境整備を図ること。

十三　労働者数50人未満の事業場におけるストレスチェックについては、事業者に過度な経済的負担及び業務上の負担が生じることのないよう、十分な準備期間を確保し、事業場の状況に鑑み、導入時期を慎重に検討するとともに、ストレスチェックを的確に行うことができるように支援すること。また、地域産業保健センターへの相談事例の増加に対応するため、相談しやすい環境を整備し、メンタルヘルスに一定の知見のある医師確保を積極的に行うために必要な措置を講ずること。

十四　デジタル化の進展に伴い、デジタルを活用したストレスチェックによって適時適切に実施することができるようにする等、デジタルを活用した実効性を伴うストレスチェックの実施の在り方を示すこと。

十五　職場のメンタルヘルス対策を一層推進するため、これまでのメンタルヘルス対策の効果を検証するとともに、ストレスチェック以外の方法についても検討すること。

十六　職場のメンタルヘルス不調者の職場での早期把握のための研究等を行い、その取組の好事例等を各事業者に提供するよう努めること。

十七　高ストレス者の面接指導について、小規模事業場の特性を踏まえ、小規模事業場の高ストレス者が安心して面接指導の申出をすることができる環境を整備すること。また、事業者が、面接指導の結果に基づく労働者の健康を保持するために必要な措置に関する医師の意見を聴いて、必要な措置を講ずるよう、事業者に対して指導の徹底を図ること。

十八　産業医がその専門性を発揮し、独立的かつ中立的に活動できるような配慮を事業者に求めるとともに、事業者に対する産業医の勧告を尊重するよう指導すること。また、産業医の勧告を理由とした不利益取扱いの禁止を徹底するよう、事業者に対して指導の徹底を図ること。

十九　産業医の選任義務のある労働者数50人以上の事業場で産業医が選任されていない事業場に対して、その選任を促すとともに、産業医の解任を行ったことを労働基準監督署が把握することができる仕組みの検証を行うこと。また、労働者と同一の場所において作業を行う直接雇用されていない労働者や請負人等も含めた事業場における作業環境に関してもその事業場の産業医が勧告できることについて、早期に周知すること。

二十　事業場において労働者と同一の場所において作業を行う作業従事者に対する安全衛生を事業場管理者が十分配慮し、そのために必要な対策をとるよ

う、周知・指導に努めること。

二十一　化学物質の自律的管理制度への転換に伴い、譲渡・提供先への危険・有害性情報の確実な伝達と、リスクアセスメントに基づいた適切な措置が講じられるよう、事業者に対する周知の強化に取り組むこと。また、法令に関する知識や管理体制が必ずしも十分でない中小企業に対して、必要な支援を行うこと。

二十二　成分名の一部を代替名表示することが認められる場合であっても、通知対象物による健康障害が発生するおそれがある際には、医師・労働基準監督署に対して、必要な情報が迅速に開示されるよう制度運用に万全を期すこと。

二十三　化学物質の自律的管理制度への転換に伴い、危険・有害性情報の伝達が必要となる化学物質が増加することから、ラベル表示や文書の交付について、化学物質に関する知識が必ずしも十分でない作業従事者にとって、よりわかりやすい記載を検討すること。

二十四　有資格者による個人ばく露測定の実施義務化について、労働者が化学物質にばく露する程度を最小限とするため、事業者に対し制度の周知徹底を図ること。また、事業者の取組状況を把握し、適宜、化学物質管理対策に反映すること。

二十五　登録機関が実施する設計審査、製造時等検査については、引き続き検査による安全性の確保が適切に行われるよう、適宜立入調査を行い、必要な監査・指導を行うこと。また、特定機械等の主要構造部分の変更時には、変更届の提出と変更検査の受検を行うよう、周知に努めるとともに、必要な指導を行うこと。

二十六　高年齢労働者の労働災害防止を図ることに鑑み、新たに公表する指針の周知に努めるとともに、高年齢労働者の特性や作業内容に応じた研修や講師の育成等を含めた事業者の取組を支援すること。

二十七　身体機能の低下等の高年齢労働者の特性に起因する労働災害のリスク評価の方法や身体機能の保持・増進、作業環境の改善、適切な作業管理等に係る具体策について、調査・検討を行うこと。また、本法の施行の状況を見つつ、高年齢労働者の労働災害防止対策の在り方について検討すること。

二十八　身体機能の低下等の影響により労働災害の発生率が高い高年齢労働者の増加に伴って、労働災害による死傷者数に占める高年齢労働者の割合が増加している現状に鑑み、脳・心臓疾患の労災認定基準について高年齢労働者

の特性に配慮し、適切に運用すること。また、会社が事業主証明を拒否するなど事業主証明を得られない場合においても労災保険の請求ができることを高年齢労働者に更に周知すること。

二十九　芸能従事者の健康確保を図るため、芸能従事者の業務の特性を踏まえたガイドラインの策定等必要な対策を行うこと。また、一定の要件を満たせば使用することができる児童の労働環境について、実態を把握し、必要に応じて労働災害防止対策を講ずること。

三十　重大な労働災害を発生させた企業については、特別安全衛生改善計画作成等の指示、勧告、企業名の公表などを確実に実施すること。また、個別事業場の法令違反に対して厳格に対応すること。

三十一　本法の円滑な施行を確保するため、労働基準監督官、安全・衛生専門官の大幅な増員と、労働安全衛生を担当する行政体制の整備拡充を図り、労働災害の防止に即応できる態勢を確立すること。

三十二　第14次労働災害防止計画の政府目標の達成に向け、各種対策を講ずるとともに、各指標に対する政策評価に基づき追加対策を検討すること。特に、事業者の熱中症予防対策の実施を促進するために、熱中症予防に効果的な設備・機器の普及のための支援を図ること。

○社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第59号）要旨

本案は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化を図る観点から、働き方や男女の差等に中立的で、ライフスタイルや家族構成等の多様化を踏まえた年金制度を構築するとともに、所得再分配機能の強化や私的年金制度の拡充等により高齢期における生活の安定を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一　短時間労働者の被用者保険の適用要件のうち、賃金要件を撤廃するとともに、企業規模要件について、現行の従業員50人超から、令和９年10月１日に35人超、令和11年10月１日に20人超、令和14年10月１日に10人超へと段階的に縮小し、令和17年10月１日に撤廃すること。

二　常時５人以上を使用する個人事業所の非適用業種を解消し、被用者保険の適用事業所とすること。ただし、既存事業所については、経過措置として当分の間適用しないものとすること。

三　被用者保険の適用拡大に伴い、労使折半が原則である保険料負担割合を変

更することで労働者の保険料負担を軽減できることとし、労使折半を超えて事業主が負担した保険料を制度的に支援すること。

四　在職老齢年金制度の支給停止となる収入基準額を50万円（令和６年度価格）から62万円に引き上げること。

五　遺族厚生年金を受けることができる遺族について、18歳未満の子のない20歳代から50歳代までの配偶者を原則５年の有期給付の対象とし、60歳未満の男性を新たに支給対象とすること。また、これに伴う配慮措置として、５年経過後の継続給付、死亡分割制度及び有期給付加算の新設、収入要件の廃止等を行うこと。

六　子に対する遺族基礎年金について、生計を同じくするその子の父又は母があるときにその支給を停止する規定を削除すること。

七　厚生年金保険等の標準報酬月額の上限額について、65万円から75万円に段階的に引き上げるとともに、最高等級の者が被保険者全体に占める割合に基づき改定できるものとすること。

八　私的年金制度について、個人型確定拠出年金の加入可能年齢の上限を七十歳未満に引き上げるとともに、厚生労働省が企業年金の運営状況の報告書の記載事項のうち一定の事項を公開するものとすること。

九　年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律附則による公的年金制度の所得再分配機能等の検討を引き続き行うに際して社会経済情勢の変化を見極めるため、次期財政検証の翌年度（令和十二年度を予定）まで厚生年金（報酬比例部分）のマクロ経済スライドによる調整を継続すること。この場合、この間の厚生年金の調整率を３分の１に軽減すること。

十　この法律は、一部の規定を除き、令和８年４月１日から施行すること。

（修正要旨）

一　政府は、今後の社会経済情勢の変化を見極め、次期財政検証において、基礎年金のマクロ経済スライドの調整期間の見通しと報酬比例部分のマクロ経済スライドの調整期間の見通しとの間に著しい差異があり、公的年金制度の所得再分配機能の低下により老齢基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合には、老齢基礎年金又は老齢厚生年金の受給権者の将来における老齢基礎年金の給付水準の向上を図るため、それぞれのマクロ経済スライドによる調整を同時に終了させるために必要な法制上の措置を講ずるものとし、この場合において、給付と負担の均衡がとれた持続可能な公的年金制度の確立について検討を行うものとする規定を追加すること。

二　政府は、一の法制上の措置を講ずる場合において、老齢基礎年金の額及び老齢厚生年金の額の合計額が、当該措置を講じなかったとしたならば支給されることとなる老齢基礎年金の額及び老齢厚生年金の額の合計額を下回るときは、その影響を緩和するために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする規定を追加すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一　企業規模要件の撤廃などの適用拡大に伴う経過措置として実施する、事業主が労使折半を超えて社会保険料を負担し、労使折半を超えて負担した社会保険料を制度的に支援する特例措置が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずること。とりわけ、この特例措置が、事業主及び保険者に多大な事務負担を課すものとならないよう、システム改修等を含めた事務負担の軽減に配慮すること。また、被用者保険の適用拡大により保険料負担が増加する中小企業及び小規模企業者に対しては、政府が実施する各種の支援措置の十分な周知に努めること。

二　被用者保険の適用拡大により被用者保険に加入することとなる標準報酬月額の比較的低い短時間労働者の中には、国民年金の第一号被保険者から第二号被保険者になることで社会保険料の被保険者負担が軽減する者がいることから、被用者保険制度内で財源を賄うこととしている被用者保険の適用拡大に伴う経過措置として行われる事業主支援を一律に行うことは合理性に問題があるのではないかとの指摘があることを考慮しつつ、第一号被保険者の中には、就業調整をすることで被用者保険の加入を回避しようとする者や国民年金保険料の免除制度利用者など被用者保険に加入することに伴い社会保険料負担が増加する者もいることなどを踏まえ、支援を受ける中小企業及び小規模企業者の実務的な課題も整理しながら、支援の対象となる第二号被保険者の範囲について整理すること。

三　短時間労働者への被用者保険の適用拡大について、企業規模要件の撤廃を待つことなく早期に任意の適用を進めるための方策について検討を加え、必要な措置を講ずるよう努めること。また、国民健康保険制度の在り方等に留意するとともに、雇用保険の加入要件が令和10年10月から週10時間以上になることなどを踏まえ、労働時間要件の週10時間以上への引下げ等、更なる短時間労働者の被用者保険への適用拡大について検討を加え、必要な措置を講

ずること。

四　子どもの権利やジェンダー平等の観点から社会通念上妥当性を欠くことのないよう、遺族年金制度の見直しを引き続き検討すること。

五　障害年金の判定に際しては、障害年金の不支給が急増したとの報道を受けて６月に公表される令和６年度における認定状況の実態把握のための調査結果を踏まえ、必要な措置を講ずるとともに恣意的な判定がなされないように透明性を確保するための検討を行い必要な措置を講ずること。併せて、「精神の障害に係る等級判定ガイドライン」を踏まえ、就労継続支援Ｂ型事業所又は障害者雇用で働く者等について、就労していても、その状況等を考慮し、二級などの可能性がないかを検討した上で等級を判断すること。また、障害年金制度については、医学モデルのみならず社会モデルも踏まえて、機能障害のみならず、日常生活の状況等を把握した上で障害等級の認定を行うこと。

六　障害厚生年金の支給要件について、過去に一定の厚生年金被保険者期間がある場合に被保険者資格喪失後にある初診日であっても支給を認める「長期要件」や被保険者資格喪失後の一定期間内にある初診日を認める「延長保護」などを検討し、必要な措置を講ずること。また、多様な障害種別に配慮し、当事者や関係者の実情を踏まえ、障害年金制度の見直しを進めること。

七　低所得者及び中堅所得者の高齢期における所得の確保を図るための方策を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。また、高額所得による老齢基礎年金の国庫負担相当分の支給停止について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

八　老齢基礎年金と老齢厚生年金の給付水準の調整を同時に終了するために必要な措置及び当該措置により老齢基礎年金と老齢厚生年金の合計額が減少する者への影響を緩和するために必要な措置を講ずるに当たっては、その安定した財源を確保するための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

九　次期財政検証では、40年を超えた厚生年金被保険者期間の基礎年金における取扱いを含め、基礎年金の40年から45年への拠出期間の延長について、その実施に伴う安定した財源の確保も含めて検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずること。その他、次期年金制度改正に向けては、第三号被保険者制度の在り方、年金生活者支援給付金等を含めた低年金者の支援の在り方といった課題についても、速やかに検討を進めること。第三号被保険者制度については、国民的な議論に資するような実情に関する調査研究を行うことと

し、調査研究に当たっては、現行制度に関わる当事者の意見を聴取するよう努めること。

十　年金制度改革は５年に一度の財政検証後に遅滞なく行うことを検討すること。

十一　次期財政検証に当たっては、今回の財政検証の前提は楽観的過ぎるとの指摘を踏まえ、出生率、経済成長、女性の社会進出などについてより厳しい前提で検証を行い、その結果を踏まえ必要な措置を検討するとともに、令和２年法改正時の附帯決議で指摘があったように、全要素生産性上昇率や実質賃金上昇率の長期の前提について足下の状況を踏まえ、現実的かつ多様な経済前提の下での結果を示すこと。

十二　令和２年法改正時の附帯決議のうち、年金の繰下げ受給における加算等の不支給及び負担の増加に関する国民へのわかりやすい周知、個人型確定拠出年金に係る中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲等の拡大等、複数の事業所で勤務する者で労働時間等を合算すれば適用要件を満たす場合の被用者保険の適用等十分に実施できていない事項が指摘されていることを踏まえ、今後更に必要な検討を加え必要な措置を講ずるように努めること。

十三　令和２年法改正による条文誤りがあり、厚生労働省が法律と実際の運用とに乖離があることに気づきながら運用で対応していたことについては好ましくないことであり反省を求めるとともに、今後は厚生労働省において条文誤りがあると気づいたときには、同様の事態が生じないように早急に必要な措置を講ずること。

十四　年金制度の基本的な仕組みや本法の趣旨及び内容について、国民へのわかりやすい周知・広報を行うこと。

○社会保険労務士法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第49号）要旨

本案は、最近における社会保険労務士制度を取り巻く状況の変化に鑑み、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一　社会保険労務士の使命を明らかにする規定を設けること。

二　社会保険労務士の業務に、労務監査に関する業務が含まれることを明記すること。

三　社会保険労務士が裁判所にともに出頭することとされている弁護士の地位について、「訴訟代理人」を「代理人」に改めること。

四　名称の使用制限に係る類似名称の例示として「社労士」等を明記すること。
五　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

○自殺対策基本法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第５号）要旨

本案は、こどもの自殺が増加している状況等に鑑み、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一　基本理念として、こどもに係る自殺対策は、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、社会全体で取り組むことを基本として、行われなければならないこと等を加えること。

二　こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進しなければならないものとすること。

三　学校は、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めるものとすること。

四　学校は、自殺の防止等の観点から、心の健康の保持のための健康診断等の措置を行うよう努めるほか、精神保健に関する知識の向上に努めるものとすること。

五　医療提供体制の整備に関し必要な施策の例示として、精神科医その他の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保を加えること。

六　自殺発生回避のための適切な対処に必要な情報が、関係機関等に迅速かつ適切に提供されるために必要な措置が講じられなければならないものとするとともに、国及び地方公共団体は、自殺の助長につながるような情報等の適切な管理、配慮等に関して注意を促すために必要な措置を講ずるものとすること。

七　自殺未遂者等への継続的な支援を明記するほか、自殺者の親族等への支援に関し、その生活上の不安等の緩和の観点からも行うことを明記するとともに、総合的な支援について規定すること。

八　地方公共団体は、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間の団体等を

もって構成し、こどもの自殺の防止等について必要な情報の交換及び協議を行う協議会を置くことができるものとすること。

九　こども家庭庁の所掌事務として、こどもに係る自殺対策を規定すること。

十　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

＜委員会決議＞

○高額療養費制度の適正な見直し手続に関する件

政府は、働きながらがんの治療を受ける患者など、長期にわたって高額な医療費のかかる患者が適切な自己負担額で高額療養費制度を利用できるよう、今後の制度変更は以下の考慮と手続を経た上で行うこと。

一　長期にわたり高額療養費の支給を受けた者の療養に必要な費用の負担の家計に与える影響を分析、考慮するとともに、必要かつ適切な受診への影響に留意すること。

二　政令を定める前に、審議会へ委員として参加を認めるなど、長期にわたり高額療養費の支給を受けた者その他関係者の意見を聴くこと。

右決議する。

【農林水産委員会】

○土地改良法等の一部を改正する法律案（内閣提出第22号）要旨

本案は、農業水利施設の老朽化の進行、気象災害のリスクの増大、農村人口の減少等に的確に対応し、農業生産の基盤の保全及び担い手のニーズに対応した基盤整備に関する措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　目的規定等の見直し

土地改良法の目的規定について、食料・農業・農村基本法の内容に即して農業生産の基盤の整備及び保全を図ることを明確化する等の見直しをするとともに、土地改良長期計画に係る規定についても同様の見直しをするものとすること。

二　基幹的な農業水利施設の計画的な更新に係る事業の創設

基幹的な農業水利施設の更新については、農業者からの申請によらず、国又は都道府県の発意による事業を実施できるよう措置するものとすること。

三　土地改良区が地域の関係者と連携して行う農業水利施設の保全に係る制度の創設

土地改良区が施設の保全に係る計画を作成できることとし、この計画において、土地改良区と市町村等の関係者の役割分担等を定め、施設の保全に向けた体制を構築できるよう措置するものとすること。

四　急施の事業の拡充

老朽化等により損壊が生ずるおそれのある農業水利施設の補強等の事業、再度災害を防止するための改良復旧の事業等について、原則として農業者の費用負担や同意を求めずに事業を迅速に行う制度に追加するものとすること。

五　農地中間管理機構関連事業の拡充

事業実施主体に市町村を追加するとともに、農地中間管理機構が所有権を有する農用地を対象に追加するものとすること。

六　情報通信環境整備事業の創設

地域におけるスマート農業の導入の推進及び農業水利施設の管理の効率化を図るため、土地改良区が都道府県知事の認可を受けて情報通信環境を整備する事業を実施できるよう措置するものとすること。

七　その他

土地改良区の体制及び運営に関する措置を講ずるとともに、土地改良事業の適正な実施に関する措置を講ずるものとすること。

八　施行期日

この法律は、令和７年４月１日から施行するものとすること。

（附帯決議）

最近の農業・農村を取り巻く情勢変化の中で、土地改良事業が、良好な営農条件を備えた農地・農業用水等の確保と有効な活用を通じて、農業生産の増大、農業生産活動の継続的な実施、農村地域の活性化、国土の保全、防災・減災等に果たす役割は一層重要なものになっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一　農業水利施設の老朽化が急速に進展する中において、施設に重大な事故が生じ、営農等に支障が生じることがないよう、基幹的な農業水利施設の計画的な更新を着実に進めること。また、国・都道府県の発意による農業水利施設の更新の実施に際しては、更新の必要性について、農業者を始め地域の関係者に対し、事前に十分な説明を行うなど、丁寧な運用に努めること。

二　連携管理保全事業の創設に当たっては、関連施設の管理者、関係市町村とともに、農地中間管理機構、農業委員会などの連携管理保全事業に係る地域の地域計画に関わる者を含めて連携を図ることを基本として連携管理保全計画が作成されるよう、制度の趣旨、運用の在り方等についてきめ細かな指導・助言等の必要な支援措置を行うこと。また、事業推進のための予算措置を継続的に確保するとともに、連携管理保全事業に取り組む土地改良区等に対し、都道府県土地改良事業団体連合会等が地域の実情に応じた適切な伴走支援を行える体制を整えるよう努めること。

三　農業者の申請・同意・費用負担を求めずに実施する急施の防災事業及び急施の復旧事業の実施に際しては、国・都道府県において、老朽化の状況や長寿命化に向けた取組を的確に把握した上で、農業水利施設の損壊の危険度等を踏まえ、事業要件の透明性を確保し、適切に判断するとともに、複合災害等に対する柔軟な運用を図ること。また、農業者の費用負担を要する従前からの事業との間で不公平感が生ずることのないよう配慮するとともに、現行の急施の事業の進捗に支障が出ないよう、適切な運用を図ること。

四　農地中間管理機構関連事業の拡充により、都道府県及び市町村が当該事業を実施するに当たっては、各市町村において策定された地域計画の実現に向けた取組と連動し、適切に整備された農用地が、地域計画に位置付けられた

担い手等に対し、確実かつ円滑に貸付け等がなされるよう指導・助言等の支援を行うこと。

五　土地改良区がスマート農業等に対応した情報通信環境を整備できる附帯事業の拡充に当たっては、特に当該事業に係る農業者等の施設利用者の経費負担について納得が得られた上で実施されるよう配慮すること。また、情報通信環境整備事業と併せて、スマート農業技術が効果的に活用されるよう、土地改良区等の関係者の人材育成等の支援を行うこと。

六　施設管理准組合員の資格要件の見直しについては、連携管理保全計画や地域計画など地域の実情を踏まえた取組に理解のある者が施設管理准組合員となるよう、資格要件や判断基準の考え方を示すなど適切な運用を図ること。

七　理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮する規定については、地域や土地改良区の実情に即した配慮を求めるものであること、土地改良区の理事として適正な者が選任されることが引き続き重要であること等を丁寧に周知すること。

八　土地改良施設の更新に必要となる資金の積立ての仕組みについては、平成30年改正で導入された複式簿記会計の円滑な実施と併せて、これらの仕組みや制度の趣旨及び必要性についての理解が醸成されるよう、研修や説明会の実施等必要な支援を行うこと。

九　休眠土地改良区の解散の手続を見直し、総会の承認を都道府県知事の認可に代えることについては、土地改良施設の管理は土地改良区が行うことが原則であり、休眠土地改良区の休眠状態を解消するための施策が優先されることを基本として、休眠土地改良区の解散が機械的に行われることのないよう、慎重な運用を図ること。

十　本法に基づく広範な改正内容について、土地改良区、農業者、地方公共団体等の幅広い関係者に対し具体例とともに説明するなど、丁寧な周知に努めること。また、改正事項の運用に当たっては、地域の農業者が安心して営農を継続できること、地域計画を始めとした地域の実情を踏まえたものとなること、地域の営農活動や集落活動に支障を及ぼすものとならないこと、土地改良区や地方公共団体等の過度な負担とならないこと等に十分配慮すること。

十一　農業生産基盤の保全及び担い手のニーズに対応した基盤整備に関する措置、土地改良区等の体制及び運営に関する措置等が的確に講じられるよう、土地改良制度の在り方について不断の見直しを行うとともに、適宜、連携管理保全事業を始めとした本法による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要

があると認めるときは当該規定について検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講ずること。

右決議する。

○漁業災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）要旨

本案は、我が国の漁業をめぐる諸情勢の変化に対応して漁業災害補償制度の改善を図り、漁業経営の安定に資するため、漁獲共済及び特定養殖共済を統合して漁獲・特定養殖共済を創設し、併せて当該共済において２以上の漁業種類を一括して対象とする共済契約の成立等を可能とするとともに、養殖共済において損害に係る養殖施設ごとの共済目的の数量が一定の数量以上である場合に共済金を支払うものとする特約を設ける等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　海洋環境変化への対応

１　漁業種類ごとに契約を締結する現行の方式に加えて、２以上の漁業種類を一括して対象とする契約を締結することができる方式を創設し、共済事故の発生率の低下等を踏まえた掛金率を適用するものとすること。

２　共済の対象とならない漁業種類であっても、共済の対象となっている他の漁業種類と併せて副業的に営まれるものについては、共済の対象とする特約を追加するものとすること。

二　養殖業の成長産業化への対応

養殖共済において、契約全体での損害状況に応じた支払に加えて、網いけすなどの養殖施設ごとの損害状況に応じて共済金を支払う特約を追加するものとすること。

三　その他

１　漁業共済組合連合会への漁業施設共済に係る再共済に付す割合を引き上げる措置を講ずるものとすること。

２　漁獲共済及び特定養殖共済において、漁業協同組合が傘下の漁業者をまとめて漁業協同組合として契約する加入方式を廃止するものとすること。

３　漁獲共済及び特定養殖共済において、生産数量の基準生産数量に対する割合の増加に応じて共済金が減額される等の特例を廃止するものとすること。

四　施行期日

この法律は、公布の日から起算して１年６月を超えない範囲内において政

令で定める日から施行するものとすること。ただし、三については、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

（附帯決議）

近年の海洋環境の変化等によるサンマ、スルメイカ等の不漁など、我が国の漁業を取り巻く情勢変化の中で、漁業災害補償制度が、中小漁業者の相互救済の精神を基調とした漁業共済事業の実施を通じて、漁業の再生産の確保と漁業経営の安定に果たす役割は一層重要なものになっている。

よって、政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一　漁業災害補償制度への一層の加入促進を図るため、漁業者及び漁業協同組合等に対して今回の改正内容を十分周知するとともに、漁業協同組合及び漁業共済団体等の普及推進体制の充実を図ること。あわせて、地方公共団体が実施する各種施策と本制度との連携の強化を図ること。

二　２以上の漁業種類を一括して対象とする契約を締結できる方式の創設や、共済の対象とならない漁業種類であっても、共済の対象となっている他の漁業種類と併せて副業的に営まれるものについて共済の対象とする特約の追加に当たっては、漁業者のニーズに即した的確な保険設計を行った上で、事業の円滑な運営に支障を生じないよう努めること。

三　網いけすなどの養殖施設ごとの損害状況に応じて共済金を支払う特約の追加に当たっては、輸出等を見据え、需要動向を踏まえた養殖生産を促進することができる制度となるよう、的確な保険設計を行った上で、事業の円滑な運営に支障を生じないよう努めること。

四　漁業災害補償制度は、自然災害や水産物の需給変動といった漁業経営上のリスクに対応して漁業の再生産を確保し、漁業経営の安定を図る重要な役割を果たしていることから、制度の持続的かつ安定的な運営を確保すること。

五　漁業共済とともに、その経営安定機能を補完する形で実施されている漁業収入安定対策についても、我が国の漁業をめぐる状況が変化する中で、漁業経営のセーフティネットとして引き続き制度の持続的かつ安定的な運営を確保すること。

六　海水温の上昇など海洋環境の変化による漁場変動や魚種変化に的確に対応するためには、海洋状況をより詳細に把握する必要があることから、海洋調

査に必要な観測、測定等の体制の充実を図ることにより、調査を加速化すること。

七　瀬戸内海に代表される内海においては、栄養塩類に起因する不漁問題が発生していることから、国は都道府県と連携した下水処理緩和や底質改善などの効果ある施策を図ること。

右決議する。

○森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）要旨

本案は、最近における森林の経営管理をめぐる状況に鑑み、森林の循環利用を促進するため、市町村と都道府県、林業経営体を始めとした地域の関係者の連携を強化し、林業経営体への森林の集積・集約化を迅速に進める新たな仕組みを創設するとともに、市町村の負担軽減を図るための措置等を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　森林経営管理法の一部改正

１　市町村は、単独又は都道府県等と共同して、地域の関係者と協議し、受け手となるべき林業経営体を定めた森林の将来像を、集約化構想として策定することができるものとすること。

２　集約化構想を策定した場合においては、市町村が作成する権利集積配分一括計画により、林業経営体に、所有権を含む経営管理を行うための権利を迅速に設定又は移転することができるものとすること。

３　共有林への権利設定に必要な同意要件や、所有者不明森林等に係る権利設定の特例手続を緩和するほか、森林所有者の探索などの事務を受託して行う法人を市町村が指定する経営管理支援法人制度を導入するものとすること。

二　森林法の一部改正

林地開発の許可に付した条件に違反して、開発行為をした者に対する罰則を新設するとともに、開発行為に係る命令違反者の公表をできるものとすること。

三　施行期日

この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

（附帯決議）

我が国の森林・林業は、木材価格の低迷、森林所有者の世代交代等により、森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林が増加するなど、依然として厳しい状況にある。

こうした中、人工林の六割超が利用可能な段階を迎えるとともに、2050年ネット・ゼロの実現等に向け、森林資源の循環利用を進める必要性が高まっており、再造林等に責任を持って取り組む林業経営体の確保と森林の集積・集約化を進めることが重要である。また、林地開発許可制度においても森林の公益的機能の確保が不可欠であることから、太陽光発電設備の設置等に係る不適正な林地開発に対しては厳正に対処する必要がある。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一　集約化構想及び権利集積配分一括計画を内容とする新たな仕組みが現場に浸透し、林業経営の効率化及び森林管理の適正化の一体的促進が円滑に進むよう、市町村及び都道府県と協力して、森林所有者、森林組合、民間事業者など、地域の森林・林業関係者に新たな仕組みの周知を徹底すること。

二　集約化構想の前提となる協議の場の設置に当たっては、川上から川下までの事業者などの幅広い地域の関係者の参加を求めるとともに、デジタル技術を活用した森林資源情報の共有等を通じ、集約化構想の策定に向け、市町村や都道府県とこれらの地域の関係者が効果的に連携できるよう支援すること。

三　新たな仕組みを含む森林経営管理制度により経営管理実施権又は所有権を取得した林業経営体による適切な森林の経営管理を確保するため、これらの林業経営体の経営管理の実施状況について、市町村と都道府県が的確に把握し必要な対応を行うことができるよう、適切な助言等を行うこと。

四　市町村が、集約化構想や権利集積配分一括計画の作成等の新たな業務を円滑に実施することができるよう、市町村の林業部門担当職員の確保・育成を図る仕組みの確立、林業技術者等の活用に必要な支援の実施及び体制の整備を図ること。

五　再造林等に責任を持って取り組む林業経営体を確保するためには、林業労働力の育成を図ることが不可欠である。中小事業者を含む地域の林業経営体の事業量の拡大等による林業就業者の所得の向上、労働安全対策をはじめとする就業条件改善に向けた対策の強化を図ること。林業分野における外国人材の受け入れについては、労働災害発生率が国内他産業に比して非常に高い

現状に鑑み、労働安全確保に向け、万全を期すよう、対策の強化を図ること。

六　集約化構想を通じた集積・集約化に必要な条件整備が効果的に進むよう、デジタル技術を活用した境界明確化等の取組に対する支援を一層強化すること。

七　路網は、主伐等による木材の安定供給や、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に必要な造林、保育、間伐等の施業を効率的に行うために不可欠な生産基盤であり、災害時の代替路など地域のインフラとしても活用できることから、路網整備に対する支援を一層強化すること。

八　我が国の住宅市場が縮小する中、森林資源の循環利用を図るため、住宅分野において輸入材の割合が高い横架材等の国産材への転換や、中高層建築分野における木材需要の創出など、国産材需要の拡大を図るとともに、これらの需要に対応した川上から川下までの安定的・効率的な供給体制を構築すること。

九　新たな仕組みを含む森林経営管理制度において中心的な役割を果たす市町村の負担軽減を図るべく、都道府県に対し市町村と積極的に連携し、集約化構想等の策定等に取り組むよう促すとともに、新設する経営管理支援法人制度による市町村事務のアウトソーシング、地域林政アドバイザー制度の活用などに対する支援を一層強化すること。

十　地域の実情に即した林業経営の低コスト化等に向けた先駆的な技術の開発・普及と民有林との連携の更なる推進のため、森林管理局等の地方組織の職員の人材育成、適正配置など、国有林野事業の実施体制を強化すること。

十一　林地開発に係る命令違反者の公表制度の運用に当たっては、命令違反に係る情報を容易に把握できるよう、各都道府県において情報を収集・共有する仕組みを設けるなど、必要な措置を講ずること。

十二　森林環境税及び森林環境譲与税について、集約化構想等の新たな仕組みへの活用を含め、市町村及び都道府県における一層の有効活用を促すとともに、地方公共団体の取組状況や制度創設の趣旨等を踏まえ、必要がある場合には、森林環境譲与税の使途や譲与基準を始め、適時適切に所要の対応を検討すること。

右決議する。

○食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案（内閣提出第45号）要旨

本案は、生産資材・原材料価格の高止まりなどの中で、食品等の持続的な供給を実現するため、持続的な供給に要する費用を考慮した価格形成の促進と、農林漁業と食品産業との連携強化を始めとする食品産業の持続的な発展に向けた事業活動の促進に係る措置を強化するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の一部改正

１　法律の題名を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改めること。

２　食品等事業者は、農林漁業者との連携強化を図る取組などを行おうとする場合には、これらの計画について農林水産大臣の認定を受けられるものとし、認定を受けた者には、株式会社日本政策金融公庫による貸付けの特例などの措置を講ずるものとすること。

３　飲食料品等事業者等は、取引の相手方から持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して取引条件の協議の申出がされた場合には誠実に協議に応ずることなどの措置を講ずるよう努めなければならないものとすること。

４　農林水産大臣は、３の措置に関し、飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項を定め、当該基準に照らして必要に応じ、指導及び助言、勧告及び公表などの措置を講ずるものとすること。

５　農林水産大臣は、指定飲食料品等を対象に、その持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標の作成、公表などを行う団体を認定できるものとすること。

二　卸売市場法の一部改正

中央卸売市場及び地方卸売市場の開設者は、指定飲食料品等の持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標などを公表するものとすること。

三　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

（附帯決議）

生産資材・原材料価格の高止まりなどの中で、食品等の持続的な供給を実現するためには、持続的な供給に要する費用を考慮した価格形成を促進するとともに、農林漁業者と食品産業との連携強化を始めとする食品産業の持続的な発

展に向けた事業活動を促進することが重要である。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一　肥料・飼料費、人件費、輸送費等の生産・流通コストが上昇する中、我が国の食料システム全体の持続性の確保が図られる食品等の価格形成を実現するため、持続的な供給に要する費用の明確化と取引におけるこれらの費用の考慮について、生産・加工・流通・小売・消費等の食料システムの幅広い関係者の合意形成と理解醸成が図られるよう、必要な取組を推進すること。

二　持続的な供給に要する費用が考慮される価格形成の実現に向けては、消費者も納得する生産性向上や付加価値向上の取組が生産・加工・流通・販売の各段階において不断に重ねられていくことが重要であることを踏まえ、こうした取組の促進のために必要な施策を十分に講じること。

三　指定飲食料品等については、認定指標作成等団体が公表するコスト指標を活用した取引の適正化の必要性等を踏まえ、食料・農業・農村政策審議会等での議論を経て、順次対象品目を定めること。特に、現在食料システムの関係者が一堂に会して協議が進められている米、野菜、飲用牛乳、豆腐・納豆については検討を速やかに進め、対象品目として定めること。

四　持続的な食料供給の実現を図るためには、持続的な供給に要する費用の考慮や納品期限の緩和を始めとする持続的な供給に資する商習慣の見直しを進めることが重要であることから、こうした取組が食料システムの幅広い関係者において実施されるよう、食品等取引実態調査をきめ細かく行い、実態を把握した上で、農林漁業者や食品等事業者に対する指導・助言等を適切に実施すること。

五　国際的な原材料調達競争の激化に対応する国内農林漁業者と食品産業との間の安定的な取引関係の確立、環境負荷の軽減等の食品等事業者による持続的な食料供給の実現に向けた取組が促進されるよう、本法に基づく計画認定制度について、関係者への制度の周知などを積極的に進め、十分に活用されるよう努めること。

六　持続的な供給に要する費用の考慮や商習慣の見直しには、消費者の理解が必要不可欠となることから、本法で措置されている食品等事業者による消費者選択支援事業活動や、国による普及啓発活動等の実施などを通じ、官民一体で消費者の理解醸成に努めること。

七　食品等取引実態調査や、事業者からの相談窓口での対応等を確実に進めるために必要となる地方農政局を含む国の組織・人員体制の整備を図るとともに、公正取引委員会、中小企業庁等との連携を密にし、関係省庁一体となって本法に基づく措置等の適正な執行を図ること。

八　食品等の価格上昇の影響をより大きく受ける生活困窮者や子ども食堂等に対する支援については、必要な食料が円滑に入手できるよう、関係省庁が密接に連携して取り組むこと。

九　カーボンプライシングの本格導入に当たり、農業、漁業及び食品産業への影響を注視するとともに、関係省庁が密接に連携して適切な措置を講じること。

右決議する。

○棚田地域振興法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第19号）要旨

本案は、本年３月31日限り効力を失うとされている棚田地域振興法の実施の状況に鑑み、法の有効期限を延長するとともに、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　法の有効期限の延長

法の有効期限を５年間延長し、令和12年３月31日までとすること。

二　都道府県棚田地域振興計画に係る改正

都道府県棚田地域振興計画は、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律に規定する特定居住促進計画と調和したものでなければならないことを明記すること。

三　農地法等による処分に係る規定の追加

国の行政機関の長又は地方公共団体の長は、指定棚田地域内の土地を認定棚田地域振興活動計画に定める用途に供するため農地法等による処分を求められたときは、当該処分が迅速に行われるよう適切な配慮をするものとすること。

四　指定棚田地域の振興に資する事業に関する情報提供に係る規定の追加

国及び地方公共団体は、指定棚田地域の振興に資する事業に関する情報を関係者に提供するよう努めるものとすること。

五　配慮規定の追加

国及び地方公共団体は、棚田地域の特性に即した農業の振興を図るための

生産基盤の強化、鳥獣被害の防止、生活環境等の整備、移住等をしようとする者の来訪及び滞在の促進、都市等と棚田地域の交流の促進、棚田地域との関わりを持つ者の間における連携及び協力の確保等に適切な配慮をするものとすること。

六　施行期日

この法律は、令和７年４月１日から施行すること。ただし、法の有効期限の延長に関する規定は、公布の日から施行すること。

○山村振興法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第20号）

要旨

本案は、本年３月31日限り効力を失うとされている山村振興法の実施の状況に鑑み、法の有効期限を延長するとともに、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　法の有効期限の延長

法の有効期限を10年間延長し、令和17年３月31日までとすること。

二　目的規定の改正

山村の自立的かつ持続的な発展及び地域の特性を生かした産業の成長発展等の文言を追加すること。

三　基本理念の改正

山村における農林水産業の生産活動及び地域住民による共同活動の継続並びに持続可能な地域社会の維持及び形成等を追加すること。

四　山村振興の目標の改正

日常的な移動のための交通手段の確保、デジタル社会の形成の促進、農林水産業の生産性の向上、農林業の生産基盤の整備及び保全、防災体制の強化、住民の生活の安定、多様な人材の確保及び育成等を追加すること。

五　国及び地方公共団体の責務に係る改正

国の責務に、山村の振興のために必要な施策の総合的な策定及び実施並びに税制上の措置への配慮を追加すること。また、都道府県の責務に、市町村相互間の広域的な連携の確保及び必要な情報の提供等の援助の努力を追加すること。

六　山村振興基本方針が調和すべき計画の追加

山村振興基本方針は、防災基本計画、国土強靱化基本計画及び水循環基本計画とも調和したものでなければならないことを追加すること。

七　配慮規定の充実

地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保、農林水産業その他の産業の振興、森林の整備及び保全の推進、就業の促進、防災に関する施策の推進、保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減、移住等の促進に資する生活環境の整備等に関する配慮規定を新設すること。

八　施行期日

この法律は、令和７年４月１日から施行すること。ただし、法の有効期限の延長等に関する規定は、公布の日から施行すること。

＜委員会決議＞

〇棚田地域の振興に関する件

棚田は、農産物の供給にとどまらず、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等の多面にわたる機能を有する国民的財産である。棚田を保全し、棚田地域の振興を図るためには、棚田及び棚田地域の置かれた状況に十分に配慮した上で、様々な課題に対処することが求められる。

よって、政府は、「棚田地域振興法の一部を改正する法律」の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一　棚田地域の特性に即した農業の振興を図るために、中山間地域等直接支払制度における棚田地域振興活動加算等の活用が更に促進されるよう検討を行い、必要な措置を講ずること。

二　棚田地域における農地の区画整理、農業用用排水路、農道、法面の修復等の小規模な整備を図るとともに、草刈機等の棚田等における農作業の省力化を図るために必要となる先進的な機器等の導入を確実に進めるために必要な措置を講ずること。

三　農林水産省、環境省等の野生鳥獣被害対策の関係省庁は連携して、棚田地域における野生鳥獣被害の防止対策が実効性を確保しつつ継続的に実施されるよう必要な支援を行うこと。

右決議する。

〇新たな食料・農業・農村基本計画に基づく施策の推進に関する件

地球規模での気候変動や国際情勢の不安定化などにより世界の食料需給及び

貿易が不安定化する一方、我が国では農業者の減少・高齢化、農地の減少が進行している。こうした中で食料安全保障の確保に向けて国内の農業生産基盤を維持・強化することは、農業者のみならず、国民共通の重要かつ喫緊の課題である。こうした認識の下、政府は、改正食料・農業・農村基本法に基づく初めての食料・農業・農村基本計画の策定及び同計画に基づく施策の推進に当たり、左記事項に万全を期すべきである。

記

一　水田政策の見直しに際しては、水田活用の直接支払交付金など現行の水田政策の課題を整理・総括した上で、国内生産の増大、生産性向上、農業者の所得向上、農地の維持などの改正基本法の趣旨を踏まえて新たな水田政策を検討し、その具体化を図ること。その際、

１　飼料用米、ＷＣＳ用稲による耕畜連携など、優良な取組を行ってきた農業者の営農意欲を損なわない制度設計とすること、

２　国産飼料の生産性向上を図るため、多収性品種中心の飼料用米に加えて、地域の気候、飼料の利用実態等を考慮して、青刈りとうもろこし等の生産振興を図ること、

３　水田・畑、作物ごとの直接支払いも含めた農業所得の状況を調査し、営農意欲を損なわない制度とすること、

４　産地交付金については、現状の活用状況を調査し、農業者、都道府県の取組に支障をきたさないようにすること、

５　農地の維持のための支援策を講ずることによってもたらされる効果、他国における同様の制度の実施状況を十分考慮し、納税者の理解を図りつつ、直接支払制度の設計を行うこと、

６　保水、洪水防止や生物多様性など水田の有する多面的機能は、国民全体に裨益する重要な機能であることから、水田における生産性向上に向けた支援を行いつつ、必要な水田面積の維持を図ること、などに留意しつつ、生産現場が混乱することがないよう、生産者をはじめ関係者の意見を丁寧に聴取し、合意形成に努めること。

二　今後検討される新たな水田政策の下においても、米の生産・流通・備蓄政策全般について必要な検証を行うこと。

三　中山間地域等直接支払交付金等の見直しにおいては、条件不利の実態に配慮し、共同の取組や農業経営に対する支払い等について、よりきめ細やかな支援を拡大すること。加えて、中山間地域においても稼げる農業を実現する

べく、施策の充実・強化を図ること。

四　食料安全保障の強化を図るため、麦・大豆等の国内生産の増大に資するよう、適地適作の観点も踏まえ、地域の判断の下で「汎用化」「畑地化」に向けた農業生産基盤整備を推進すること。

五　食料安全保障の強化には、多収性や高温耐性、病害虫抵抗性等の特性を有する優良な新品種の開発及びその適切な利用が一層重要であることから、産官学の連携の下、知的財産の流出に留意しつつ、先端技術も活用した新品種の育成に継続的かつ安定的に取り組むこと。

六　農林水産物・食品の輸出については、国内農業・食品産業の供給能力の維持・強化、所得向上に資するため、輸出額五兆円目標の達成を目指し、マーケットイン、マーケットメイクの視点に立ち、日本食レストラン・現地スーパー等と連携し需要開拓を進めるとともに、産地形成や品目団体の輸出力強化を図ること。米の輸出については、2030年に35万トンという意欲的な目標を達成するため、基盤整備や多収性品種、有機米の普及等により米の生産コストの低下及び付加価値の向上を図ることで国際競争力の高い産地の育成に取り組むこと。

七　食料の価格形成については、肥料・飼料等の資材費、人件費、燃料費等の生産コストが上昇する中、これらの合理的な費用を考慮し、農業、食品産業等の食料システム全体の持続性の確保が図られる価格形成が、生産・加工・流通・小売・消費等の食料システムの幅広い関係者の合意の下で、適正に行われるよう実効性ある仕組みを構築すること。

　また、関係省庁や地方公共団体等と連携しながら、農産物等の生産・加工・流通・小売までの全ての食料システムの関係者において効率化・低コスト化を図ること。

八　今後、多くの高齢農業者のリタイアが見込まれる中で、農業者世代の均衡を図り、農業者の年齢構成を持続可能なものとするため、担い手の育成・確保、円滑な経営継承を図るとともに、新規就農者の育成・確保に向けて就農準備資金・経営開始資金、雇用就農資金の交付や技術サポート体制の整備、退職者の就農促進、農業高校等の支援・整備など総合的な支援策を講ずること。また、就農準備資金等の支給対象年齢要件の引上げも含め検討すること。

九　食料自給率の向上を図り、食料自給力を確保するためには、生産基盤である農地が適切に保全・管理されることが重要であることに鑑み、地域で策定された地域計画について不断の見直しを行い、家族経営・法人経営を問わず

意欲ある担い手への農地の集積・集約化が進むよう支援すること。

また、農業を副業的に営む経営体など多様な農業者については、農地の保全・管理に寄与する等、重要な役割を果たすだけでなく、農業水利施設の維持管理、農村社会・集落機能の維持、農業以外の多様な地域資源を活用した付加価値創出などの役割を果たすことが期待されることから、関係省庁、民間企業との連携を通じた、地域と関係企業等との結合の推進など、意欲的な取組を促進すること。

十　農業生産活動は自然環境の保全等に大きく寄与する側面と環境に負荷を与える側面があることに鑑み、温室効果ガスの排出削減、生物多様性の保全及び有機農業の推進等みどりの食料システム戦略に示されたロードマップを実行し、環境と調和の取れた食料システムの確立を図ること。また、農業生産活動が与える環境負荷については、畑作中心の欧米諸国と、アジアモンスーン地帯における水田・稲作が中心のアジア諸国では、その発生状況等が異なると考えられることから、温室効果ガス削減の観点だけでなく、生物多様性の保全、土壌流出の防止等、様々な観点からの調査研究を推進すること。

十一　国際的な原料調達競争の激化により、食品産業において、輸入原材料の調達リスクが増大していることを踏まえ、国内農業との安定的な取引関係の確立及び強化を促進するとともに、環境負荷低減に向けた取組を促進すること。また、輸入相手国の農業生産活動における人権状況に留意し、フェアトレードが確保されるための取組を推進するとともに、人権・栄養への配慮等に関する国際的なルール形成に向けた議論が進んでいることから、国際的なルール形成に積極的に参画し、併せて対応策の検討等に関して企業の取組を推進すること。

十二　農福連携の推進に当たっては、障害者が貴重な農業人材として活躍できるよう、障害者等が働きやすい環境の整備を図ることにより、障害者等の就農促進や継続的な雇用を図るとともに、障害者等が生きがいをもって農業に関する活動を行うことを促進すること。

十三　農村は、多様な地域資源を有する場であり、農村における地域社会の維持が農業の持続的な発展に不可欠であることに鑑み、農村における他産業の振興の意義に留意しつつ、地域資源を活用した伝統的な食品産業に係る事業活動を推進すること。また、農村の振興に当たっては、鳥獣害対策の強化が不可欠であることから、地方財政措置の拡充を含め、地方公共団体の取組の推進を図ること。

十四　都市農業は、都市住民に農産物を供給する機能のみならず、都市の防災や、景観の保全、都市住民の農業に対する理解の醸成等の多様な機能を果たしていることに鑑み、その重要性を明確化すること。

十五　農村は、その共同活動及び個々の営農活動によって、食料の安定的な供給を行う基盤であり、かつ、国土の保全、自然環境の保全等の多面的機能が発揮される場であることに鑑み、日本型直接支払制度の在り方について、その実施状況、効果も踏まえ、検討すること。

十六　学校給食の無償化に当たっては、成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供するという給食の意義に鑑み、地場産品や有機農産物、米粉の活用などを図るため、十分な財源の確保に努めること。

十七　食料安全保障の確立が我が国喫緊の課題となる中、新たな基本計画を真に実効あるものとするため、所要の予算を確保すること。特に、食料安全保障の確保に向けた新たな政策に要する予算については、既存の農林水産予算のほか、別枠予算を措置するなど、従来の枠組みにとらわれず、政府全体で財源の確保に努めること。

十八　昨年来生じている米流通の混乱について、その発生要因を分析し、流通、在庫状況の調査、関係者への情報提供の在り方等、必要な改善を行うこと。

右決議する。

【経済産業委員会】

○情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）要旨

本案は、人工知能関連技術等による情報処理の高度化を推進するための環境の整備を図るため、経済産業大臣の指定を受けた半導体（以下「指定高速情報処理用半導体」という。）の生産を安定的に行うために必要な取組及び高度な情報処理の性能を有する設備の導入に対する支援措置を講ずるとともに、これらの支援措置を含む先端的な半導体の安定的な生産の確保等の施策に係る措置に必要な財源を確保するための措置等を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　情報処理の促進に関する法律の一部改正

1　指定高速情報処理用半導体の生産を安定的に行うために必要な取組について、その実施に必要な資金の出資や施設・設備の現物出資、必要な資金の借入れに関する債務の保証等の支援措置を講ずること。また、これらの支援措置の対象となる者は、公募により選定し、これらの支援措置に関する業務は独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）が行うものとすること。

2　機構の業務に、情報処理サービス業を営む会社が大量の情報につき高速度での処理を行うことができる性能を有する設備の導入を行うために必要な資金に関する債務を保証することを追加すること。

3　機構の業務に、情報処理に関する業務を行うために必要な専門の知識及び技能を有する者を養成し、及びその資質の向上を図ることを追加すること。

4　政府は、令和７年度から令和12年度まで、先端的な半導体の安定的な生産の確保等の施策に関する措置に必要な財源について、エネルギー対策特別会計の負担において、公債を発行することができるものとし、その償還等に必要な財源に充てるため、財政投融資特別会計の投資勘定から、エネルギー対策特別会計において二の１で創設する勘定へ繰り入れることができるものとすること。

二　特別会計に関する法律の一部改正

1　エネルギー対策特別会計に、先端半導体・人工知能関連技術対策を追加し、先端半導体・人工知能関連技術勘定を創設した上で、機構に対する出資金等の歳入歳出項目を規定すること。

２　先端半導体・人工知能関連技術対策に必要な財源に充てるため、エネルギー需給勘定及び一般会計から先端半導体・人工知能関連技術勘定へ繰り入れることができるものとすること。

三　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

一　指定高速情報処理用半導体に関する支援対象事業者の選定については、我が国が次世代半導体の生産において競争力を有することができるよう、諸外国における次世代半導体の研究開発や量産に向けた取組等の動向を注視しつつ、関係者や有識者等の意見も踏まえ、適時適切に行うこと。

二　選定事業者への支援に当たっては、その効果が支援を受けた事業者及び関係者に留まらず、我が国の経済安全保障の観点からも重要となる半導体産業の発展及び半導体サプライチェーンの再構築並びに国民の生活の向上に資するものとなるよう留意すること。

三　選定事業者による資金確保や顧客開拓等に対し協力を行うなど、選定事業者と連携して実施計画の着実な実施に努めるとともに、指定高速情報処理用半導体の生産に必要不可欠な製造装置や部素材等の安定的な確保に万全を期すこと。

四　独立行政法人情報処理推進機構による選定事業者に対する出資に当たっては、民間との出資のバランスを考慮するなど、選定事業者の自立性確保に十分留意すること。

五　出資の対価として取得する株式については、経営判断の迅速性等にも配慮しつつ、適切なガバナンスが発揮されるような設計とし、重要な経営事項に対して拒否権を有するいわゆる黄金株を保有することも含めて、検討すること。加えて、民間からの資金調達を促進していきつつ、公的資金の回収を図る観点も踏まえ、適正なリターンが確保されるような設計とするように検討すること。

六　選定事業者に対する出資等の支援が多額の国費を用いるものであることに鑑み、選定事業者による実施計画の概要を公表するとともに、実施計画の実施状況、選定事業者による半導体の設計を行うために必要なデータセットの開発及び顧客への提供状況や選定事業者と半導体設計事業者等との提携状況

など事業の進捗状況について、政府において責任を持って把握・検証を行い、入手する経営情報に関してはその機密の確保に万全を期し事業者の競争上の地位の毀損がないように配慮しつつ、上場までの間、選定事業者に対する追加支援に必要な予算案の審議に向けて、国会に報告するとともに、公表すること。特に、量産開始までの間は、３月に一回を目処に国会に報告すること。

七　選定事業者による指定高速情報処理用半導体の量産化に対する支援（以下「量産準備支援」という。）は、民間主体で行うことを旨とし、政府は今後の次世代半導体を取り巻く環境等の変化を十分踏まえ、必要に応じて選定事業者に対し実施計画の変更の指示など、同計画について不断の見直しを行うこと。

八　さらなる量産準備支援の判断については、選定事業者の次世代半導体の試作や量産の状況、選定事業者の民間からの追加投資状況及び販路開拓状況を踏まえること。また、選定事業者による売上げ見込みと、生産・販売・管理コスト等の見積もりから計算される利益によって、これまでと今後の投資、融資などが現実的な期間で回収できないなど事業性が見込めないと判断した場合においては、支援を見直すこと。なお、量産準備支援を行う場合には、選定事業者に対して、財務状況等の国民への情報開示を行うよう指導すること。

九　「ＡＩ・半導体産業基盤強化フレーム」に基づく歳出については、政策効果や必要性を十分見極めた上で、国会での審議や産業構造審議会等での議論を踏まえつつ必要に応じて見直しを行うとともに、毎年、「ＡＩ・半導体産業基盤強化フレーム」に係る予算の執行状況について情報を整理して公表すること。

十　選定事業者に対する国からの支援が巨額に及ぶことを踏まえ、支援のプロセスや資金の流れ等について、高い透明性を確保するとともに、公平かつ公正な運用を徹底すること。また、選定事業者役員等の既存個人株主が将来株式を売却した際に生じる利益について、国費の投入が株式価値の上昇に寄与した点も念頭に、小池淳義参考人から、個人としては寄附や人材育成活動に使っていきたいとの発言があったことも参考に、引き続き、国費の投入について国民の納得が得られるように努めること。

十一　エネルギー対策特別会計に新設する先端半導体・人工知能関連技術勘定における公債「先端半導体・人工知能関連技術債」の発行に当たっては、将来にわたって国民負担が伴わないよう厳重に対処すること。特に、その償還

においても、財政投融資特別会計の投資勘定の財政状況に十分留意すること。

十二　我が国の半導体産業が長期にわたり低迷している現状及び、政府におけるこれまでの半導体政策についての十分な検証・評価の結果を踏まえ、今後の中長期的な内外の情勢変化やＡＩ・半導体に係る技術革新の進展等の動向に対応し、我が国半導体産業の復活に向けて、今後のＡＩ・半導体政策の在り方について更なる検討を進めること。

十三　国内におけるデジタル需要の拡大に最大限努めるとともに、国内で製造される半導体の供給において、そのマッチングが図られるよう必要な施策を行うこと。

十四　デジタル人材及び特に不足が指摘されているＡＩ・半導体人材の育成や確保については、関係省庁・関係機関、高校・高等専門学校・大学等が連携し、着実に取組を実施すること。また、人材や技術の海外流出防止及び高度人材の獲得について、実効性ある施策を講じること。

十五　次世代半導体の量産化等の事業の推進及び関連産業の集積を進めるに当たり、円滑な事業経営環境を整え、内外より高度なＩＴ人材の確保をするための施策を行うことが必要であることに鑑み、関係省庁間の連携及び地方公共団体との連携の下、工業用水の確保、下水道及び道路等の必要なインフラの整備や、インターナショナルスクール等の設置及び周辺の学校や医療機関等、居住環境や生活環境の整備等の取組が着実に進むよう必要な措置を講ずること。

○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第28号）要旨

本案は、脱炭素成長型の経済構造への円滑な移行を推進するため、成長志向型カーボンプライシング制度の具体化、2050年カーボンニュートラルの実現と経済成長の両立（ＧＸ）を推進する柱の一つとなる循環経済（サーキュラーエコノミー）の実現に向けた制度の整備等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の一部改正

１　令和８年度から、二酸化炭素の直接排出量が一定量以上の事業者に対し、二酸化炭素の年度平均排出量等の経済産業大臣への届出を義務付けること。

２　１の事業者に対し、経済産業大臣が排出枠を無償で割り当てるとともに、

当該排出枠の割当てに係る年度の翌年度に排出量実績の報告及び実績と等量の排出枠の保有を義務付けること。

3　割り当てられた排出枠について、事業者間の取引を可能とする制度を整備するとともに、上下限価格の設定等取引価格の安定化のために必要な措置を講ずること。

4　令和10年度から徴収を開始する化石燃料賦課金の執行のために必要な納付期限・滞納処分・国内で使用しない燃料への減免等の技術的事項を整備すること。

5　脱炭素成長型経済構造移行債の発行収入により、戦略分野国内生産促進税制のうち、ＧＸ分野の物資に係る税額控除に伴う一般会計の減収を補塡することができるものとすること。

二　資源の有効な利用の促進に関する法律の一部改正

1　脱炭素化の促進のため、再生資源の利用義務を課す製品を指定し、生産量等が一定規模以上の製造事業者等に対し、当該製品における再生資源の利用に関する計画の提出及び定期報告を義務付けること。

2　資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、特に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計等）の認定制度を創設すること。

3　事業者による回収・再資源化が義務付けられている製品について、高い回収目標等を掲げて認定を受けた事業者に対し、廃棄物処理法の特例措置（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講ずること。

4　シェアリング等のサーキュラーエコノミーコマース事業者の類型を新たに位置付け、当該事業者に対し、資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定すること。

三　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和８年４月１日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

一　我が国が国際的に約束した2050年カーボンニュートラル等の実現に向けては、産業部門・運輸部門をはじめとする社会全体において、本法で措置する排出量取引制度等の幅広い取組が進むよう、実効的な施策を総動員すること。その実施に当たっては、エネルギーの移行をはじめとする産業構造の転換に伴う経済・社会・雇用への負のインパクトを最小化するため、地域社会をは

じめ産業界、労働界等関係当事者と積極的な社会対話を行い、広く意見を聴取し、その意見を十分に尊重するとともに、中小事業者や雇用への影響に配慮しつつ、公正な移行を実現するための取組を進めること。とりわけ中小事業者の雇用に対しては、政府による強力な目配りと中小事業者に対する移行支援を行うこと。

二　成長志向型カーボンプライシングの実施に当たっては、制度の安定的な運営と確実な財源の確保を通じて、民間事業者の予見性を高めることに注力し、民間事業者による脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資が確実に推進されるよう、最大限取り組むこと。その際には、これまでの実施状況を確認し、技術の進捗等を考慮した中で、定期的に費用対効果等の評価分析を行い、必要に応じてその対象範囲等について、柔軟な見直しを行うこと。

三　脱炭素社会への移行に係る必要なコストは、広く社会全体で公平・公正に負担することを前提に、石油石炭税や地球温暖化対策税等の税制、再生可能エネルギー発電促進賦課金その他関連する制度全体の適正化による負担の抑制に努めつつ、円滑かつ適正な価格転嫁等を通じて、特定の事業者に負担が偏重することのないよう配慮し、国民全体にその理解が広がるよう積極的に取組を進めること。

四　脱炭素社会への移行に係るコスト負担に対する国民の理解の醸成に向けては、脱炭素に資する製品やサービスが広く受け入れられる市場を創造する観点から、公共調達に加え、様々な層に対する消費者教育の実施、カーボンニュートラルに対応した製品であることが消費者に分かりやすく伝わるような表示や仕組みの構築、原燃料の転換、ヒートポンプ技術など省エネルギーに資する商品や熱効率が高い設備の導入を促すための措置の検討等に率先して取り組むこと。

五　排出量取引制度の実施に当たっては、脱炭素成長型投資事業者が、取引上優位な立場を利用し、取引関係にある事業者に対して不当な負担を押し付けることがないよう、政府が責任を持って対応すること。とりわけ中小事業者に対する負担の不当な押し付けが行われていないか、公正取引委員会及び中小企業庁において厳格に確認するとともに、こうした行為が存在する場合には厳正に対応すること。

六　電力等のエネルギーの脱炭素化に当たっては、社会全体の電化やデジタル化の進展等の中で見込まれる電力需要の増加に対し、安定した供給力を確保するとともに、地域住民の理解と中長期的な国民負担の抑制を前提に、再生

可能エネルギー等の脱炭素電源を最大限活用していくことや、省エネの普及拡大、蓄電システムの導入拡大等に取り組むこと。その際には、物価上昇等による影響に配慮しつつ、需要家に安定した価格水準で電力等のエネルギーを供給できる環境の整備に努めること。

七　脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当ての実施に関する指針を定めるに当たっては、各国の動向や、国内における代替技術の有無、カーボンリーケージの可能性等も踏まえ、足下の地域の産業基盤や雇用への悪影響がないよう配慮しつつ、日本企業による脱炭素分野での競争力の維持・強化及び国内における脱炭素技術の開発や実装が着実に進み、我が国の継続的な成長につながる制度とするため、適切な水準となるよう、手続の透明性、公平性、公正性を確保するとともに、学識経験者や有識者、産業界、労働界等から広く意見を聴きつつ、丁寧に検討を進めること。

八　排出枠取引市場の取引価格が、実需を伴わない投機的取引によって経済実態から著しく乖離することがないよう、その動向を注意深く監視するとともに、取引価格の水準が、我が国の産業や国民生活、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資活動に悪影響を及ぼすと認められる場合には、これを是正するために機動的かつ的確に対応すること。

九　地方自治体が実施している排出量取引制度や既存のエネルギー関係諸税等との関係を適切に整理し、事業者の事務負担の軽減を図るとともに、その運用に際して実務上の問題が生じないよう、現場レベルの視点から制度の予見性と実効性の確保に努めること。加えて、エネルギー価格が高騰する状況下においては、過度な国民負担を抑制するため、必要に応じて制度の見直しを行うこと。

十　脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当量については、全体として、パリ協定の1.5度目標及び国が決定する貢献における温室効果ガス排出量の削減目標の達成に貢献しているか検証し、その結果を公表すること。また、当該検証の結果を踏まえて、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずること。

十一　排出量取引制度におけるカーボンクレジットについては、中小事業者等の排出削減を促す効果を勘案するとともに、過度な流入による価格の不安定化や脱炭素成長型投資事業者の排出削減意欲の低下等を招かぬよう留意しつつ、適切に利用されるよう、必要に応じて適宜見直しを行うこと。また、対象となるカーボンクレジットの選定については、国際的に必要とされる環境十全性及び持続可能な開発への貢献が確保されたものとすること。

十二　脱炭素成長型投資事業者排出枠及び化石燃料賦課金について、脱炭素成長型経済構造への移行の状況、事業活動に伴う二酸化炭素の排出量の削減の状況その他の制度の実施を定期的に評価すること。その際、脱炭素成長型投資事業者に留まらない幅広い事業者、労働者、気候変動や環境経済学等に関する学識経験者、将来世代及び市民団体の意見を聴取するほか、当該評価の結果を公表し、透明性を確保すること。また、その結果を踏まえて、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずること。

十三　廃プラスチックの化学的な分解や再合成、使用済み太陽光パネルやリチウムイオン電池等の高品質かつ安全性の高い再利用、レアメタル等の効率的な回収等の資源循環社会の推進に資する高度なリサイクル技術の国内における研究を推進し、一日も早い社会実装に向けて、最大限取り組むこと。

十四　再生資源の利用義務化に当たっては、企業活動の実態に十分配慮しつつ、適切な制度設計を行うとともに、日本企業の競争力の維持・強化につながる仕組みとすること。

○円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案（内閣提出第33号）要旨

本案は、経済的に窮境に陥るおそれのある事業者の早期での事業再生の円滑化を図るため、当該事業者の申出により、経済産業大臣の指定を受けた公正な第三者の関与の下で、金融機関等である債権者（以下「対象債権者」という。）の一定割合以上の多数決とその決議に対する裁判所の認可により、当該事業者がその債務に係る権利関係の調整を行うことができる手続等を整備するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　指定確認調査機関の確認

経済的に窮境に陥るおそれのある事業者は、その事業再生を図るため、対象債権者集会における権利変更議案の決議（以下「権利変更決議」という。）により当該事業者に対して貸付債権等を有する金融機関等の権利を変更しようとするときは、当該権利の変更について、申請書に当該権利の変更に関する概要を記載した書面及び当該貸付債権等の一覧表を添付して、これらを対象債権者集会関連業務を行う者として経済産業大臣の指定を受けた者（指定確認調査機関）に提出し、その申請が一定の要件に該当する旨の確認を受けなければならないものとすること。

二　対象債権者集会及び権利変更決議の認可

１　対象債権者集会は、対象債権者の権利（対象債権者が担保権の行使によって弁済を受けることができる対象債権の部分に係る権利を除く。）の変更に関する議案（以下「権利変更議案」という。）について決議をすることができるものとすること。

２　対象債権者集会において権利変更議案を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる対象債権者をいう。以下同じ。）の議決権の総額の４分の３以上の議決権を有する者の同意がなければならないものとすること。

３　権利変更決議があったとき（権利変更議案につき、議決権者の全ての同意を得たときを除く。）は、一の確認を受けた事業者は、遅滞なく、裁判所に対し、当該権利変更決議の認可の申立てをしなければならないものとすること。また、裁判所は、一定の事項に該当する場合を除き、当該権利変更決議の認可を決定するものとすること。

三　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して１年６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（修正要旨）

一　目的規定に、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、経済的に窮境に陥るおそれのある事業者が「その事業の価値の毀損並びに技術及び人材の散逸の回避を図った上で」経営資源を有効に活用してその事業活動を活性化できるようにすることが重要である旨を明記すること。

二　早期事業再生計画の記載事項のうち「確認事業者が早期での事業再生を図るため実施しようとする今後の事業活動に関する事項」について、「当該確認事業者に係る従業員の当該事業活動への協力並びに当該確認事業者に係る技術及び人材の散逸の回避の見込みに関する事項として経済産業省令で定めるもの」を含むことを明記すること。

（附帯決議）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

一　本制度において、特に技術や人材の散逸を回避することや、従業員の協力の下で円滑に早期事業再生計画が実施されることが重要であることに鑑み、対象債権者や確認事業者の労使等となり得る関係者に対し、本制度の位置付け等について適切な情報提供を行うこと。

二　早期事業再生に向け、確認事業者が会社分割や事業譲渡等によってその従

業員の雇用や労働条件の変更等を実施する可能性がある場合は、過半数労働組合等との協議を通じてその理解と協力を得るよう促すとともに、早期事業再生計画にそれら協議の状況を明記することとし、指定確認調査機関による調査の対象とするとともに、上記の趣旨を踏まえ、確認事業者が労働組合との協議のために情報提供を行う場合には、手続開始の公告をせず権利変更の対象を金融債務に限定することで事業価値の毀損の回避を図るという本制度の趣旨に鑑み、情報の秘密保持が適切になされるための必要な措置を、指定確認調査機関がその業務規程において定める事項とすること。

三　権利変更決議については、早期事業再生計画に基づく雇用や労働条件の変更等のほか確認事業者とその労働組合による労働協約等の変更等に法的な効力を及ぼすものでないことを明確にし、濫用的な取扱いがなされないよう必要な措置を講ずるとともに、認可後においても早期事業再生計画に基づく確認事業者の取組が従業員の協力の下で円滑に行われているかどうか等に留意し、必要に応じて適切に対応すること。

四　指定確認調査機関の指定をする際には、対象債権者の権利変更手続全体の円滑な実施、早期事業再生計画の適確な調査、確認調査員の適正な選任等を実施するために十分な能力を有しているかどうか、特に確認をすること。

五　確認調査員の選任については、そのプロセスの透明性を高めるとともに、多数決により金融債務の権利変更を行うことが可能になることを踏まえ、その選任要件は事業再生ＡＤＲにおける手続実施者に比較して、より厳格に定めること。また、確認調査員の見識を高め経験値を共有できるようにするため、研修の機会等の充実を図ること。

六　中小企業の事業再生支援については、物価高や人手不足等の厳しい経営環境の中でその必要性が高まっていることを踏まえ、中小企業活性化協議会や中小企業の事業再生等に関するガイドライン等を活用した既存の支援に当たり、関係機関の緊密な連携の下で事業者に寄り添った支援を一層充実させること。

七　本法の手続開始の要件が民事再生法等から緩和されていることを踏まえ、債務調整の必要性がない事業者が本制度を濫用することで債権者の利益が不当に害されることがないよう、指定確認調査機関が本制度の利用要件を確認する際に濫用を図る事業者を適切に排除するための運用における留意すべき点を整理し、広く周知・広報を行うこと。

○下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案（内閣提出第48号）要旨

本案は、中小企業の取引の適正化を図るため、下請事業者その他の用語を中小受託事業者等に改めるとともに、従業員数の大小による規制対象となる事業者の範囲の拡大、製造等の目的物の運送委託の規制対象取引への追加、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金支払の禁止等を行うほか、振興事業計画における支援対象への運送委託に係る事業者の追加等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　下請代金支払遅延等防止法の一部改正

1　題名を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に改めること。

2　「親事業者」を「委託事業者」、「下請事業者」を「中小受託事業者」に改めるとともに、委託事業者及び中小受託事業者について常時使用する従業員の数の大小による基準を追加すること。

3　規制の対象となる取引として、特定運送委託（製造の目的物等の運送の委託）を製造委託等に追加すること。

4　委託事業者が中小受託事業者に対し製造委託等をした場合に禁止される行為として、代金の額に関する協議に応じず、又は当該協議において必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に代金の額を決定すること、代金の支払について手形を交付すること等を追加すること。

二　下請中小企業振興法の一部改正

1　題名を「受託中小企業振興法」に改めること。

2　委託事業者及び中小受託事業者について、法人同士にあっても常時使用する従業員の数の大小による基準を追加すること。

3　対象取引として、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送委託を追加すること。

4　振興事業計画の承認対象を委託事業者及びその一若しくは二以上の中小受託事業者（当該中小受託事業者から受託取引として製造委託等（二以上の段階にわたる製造委託等を含む。）を受けた者を含む。）等とすること。

三　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（修正要旨）

この法律の施行期日を「公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日」から「令和８年１月１日」に改めること。

（附帯決議）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

一　困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で考えていくとの中小企業憲章の理念を踏まえ、我が国の経済活力の源泉である中小企業が、その力を最大限発揮できるよう、労務費や原材料費、エネルギーコストの価格転嫁を更に推進するため、必要な措置を検討すること。

二　取引の適正化による価格転嫁から賃上げにつながる好循環が継続する社会の実現に、国民全体の理解の醸成が図られるよう、取組を進めること。

三　協議を適切に行わない代金額の決定等の禁止について、その違反に対して迅速かつ的確に対処するために必要な措置を講ずること。特に、該当する違反行為については、具体的な基準を示すこと。さらに、委託事業者と中小受託事業者の代金に係る協議が形骸化することのないよう、必要な措置についても併せて検討すること。

四　本法において、適用基準として従業員数の基準を追加したが、今後も適用対象の見直しを検討し、本法の効果を高めるよう努めること。

五　本法施行後に、新たな手段による適用逃れなどの事例が起こらぬよう、中小事業者や中小企業団体などとの情報共有や連携強化に更に努めること。また、適用逃れと見られる事例が発生した場合には、速やかに対策を講ずること。

六　本法に基づく検査等が実効的に行われ、あまねく全国において適正な取引の確保が図られるよう、公正取引委員会の体制の抜本的な強化を図ること。また、本法施行後３年を目途に、執行体制について、人員の増員や更なる関係省庁間の連携の強化を含めた必要な見直しに努めること。

七　本法をはじめとする価格転嫁等の取引適正化推進に関する諸施策や「下請」等の用語の見直しについて、委託事業者及び中小受託事業者に対する一層の広報等の充実に努め、周知徹底を図ること。

八　労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針は、価格転嫁の促進に効果が認められているものの、その認知度は低い状況であることから、政府を挙げて周知徹底を図ること。

九　中小受託事業者まで適正な労務費を確保する等の観点から、本法の施行と並行して、各業界における理解の醸成に努めるとともに、現時点で21業種に

限られている「下請適正取引等推進のためのガイドライン」の策定を幅広い業種に拡大するよう努めること。各省庁にあっては、所管する業界についてガイドラインの策定を進めること。あわせて、既に策定されているガイドラインにおいても、本法の趣旨が反映されているかどうかを点検し、適宜更新をすること。

十　サプライチェーン全体で価格転嫁等の取引適正化を推進するため、本法の対象とならない取引における優越的地位の濫用行為に対しても、引き続き独占禁止法に基づき、厳正に対処すること。

十一　中小企業・小規模事業者が個々では解決できない課題に対応するため、全国中小企業団体中央会を通じた中小企業組合の設立指導や運営指導に取り組むこと。また、中小企業組合が主体となって、事業者と交渉を行うことで価格交渉力を強化できる団体協約の活用について周知を図ること。

○外国為替及び外国貿易法第10条第２項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第３号）要旨

本件は、外国為替及び外国貿易法第10条第１項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」（令和７年４月８日閣議決定）に基づき、令和７年４月14日から令和９年４月13日までの間、同法第48条第３項の規定による北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置、同法第52条の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び同法第25条第６項の規定による北朝鮮と第三国の間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引（仲介貿易取引）を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同法第10条第２項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

【国土交通委員会】

○道路法等の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）要旨

本案は、自然災害の頻発や道路の老朽化等により、安全かつ円滑な道路交通の確保の重要性が増大していることに鑑み、また、道路の脱炭素化を推進するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一　道路法の一部改正

１　道路網の整備に関する基本理念を創設すること。

２　道路の維持、修繕等を関係道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）間における連携及び協力により効率的かつ効果的に行う必要がある連携協力道路について、関係道路管理者は、協議によりその管理の方法及び連携協力道路の管理に関する費用の分担の方法等を別に定めることができること。

３　交通上密接な関連を有する密接関連道路の管理を行う２以上の道路管理者は、道路法に定める協議会における協議の結果、大規模な災害が発生した場合における緊急輸送の確保を図るための密接関連道路の啓開のために行う維持を効果的に行うため必要があると認めるときは、共同して、道路啓開計画を作成するものとし、同計画に基づいて密接関連道路の道路管理者がその管理する道路以外の密接関連道路の維持を行う場合において、当該密接関連道路を管理する道路管理者による承認を不要とすること。

４　国土交通大臣は、災害が発生した場合において、地方公共団体からの要請に基づいて、道路の附属物である自動車駐車場について、災害復旧に関する工事等の実施のために必要な管理を当該地方公共団体に代わって自ら行うことができること。

５　道路の附属物である自動車駐車場の合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められる災害応急対策に資する施設等であって、災害が発生した場合において防災拠点自動車駐車場等へ移動させることができるものに係る道路への占用許可基準を緩和すること。

６　道路管理者は、国土交通大臣が定める道路脱炭素化基本方針に即して、その管理する道路に係る道路脱炭素化推進計画を作成できること。

二　国土交通大臣が、災害が発生した場合において、地方道路公社からの要請に基づいて、当該地方道路公社に代わって道路の啓開のために行う維持及び災害復旧に関する工事を自ら行うことができるようにするため、道路整備特別措置法の一部を改正すること。

三　地方公共団体が一の５の災害応急対策に資する施設等を設置しようとする者に対し、その設置に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合に必要な資金の一部を、国が無利子で当該地方公共団体に貸し付けることができるようにするため、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正すること。

四　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一　令和６年能登半島地震により、道路啓開計画を事前に準備し、平時における訓練等を通じて災害時対応の実効性を向上させることが重要であることが改めて認識されたことに鑑み、道路啓開計画が未整備の地域が生じないよう、国が主体的に取り組むとともに、都道府県等を積極的に支援すること。また、発災直後の道路啓開実施が着実に行われるよう、制度の適切な運用を図ること。

二　原子力発電施設等立地地域における道路啓開計画を策定するに当たっては、地震や津波等との複合災害時に被災者の避難を最優先にする観点から、原子力災害の特性に応じたものを策定すること。

三　災害発生時において道路啓開を含む緊急復旧等を機動的に実施するため、その担い手となる地域建設業者や道路管理者等が平時から十分な資機材を確保しておくことが可能となるよう、維持管理費用に配慮するなど財政支援等に必要な予算を確保するなどの環境整備を図ること。また、道路管理者においても資機材を確保すること。

四　広域的な支援拠点としての観点から、「防災道の駅」の追加選定を戦略的に行うとともに、「防災道の駅」以外であっても防災上の位置付けを有する道の駅については、当該道の駅における施設や自動車駐車場の耐震性の向上等が図られるよう、財政的支援の強化に努めること。

五　地方公共団体や民間事業者が、災害時に派遣可能なトイレコンテナ等を設置することについて、無利子貸付以外にも支援措置を充実させること。

六　災害時における高付加価値コンテナの更なる活用促進を図る観点から、本法による占用許可基準の緩和措置や各種支援制度を周知し、民間事業者等による保有を促進するとともに、道路管理者自らもその保有に努めること。ま

た、民間事業者等が保有するものを含め、災害時に活用できる高付加価値コンテナの配備状況を把握し、発災時に円滑な運用がなされるよう必要な取組を行うこと。

七　道路空間における脱炭素化施設等の導入促進のために民間事業者が活用できるための道路占用基準の運用に当たっては、道路自体の脱炭素化に資するものであるものを優先し、新たな利権の発生につながらないよう公平公正な基準を設けること。

八　都市災害の減少や都市景観の向上を図り、交通渋滞などに繋がる地中・道路の地下に埋設されている上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関係の改修工事において、共同溝の導入や、共同工事・集中工事で、効率的な道路工事の実施を進めること。

○港湾法等の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）要旨

本案は、近年の気候変動等に対応して港湾の保全及び円滑な利用の確保を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一　港湾法の一部改正

１　港湾管理者は、気候変動に伴う海水面の上昇等から港湾の保全を図るための官民協働の取組を促進するための協働防護計画を作成すること及び同計画の作成・実施に関する必要な協議を行う協働防護協議会を組織することができることとし、同計画に基づく取組を促進するための協定制度を創設すること。

２　海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を構成する行政財産の貸付けを受けている者が、貸付けを受けた行政財産とは別の行政財産の一時的な利用を希望する場合、国土交通大臣に対し、利用調整協議会を組織するよう要請できることとし、国土交通大臣は、要請に係る一時的な利用が海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の円滑な実施に資すると認めるときは、利用調整協議会を組織すること。

３　国土交通大臣は、港湾管理者から要請があり、当該港湾管理者における工事の実施体制等地域の実情を勘案して、自らが当該港湾管理者の管理する港湾施設の改良に関する工事を行うことが適当であると認められる場合は、当該港湾管理者に代わってこれを行うことができること。

４　港湾管理者は、港湾施設に非常災害による被害が発生した場合において、

当該港湾施設を災害応急対策必要物資の流通に係る業務に使用するため応急の復旧を緊急に行う必要があり、他に手段がないと認めるときは、当該業務の現場において、他人の土石等を収用等することができること。

５　港湾管理者は、港湾施設に災害応急対策の拠点としての機能の確保を図るため必要があると認めるときは、荷さばき地、上屋等の港湾施設の所有者等との間で協定を締結して、災害時においてこれらの港湾施設を使用することができること。

二　北海道開発のためにする港湾工事に関する法律及び沖縄振興特別措置法の一部改正

１　国土交通大臣は、自らが港湾工事をする場合において必要があると認めるときは、港湾管理者と協議の上、当該工事に必要な限度で、当該港湾管理者に代わってその権限を行うこと。

２　国土交通大臣は、自らが行った港湾工事によって生じた海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を構成する行政財産を事業者に貸し付けることができることとし、その場合、当該行政財産について利用調整協議会における調整の対象とすること。

三　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一　協働防護計画に基づく最適化事業を円滑に推進するために、民間事業者に対する税制支援のみならず、協働防護協議会に対し、ガイドラインの作成、知見やノウハウの提供、人材支援といったソフト面での支援や助言を十分に行うこと。また、協働防護計画の作成に当たり、港湾管理者の組織体制や人材育成等の充実のための支援を強化すること。

二　協働防護計画の作成に当たっては、政策決定を優先するのではなく、民間事業者が無理なく参加できるような計画となるよう港湾管理者に対し指導すること。また、計画の検討に際し、港湾施設を所有する民間事業者からの意見を十分聴いて、その趣旨を最大限尊重するとともに、特に中小事業者の置かれた厳しい経営環境や所有する港湾施設の現状等について十分配慮するよう、港湾管理者に対し指導すること。

三　協働防護の主要関係者として、協働防護協議会への港湾労働者の代表の参

画を確実に働きかけること。

四　港湾管理者における技術職員不足に対しては、国による港湾工事の代行措置の実施と併せ、技術系職員の確保・育成及び定着のための施策に努めるとともに、賃金等の労働条件の改善が図られるようにすること。

五　港湾施設の老朽化の進行に対し、港湾管理者の人員・予算の不足により港湾施設の維持管理が不十分となることがないよう、人員・予算の確保に努めるとともに、港湾施設の点検の効率化や適切なメンテナンス体制の在り方を検討し、持続可能な維持管理体制を実現すること。また、港湾施設の点検・整備におけるデジタル技術の導入を促進し、作業の効率化に向けた環境整備を図ること。

六　海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭の一時的な利用については、一時的であっても長期・広範囲の埠頭の占用を伴うことから、埠頭の貸付けに当たっては一般の利用者の利便を妨げることがないよう十分留意すること。

七　災害発生時に港湾施設の復旧作業に従事する人員の確保策の実効性について十分に検討を行うこと。特に、発災時は復旧作業に従事する者も被災者であるという視点に立ち、これらの者が無理なく復旧作業に従事できる体制の構築と、必要な環境の整備を図ること。

○老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第34号）要旨

本案は、マンションその他の区分所有建物の管理及び再生の円滑化等を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一　建物の区分所有等に関する法律の一部改正

1　建物敷地売却や取壊し、建物の更新等についても、集会において５分の４以上の多数による決議で可能とし、耐震性不足等の場合は、多数決割合を４分の３に引き下げるものとすること。

2　裁判所が認定した所在等不明区分所有者は、集会における議決権を有しないものとし、区分所有権の処分を伴わない決議に関する集会の議事は、出席した区分所有者による多数決で決するものとすること。

3　所有者不明の専有部分、管理不全の専有部分・共用部分を裁判所が選任する管理人に管理させることを可能とする、区分所有建物の管理に特化した財産管理制度を創設すること。

4　管理者は、その職務（保険金等の請求及び受領を含む。）に関し、区分

所有者（保険金等の請求及び受領の場合はその請求権を有する者（区分所有者又は区分所有者であった者（書面等による別段の意思表示をした区分所有者であった者を除く。）に限る。））を代理するものとすること。

二　被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部改正

政令で指定された災害により重大な被害を受けた区分所有建物の建替え決議等の多数決割合をいずれも３分の２に引き下げるとともに、決議可能期間を６年を超えない範囲内で政令で定めるものとすること。

三　マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正

１　都道府県知事等は、マンションの区分所有者に対して報告徴収を求め、助言指導、勧告をすることができ、当該勧告に従わない場合、その旨を公表することができるものとすること。

２　一の１の各決議を踏まえて実施される各事業の手続規定等を整備すること。

３　隣接地の所有権等を、建替え等の後のマンションの区分所有権等に変換できるものとすること。

四　マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正

１　都道府県知事等は、管理組合等に対してマンションの適正な管理に必要な援助等を行うことができると認められるものを、マンション管理適正化支援法人として登録することができるものとすること。

２　分譲事業者は管理計画を作成し、都道府県知事等の認定を申請することができるものとすること。

３　マンション管理業者が管理受託契約を締結している管理組合等から管理者事務の委託を受けることを内容とする契約を締結しようとする場合及び当該契約の締結により管理者等となった後に自己取引等を行う場合には、区分所有者等へ事前説明をしなければならないものとすること。

五　マンション更新等に必要な資金の貸付けを行うため、独立行政法人住宅金融支援機構法を改正すること。

六　この法律は、一部を除き、令和８年４月１日から施行するものとすること。

（修正要旨）

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の建物の区分所有等に関する法律第二十六条第二項の別段の意思表示等に係る規約の設定又は変更の状況並びに同項に規定する保険金等の請求及び受領の状況等を勘案し、管理者又は区分所有者若しくは区分所有者であった者からの相談に的

確に応じることができる体制の整備その他分譲マンション等の共用部分の補修等に係る紛争の予防及び解決のための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一　管理者による共用部分に関する損害賠償請求権の代理行使に当たり、旧区分所有者の取り分も含む損害賠償金を確実に修繕費用に充当することができるよう、損害賠償金の使途を定めることを内容とする標準管理規約の改訂を早期に行い、各管理組合において管理規約の改訂が速やかに行われるよう関連団体等を通じて働きかけを行うこと。一方で、そもそも管理組合自体がない等、管理不全マンションの区分所有者に対しても必要な措置を講じること。

二　標準管理規約の改訂を踏まえ、各管理組合の管理規約において共用部分について生じた損害賠償金の使途を定める規定の制定状況の把握に努めること。また、管理規約に同内容が規定されなかったこと等により、旧区分所有者による別段の意思表示が行われた結果、損害賠償金の一部が修繕費用に充当できなかった事例の実態把握に努め、必要に応じ所要の措置を講じること。

三　マンションの管理や再生が円滑に行われるよう、地方公共団体、管理組合、区分所有者等に対し、本法により、区分所有権の処分を伴わない決議が集会への出席者による多数決で可能となることや、マンションの再生等に活用可能な事業手法が増加すること等について、周知徹底を図ること。

四　管理不全マンションの増加を防ぐため、マンションの管理水準向上に資する管理計画認定制度が新築時から積極的に活用されるよう、分譲事業者に対し、管理計画の作成を積極的に促すこと。また、管理水準の高いマンションの資産価値が適正に評価されるよう、市場環境の整備に努めること。

五　管理組合自体がないような既存の管理不全マンションについては、管理組合の設立から、管理計画の策定及び実施に至るまで、地方公共団体が伴走支援を行うよう働きかけを行うこと。

六　マンション管理業者が管理事務及び管理者事務の双方の委託を受けている場合、利益相反により区分所有者が不利益を被ることのないよう、本法に規定された事前説明の確実な実施に加え、マンションにおける外部管理者方式等に関するガイドラインを踏まえた対応を行うことについて、関連団体等を通じて周知徹底を図ること。

七　マンションの再生事業等により新たに住まいを確保する必要がある場合には、高齢の区分所有者や借家権者など住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保を十分に図ること。また、公営住宅等の公的賃貸住宅の活用が図られるよう、地方公共団体への的確な支援に努めること。

八　マンションの管理及び再生に当たっての助言指導や勧告、再生事業等の認可などに当たっては、地方公共団体が担うマンション関連事務が増加することから、マニュアルの整備やマンション政策の担当者の育成支援など、その負担軽減のために必要な措置を講じること。

九　マンションの管理及び再生に当たっては、知識や経験を有する民間団体を積極的に活用するため、十分な数のマンション管理適正化支援法人が確保されるよう、関連団体に対し、登録の働きかけを行うこと。また、管理組合等に対し、マンション管理適正化支援法人の活用方法等について分かりやすく情報発信を行うこと。

○航空法等の一部を改正する法律案（内閣提出第55号）要旨

本案は、最近の航空分野における事故の発生状況、災害時における航空輸送の確保の要請等に鑑み、航空機の航行の安全を確保するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一　航空法の一部改正

１　空港等及び航空保安施設の機能の確保に関する基準に定める事項に、地上走行中の航空機又は車両の滑走路への誤進入を防止するための施設の維持管理及び改修に関する事項を追加すること。

２　操縦技能証明を有する者は、航空機の航行中に管理技能を確実に活用し、及び発揮することができるようにするための訓練であって登録訓練機関等が行う訓練等である技能発揮訓練を修了していなければ、当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機について、航空交通管制圏に係る空港等における航空機の離着陸等の操縦等を行ってはならないこと。

３　２の航空機の航行中に管理技能を確実に活用し、及び発揮することができるようにするための訓練を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができることとし、国土交通大臣は、登録の申請をした者が一定の要件に適合しているときは、その登録をしなければならないこと。また、登録訓練機関は、その訓練を修了した者に対し、修了証明書を交付しなければならないこと。

二　空港法の一部改正

１　国土交通大臣は、地方管理空港の空港管理者から要請があり、かつ、地方管理空港の滑走路等の改良又は空港用地の造成若しくは整備の工事であって、滑走路等又は空港用地が一定の基準に適合しなくなるおそれがある場合に行うもので、高度の技術を要する又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められる工事を当該空港管理者に代わって自ら施行することが適当であると認められる場合においては、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを施行することができること。

２　国土交通大臣は、災害が発生した場合において、会社管理空港又は地方管理空港の空港管理者から要請があり、かつ、一定の要件を満たす当該空港の災害復旧工事を当該空港管理者に代わって自ら施行することが適当であると認められる場合においては、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを施行することができること。

３　１及び２の工事の費用の負担について定めること。

三　施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一　令和６年１月の羽田空港航空機衝突事故により尊い人命が失われたことを重く受け止め、同様の事故を二度と発生させることのないよう、実効性のある再発防止策を講じること。

二　滑走路安全チームへの航空事業者やグランドハンドリング事業者等の現場職員の参画を確実に働きかけること。

三　グランドハンドリングに従事する者が安心して安全に働くための環境整備に向けて、勤務間インターバル制度の導入や、航空会社とグランドハンドリング事業者及びグランドハンドリング事業者間の適正取引を国として推進すること。また、適正取引等推進のためのガイドラインの策定に当たっては、特に外国航空会社と本邦グランドハンドリング事業者との契約の実態を正確に把握し、実効性の向上を図ること。

四　頻繁に離着陸が行われる空港等におけるパイロットに対するＣＲＭ訓練の修了の義務付けについては、ヒューマンエラーの未然防止のために実効性の

ある訓練内容とするとともに、訓練の内容、時間、料金等の具体的な内容を明確にし、パイロットに対し周知徹底を図ること。また、諸外国のＣＲＭ訓練の実情調査の結果を踏まえ、我が国のＣＲＭ訓練に必要なものは適切に取り入れること。

五　災害時における国による地方管理空港等の工事代行や権限代行について、空港管理者からの要請に対し、国自ら施行することが適当であることを客観的に判断するための基準を明確にするとともに、災害復旧工事や航空機のエプロンの利用調整等に迅速に対応できるよう、国の組織体制を構築すること。

六　地方管理空港の老朽化の進行に対し、地方公共団体の技術系職員不足により地方管理空港の維持管理が不十分となることがないよう、国による地方管理空港の工事の代行と併せ、技術系職員の確保・育成及び定着のための施策に努めること。また、デジタル技術の導入や自動化を促進し、業務の効率化に向けた環境整備を図ること。

○船員法等の一部を改正する法律案（内閣提出第58号）要旨

本案は、最近における我が国の海上企業をめぐる状況に鑑み、船員の確保に資するとともに、1995年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の的確な実施を確保する等のため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一　船員法の一部改正

１　国土交通省令で定める船舶の船長は、その輸送中のコンテナが海中に転落したときは、直ちに、その詳細を、付近にある船舶、当該地点の最寄りの海上保安機関及び自己の指揮する船舶の旗国の権限のある機関に通報しなければならないものとすること。

２　船員手帳への船長による船員の勤務に関する事項の記載並びに国土交通大臣による航海当直等に必要な知識及び能力の認定に係る証印について、それぞれ船舶所有者が交付する書面及び国土交通大臣が交付する証書で代替することを可能とすること。

３　船舶所有者は、船員と雇入契約（遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶において船長等の職務を行う旨を定めた特定雇入契約を除く。）を締結したときは、遅滞なく、当該船員について、生存技術、消火技術及び応急手当等に関する基本訓練を実施しなければならないものとすること。

４　船舶所有者は、船員と特定雇入契約を締結したときは、遅滞なく、当該船員について、応急手当等に関する基本訓練を実施するとともに、登録講習機関による生存技術及び消火技術に関する実技講習を受けさせなければならないものとすること。

５　船舶所有者は、船内における安全及び衛生の水準並びに休息の質の向上を図るため、快適な海上労働環境を形成するよう努めなければならないものとすること。

二　船員職業安定法の一部改正

１　地方公共団体は、無料の船員職業紹介事業を行うことができるものとすること。

２　地方運輸局長等は、広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならないものとするとともに、正確かつ最新の内容に保つための措置を講じなければならないものとすること。

三　船舶職員及び小型船舶操縦者法の一部改正

船舶所有者は、一定規模以上の漁船には、一定の乗船履歴を有し、かつ、漁ろう操船講習を修了した者以外の者を、船長又は航海士として乗り組ませてはならないものとすること。

四　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一　漁船員条約締約国が発給した資格証明書の受有者が特定漁船に乗り組むための特例の適用に当たっては、商船と漁船の区別なく、高度の技能を求める我が国の海技免許制度が航行の安全確保に大きく貢献していることを踏まえ、他の締約国における商船と漁船との海技資格の在り方の異同に留意し、航行の安全を損なうことにならないようにすること。

二　漁船員条約の締結に伴う各種講習の五年ごとの受講が漁船員及び船舶所有者に過度の負担をもたらすこととならないよう、受講料の軽減等を図るために必要な措置を講ずるとともに、受講者の利便のため、各登録講習機関の増加及び偏在の解消に努めること。

三　最短で令和８年１月に漁船員条約が国内で発効し、漁ろう操船講習に関する規定が施行されることを踏まえ、漁ろう操船講習の具体的な内容を早期に明らかにし、関係者に周知すること。

四　漁船員条約に係る国内法の運用に当たっては、同条約に定める安全の担保に配慮しつつ、日本船舶の深刻な船員不足に対応し、「労働力の流動性」を最重要事項として考慮する観点から、政府と労使とで意見交換を行った上で、主体的に運用の基本的な方向性を示すこと。

五　深刻な船員不足の解消へ向けて、働き方改革の推進及び働く環境の整備とともに、人材育成ルートの強化及び人材確保の間口の拡充並びに幼少期からの体験乗船等を通じた海に親しむ長期的な取組を強力に推進すること。また、企業・業界と連携し、一体となって取り組むこと。

○半島振興法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第16号）

要旨

本案は、最近における半島地域の社会経済情勢に鑑み、引き続き半島地域の振興を図るため、半島振興法の有効期限を10年延長するとともに、目的規定を整備し、基本理念、国等の責務及び半島振興基本方針に係る規定を定める等、必要な措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一　目的規定について、次の改正を行うこと。

１　半島地域が担っている重要な役割として、自然環境及び良好な景観の保全並びに多様な再生可能エネルギーの導入及び活用を追加すること。

２　地域における創意工夫を生かすこと並びに半島振興のための連携及び協力の対象として半島地域と継続的な関係を有する半島地域外の人材を含むことを明記すること。

３　半島振興法の目的として、半島防災及び地方創生を追加すること。

二　基本理念として、半島振興が、地方創生、地域の特性を生かした魅力の増進及び半島防災の３つの観点を踏まえて行われなければならないこととするとともに、国及び都道府県の責務として、基本理念にのっとり施策を講ずべき旨を明らかにすること。

三　国が半島振興基本方針を定めることとするとともに、都道府県による半島振興計画の作成について努力義務化及び記載事項の充実を図ること。

四　半島振興対策実施地域に係る国及び地方公共団体の配慮規定として、交通の確保、デジタル社会の形成に資する情報の流通の円滑化、医療の確保、障

害福祉サービス等の確保、児童の福祉の増進、教育の充実、自然環境の保全及び再生、再生可能エネルギーの利用の推進、移住等の促進、半島防災の推進及び実効性の確保、感染症が発生した場合における生活に必要な物資の確保、小規模な集落への配慮等に係る事項を追加すること。

五　半島振興に係る体制の整備を図るため、地方公共団体等の半島振興に携わる関係者が協議会を組織することができることとするとともに、半島振興基本方針及び半島振興計画に係る主務大臣として内閣総理大臣を追加すること。

六　半島振興法の有効期限を令和17年３月31日まで10年間延長すること。

七　この法律は、一部の規定を除き、令和７年４月１日から施行すること。

○貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第33号）要旨

本案は、貨物自動車運送事業に係る輸送の安全を確保し及びその健全な発達を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一　一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可に係る更新制を導入し、一般貨物自動車運送事業者等は、５年ごとに許可の更新を受けなければ、その効力を失うこととするとともに、国土交通大臣は、独立行政法人に、許可の更新事務の一部を行わせることができること。

二　国土交通大臣は、貨物自動車運送事業に係る運賃及び料金について、燃料費、全産業の労働者一人当たりの賃金の額の平均額を踏まえた人件費、減価償却費、輸送の安全確保のために必要な経費、委託手数料、事業を継続して遂行するために必要不可欠な投資の原資、公租公課等の事業の適正な運営の確保のために通常必要と認められる費用を的確に反映した積算を行うことにより、貨物自動車運送事業の適正な運営を図るための原価である適正原価を定めることができることとし、これに伴い、標準的な運賃は廃止すること。また、貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業者は、自らが引き受ける貨物を運送するとき又は自らが引き受ける貨物の運送について他の貨物自動車運送事業者等の行う運送を利用するときは、その運賃等が適正原価を下回らないようにしなければならないこと。

三　現行法において貨物利用運送事業者が真荷主として扱われる場合について、貨物利用運送事業者が元請事業者として扱われるよう真荷主の範囲を適正化すること。

四　貨物自動車運送事業者等は、真荷主から引き受けた貨物の運送について他の貨物自動車運送事業者等の行う運送を利用するときは、当該貨物の運送について当該他の貨物自動車運送事業者等からの２以上の段階にわたる委託を制限するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

五　何人も、無許可等で貨物自動車運送事業を経営する者に貨物の運送を委託してはならないこととするとともに、違反して貨物の運送を委託した者は100万円以下の罰金に処すること。また、国土交通大臣は、当分の間、無許可経営等の原因となるおそれのある行為を荷主等がしている疑いがあると認めるときは、当該荷主等に対し当該行為をしないよう要請できるとともに、荷主等が当該行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、当該行為をしないよう勧告できることとし、その旨を公表すること。

六　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して３年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案（国土交通委員長提出、衆法第34号）要旨

本案は、貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進を総合的かつ集中的に行うため、その推進に関し、基本となる事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一　基本方針として、独立行政法人に、一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可の更新事務の一部及び貨物自動車運送に係る安全性の向上等の貨物自動車運送事業の適正化等に資する取組への支援に関する業務を行わせるとともに、これらの業務がその独立行政法人により適切かつ効率的に実施されるよう、必要な体制の整備を行うこと。

二　一の業務の費用に係る財源の確保に関する基本方針として、許可の更新事務に必要な費用は、国庫が負担することとし、許可の更新に係る手数料による収入等を活用して確保すること、また、貨物自動車運送事業の適正化等に資する取組への支援に関する業務に必要な費用を確保できるよう、貨物自動車運送事業の適正化とこれを通じた持続可能な物流の確保を広く社会で支える観点から幅広く検討を行うこと。

三　政府は、基本方針に基づく貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置等について、この法律の施行後３年以内を目途として講じなければならないこと。

四　政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、国土交通大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣その他の関係大臣及び公正取引委員会委員長をもって構成する物流政策推進会議を設けるとともに、同会議の下に、連絡調整を行うための物流政策推進関係者会議を設けること。

五　この法律は、公布の日から施行すること。

○特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第５条第１項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第２号）要旨

本件は、平成18年10月14日から北朝鮮船籍の全ての船舶の入港を禁止することとする同年10月13日の閣議決定、平成28年２月19日以後に北朝鮮の港に寄港したことが確認された第三国籍船舶の入港を禁止することとする同年２月19日の閣議決定、国際連合安全保障理事会の決定等に基づき制裁措置の対象とされた船舶の入港を禁止することとする同年４月１日の閣議決定及び同年12月９日以後に北朝鮮の港に寄港したことが確認された日本籍船舶の入港を禁止することとする同年12月９日の閣議決定等により変更された平成18年７月５日の閣議決定について、その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、令和７年４月８日に入港禁止の期間を令和９年４月13日まで２年延長する変更をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第５条第１項の規定に基づき、入港禁止の実施につき国会の承認を求めるものである。

【環境委員会】

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第27号）要旨

本案は、最近における一部の鳥獣の生息地の範囲の拡大等に起因する人の生命又は身体に対する危害の発生の実情に鑑み、当該危害を防止するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一　市町村長は、熊その他の人の日常生活圏に出現した場合に人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれが大きいものとして政令で定める鳥獣（以下「危険鳥獣」という。）が、住居等に侵入していること又は侵入するおそれが大きいことを把握し、かつ、当該危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合において、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）以外の方法によっては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等をすることが困難であり、かつ、五の措置その他の措置を講ずることにより銃猟によって人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないと認めるときは、住居等又はその付近において、当該危険鳥獣について銃猟をすることができるものとすること。

二　市町村長は、一による銃猟（以下「緊急銃猟」という。）をしようとするときは、その職員に緊急銃猟を実施させ、又はその職員以外の者に委託して緊急銃猟を実施させることができるものとすること。

三　緊急銃猟として実施する行為については、日出前及び日没後並びに住居集合地域等での銃猟制限等の規定は、適用しないものとすること。

四　市町村長は、緊急銃猟等に必要な限度において、その職員等に他人の土地に立ち入らせ、若しくは障害物を除去させることができるものとすること。

五　市町村長は、緊急銃猟をしようとする場合において、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害が発生するおそれのある場所の通行を禁止し、又は制限することができるものとし、また、当該危害が発生するおそれのある地域の住民に対し、避難すべき旨を指示することができるものとすること。

六　市町村長は、緊急銃猟をする必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、的確かつ迅速に当該緊急銃猟をし、又は四若しくは五の措置を講ずるため、応援を求めることができるものとすること。

七　市町村長は、緊急銃猟の実施又は四の措置のため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をするものとすること。

八　罰則について、所要の規定を設けるものとすること。

九　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一　危険鳥獣の銃猟の安全対策に万全を期するため、市町村を始めとする関係者に対して、現場での迅速かつ適切な判断が可能となるよう、本法の内容を関係法令との関係も含めて十分周知するとともに、関係省庁で連携して安全かつ効果的な出没対応に関するガイドライン等の作成や研修の実施等の支援を図ること。また、出没時の連絡体制及び対応方針の事前調整や実地訓練の定期的な実施について必要な支援を行うこと。

二　本法の円滑な運用とともに、危険鳥獣の捕獲等に当たっての担い手への必要な経費が確保されるよう、地方公共団体に対する財政支援の充実に努めること。

三　狩猟者の減少・高齢化等による鳥獣捕獲の担い手の減少などを踏まえ、捕獲体制を強化するため専門的技術を有する認定鳥獣捕獲等事業等に従事する者の更なる技術向上及び育成について、積極的な支援を行うこと。

四　クマ対策については、捕殺だけではなく、人の生活圏への出没を未然に防止することが重要であることから、生息状況把握のための適切なモニタリングの実施を始め、クマの生息環境の整備や保全、すみ分けて共存するための対策の再検討などの出没抑制対策に関係省庁で十分連携を図りつつ取り組むこと。

五　捕殺による被害対策の効果は限定的で、クマ等による人身被害の予防や野生動物との軋轢の根本的な解決には、被害防除や誘引物除去、犬を活用した追い払いの実施、すみ分けのための環境整備等がとりわけ有効であることから、地域が効果的に取り組めるように支援策を整備し、必要な予算を確保すること。

六　くくりわな又は箱わなによる錯誤捕獲は、意図せぬクマの捕殺や野生動物に不必要な苦痛を与えることにつながるおそれが大きいことから、錯誤捕獲の発生防止対策を検討すること。

七　捕獲等を行った野生鳥獣の有効利用について、より安全な提供による消費者の安心の確保を図りつつ、その円滑な流通を促進するための環境整備等必

要な措置を講ずること。

八　令和12年度までに鉛製銃弾に起因する鳥類での鉛中毒の発生をゼロとすることを目指して本年度から鉛製銃弾の段階的な使用規制が開始されることを踏まえ、その影響についての科学的知見も踏まえつつ、非鉛製銃弾の使用の促進を図る取組を進めること。

○環境影響評価法の一部を改正する法律案（内閣提出第51号）要旨

本案は、環境影響評価法の施行を通じて明らかになった課題等に対応するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一　建替えの事業に係る環境影響評価方法書の作成前の手続の見直し

既存工作物を除却し、又はその使用を廃止し、当該既存工作物が設置されている区域又はその近接区域において当該既存工作物と同種の工作物の新設を当該工作物に係る第一種事業として実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、事業実施想定区域及び当該区域の選定に係る調査、予測及び評価に関するものに代えて、当該区域及び当該第一種事業に係る環境の保全のための配慮の内容を記載した計画段階環境配慮書を作成しなければならないものとすること。

二　環境影響評価に係る書類等の公開

環境大臣は、事業者等が公表した環境影響評価に係る書類を、あらかじめ、当該書類を作成した事業者等の同意を得た上で、政令で定める期間、インターネットの利用その他の方法により公開することができるものとすること。

三　施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して２年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一　本法成立後、建替えの要件を政令で定めるに当たっては、環境負荷の低減と環境影響評価手続の合理化がともに実現できる基準を定めるとともに、当該政令の適用に当たっては、ガイドラインを作成するなど、建替事業実施後の新設工作物に関して、確実に環境負荷の低減が確保されるよう事業者への周知に努めること。また、適正な環境配慮を行っている事業者に向けては、建替事業の際の環境影響評価項目の絞り込み等更なる手続の合理化を図るこ

と。

二　環境影響評価手続において事業者等が作成する図書について、国が保有するデータベースへの統合も視野に入れ、国民や他の事業者等が有用な情報を十分に利活用できる方策を検討すること。また、今後の事業による環境影響の低減に資するため、国において、当該図書についての分析を進めること。

三　風力発電及び太陽光発電は、環境影響の程度が規模ではなく立地に依拠する場合があることを踏まえ、小規模な風力発電及び太陽光発電についても適正な環境配慮が確保される施策を早期に検討し、所要の措置を講ずること。また、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域制度を活用するとともに、環境を保全する地域を設定するなど、環境への影響が小さいとされる適地へ事業を誘導していくため、ゾーニングの実施に係る課題を抽出し、地方自治体の取組を支援すること。

四　環境影響評価制度をはじめとする対話プロセスを通じて、早期の段階より地域住民等からの不安や懸念の声に真摯に応えるとともに、多様な意見の尊重に努めるよう事業者等への周知を十分に行うこと。

五　特定の地域に複数の事業が集中することによる累積的な影響評価について、標準的な手法が定まっていない現状に鑑み、統一的な基準となるガイドライン策定のための調査を開始し、早急に策定すること。

六　現行法の環境保全措置の実施状況の報告にとどまらず、事業開始後に顕在化した環境影響が確認された場合には、事業計画や環境保全措置の見直し・変更を促す仕組みを早急に検討すること。

七　諸外国等で実施されている、個別事業の計画・実施の枠組みを与えることになる上位の計画や政策の検討段階における戦略的環境影響評価の導入に向け、具体的な検討を早急に開始すること。

八　事業内容に変更等があった場合に事業者による環境配慮手続を再実施すること等を確実に担保するための方策や、法対象規模を下回る事業に係る効果的かつ効率的な環境配慮の確保等について速やかに措置する必要性に鑑み、本法附則第４条に基づく検討時期を待つことなく不断に見直しを行い、必要な措置を講ずること。

【安全保障委員会】

○防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）要旨

本案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数の変更及び水上艦隊の新編その他の自衛隊の組織の改編を行うとともに、自衛官の再任用に係る要件の見直し、航空管制官手当の新設その他の自衛官等の人材確保のための制度の整備、物品役務相互提供協定に係る規定の整備、装備移転等に伴う装備品等の製造等を適切に実施するための規定の整備等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　自衛隊の任務をより効果的に遂行し得る体制を整備するため、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正し、自衛官の定数の変更や、陸上自衛隊の補給統制本部の補給本部への改編、海上自衛隊の水上艦隊等の新編、そして航空自衛隊の航空総隊の改編を行うこと。

二　人的基盤の抜本的強化に向けた自衛官等の処遇改善のため、自衛隊法及び防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正し、自衛官の再任用に係る要件の見直し、航空管制官手当の新設、各種手当の引上げ、指定場所生活調整金や事業を営む予備自衛官に対する給付金の新設等を行うこと。

三　同志国等との協力強化に関する事項として、日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の署名を機に、自衛隊法及び国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正し、関連する規定を整備するほか、装備移転や研究開発のため、自衛隊法の一部を改正し、航空法や船舶安全法等を適用除外し、防衛大臣が、装備移転の対象として製造される航空機や船舶の安全基準等を定めること等の規定を整備すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一　今後、新たに物品役務相互提供協定が署名された際に、当該協定が自衛隊法第84条の５に規定する物品役務相互提供協定に含まれることが想定される場合には、防衛省は、遅滞なく本委員会に報告し、意見を求めること。

二　国会における審議の形骸化を防ぐため、複数の法改正を一本の法案として提出する形式は、内閣法制局の審査基準でも求められている「政策の統一性」、「条項の関連性」等が明らかに認められる場合に限ること。

三　本法による自衛官の処遇改善は、令和の時代に相応しい処遇確立の端緒に

過ぎない。我が国防衛力の中核たる自衛官に見合った俸給表とするため抜本的に見直し、勤務環境を整え、勲章授与基準を拡充するなど、さらなる処遇改善に向け取り組むこと。

○日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案（内閣提出第56号）要旨

本案は、円滑化協定に係る法制の簡素化及び円滑化協定の適確な実施を確保するため、我が国が締結した円滑化協定の実施に関する諸法律を統合するとともに、今後締結する円滑化協定の実施に備えて、道路運送法及び道路運送車両法の適用除外、刑事手続等の特例、国の賠償責任の特例並びに特殊海事損害に係る賠償請求の援助に関する措置に関し共通して必要な事項を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　締約国軍隊の公用車両には、道路運送法の報告徴収等に関する規定及び道路運送車両法の登録、車検等に関する規定は適用しないこと。

二　日本国内において締約国軍隊によって逮捕された締約国軍隊の構成員等の我が国当局による受領や締約国軍隊の財産の差押え・捜索等を実施するための刑事手続等の特例に関する規定を設けること。

三　締約国軍隊の構成員等が公務執行中に日本国内において第三者に損害を与えた場合には、国がその損害を賠償する責任を負うことを定めるとともに、特殊海事損害に関し、政府が必要な援助を行うこと。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

今後、新たに円滑化協定が締結された際に、当該協定が本法第２条第１号に規定する円滑化協定に含まれることとなる場合には、遅滞なく本委員会に報告し、意見を求めること。

【予算委員会】

○令和７年度一般会計予算要旨

１　本予算の趣旨

本予算は、足元の物価高、賃金や調達価格の上昇に対応しつつ、デフレを脱却し、新たなステージとなる「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を実現することを目指して、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、地方創生2.0の起動、官民連携による投資の拡大、防災・減災及び国土強靱化、防衛力の抜本的強化を始めとする我が国を取り巻く外交・安全保障環境の変化への対応、充実した少子化・こども政策の着実な実施など、重要政策課題について必要な予算措置を講じている。

２　本予算の内容

本予算の規模は、前年度当初予算額に対して2.6％増の115兆5,415億円となっている。歳出のうち、一般歳出の規模は、前年度当初予算額に対して0.7％増の68兆2,452億円となっている。また、歳入のうち、公債金は、前年度当初予算額を６兆8,000億円下回る28兆6,490億円で、公債依存度は24.8％となっている。

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

(1)	租税及印紙収入	78兆4,400億円
(2)	官業益金及官業収入	518億円
(3)	政府資産整理収入	2,031億円
(4)	雑収入	８兆1,976億円
(5)	公債金	28兆6,490億円
(6)	前年度剰余金受入	―
計		115兆5,415億円

歳出

(1)	社会保障関係費	38兆2,778億円
(2)	文教及び科学振興費	５兆5,496億円
(3)	国債費	28兆2,179億円
(4)	恩給関係費	623億円
(5)	地方交付税交付金	18兆8,848億円
(6)	地方特例交付金	1,936億円
(7)	防衛関係費	８兆6,691億円

(8)　公共事業関係費	６兆　858億円
(9)　経済協力費	5,050億円
(10)　中小企業対策費	1,695億円
(11)　エネルギー対策費	8,111億円
(12)　食料安定供給関係費	１兆2,609億円
(13)　その他の事項経費	５兆8,543億円
(14)　予備費	１兆円
計	115兆5,415億円

（修正要旨）

１　いわゆる高校無償化

令和８年度予算編成において成案を得て実現するまでの先行措置として、全世帯を対象とする支援金の支給に係る収入要件の事実上の撤廃等を行うこととし、歳出について、1,064億円を修正増加すること。

２　高額療養費制度

高額療養費制度における患者の自己負担額の上限引上げについて、多数回該当者の自己負担額の見直しはせず、据え置くこととし、歳出について、55億円を修正増加すること。

３　所得税

所得税の基礎控除の特例を創設することとし、歳入について、6,210億円を修正減少すること。

４　地方交付税交付金

所得税収の減収により法定率分が減少することに伴い、歳出について、2,056億円を修正減少すること。

５　税外収入

独立行政法人からの納付金及び基金からの返納金等を追加で確保することとし、歳入について、2,793億円を修正増加すること。

６　予備費

予備費を減額することとし、歳出について、2,500億円を修正減少すること。

７　公債金

１から６までの歳入及び歳出の修正の結果として、公債金を減額することとし、歳入について、19億円を修正減少すること。

８　本予算の総額

これらの結果、本予算の歳入及び歳出の総額について、3,437億円を修正減少することとなり、本予算の規模は、115兆1,978億円となる。

（参議院回付修正要旨）

歳出のうち、高額療養費について、見直し全体の実施を見合わせるため、105億円を修正増加すること。また、予備費について、105億円を修正減少すること。

○令和７年度特別会計予算要旨

本予算は、交付税及び譲与税配付金特別会計等14特別会計に関するものである。

各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、429兆4,942億円であり、このうち、会計間取引額などの重複額等を控除した特別会計の純計額は、204兆927億円となっている。

主な特別会計予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

	歳入	歳出
⑴ 交付税及び譲与税配付金特別会計	51 兆 6,313 億円	50 兆 7,193 億円
⑵ 地震再保険特別会計	1,174 億円	1,174 億円
⑶ 国債整理基金特別会計	222 兆 1,185 億円	222 兆 1,185 億円
⑷ 外国為替資金特別会計	4 兆 9,430 億円	1 兆 5,458 億円
⑸ 財政投融資特別会計	22 兆 5,304 億円	22 兆 4,941 億円
⑹ エネルギー対策特別会計	15 兆 9,077 億円	15 兆 9,077 億円
⑺ 労働保険特別会計	7 兆 9,126 億円	7 兆 5,558 億円
⑻ 年金特別会計	100 兆 3,175 億円	100 兆 3,175 億円
⑼ 子ども・子育て支援特別会計		

	５兆 7,801 億円	５兆 7,801 億円
⑽ 食料安定供給特別会計		
	１兆 3,555 億円	１兆 3,348 億円
⑾ 国有林野事業債務管理特別会計		
	3,347 億円	3,347 億円
⑿ 特許特別会計		
	2,627 億円	1,544 億円
⒀ 自動車安全特別会計		
	5,161 億円	4,549 億円
⒁ 東日本大震災復興特別会計		
	6,592 億円	6,592 億円

（修正要旨）

労働保険特別会計について、社会保険に係る年収の壁による働き控えの解消に向けた措置を行うことに伴う所要の修正を行うほか、交付税及び譲与税配付金特別会計及び東日本大震災復興特別会計についても、所得税収の減に伴い、所要の修正を行うこと。

○令和７年度政府関係機関予算要旨

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

	収入	支出
⑴ 沖縄振興開発金融公庫		
	140 億円	119 億円
⑵ 株式会社日本政策金融公庫		
	7,125 億円	１兆 1,877 億円
⑶ 株式会社国際協力銀行		
	１兆 9,737 億円	１兆 9,131 億円
⑷ 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門		
	1,705 億円	2,236 億円

【決算行政監視委員会】

○令和５年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第216回国会、内閣提出）要旨

本件は、財政法第36条第３項の規定に基づき、令和５年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費の予算額２兆円のうち、令和５年12月22日に決定された地域の実情に応じた低所得者支援及び定額減税を補足する給付に必要な経費１兆1,310億円余の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

○令和５年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第216回国会、内閣提出）要旨

１　調書の概要

本件は、財政法第36条第３項の規定に基づき、令和５年度一般会計予備費の予算額5,000億円のうち、令和５年４月18日から令和６年３月18日までの間において決定された3,077億円余の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

２　主な使用経費

使用された予備費67件のうち、主な使用経費は次のとおりである。

⑴　道路等災害復旧事業等に必要な経費

⑵　災害救助等に必要な経費

⑶　水産物の新たな需給構造構築支援に必要な経費

○令和５年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第216回国会、内閣提出）要旨

１　調書の概要

本件は、財政法第36条第３項の規定に基づき、令和５年度特別会計予備費の予算総額7,286億円余のうち、令和５年９月29日から令和６年１月26日までの間において決定された19億円余の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

２　使用経費

使用された予備費２件の使用経費は次のとおりである。

⑴　エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における給油所等設備災害

復旧に必要な経費

⑵　財政投融資特別会計投資勘定における政府保有株式の処分に必要な経費

○令和５年度特別会計予算総則第21条第１項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）（第216回国会、内閣提出）要旨

１　調書の概要

本件は、令和５年度特別会計予算総則第21条第１項の規定により令和６年２月20日から同年３月26日までの間において決定された経費710億円余の増額につき、特別会計に関する法律第７条第２項の規定に基づき国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

２　経費増額事項

増額された経費３件の増額事項は次のとおりである。

⑴　交付税及び譲与税配付金特別会計における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額２件

⑵　自動車安全特別会計空港整備勘定における空港災害復旧事業に必要な経費の増額

【議院運営委員会】

○議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第18号）要旨

本案は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、証人等の旅費及び日当について整理しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一　旅費の種目及び内容は、両議院の議長が協議して定めるものとすること。

二　日当は、証人として出頭し又は陳述した日数に応じて支給すること

三　この法律は、令和７年４月１日から施行すること。

四　所要の規定の整理を行うこと。

○国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第28号）要旨

本案は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律附則第 10 条の規定に基づく検討を踏まえ、国会において重要経済安保情報の提出を受ける際の手続その他国会における重要経済安保情報の保護措置を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一　情報監視審査会の所掌等及び職員の適性評価その他の保護措置並びに委員会等が情報監視審査会に対して審査を求め又は要請するときの手続について、特定秘密に準じて、重要経済安保情報に関する規定を追加すること。

二　議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律に基づく証言又は書類の提出について、特定秘密に準じて、重要経済安保情報に関する規定を追加すること。

三　この法律は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の施行の日から施行すること。

【東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員会】

○災害対策基本法等の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）要旨

本案は、令和６年能登半島地震から得られた教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一　災害対策基本法の一部改正

１　災害の定義の例示として、地盤の液状化を追加すること。

２　国及び地方公共団体が行う被災者援護への協力業務を行う法人等は、内閣総理大臣の登録を受けることができるものとし、市町村長から被災者台帳の情報の提供を受けることを可能とすること。

３　地方公共団体の長は、毎年１回、物資の備蓄の状況を公表しなければならないものとすること。

４　指定行政機関の長等は、災害応急対策について、事態に照らし緊急の必要がある場合、都道府県知事からの要求を待たないで応援をすることができること。

５　災害応急対策責任者は、避難所の運営状況及び被災者の状況に関する情報を把握し、避難所等における福祉サービスの提供、情報の提供等に努めるとともに、情報の把握及び提供に当たっては、情報通信技術その他の先端的な技術の活用に努めなければならないものとすること。

６　広域一時滞在の協議に際し、協議元及び協議先の市町村長は、被災住民の情報を共有するとともに、協議先の市町村長は、被災住民に対し援護に関する情報を提供すること。

二　災害救助法の一部改正

１　救助の種類として、福祉サービスの提供を追加すること。

２　都道府県知事等は、救助に関する業務に、福祉関係者を従事させることができ、また、登録被災者援護協力団体を協力させることができること。

三　水道法の一部改正

日本下水道事業団の業務に地方公共団体との協定に基づく水道施設の復旧工事を追加し、また、水道事業者は、配水管の復旧のため、水の供給を受ける者の土地に立ち入ることができるものとすること。

四　大規模災害からの復興に関する法律の一部改正

都市計画に一団地の復興拠点市街地形成施設を定めることができる災害の範囲を拡大すること。

五　内閣府設置法の一部改正

内閣府に、防災に関する事務を統理する防災監一人を置くこと。

六　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、令和６年能登半島地震の教訓を生かし、南海トラフ地震や首都直下地震などの大規模地震や激甚化・頻発化する気象災害の発生に備え、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

一　災害関連死を防ぐため、事例の検証を行うとともに、被災者に対する充実した福祉的支援及びスフィア基準に沿った避難所運営が担保されるよう、地方公共団体に対し、適切な助言及び支援を行うこと。

二　避難所に避難できず、在宅や車中で避難生活を送っている避難者に対しても、避難所で提供される物資や情報等が同等に提供され、適切に行きわたるよう、地方公共団体に周知徹底するとともに、適宜その運用状況を把握し、必要な対応を図ること。

三　災害時における福祉的支援の充実・円滑化を図るため、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児その他の特に配慮を要する者である被災者に対して、その配慮を要する事情に応じた応急の福祉的支援が行きわたるよう努めること。

四　福祉サービスの提供に当たっては、必要とする者に適切なサービスが提供されるよう、ガイドライン等の整備を行うとともに、福祉施設や福祉サービスの機能が回復されるまでの間は、関係府省が連携し必要な支援を継続するよう努めること。また、施設やサービスの機能回復に向けた応援派遣や必要物資・機材の調達等について、災害発生前から適切な準備ができるよう適切に支援すること。

五　福祉関係者に対する従事命令の発出及び罰則の適用については、福祉の範囲が広範にわたることに鑑み、緊急性や必要性等を十分に検討し、慎重な運用がなされるよう、都道府県等に適切な助言を行うこと。

六　被災者援護協力団体の登録制度については、登録基準を明確化するとともに、評価方法の公平性及び透明性の確保を図ること。また、登録を受けた団体以外の協力団体や個人ボランティアの活動促進について検討し、必要な措置を講じること。

七　被災者援護協力団体の登録に当たっては、当該団体の役職員が、被災者及び支援者に対して暴力、ハラスメントその他不適切な行為を行うことのない

よう、教育・訓練を実施していることを考慮するとともに、登録被災者援護協力団体の業務状況を把握し、必要に応じて改善を求めること。また、役職員に不適切な行為があった場合には、当該団体に対し、改善命令・登録取消等の対応を行うこと。

八　被災者援護協力団体が登録を受けることができない事由のうち「心身の障害により被災者援護協力業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの」については、東日本大震災等で障害者団体が被災障害者の支援活動に大きな役割を果たしてきたことに鑑み、障害者差別解消法との整合性を確保し、心身に障害があることをもって一律に排除することのないよう十分留意するとともに、内閣府令を定める過程において、障害者団体の意見を積極的に聴取すること。また、障害者団体を共生社会の構成員として、連携に努めること。

九　障害者、高齢者等への実効性の高い避難支援に向けて、各市町村における避難行動要支援者に対する個別避難計画の策定が進むよう、防災や災害対応人材の確保、財政措置、先進・優良事例に関する情報の提供等、必要な支援の強化を図ること。

十　インフラ及びライフラインの迅速な復旧に当たっては、民間事業者も含めた作業員の安全衛生確保の強化及び周囲の理解促進を図ること。

十一　液状化による宅地被害を軽減するため、液状化対策の周知・啓発を更に推進するとともに、市町村の液状化ハザードマップ作成の加速化を促し、策定状況の改善に努めること。

十二　埼玉県八潮市における道路陥没事故により、インフラの老朽化問題が改めて顕在化し、老朽化対策が喫緊の課題となっている。自然災害が激甚化する中、インフラ老朽化の進行により、被害規模が拡大することのないよう、抜本的対策を図るとともに、インフラを維持管理する地方公共団体を適切に支援すること。

十三　地方公共団体における物資の備蓄状況の公表については、その結果を踏まえ、地域格差の是正を図ること。また、物資の備蓄に当たっては、女性や高齢者、アレルギー疾患を有する者など多様なニーズを踏まえた物資の確保に努めるとともに、地方公共団体においても、同様の取組がなされるよう促すこと。

十四　防災、復旧・復興に関する意思決定の場及び防災・危機管理部局等の防災現場への女性参画の強化など、「男女共同参画の視点からの防災・復興ガ

イドライン」に沿った取組を全ての地方公共団体に徹底するとともに、取組の進捗状況を把握・公表し、必要な改善に努めること。

十五　気候変動に伴い激甚化・頻発化する大雨・大雪等の気象災害や、岩手県大船渡市を始めとする各地で相次ぐ林野火災に適切に対処するため、災害救助や消防活動、避難所環境などに関し、地方公共団体間の格差是正や連携・協力の在り方について、国として必要な検討を進めること。

○株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）要旨

本案は、令和６年能登半島地震災害からの復興に向けた取組を引き続き推進するとともに、頻発する自然災害への対応を強化するため、株式会社地域経済活性化支援機構の業務の期限を延長するとともに、その支援基準に大規模な災害を受けた地域の経済の再建のための当該地域の事業者に対する迅速かつ適切な支援の実施に必要な事項を含める等の規定の整備を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

一　株式会社地域経済活性化支援機構の目的の明確化

株式会社地域経済活性化支援機構は、「大規模な災害を受けた地域の経済の再建」その他の地域経済の活性化を図るため、支援を行うことを目的とする株式会社とすること。

二　支援基準の強化

支援基準は、大規模な災害を受けた地域の経済の再建のための当該地域の事業者に対する迅速かつ適切な支援の実施に必要な事項を含むものでなければならないものとすること。

三　業務の期限の延長

１　再生支援決定、特定支援決定、特定組合出資決定及び特定経営管理決定は、令和23年３月31日までに行わなければならないものとすること。

２　地域経済活性化支援機構は、令和28年３月31日までの期間内に、１に掲げる決定及び特定専門家派遣決定に係る全ての業務を完了するように努めなければならないものとすること。

四　残余財産の分配の特例

地域経済活性化支援機構が解散した場合において、株主に分配することができる残余財産の額が株式の払込金額の総額を下回るときは、当該残余財産の額は、政府保有株式以外の株式についてその払込金額を限度として分配し、

分配の結果なお残余があるときは、その残余の額を政府保有株式について分配するものとすること。

五　施行期日

この法律は、公布の日から起算して３月を経過した日から施行すること。

（附帯決議）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

一　株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、業務の期限延長の趣旨を踏まえ、二重債務に苦しむ令和六年能登半島地震等の被災事業者への支援をさらに強化するとともに、次なる大規模災害に備えた万全の体制構築に努めること。

二　機構は、その目的に大規模な災害を受けた地域の経済の再建が掲げられたことを踏まえ、政府出資金の適切な管理に十分に配慮しつつも、被災事業者への迅速かつきめ細やかな支援のさらなる強化に努めること。

三　政府は、本改正に伴い、支援基準に被災地域の事業者に対する迅速かつ適切な支援の実施に必要な事項を定めるに当たっては、機構がこれまでに行ってきた災害支援を通じて得た知見を活かし、関係行政機関、関係金融機関及び他の中小企業支援組織等との緊密な連携の下、被災事業者の目線に立った実効性あるものとすること。

四　機構は、被災事業者支援の強化に努めつつも、解散時に残余財産の額が株式の払込金額の総額を下回るときに政府出資が負担しなければならないとされる損失については、可能な限り最小限になるよう適切な経営に努めること。

五　政府は、本法の施行後７年を目途として、その施行の状況について検討を行うに当たっては、大規模災害を受けた被災地域の経済再建の状況、地域金融機関等の地域経済活性化支援の取組の進展及び機構が担うべき役割その他の事情を総合的に考慮し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。特に、機構は設置当初から時限的な組織であり、本改正により３回目の業務期限の延長となるが、災害対策の強化が図られたことを踏まえ、今後の組織の在り方についても十分に検討すること。

○地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員長提出、衆法第15号）要旨

本案は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく地震対策緊急整備事業の実施状況に鑑み、その有効期限を延長する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一　地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を５年延長し、令和12年３月31日までとすること。

二　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

【政治改革に関する特別委員会】

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）要旨

本案は、最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するもので、その主な内容は次のとおりである。

一　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正

最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を踏まえ、投票所経費、開票所経費、事務費等の基準額を改定すること。

二　施行期日等

１　この法律は、公布の日から施行すること。

２　この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備すること。

○公職選挙法の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外11名提出、衆法第９号）要旨

本案は、最近における選挙運動をめぐる状況に鑑み、選挙の適正な実施の確保に資するため、ポスター掲示場に掲示するポスターの記載に関する義務を定めるとともに、ポスター掲示場に掲示したポスターにおいて営業宣伝をした者に対する罰則を設けるもので、その主な内容は次のとおりである。

一　ポスター掲示場に掲示するポスターの記載に関する義務の新設

１　ポスター掲示場に掲示する個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターには、その表面に、ポスターを使用する公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければならないこと。

２　公職の候補者は、その責任を自覚し、ポスター掲示場に掲示する個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターには、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくもポスター掲示場に掲示されるポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならないこと。

二　ポスター掲示場に掲示したポスターにおける営業宣伝に係る罰則の新設

ポスター掲示場に掲示したポスターその他の文書図画において特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をした者は、100万円以下の罰金に処すること。

三　施行期日等

１　この法律は、公布の日から起算して１月を経過した日から施行すること。

２　この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によること。

３　選挙に関するインターネット等の利用の状況、公職の候補者間の公平の確保の状況その他の最近における選挙をめぐる状況に対応するための施策の在り方については、引き続き検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとすること。

（附帯決議）

一　選挙の品位保持については、新たにその対象とする選挙ポスターとともに、政見放送、選挙公報についても、各候補者がそれらの品位保持を徹底するとともに、選挙ポスターにおける氏名の記載義務に関しては、有権者が十分視認できる大きさで記載されることを原則とすべきものであり、本委員会は、その実施状況の検証も踏まえ、必要な検討を行うこと。

二　今回の公職選挙法の改正の趣旨については、その施行時期に関わらず、全ての候補者が適切に対応すべきものであり、政府は、少なくとも次期国政選挙までに、改正の内容について、十分に周知徹底を行うこと。

三　街頭演説は民主主義の根幹をなす「言論の場」であり、他の候補者の発言を聞き取りにくくするなど街頭演説を妨害する行為は、選挙における「言論の場」を壊し、表現の自由の範囲を超えた選挙妨害となりかねない。これら街頭演説や遊説などの選挙運動への悪質な自由妨害やＳＮＳ等の媒体をはじめとした虚偽事項の公表並びに公職の候補者が他の候補者の選挙運動を行う行為に対しては、選挙期間中においても関係機関は、法に基づき、迅速かつ適切な対応を行うべく最大限の努力を傾けること。

四　本改正は、至急対応すべき項目について改正を行うものであり、民主主義の基盤を支える選挙制度の重要性に鑑み、選挙実施外の地域からの情報流入の状況なども踏まえ、法定刑や公営掲示板の在り方等を含め、本委員会は、公職選挙法等について、不断の見直しを行うこと。

○公職選挙法の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外10名提出、衆法第10号）

要旨

本案は、近年における選挙の実情に鑑み、公職の候補者の選挙運動用自動車の規格制限の簡素化及び公職の候補者の選挙運動用ポスターの規格の統一を図るもので、その主な内容は次のとおりである。

一　公職の候補者の選挙運動用自動車の規格制限の簡素化

公職の候補者が主として選挙運動のために使用することができる自動車の規格を、全ての選挙について、乗車定員10人以下で車両総重量3.5トン未満とすること。

二　公職の候補者の選挙運動用ポスターの規格の統一

公職の候補者が選挙運動のために使用するポスターの規格を、全ての選挙について、個人演説会の告知の記載の有無にかかわらず、長さ42センチメートル、幅40センチメートル以内とすること。これに伴い、個人演説会告知用ポスターを廃止すること。

三　施行期日等

１　この法律は、令和８年１月１日から施行すること。

２　この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によること。

【消費者問題に関する特別委員会】

○公益通報者保護法の一部を改正する法律案（内閣提出第32号）要旨

本案は、近年の事業者の公益通報への対応状況及び公益通報者の保護を巡る国内外の動向に鑑み、事業者が公益通報に適切に対応するための体制整備の徹底と実効性の向上、公益通報者の範囲拡大、公益通報を阻害する要因への対処及び公益通報を理由とする不利益な取扱いの抑止・救済の強化を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　事業者が公益通報に適切に対応するための体制整備の徹底と実効性の向上

1　公益通報対応業務の従事者指定義務に違反する事業者に対し、現行法の指導・助言、勧告権限に加え、勧告に従わない場合の命令権及び命令違反時の刑事罰を新設すること。また、事業者に対する現行法の報告徴収権限に加え、立入検査権限を新設するとともに、報告懈怠、検査拒否等に対する刑事罰を新設すること。

2　現行法の体制整備義務の例示として、労働者等に対する事業者の公益通報対応体制の周知義務を明示すること。

二　公益通報者の範囲拡大

公益通報者の範囲に、事業者と業務委託関係にあるフリーランスを追加し、公益通報を理由とする業務委託契約の解除その他不利益な取扱いを禁止すること。

三　公益通報を阻害する要因への対処

1　事業者が、労働者等に対し、正当な理由がなく、公益通報をしない旨の合意をすることを求めること等によって公益通報を妨げる行為をすることを禁止し、これに違反してされた合意等の法律行為を無効とすること。

2　事業者が、正当な理由がなく、公益通報者を特定することを目的とする行為をすることを禁止すること。

四　公益通報を理由とする不利益な取扱いの抑止・救済の強化

1　公益通報後１年以内の解雇又は懲戒は公益通報を理由としてされたものと推定すること。

2　公益通報を理由として解雇又は懲戒をした者に対し、直罰を新設すること。

3　公益通報を理由とする一般職の国家公務員等に対する不利益な取扱いを禁止し、これに違反して分限免職又は懲戒処分をした者に対し、直罰を新設すること。

五　施行期日

この法律は、公布の日から起算して１年６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

（修正要旨）

検討規定について、検討の目途を「施行後５年」から「施行後３年」とすること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一　公益通報を理由とした不利益取扱いに関し、解雇・懲戒に加え、通報に対する報復を目的とした配置転換についても無効とした上で、民事裁判において事業者側に立証責任を負わせること及び当該配置転換を行った者に対する刑事罰の適用についての検討を行うこと。

二　公益通報を行おうとする者が躊躇することのないよう、資料の持ち出し等のいわゆる「公益通報に付随する行為」に関しても、公益通報を理由とした不利益取扱いと同様に解雇・懲戒について禁止するとともに、これを無効とした上で、民事裁判において事業者に立証責任を負わせること及び「公益通報に付随する行為」を理由に解雇・懲戒を行った者に対する刑事罰の適用についての検討を行うこと。

三　公益通報の通報先である内部通報窓口の充実を図るため、公益通報対応体制整備義務の対象事業者の拡大についての検討を行うこと。

四　事業者における通報の妨害及び通報者探索の禁止対象とならない「正当な理由」について、考え方を明らかにするとともに、内閣総理大臣が定める指針等において、潜脱的な行為を防ぐため、その範囲を限定して規定した上で適切な周知を行うこと。

五　昨今の地方公共団体における公益通報制度に係る事案を念頭に、消費者庁は地方公共団体に対する地方自治法に基づく技術的助言を行うとともに、地方自治の本旨を踏まえ、本法第20条にある国及び地方公共団体への除外規定の在り方についての検討を行うこと。

六　濫用的通報が公益通報対応業務従事者等の内部通報担当者の負担となることに鑑み、消費者庁は法が適正に運用されることを目的として濫用的通報の実態を調査し、その結果を踏まえ必要な措置を検討すること。

七　消費者庁は、内部通報体制整備義務の履行を徹底し、新設された立入検査

権を実効性あるものとするため、同庁内部の人材育成・人員増強・必要な予算の確保を行うとともに、将来的に本法の規定に違反した事業者に対する行政措置を十分に担うことのできる体制を整えるための組織的基盤の強化を図ること。

八　本法附則第９条に基づく本法の見直しは、本委員会での審議を踏まえ、「公益通報者保護制度検討会報告書」に挙げられた検討項目等の諸課題について、速やかに随時立法事実の収集に努め、必要に応じて改正についての具体的な検討を行うこと。

九　本法附則第９条に基づく検討に当たっては前述したものに加え、正当な理由のない通報者探索に対する規制の在り方、保護される者の範囲の更なる拡大、公益通報に該当する行為に係る刑事上の責任の免除、公益通報に関する紛争の迅速かつ適正な解決に資する制度の在り方、通報対象事実の範囲の抜本的な見直し、事業者の内部通報窓口の設置に係る負担軽減等についても検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

＜委員会決議＞

○地方消費者行政の充実・強化に関する件

地域における消費者行政は、住民の消費生活における安全・安心確保の根幹であり、質の高い相談・救済が受けられる体制を全国的に維持・拡充することは、被害の防止を含め消費者全体の利益に資するものであり、消費者政策の最重要課題の一つである。政府は、このような認識のもと、地方消費者行政の充実・強化に向け、次の事項について適切な措置を講じるべきである。

一　地方消費者行政強化交付金推進事業の活用期限を終えた地方公共団体が、引き続き消費生活センターの運営等を継続できるよう必要な対策を講じること。

二　消費生活相談員による日々の相談対応の成果が、情報集約・共有システム（PIO-NET）を通じて国の消費者行政の企画・立案・執行に不可欠な基盤となっていることに鑑み、消費生活相談員がその能力を十全に発揮できる環境整備とともに、地方公共団体において消費生活相談員の専門性に見合った処遇が促進されるよう、必要な対策を講じること。

三　高齢化の加速、単身世帯の増加等の環境変化に対応するため、見守り活動や出前講座の充実など、積極的に地域に出向くことができるよう消費生活センターの体制整備を促進するために必要な対策を講じること。

四　全国的な人手不足の中、消費生活相談員の担い手確保や計画的な人材育成、専門性のさらなる向上など人材強化のために、地方公共団体が地域の実情に応じた取組を展開できるよう必要な対策を講じること。

五　上記の対策を講じるに際しては、人口減少・高齢化の加速、単身世帯の増加、デジタル化等地方消費者行政を取り巻く環境変化に地方公共団体が適切かつ安定的に対応できるよう、地方消費者行政強化交付金の仕組みを見直すこと。

六　現在進められている新しいPIO-NETへの移行を円滑かつ着実に実現し、消費者の利便性向上及び消費生活相談員の負担軽減、業務効率化を図ること。

右決議する。

【地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会】

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第35号）要旨

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一　義務付けの緩和等

地方が自らの発想でそれぞれの地域に合った行政を行うことができるようにするため、地方公共団体に対する義務付けの緩和等を行うこととし、関係法律（８法律）の改正を行うこと。

二　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して３月を経過した日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法施行に当たり、次の事項に十分配慮すべきである。

一　デジタル基盤改革支援基金の設置期限を５年間延長するに当たっては、国は、住民の利便性の向上や地方行政運営の効率化の観点を踏まえ、各地方公共団体の自主性を尊重しつつ、着実かつ早期に標準準拠システムに移行できるよう、必要に応じた地方公共団体へのデジタル庁による技術的支援及びシステム提供会社との調整を含め、必要な措置を講ずること。また、基金の設置期限までに移行が困難な場合、国の責任において必要な人的・財政的支援を行うこと。

二　国及び地方公共団体情報システム機構は、デジタル基盤改革支援基金の適切な管理に努め、積み増しを行う場合は、地方公共団体への悉皆調査を行い、必要額を措置すること。また、各地方公共団体の移行の進捗状況等に十分配慮した上で、残高が過剰となった場合には余剰分について速やかに国庫に返納すること。

三　標準準拠システムへの移行に当たっては、国は、地方公共団体及び事業者への過度な負担が生じないよう、地方公共団体等の実情を踏まえた上で調整を十分に行い、必要かつ適切な支援を行うこと。

四　公立大学法人による出資については、各公立大学法人の自主性・自律性を尊重するとともに、公立大学法人の財務基盤強化の意欲が削がれることがないよう留意すること。

○児童福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）要旨

本案は、保育に関する多様な需要に対応するために必要な人材の確保及び事業の実施体制の整備を図るため、地域限定保育士の資格の創設、小規模保育事業の対象の満３歳以上の児童への拡大等を行うとともに、虐待を受けた児童その他の保護が必要な児童への対応の強化を図るため、保育所等の職員等が行った児童への虐待についての通報に関する規定の整備、一時保護中の児童との面会制限等に関する児童相談所長の権限の強化、一時保護を適正に行うことができる者の登録制度の創設等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一　保育士・保育所支援センターの法定化

都道府県が保育士・保育所支援センターとしての機能を担う体制を整備するものとするとともに、関係機関の連携協力に関する規定の整備等を行うこと。

二　保育の体制の整備に係る特例の一般制度化

１　現在、国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化すること。

２　現在、国家戦略特別区域に限り認められている３歳児から５歳児までのみを対象とした小規模保育事業を全国展開すること。

三　虐待対応の強化

１　保育所等の職員等による児童への虐待について、通報義務等の仕組みを設けること。

２　一時保護を適正に行うことができる者の登録制度を創設すること。

３　一時保護が行われている児童に対して保護者が児童虐待を行った疑いがあると認められる場合において、児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれが大きいと認めるときの面会制限等に関する規定を新たに整備すること。

四　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和７年10月１日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一　保育士の確保が困難な状況にある中、保育士の一層の処遇改善を進めるための措置を講ずるとともに、平時からの保育所等の職員配置基準の改善や災

害時の対応の強化について引き続き検討すること。また、職務の専門性を適切に評価する観点から、公定価格上の人件費の基本分単価の在り方も含め、保育士の平均賃金が他職種と遜色のない水準となるよう、実効性のある対策を検討すること。

二　保育士・保育所支援センターを法定化するに当たり、支援の実効性を高めるため、各センターに地域の実情に応じた支援目標や確実な根拠に基づくＫＰＩ（重要業績評価指標）を設定させ、その達成状況や支援実績を定期的に公表して評価する枠組みを導入することを検討するとともに、同センターの支援実績を向上させるため、保育士資格を有する者への周知など必要な措置を講ずること。あわせて、保育士の就職あっせんを行う民間の人材紹介会社が高額な手数料を得ており、保育所の経営を圧迫している現状を踏まえて、手数料実績の公開、求職者への金銭等提供の原則禁止、ハローワークによる無料職業紹介機能の強化など政府における取組の実施状況を踏まえながら、必要な対策を講ずること。

三　保育士が特に不足するおそれが大きい地域が集中的に保育士確保に取り組むことができるよう、潜在保育士の実態やニーズを把握し、職場復帰を強力に支援するために必要な措置を講ずること。

四　地域限定保育士の登録後３年経過と一定の勤務経験により他地域での勤務が可能となる仕組みを設けることが、試験実施区域内の保育士不足が解消されない事態につながることを避けるため、地域や職場で適切な処遇を実現できるよう、保育の公定価格における地域区分の在り方の見直しを含め、保育士の職場定着を図るために必要な措置を講ずるとともに、地域で十分な保育士を確保するための適切な対策を検討すること。

五　実技講習を修了することで実技試験の免除が可能となる地域限定保育士制度を創設することが、保育士の専門性に対する社会的評価を低下させることのないよう、保育人材の社会的地位を向上させる観点から、保育士資格の在り方について引き続き検討を行うこと。

六　地域限定保育士試験の実施に関する事務を一般社団法人及び一般財団法人以外の法人にも行わせることができるとしているところ、保育の公的責任を後退させることのないよう留意すること。

七　地域限定保育士の一般制度化を行うに当たり、保育士試験及び指定保育士養成施設の修了と同程度の知識及び技能の水準を確保する観点から、都道府県等が実施する地域限定保育士試験及び講習の質を担保するための措置を講

ずること。あわせて、指定保育士養成施設における教育内容を充実させ、保育士試験の内容について十分な検討を行うことにより、保育人材に期待される資質が適切に確保されるようにすること。

八　小規模保育事業において、一人一人のこどもの命と安全が守られ、特性に応じた発達が保障できる保育の質を確保するために不断の努力を行うこと。

九　３歳以上児を対象とする小規模保育事業において、集団生活の重要性に留意しつつ、集団としての遊びや活動を通して人と関わる力を育てていくために必要な保育の在り方を示すこと。

十　３歳以上児を対象とする小規模保育事業については、地域の実情を十分に踏まえ、その必要性が認められる場合において、適切に実施されるよう努めること。その際には、こどもの成長発達や安全性に十分配慮するとともに、必要に応じて専門的知見を有する人材の配置や、戸外活動の環境確保など、保育の質の向上に取り組むこと。

十一　保育所等の職員による虐待に関する通告義務等について、専ら保護者と離れた環境下においてこどもが不安を抱えることなく安心して通える場所を網羅する観点から、対象となる施設及び事業の範囲について、引き続き検討すること。

十二　被措置児童等虐待の事案の共有や公表の在り方について、虐待の発生を防ぎ、全国どこでもこどもや保護者が安心して保育所等を利用できるようにする観点から、所管行政庁によって対応に著しい差が生じないよう、適切な指針を示すこと。

十三　一時保護委託の登録制度について、登録に伴う手続等により委託先に過度の負担を与えることのないよう配慮し、これまで多様な存在が一時保護委託を担うことにより蓄積されてきた経験を尊重しつつ、委託先での性暴力など加害行為がなされないよう万全を期するなど、委託先の適切な監督を行うこと。

十四　一時保護されたこどもが、委託先を転々とする事態をなくすためにも、児童相談所設置都道府県・指定都市等が一時保護施設を新増設できるよう、かつ、安心して過ごせる生活、教育環境を整備することができるよう、必要な財政措置を行うこと。

十五　一時保護中の児童の面会通信制限等について、児童の権利に関する条約の趣旨を尊重し、児童の最善の利益を考慮した運用が行われるように適切な制度設計を検討すること。その上で、児童虐待が行われた疑いにとどまる段

階で、児童相談所長が要件を拡大的に解釈して判断することを防止する観点から、面会通信制限等を行う場合の具体的な基準と、指導又は行政処分の運用の在り方について、詳細な指針を策定して児童相談所長に示すとともに、不断の見直しを行うこと。

十六　両親の離婚後又は別居中において、家庭裁判所で面会交流を決められたこどもたちが、全身で苦痛を訴え不適応を起こして、健康な発達を害されている事例が臨床現場であることに留意し、児童相談所長が面会通信制限等を行うべきか判断する場面においても、児童の最善の利益に資する判断ができる体制を整えること。

十七　ＤＶ事例（面前ＤＶ）の場合、虐待を受ける環境で生き抜くための心理的背景から、こどもが暴力を目撃しているうちに、被害を受けている親に対して加害行為を行う親の歪んだ見方に同化し、虐待を否認することがあることに鑑み、ＤＶ・虐待家庭で育ったこどもの複雑な心理を理解する高い専門性を持った児童精神科医や児童心理司などの判断が求められていることにも十分配慮し、面会通信制限等については、丁寧に判断される運用体制を整えること。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）要旨

本案は、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、個人番号を利用することができる事務を追加するとともに、これに伴う地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供等を行うことができる事務に関する規定の整備を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

一　司法書士、公認会計士、獣医師、電気工事士及び宅地建物取引士等の国家資格に関する事務並びに酒類等の製造免許に関する事務等における個人番号の利用を可能とすること等の措置を講ずること。

二　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して１年３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一　マイナンバーの利用事務の拡大に当たっては、令和６年５月に国会及び内閣に提出された会計検査院からの「マイナンバー制度における地方公共団体

による情報照会の実施状況について」の報告及び同報告を受けて行われた調査の結果を踏まえて、情報連携の実施における地方公共団体の事務負担の更なる軽減に努めること。また、現時点において情報照会の利用が少ない事務についても、情報照会の実施により国民に対し添付書類の省略といったメリットがあることから、事務の実態等に合わせて適切な助言を行う等、実施の推進に必要な支援を行うこと。

二　国家資格等のオンライン・デジタル化に際しては、都道府県、士業団体その他の資格管理者等において、国家資格等情報連携・活用システムの利用に向けた各種対応が必要となることに鑑み、資格管理者等における負担軽減のための各種支援を国において講ずること。

Ⅳ　決議案

○国際協同組合年に当たり協同組合の振興を図る決議案（森山裕君外21名、決議第１号）

国際連合は、2023年12月の総会において、協同組合を振興し、持続可能な開発目標の実施と社会・経済開発全体に対する協同組合の貢献に対する認知を高めるため、2025年を「国際協同組合年」とする旨決定した。

また、政府は、「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）実施指針」において、「協同組合をはじめ、地域の住民が共助の精神によって参加する公共的な活動を担う民間主体が、各地域に山積する課題の解決に向けて、自立と共生を基本とする人間らしい社会を築き、地域の絆を再生し、ＳＤＧｓへ貢献していくことが期待されている」と表明している。

よって政府は、次の基本的考え方の下に協同組合の振興に取り組むべきである。

一　協同組合に関する様々な施策を企画立案し、及び実施するに当たっては、国際連合の「協同組合の発展のための支援的な環境づくりをめざすガイドライン」（2001年）及びＩＬＯ（国際労働機関）の「協同組合の促進に関する勧告」（2002年）に留意するとともに、ＩＣＡ（国際協同組合同盟）の「協同組合のアイデンティティに関するＩＣＡ声明」（1995年）によって定められた協同組合の定義、価値及び原則を尊重すること。

二　協同組合が相互扶助の精神に基づき地域社会の持続可能な発展のために活動している点を重視し、持続可能な地域社会づくりに当たっては、その有力な主体として協同組合を位置付けること。

三　現代日本の経済社会において公共部門や営利企業ではない民間非営利組織が果たし得る役割を重視し、多くの人々が組合員として民主的に管理運営する民間非営利組織である協同組合の発展に留意すること。

右決議する。

○財務金融委員長井林辰憲君解任決議案（笠浩史君外６名、決議第２号）

本院は、財務金融委員長井林辰憲君を解任する。

右決議する。

Ⅴ　通過議案概要一覧

（○は内閣提出、●は衆法又は参法）

委員会名	議　　案　　名	概　　要	提出	成立
内閣	○重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案（内閣提出第４号）（修正）	インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備、情報通信技術の活用の進展、国際情勢の複雑化等に伴い、そのサイバーセキュリティが害された場合に国家及び国民の安全を害し、又は国民生活若しくは経済活動に多大な影響を及ぼすおそれのある国等の重要な電子計算機のサイバーセキュリティを確保する重要性が増大していることに鑑み、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止を図るため、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のための基本的な方針の策定、特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告の制度、重要電子計算機に対する国外通信特定不正行為による被害の防止のための通信情報の取得、当該通信情報の取扱いに関するサイバー通信情報監理委員会による審査及び検査、当該通信情報等を分析した結果の提供等について定めるもの なお、この法律の適用に当たっては、必要最小限度において、法律の規定に従って厳格に権限を行使するものとし、いやしくも通信の秘密その他日本国憲法の保障する国民の権利と自由を不当に制限するようなことがあってはならない旨を明記すること等の修正を行った。	2/ 7	5/16
	○重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第５号）	重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴い、重大な危害を防止するための一定の警察官又は自衛官による電子計算機の動作に係る措置に関する規定を整備するとともに、サイバーセキュリティ基本法その他の関係法律について所要の規定の整備等を行うもの	2/ 7	5/16

委員会名	議　　案　　名	概　　要	提出	成立
内閣	○人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案（内閣提出第29号）	人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与するため、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策について、基本理念並びに人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する基本的な計画の策定その他の施策の基本となる事項を定めるとともに、人工知能戦略本部を設置するもの	2/28	5/28
	○日本学術会議法案（内閣提出第36号）	学術の向上発達を図るとともに、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与するため、学術に関する重要事項に係る審議、大学、研究機関、学会その他の学術に関係する者の間における連携の確保及び強化、学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備、学術に関する外国の団体及び国際団体との交流等を行うことを目的とする法人として、日本学術会議を設立することとし、その目的、業務の範囲等に関する事項を定めるもの	3/ 7	6/11
	○海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第46号）（参議院送付）	我が国の排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー源の適正な利用を図るため、我が国の排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置の許可に関する規定等を設けるとともに、海洋環境等の保全に配慮した海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定を行うため、環境大臣による海洋環境等調査の実施に関する規定等を設けるほか、海洋再生可能エネルギー発電事業に係る環境影響評価法の特例等の措置を講ずるもの	3/ 7	6/ 3
	○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）（参議院送付）	最近における風俗営業等をめぐる情勢に鑑み、接待飲食営業に係る遵守事項等を追加するとともに、風俗営業の許可に係る不許可事由を追加する等の措置を講ずるもの	3/ 7	5/20
	○盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案（内閣提出第49号）	特定金属製物品の窃取を防止するためには盗難特定金属製物品の処分を防止することが重要であることに鑑み、特定金属くず買受業について買受けの相手方の氏名等の確認を義務付けるほか、指定金属切断工具を隠して携帯する行為を禁止する等の措置を講ずるもの	3/11	6/13

委員会名	議　　案　　名	概　　要	提出	成立
内閣	○独立行政法人男女共同参画機構法案（内閣提出第52号）	男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に係る関係者相互間の連携及び協働の促進、当該施策の策定及び実施に関する業務に従事する職員等に対する研修、当該施策の策定及び実施に資する専門的な調査及び研究等を行うことにより、当該施策の推進を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的とする独立行政法人男女共同参画機構を設立するもの	3/14	6/20
	○独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第53号）	独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴い、男女共同参画社会基本法において男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進するための機関としての独立行政法人男女共同参画機構の役割を定めるほか、関係法律の規定の整備等を行うもの	3/14	6/20
	●ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律案（内閣委員長提出、衆法第37号）	違法オンラインギャンブル等をめぐる問題が深刻な状況にあることに鑑み、国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等ウェブサイトを提示する行為等を禁止するとともに、違法オンラインギャンブル等を行うことが禁止されている旨の周知徹底を図るための措置が講ぜられることを明記するもの	5/30	6/18
	●手話に関する施策の推進に関する法律案（参議院提出、参法第９号）	手話がこれを使用する者にとって日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であることに鑑み、手話に関する施策を総合的に推進するため、手話に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定めるもの	6/12	6/18
総務	○地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第２号）	個人住民税の特定親族特別控除の創設、軽自動車税の種別割の標準税率に係る二輪車の車両区分の見直し、地方税関係通知により通知した事項について地方税関係手続用電子情報処理組織による地方税共同機構を経由した提供を可能とする制度の創設等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うもの	2/ 4	3/31

委員会名	議　　案　　名	概　　要	提出	成立
総務	○地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第３号)(修正)	令和７年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、公営競技納付金制度及び河川等におけるしゅんせつ等に要する経費に充てるための地方債の特例の期限を延長し、あわせて、情報システム又は情報通信機器の整備に要する経費に充てるための地方債を起こすことができることとするもの なお、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金について、令和７年度の償還額を2,056億円減額し、令和34年度までに償還することとする修正を行った。	2/ 4	3/31
	○電波法及び放送法の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）	電波の有効利用を促進し、及び情報通信技術の進展等に対応した規制の合理化を図るため、特定高周波数無線局を開設することのできる者を価額競争により選定する制度の創設、無線局の免許状等及び基幹放送事業者の認定証のデジタル化、電波利用料制度の見直し等の措置を講ずるもの	2/14	4/18
	○電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第54号）	近年の社会経済情勢の変化を踏まえ、基礎的電気通信役務のあまねく日本全国における提供及び電気通信事業者間の適正な競争関係を確保しつつ、NTT東日本及びNTT西日本の経営の自由度の向上等を図るため、基礎的電気通信役務について他の電気通信事業者が提供しない区域における提供の義務を負う最終保障電気通信事業者について規定するほか、両社の地域電気通信業務の範囲を見直す等の措置を講ずるもの	3/14	5/21
	○放送法第70条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第１号）	日本放送協会の令和７年度予算であり、一般勘定事業収支については、事業収入6,034億円、事業支出6,434億円、事業収支差金△400億円となっている。 事業運営に当たっては、適切な資源管理と最新テクノロジー活用等の業務改革を進め、コンテンツの質と量を確保することとしている。	2/14	4/ 1

委員会名	議　　案　　名	概　　要	提出	成立
総務	●地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案（総務委員長提出、衆法第17号）	特定地域づくり事業協同組合の健全な発展を図り、地域社会の維持及び地域経済の活性化に資するため、関係市町村等に労働者派遣事業を利用させる場合における員外利用制限の緩和を行うとともに、内閣府の所掌事務の特例の期限を延長するもの	3/18	3/31
	●行政書士法の一部を改正する法律案（総務委員長提出、衆法第36号）	行政書士の使命及び職責を明らかにする規定を設けるとともに、特定行政書士が行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成することができる範囲を拡大するほか、行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限違反等に対して両罰規定を設けるもの	5/29	6/ 6
法務	○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）	裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を47人減少するもの	2/12	4/11
	○情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出第30号）（修正）	近年における情報通信技術の進展及び普及の状況等に鑑み、刑事手続において取り扱う書類について電磁的記録をもって作成、管理、発受することを可能にし、対面で行われる手続についてビデオリンク方式の一層の活用を可能にするとともに、電磁的記録をもって作成される文書に対する信頼を害する行為等についての処罰規定の整備等を行うもの なお、電磁的記録提供命令に係る秘密保持命令は１年を超えない期間を定めて行わなければならないものとし、捜査機関の個人情報取得に係る留意規定、映像と音声の送受信による外部交通の推進に係る規定を追加する等の修正を行った。	2/28	5/16
	○民事裁判情報の活用の促進に関する法律案（内閣提出第42号）	民事裁判情報の適正かつ効果的な活用の促進を図るため、国の責務及び法務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、民事裁判情報を加工して第三者に提供する業務等を行う法人の指定に関する制度を創設する等の措置を講ずるもの	3/ 7	5/23

委員会名	議　　案　　名	概　　要	提出	成立
法務	○譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案（内閣提出第43号）	譲渡担保契約及び所有権留保契約に関し、譲渡担保権等の内容、被担保債権の範囲、権利の順位等について定めるとともに、これらの権利の実行の方法等について定めるもの	3/ 7	5/30
	○譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第44号）	譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴い、関係法律の規定の整備等を行うもの	3/ 7	5/30
外務	○独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第23号）	政府開発援助を取り巻く環境変化を踏まえ、独立行政法人国際協力機構の業務に関し、開発途上地域の法人等に対する有償資金協力について、その手法として債務の保証及び債券の取得を追加し、開発途上地域の経済及び社会の持続可能性の向上に資する計画に係る業務を追加するとともに、無償資金協力の手法として財産の贈与及び開発途上地域の政府等に代わる債務の弁済を追加するほか、開発途上地域に対する技術協力における委託先を拡大し、無償資金協力のために管理している資金について計画が中断した場合の国庫納付の仕組みを設ける等の措置を講ずるもの	2/18	4/9
	○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第１号）	現行の日・ソ租税条約の内容をウクライナとの間で全面的に改正し、投資所得に対する源泉地国課税を更に軽減すること等について定めるもの	2/25	4/23

委員会名	議　　案　　名	概　　要	提出	成立
外務	○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第２号）	現行の日・ソ租税条約の内容をトルクメニスタンとの間で全面的に改正し、投資所得に対する源泉地国課税を更に減免すること等について定めるもの	2/25	4/23
	○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第３号）	現行の日・ソ租税条約の内容をアルメニアとの間で全面的に改正し、投資所得に対する源泉地国課税を更に減免すること等について定めるもの	2/25	4/23
	○経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第４号）	現行の日・インドネシア経済連携協定を改め、物品及びサービスの貿易に関する市場アクセスを改善し、並びに自然人の移動、電子商取引、知的財産等に関するルール面での改善に関する規定を追加すること等について定めるもの	2/25	4/23
	○航空業務に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第５号）	チェコとの間で、定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能にするための法的枠組みについて定めるもの	2/25	5/9
	○航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第６号）	ルクセンブルクとの間で、定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能にするための法的枠組みについて定めるもの	2/25	5/9

委員会名	議　　案　　名	概　　要	提出	成立
外務	○日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第７号）	日・フィリピンの一方の国の部隊が他方の国を訪問して活動を行う際の手続及び同部隊の地位等について定めるもの	2/25	6/6
	○日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第８号）	自衛隊とイタリア軍隊との間で物品・役務を相互に提供するための決済手続等について定めるもの	2/25	6/6
	○1994年４月15日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国の特定の約束に係る表の改善に関する確認書の締結について承認を求めるの件（条約第９号）	サービスの貿易に関する一般協定に含まれる日本国の特定の約束に係る表にサービスに係る国内規制に関する追加的な約束を記載することについて定めるもの	3/11	5/9
	○東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件（条約第10号）	現行協定が定める東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターの年次予算に関して、加盟国の負担割合を改正すること等について定めるもの	3/11	5/9

委員会名	議　　案　　名	概　　要	提出	成立
外務	○海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件（条約第11号）	いずれの国の管轄にも属さない区域（公海及び深海底）において、海洋の生物の多様性を保全し、及び持続可能な利用を確保するための措置等について定めるもの	3/11	5/23
	○職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約（第155号）の締結について承認を求めるの件（条約第12号）	職業上の安全及び健康並びに作業環境に関し、国内政策の原則並びに国の段階における措置及び企業の段階における措置等について定めるもの	3/11	5/23
	○1995年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（条約第13号）	海上における人命及び財産の安全を増進し、海洋環境の保護を促進するため、漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の国際的な基準等について定めるもの	3/28	5/23
財務金融	○所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第１号）（修正）	物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策、地域経済の好循環の実現、国際環境の変化への対応等の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに特定親族特別控除の創設、中小企業経営強化税制の拡充、防衛力強化に係る財源確保のための防衛特別法人税の創設等を行うもの なお、所得税の基礎控除等の特例を創設する等の修正を行った。	2/ 4	3/31
	○関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出第６号）	最近における内外の経済情勢等に対応するため、暫定税率等の適用期限の延長、個別品目の関税率の見直し、特別特恵税率の適用対象について、後発開発途上国に準ずる国の対象国への追加等を行うもの	2/ 7	3/31

委員会名	議　　案　　名	概　　要	提出	成立
財務金融	○国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第７号）	国際開発協会及び米州投資公社に対する加盟国の出資総額がそれぞれ増額されることに伴い、我が国の国際開発協会への出資額を増額するための措置及び米州投資公社へ国債で出資することを可能とするための措置を講ずるもの	2/ 7	4/11
	○株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出第24号）	地域活性化又は我が国の企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を一層促進するため、株式会社日本政策投資銀行の特定投資業務の投資決定期限等を延長するもの	2/21	5/ 9
	○特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）	財政投融資特別会計投資勘定の財務の自立性を高め、資金繰りに柔軟性を持たせながら、政策的重要性が高く成長が見込まれる分野等に対し、安定性を確保しつつ、機動的に投資資金を供給するため、同勘定から投資財源資金への繰入れや同勘定における借入れを可能とする等の措置を講ずるもの	2/21	5/16
	○保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出第37号）	損害保険業界における不祥事案の再発防止を図り、保険業に対する信頼性の確保及びその健全な発展を図るため、特定大規模乗合代理店に対する体制整備義務の創設、保険会社等に対する体制整備義務の強化、保険会社等から保険契約者等への過度な便宜供与の禁止等の措置を講ずるもの	3/ 7	5/30
	○信託業法の一部を改正する法律案（内閣提出第38号）	公益信託の円滑な活用を図るため、公益信託の引受け又は公益信託に係る信託契約の締結の代理若しくは媒介について、信託業の免許又は信託契約代理業の登録等に係る信託業法の規定の適用を除外するもの	3/ 7	6/13

委員会名	議　　案　　名	概　　要	提出	成立
財務金融	○資金決済に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第39号）（修正）	金融のデジタル化等の進展に対応し、利用者保護を確保しつつ、イノベーションを促進するため、国境をまたぐ一定の収納代行に対する資金移動業の規制の適用、暗号資産交換業者等に対する資産の国内保有命令の創設、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の創設等の措置を講ずるもの なお、検討規定について、検討の目途を「施行後５年」から「施行後３年」とするとともに、資金移動業の規制を適用する国境をまたぐ収納代行の範囲を検討の対象として明記する修正を行った。	3/ 7	6/ 6
文部科学	○大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第８号）	多数の子等の教育費を負担している家庭における教育費の負担の軽減を図るため、当該家庭の学生等に係る大学等の授業料等の減免制度を創設する等の措置を講ずるもの	2/ 7	3/31
	○公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第９号）（修正）	教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立小中学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進、教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する教員の業務量管理等のための計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ等の措置を講ずるもの なお、公立小中学校等の教員の一箇月の時間外在校等時間について、令和11年度までに平均30時間程度に削減することを目標とし、教員１人当たりの担当授業時数の削減等の措置を講ずる等の修正を行った。	2/ 7	6/11
	●スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案（文部科学委員長提出、衆法第48号）	スポーツ基本法について、前文及び基本理念の見直し、地方スポーツ推進計画に係る規定の整備、基本的施策の拡充等の措置を講ずるとともに、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律について、国等が連携を図る関係者として一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構を明記するもの	6/ 6	6/13
厚生労働	○戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）	戦後80年に当たり、戦没者等の遺族に対し、特別弔慰金として額面27.5万円、５年償還の国債を５年ごとに２回支給するもの	2/ 7	3/31

委員会名	議　　案　　名	概　　要	提出	成立
厚生労働	○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）	医薬品品質保証責任者等の設置の義務付け、後発医薬品の安定的な供給体制の構築の支援、希少・重篤な疾患に対する医薬品等に係る条件付き承認の見直し、医薬品の適正な販売方法への見直し等の措置を講ずるもの	2/12	5/14
	○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第50号）（修正）	カスタマーハラスメント及び求職者等へのセクシュアルハラスメントの防止のための雇用管理上の措置の義務付け、男女間賃金差異等の情報公表の強化、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の有効期限の延長、治療と仕事の両立支援の推進等の措置を講ずるものなお、カスタマーハラスメントに関する雇用管理上の措置の例示を追加する等の修正を行った。	3/11	6/ 4
	○労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案（内閣提出第57号）（参議院送付）	個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高年齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずるもの	3/14	5/ 8
	○社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第59号）（修正）	被用者保険の適用拡大、在職老齢年金制度の見直し、遺族年金の見直し、標準報酬月額の上限の段階的引上げ、個人型確定拠出年金の加入可能年齢の引上げ等の措置を講ずるもの なお、次期財政検証において基礎年金と厚生年金の調整期間の見通しに著しい差異があり、基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合には、基礎年金と厚生年金のマクロ経済スライドによる調整を同時に終了させるための法制上の措置を講ずるものとする等の修正を行った。	5/16	6/13
	●社会保険労務士法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第49号）	社会保険労務士の使命を明らかにする規定を設けるとともに、社会保険労務士の業務に労務監査が含まれることを明記するほか、社会保険労務士が裁判所にともに出頭することとされている弁護士の地位を代理人に改める等の措置を講ずるもの	6/ 6	6/18

委員会名	議　　案　　名	概　　要	提出	成立
厚生労働	●自殺対策基本法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第５号）	こどもに係る自殺対策を社会全体で取り組むこと等を基本理念に明記するとともに、学校の責務を明らかにするほか、基本的施策を拡充し、地方公共団体が必要な情報の交換及び協議を行う協議会を設置することができることとする等の措置を講ずるもの	4/15	6/ 5
農林水産	○土地改良法等の一部を改正する法律案（内閣提出第22号）	土地改良施設の保全等を図るため、申請によらない国等による基幹的な農業用用排水施設の更新事業の創設等の措置を講ずるもの	2/14	3/31
	○漁業災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）	漁業経営の安定に資するため、漁獲共済及び特定養殖共済を統合して漁獲・特定養殖共済を創設する等の措置を講ずるもの	2/21	4/25
	○森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）	森林の循環利用を促進するため、市町村等が経営管理の集約化に関する目標等を定める構想を定めた場合に、市町村はその実現のため経営管理権及び経営管理実施権を一括で設定することを可能とする等の措置を講ずるもの	2/28	5/23
	○食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案（内閣提出第45号）	食品等の持続的な供給を実現するため、食品等事業者が食品等の持続的な供給を実現するための事業活動に関する計画の認定制度を設けるとともに、食品等の取引の適正化の一層の推進を図るため、飲食料品等事業者等の努力義務を定める等の措置を講ずるもの	3/ 7	6/11
	●棚田地域振興法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第19号）	法律の有効期限を令和12年３月31日まで延長するとともに、国及び地方公共団体の指定棚田地域の振興に資する事業に関する情報提供の努力義務に係る規定、棚田地域の特性に即した農業の振興を図るための生産基盤の強化等について配慮する規定等を設ける等の措置を講ずるもの	3/18	3/31
	●山村振興法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第20号）	法律の有効期限を令和17年３月31日まで延長するとともに、山村の自立的かつ持続的な発展の促進を図るため、目的規定及び基本理念を整備し、国等の責務に係る規定を定め、交通、情報通信、産業、防災、福祉、人材確保その他の分野における施策の充実等を図るもの	3/18	3/31

委員会名	議　　案　　名	概　　要	提出	成立
経済産業	○情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）	人工知能関連技術等による情報処理の高度化を推進するための環境の整備を図るため、経済産業大臣の指定を受けた半導体の生産を安定的に行うために必要な取組及び高度な情報処理の性能を有する設備の導入に対する支援措置を講ずるとともに、これらの支援措置を含む先端的な半導体の安定的な生産の確保等の施策に係る措置に必要な財源を確保するための措置等を講ずるもの	2/7	4/25
	○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第28号）	脱炭素成長型の経済構造への円滑な移行を推進するため、成長志向型カーボンプライシング制度の具体化、2050年カーボンニュートラルの実現と経済成長の両立（ＧＸ）を推進する柱の一つとなる循環経済（サーキュラーエコノミー）の実現に向けた制度の整備等の措置を講ずるもの	2/25	5/28
	○円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案（内閣提出第33号）（修正）	経済的に窮境に陥るおそれのある事業者の早期での事業再生の円滑化を図るため、当該事業者の申出により、経済産業大臣の指定を受けた公正な第三者の関与の下で、金融機関等である債権者の一定割合以上の多数決とその決議に対する裁判所の認可により、当該事業者がその債務に係る権利関係の調整を行うことができる手続等を整備するもの なお、目的規定に「事業の価値の毀損並びに技術及び人材の散逸の回避」の趣旨を明記する等の修正を行った。	3/4	6/6
	○下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案（内閣提出第48号）（修正）	中小企業の取引の適正化を図るため、下請事業者その他の用語を中小受託事業者等に改めるとともに、従業員数の大小による規制対象となる事業者の範囲の拡大、製造等の目的物の運送委託の規制対象取引への追加、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金支払の禁止等を行うほか、振興事業計画における支援対象への運送委託に係る事業者の追加等を行うもの なお、この法律の施行期日を「公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日」から「令和八年一月一日」に改める修正を行った。	3/11	5/16

委員会名	議　　案　　名	概　　要	提出	成立
経済産業	○外国為替及び外国貿易法第10条第２項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第３号）	令和７年４月14日から令和９年４月13日までの２年間、外国為替及び外国貿易法に基づき北朝鮮に対する輸出入禁止等の措置を講じたことについて、国会の承認を求めるもの	4/18	6/13
国土交通	○道路法等の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）	自然災害の頻発や道路の老朽化等により、安全かつ円滑な道路交通の確保の重要性が増大していることに鑑み、災害時における道路の円滑かつ迅速な啓開のための道路啓開計画の策定、自動車駐車場に設けられる災害応急対策に資する施設に係る占用許可基準の緩和、連携協力道路の管理の特例の創設等の措置を講ずるとともに、道路の脱炭素化を推進するため、道路管理者による道路脱炭素化推進計画の策定等の措置を講ずるもの	2/ 7	4/ 9
	○港湾法等の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）	近年の気候変動等に対応して港湾の保全及び円滑な利用の確保を図るため、港湾管理者による協働防護計画の作成及び同計画に定められた事業の実施に係る工事の許可の特例、非常災害時における他人の土石の収用等に係る措置の拡充、港湾管理者が管理する港湾施設の改良工事の国土交通大臣による代行制度の創設、海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾における港湾施設の利用を調整する制度の創設等の措置を講ずるもの	2/ 7	4/16

委員会名	議　　案　　名	概　　要	提出	成立
国土交通	○老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第34号）（修正）	老朽化したマンションの増加等の社会経済情勢の変化に鑑み、マンションその他の区分所有建物の管理及び再生の円滑化等を図るため、区分所有建物の再生等の実施の円滑化、集会の決議要件の合理化、所有者不明専有部分管理命令の制度の創設、敷地共有者等集会制度の対象範囲の拡大、マンション管理適正化支援法人の登録制度の創設等の措置を講ずるもの なお、政府は、法施行後５年を目途として分譲マンション等の共用部分の補修等に係る紛争の予防及び解決のための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする修正を行った。	3/ 4	5/23
	○航空法等の一部を改正する法律案（内閣提出第55号）	最近の航空分野における事故の発生状況、災害時における航空輸送の確保の要請等に鑑み、航空機の航行の安全を確保するため、航空交通管制圏に係る空港等において航空機を着陸させ、又は離陸させる操縦を行う者に対する技能発揮訓練の義務付け、滑走路への誤進入を防止するための施設に関する事項の空港等の機能の確保に関する基準への追加等の措置を講ずるとともに、地方管理空港に係る滑走路等の応急の災害復旧工事の国土交通大臣による代行制度の創設等の措置を講ずるもの	3/14	5/30
	○船員法等の一部を改正する法律案（内閣提出第58号）	最近における我が国の海上企業をめぐる状況に鑑み、船員の確保に資するため、海上労働の安全及び衛生を確保するための教育訓練の義務付け、地方公共団体による無料の船員職業紹介事業の創設等の措置を講ずるとともに、千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の的確な実施を確保するため、特定漁船に乗り組む船員の要件等を定めるほか、船員手帳によらない履歴の証明に関する規定の整備等の措置を講ずるもの	3/28	4/25

委員会名	議　　案　　名	概　　要	提出	成立
国土交通	○特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第５条第１項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第２号）	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第３条第３項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（令和７年４月８日閣議決定）に基づく入港禁止の実施につき、同法第５条第１項の規定に基づいて国会の承認を求めるもの	4/18	5/14
	●半島振興法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第16号）	最近における半島地域の社会経済情勢に鑑み、引き続き半島地域の振興を図るため、半島振興法の有効期限を10年延長するとともに、目的規定を整備し、基本理念、国等の責務及び半島振興基本方針に係る規定を定め、半島振興計画の内容を拡充するほか、産業基盤及び生活環境の整備、半島地域の魅力の増進、移住等の促進、半島防災の推進等に関する配慮規定の拡充及び新設、協議会等に関する規定の整備等半島地域の振興のため必要な措置を講ずるもの	3/14	3/26
	●貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第33号）	貨物自動車運送事業に係る輸送の安全を確保し及びその健全な発達を図るため、健全化措置及び実運送体制管理簿に関する規定の拡充、無許可等で貨物自動車運送事業を経営する者への貨物の運送の委託の禁止及び無許可経営等原因行為への対処、一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可に係る更新制の導入、運賃及び料金に係る適正原価の設定並びにこれを下回る運賃及び料金の制限、労働者の適切な処遇の確保等の措置を講ずるもの	5/23	6/ 4
	●貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案（国土交通委員長提出、衆法第34号）	貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進を総合的かつ集中的に行うため、その推進に関し、基本となる事項等を定めるもの	5/23	6/ 4
環境	○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第27号）	近年、クマやイノシシが人の日常生活圏に出没し、人身被害が発生するなど、生活環境の保全上の支障が生じる事例が増加していること等を踏まえ、クマ等の危険鳥獣の銃猟に関する制度を見直し、人の日常生活圏にクマ等が出没した場合に、地域住民の安全の確保の下で銃猟を可能とする措置を講ずるもの	2/21	4/18

委員会名	議　　案　　名	概　　要	提出	成立
環境	○環境影響評価法の一部を改正する法律案（内閣提出第51号）	環境影響評価法の施行を通じて明らかになった課題等に対応するため、工作物の新設又は増改築の事業であって現に存在する工作物の撤去及び当該工作物と類似の工作物の新設を目的とするものについて環境影響評価方法書の作成前の手続の見直しを行うこと、環境影響評価に係る書類の公開を環境大臣が行うこと等の措置を講ずるもの	3/11	6/13
安全保障	○防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）	自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数の変更及び水上艦隊の新編その他の自衛隊の組織の改編を行うとともに、自衛官の再任用に係る要件の見直し、航空管制官手当の新設その他の自衛官等の人材確保のための制度の整備、物品役務相互提供協定に係る規定の整備、装備移転等に伴う装備品等の製造等を適切に実施するための規定の整備等の措置を講ずるもの	2/12	5/21
	○日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案（内閣提出第56号）	防衛の分野に係る円滑化協定に係る法制の簡素化及び円滑化協定の適確な実施を確保するため、我が国が締結した円滑化協定の実施に関する諸法律を統合するとともに、今後締結する円滑化協定の実施に備えて、道路運送法及び道路運送車両法の適用除外、刑事手続等の特例、国の賠償責任の特例並びに特殊海事損害に係る賠償請求の援助に関する措置に関し共通して必要な事項を定めるもの	3/14	4/16

委員会名	議　　案　　名	概　　要	提出	成立
予算	○令和７年度一般会計予算（修正） （参議院回付修正） ○令和７年度特別会計予算（修正） ○令和７年度政府関係機関予算	足元の物価高、賃金や調達価格の上昇に対応しつつ、デフレを脱却し、新たなステージとなる「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を実現することを目指して、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、地方創生 2.0の起動、官民連携による投資の拡大、防災・減災及び国土強靱化、防衛力の抜本的強化を始めとする我が国を取り巻く外交・安全保障環境の変化への対応、充実した少子化・こども政策の着実な実施など、重要政策課題について必要な予算措置を講ずるもの 一般会計予算について、衆議院において、いわゆる高校無償化を実現するまでの先行措置の実施、高額療養費制度における多数回該当者の自己負担上限額の据え置き及び所得税について低・中所得者層を含めた税負担の軽減等の修正を行った。また、参議院において、高額療養費について、見直し全体の実施を見合わせるための修正が行われ、衆議院は参議院の回付案に同意した。この結果、歳入及び歳出の総額は、政府案より3,437億円減少し、本予算の規模は、115兆1,978億円となった。 特別会計予算は、14の特別会計について予算を計上しているものであり、同会計予算について、衆議院において、社会保険に係る年収の壁による働き控えの解消に向けた措置等の修正を行った。 政府関係機関予算は、４機関の予算を計上した。	１/24	３/31※
決算行政監視	○令和５年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第216回国会、内閣提出）	一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費予算額２兆円のうち、令和５年12月22日に決定された使用額は、地域の実情に応じた低所得者支援及び定額減税を補足する給付に必要な経費１件、１兆1,310億円余	（令和６年） 11/29	5/28

※同日、令和７年度一般会計予算について、参議院回付案に同意

委員会名	議　　案　　名	概　　要	提出	成立
決　　算 行政監視	○令和５年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第216回国会、内閣提出）	一般会計予備費予算額5,000億円のうち、令和５年４月18日から令和６年３月18日までの間において決定された使用額は、道路等災害復旧事業等に必要な経費等67件、計3,077億円余	(令和６年) 11/29	5/28
	○令和５年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第216回国会、内閣提出）	特別会計予備費予算総額7,286億円余のうち、令和５年９月29日から令和６年１月26日までの間において決定された使用額は、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における給油所等設備災害復旧に必要な経費等２件、計19億円余	(令和６年) 11/29	5/28
	○令和５年度特別会計予算総則第21条第１項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）（第216回国会、内閣提出）	特別会計予算総則第21条第１項の規定により、令和６年２月20日から同年３月26日までの間において決定された経費増額は、交付税及び譲与税配付金特別会計における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額等３件、計710億円余	(令和６年) 11/29	5/28
議院運営	●議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第18号）	国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、証人等の旅費及び日当について整理するもの	3/18	3/26
	●国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第28号）	重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律附則第10条の規定に基づく検討を踏まえ、国会において重要経済安保情報の提出を受ける際の手続その他国会における重要経済安保情報の保護措置を定めるもの	4/24	5/ 9

委員会名	議　　案　　名	概　　要	提出	成立
震災復興・災害対策	○災害対策基本法等の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）	令和６年能登半島地震から得られた教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、国による地方公共団体の応援体制の強化、被災者援護協力団体の登録制度の創設、広域一時滞在等における被災住民への情報提供の充実、地方公共団体における物資の備蓄状況の公表の義務化、救助の種類への福祉サービスの提供の追加、災害時における日本下水道事業団の業務の特例の創設、内閣府の防災監の新設等の措置を講ずるもの	2/14	5/28
	○株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）	令和６年能登半島地震災害からの復興に向けた取組を引き続き推進するとともに、頻発する自然災害への対応を強化するため、株式会社地域経済活性化支援機構の業務の期限を延長するとともに、その支援基準に大規模な災害を受けた地域の経済の再建のための当該地域の事業者に対する迅速かつ適切な支援の実施に必要な事項を含める等の規定の整備を行うもの	2/14	6/4
	●地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員長提出、衆法第15号）	東海地震に係る地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業の実施状況を踏まえ、法律の有効期限を令和12年３月31日まで５年間延長するもの	3/14	3/26
政治改革	○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）	国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するもの	2/14	5/28
	●公職選挙法の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外11名提出、衆法第９号）	ポスター掲示場に掲示するポスターの記載に関する義務を定めるとともに、ポスター掲示場に掲示したポスターにおいて営業宣伝をした者に対する罰則を設けるもの	2/20	3/26

委員会名	議　　案　　名	概　　要	提出	成立
政治改革	●公職選挙法の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外10名提出、衆法第10号）	公職の候補者の選挙運動用自動車の規格制限の簡素化及び公職の候補者の選挙運動用ポスターの規格の統一を図るもの	2/20	3/26
消費者問　題	○公益通報者保護法の一部を改正する法律案（内閣提出第32号）（修正）	国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図るため、公益通報者の範囲を拡大するとともに、公益通報をしたことを理由とする不利益取扱いの禁止等の措置を強化するほか、公益通報に適切に対応するために事業者がとるべき措置の充実強化を図るための措置を講ずるもの なお、検討規定について、検討の目途を「施行後５年」から「施行後３年」とする修正を行った。	3/4	6/4
地　域・こども・デジタル	○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第35号）	地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講ずるもの	3/ 7	5/ 9
	○児童福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）	保育に関する多様な需要に対応するために必要な人材の確保及び事業の実施体制の整備を図るため、地域限定保育士の資格の創設、小規模保育事業の対象の満３歳以上の児童への拡大等を行うとともに、虐待を受けた児童その他の保護が必要な児童への対応の強化を図るため、保育所等の職員等が行った児童への虐待についての通報に関する規定の整備、一時保護中の児童との面会制限等に関する児童相談所長の権限の強化、一時保護を適正に行うことができる者の登録制度の創設等の措置を講ずるもの	3/ 7	4/18
	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）	国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、個人番号を利用することができる事務として酒類の製造免許に関する事務、司法書士等の国家資格に関する事務等を追加するとともに、これに伴う地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供等を行うことができる事務に関する規定の整備を行うもの	3/ 7	5/16

【参考】　衆議院における閉会中審査議案概要一覧

＜委員会＞　　（○は内閣提出、●は衆法又は参法：提出会派名（提出当時）を付記）

委員会名	議　　案　　名	概　　要
内閣	●我が国の総合的な安全保障の確保を図るための土地等の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する法律案（前原誠司君外５名提出、第216回国会衆法第24号）（維新・国民）	我が国における土地等の取得、利用及び管理をめぐる最近の状況に鑑み、我が国の総合的な安全保障の確保を図るため、我が国の安全保障に支障を及ぼすおそれのある土地等の取得、利用及び管理の規制に関する施策について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、土地取得等問題対策推進本部を設置することにより、これを総合的かつ集中的に推進するもの
	●自動車盗難対策等の推進に関する法律案（田中健君外１名提出、衆法第31号）（国民）	自動車の盗難の防止等のためには、その盗取等の実態等を踏まえた多岐にわたる取組が必要であることに鑑み、自動車盗難対策についてその基本となる事項を定めるとともに、あわせて小売店舗における集団による窃盗等の自動車の窃盗等との類似性が認められる犯罪の防止等に関する施策について定めることにより、自動車盗難対策等を総合的に推進するもの
	●国家公務員法等の一部を改正する法律案（大島敦君外17名提出、衆法第43号）（立憲・国民）	国家公務員制度改革基本法に基づく自律的労使関係制度の措置に伴い、人事院勧告制度の廃止、人事行政の公正の確保を図るための人事公正委員会の設置等の所要の措置を講ずるもの
	●国家公務員の労働関係に関する法律案（大島敦君外17名提出、衆法第44号）（立憲・国民）	国家公務員制度改革基本法第12条に基づき自律的労使関係制度を措置するため、一般職の国家公務員に協約締結権を付与するとともに、これに伴い、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定めるもの
	●公務員庁設置法案（大島敦君外17名提出、衆法第45号）（立憲・国民）	国家公務員制度改革基本法に基づき自律的労使関係制度を措置するため、国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を担う公務員庁を設置するもの

委員会名	議　　案　　名	概　　要
内閣	●有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案（山田勝彦君外９名提出、衆法第60号）（立憲・国民・有志）	消費の拡大を通じた特定有人国境離島地域の経済の活性化を図るため、国内一般旅客定期航路事業等に係る運賃等の低廉化に関する規定等の対象となる旅客の範囲の明確化及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に必要な事業の実施に関する国の負担補助割合の引上げ等について定めるもの
総務	●軽油引取税の税率の特例の廃止に関する法律案（青柳仁士君外１名提出、衆法第12号）（維新）	軽油引取税の税率の特例が設けられてから長期間が経過し、当該税率の特例が設けられた当時とは社会経済情勢が著しく変化していることに鑑み、当該税率の特例の廃止について定めるもの
	●地方税法の一部を改正する法律案（吉川元君外６名提出、衆法第27号）（立憲）	現下の軽油の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るため、軽油引取税の税率の特例を廃止するもの
	●地方公務員法等の一部を改正する法律案（大島敦君外16名提出、衆法第46号）（立憲・国民）	地方公務員の自律的労使関係制度の措置に伴う勤務条件等に係る人事委員会勧告制度の廃止等の所要の措置を講ずるもの
	●地方公務員の労働関係に関する法律案（大島敦君外16名提出、衆法第47号）（立憲・国民）	地方公務員の自律的労使関係制度を措置するため、地方公務員に協約締結権を付与するとともに、これに伴い、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定めるもの
	●郵政民営化法等の一部を改正する法律案（山口俊一君外６名提出、衆法第58号）（自民・国民・公明）	郵政事業を取り巻く社会経済情勢の変化に鑑み、郵政事業に係る基本的な役務の確保を図る観点から日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の見直しを行うほか、日本郵便株式会社について基盤的サービス提供業務を本来業務に追加し、地域貢献業務の実施の努力義務を定め、日本郵政株式会社による地域貢献基金の設置について定めるとともに、郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金を拡充するもの
法務	●民法の一部を改正する法律案（黒岩宇洋君外５名提出、衆法第29号）（立憲）	最近における国民の価値観の多様化及びこれを反映した世論の動向等に鑑み、個人の尊重と男女の対等な関係の構築等の観点から、選択的夫婦別氏制を導入し、別氏夫婦の子の氏は婚姻の際に定めること等とするもの

委員会名	議　　案　　名	概　　要
法務	●婚姻前の氏の通称使用に関する法律案（藤田文武君外２名提出、衆法第30号）（維新）	婚姻によって氏を改めた者が婚姻前の氏を通称として使用する機会を法制上確保するため、戸籍に通称として使用する婚姻前の氏を記載し又は記録する制度を設けるとともに、国、地方公共団体、事業者その他公私の団体が婚姻によって氏を改めた者の婚姻前の氏の通称使用のために必要な措置を講ずべきことを定めるもの
	●組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（円より子君提出、衆法第32号）（国民）	近年における組織的に行われる窃盗及び盗品有償譲受け等の実情に鑑み、これらの罪に当たる行為が団体の活動としてこれを実行するための組織により行われたときの法定刑を加重すること等を定めるもの
	●民法の一部を改正する法律案（円より子君外４名提出、衆法第35号）（国民）	最近における国民の価値観の多様化及びこれを反映した世論の動向等に鑑み、個人の尊重と男女の対等な関係の構築、婚姻によって氏を改めることによる不利益の防止等の観点から、選択的夫婦別氏制を導入し、別氏夫婦の子の氏は、婚姻の際に戸籍の筆頭に記載すべき者と定められた者の氏とすること等とするもの
	●刑事訴訟法の一部を改正する法律案（平岡秀夫君外19名提出、衆法第61号）（立憲・国民・れ新・共産・参政）	再審制度によって冤（えん）罪の被害者を適正かつ迅速に救済し、その基本的人権の保障を全うする観点から、再審又は再審の請求に係る被告事件の裁判に関与した裁判官の除斥及び忌避、再審の請求の手続における検察官保管証拠等の開示命令等について定めるとともに、再審開始の決定に対して検察官の不服申立てを認めないこととするもの
	●民法の一部を改正する法律案（大河原まさこ君外７名提出、衆法第64号）（立憲）	現行法において婚姻が異性の当事者間によるものに限定されると解されていることに鑑み、個人の尊重の観点から、性的指向又は性自認にかかわらず平等に婚姻が認められるようにするため、同性の当事者間による婚姻を法制化するもの

委員会名	議　　案　　名	概　　要
法務	●性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案（小宮山泰子君外７名提出、衆法第65号）（立憲）	令和５年10月25日の最高裁判所による現行法の規定の違憲決定及び近年における性同一性障害者等を取り巻く社会的環境の変化等に鑑み、性別の取扱いの変更の審判に関する要件から、生殖腺（せん）がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること、変更後の性別に係る身体の性器に係る部分に近似した外観を備えていること及び現に未成年の子がいないことを削除するもの
財務金融	●賃金上昇を上回る所得税の負担増加等に対処するために所得税に関し講ずべき措置に関する法律案（古川元久君外１名提出、第216回国会衆法第１号）（国民）	物価が上昇し、日常生活を営むのに必要な費用が増加している現下の経済状況において、賃金上昇を上回る所得税の負担増加等が国民生活及び国民経済に悪影響を及ぼしていること等に鑑み、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利の保障に資する観点から、賃金上昇を上回る所得税の負担増加等に対処するために所得税に関し講ずべき措置について定めるもの
	●一般会計からの自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定への繰入れのために講ずべき措置に関する法律案（田中健君外１名提出、第216回国会衆法第４号）（国民）	平成６年度及び平成７年度における自動車損害賠償責任再保険特別会計からの一般会計への繰入金について、後日行うこととされている一般会計からの自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定への繰入れがいまだ完了していない現状に鑑み、一般会計からの同勘定への繰入れのために講ずべき措置について定めるもの
	●財政法の一部を改正する法律案（田中健君外１名提出、第216回国会衆法第17号）（国民）	教育・科学技術関係費の財源について、国会の議決を経た金額の範囲内で、財政法第４条第１項ただし書の規定により公債を発行すること等ができるようにするもの
	●若者の就労所得に係る所得税の負担を軽減するための所得控除の拡充に関し講ずべき措置に関する法律案（田中健君外１名提出、衆法第23号）（国民）	若者の税負担を軽減してその可処分所得を増加させ、将来の社会の中核となる若者が夢や希望を持って日々の生活を送ることができるようにすることが、少子化の進行、人口の減少等の課題に直面している我が国の経済及び社会の活力を将来にわたって維持していくために必要不可欠であることに鑑み、若者の就労所得に係る所得税の負担を軽減するための所得控除の拡充に関し講ずべき措置について定めるもの
	●外国為替資金特別会計の在り方の見直しに関する法律案（田中健君外１名提出、衆法第25号）（国民）	外国為替資金特別会計における外貨準備資産の額が諸外国の水準と比較して過大と見込まれる現状に鑑み、同特別会計の在り方の見直しについて定めるもの

委員会名	議　　案　　名	概　　要
財務金融	●租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律及び地方税法の一部を改正する法律案（川内博史君外８名提出、衆法第52号）　（立憲・維新）	租税特別措置の適用の状況の一層の透明化を図るため、法人税関係特別措置ごとの高額適用額に係る法人の名称を適用実態調査の結果に関する報告書の記載事項とするとともに、租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等の適正化を図るため、これらの見直しに関する規定を整備するもの
文部科学	●学校給食法の一部を改正する法律案（城井崇君外10名提出、第216回国会衆法第25号）　（立憲・維新・国民）	義務教育諸学校における学校給食費に関し、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、学校給食費について義務教育諸学校の設置者の支弁とし、これに係る国の負担等について定めるもの
	●高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案（津村啓介君外７名提出、衆法第６号）　（立憲）	高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、高等学校等就学支援金の所得制限を撤廃するとともに、支給限度額の加算について、全国の高等学校等の授業料の額を勘案したものとするもの
	●義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部を改正する法律案（津村啓介君外７名提出、衆法第７号）　（立憲）	公立の高等学校等の施設をはじめとする公立の義務教育諸学校等施設の整備を促進するため、その整備を図る趣旨として、「安心の確保」及び「教育の質の向上」が含まれることを明記するとともに、国の交付金の交付の対象となる改築等事業に係る施設の範囲を限定しないこととするもの
厚生労働	○医療法等の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）	地域での良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築するため、地域医療構想の見直し等、医師偏在是正に向けた総合的な対策の実施、これらの基盤となる医療ＤＸの推進のために必要な措置を講ずるもの
	●就労支援給付制度の導入に関する法律案（階猛君外６名提出、第215回国会衆法第２号）　（立憲）	就労する者が生活の安定と向上を図りつつ、その意欲及び能力に応じて就労する機会が確保されるよう、当分の間の措置として就労支援給付制度を導入することに関し、必要な基本的事項を定めるもの
	●育児・介護二重負担者の支援に関する施策の推進に関する法律案（浅野哲君外１名提出、第216回国会衆法第19号）　（国民）	育児・介護二重負担者について、日常生活及び社会生活に支障が生ずることのないようその負担の軽減を図るため、育児・介護二重負担者の支援に関する施策に関し、基本理念、国等の責務その他の必要な事項を定めるもの

委員会名	議　　案　　名	概　　要
厚生労働	●健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案（中島克仁君外９名提出、第216回国会衆法第23号）　（立憲・国民）	診療報酬の基準は２年ごとに必要な改定を行うことを原則とすることを明確化するもの
	●医療保険の被保険者証等の交付等の特例に関する法律案（中島克仁君外12名提出、衆法第１号）（立憲）	マイナ保険証に係る問題が多発し国民の間でマイナ保険証に対する信頼が損なわれていること、マイナ保険証の利用が低迷していること等に鑑み、紙の保険証の交付等の特例について定めるもの
	●訪問介護事業者に対する緊急の支援に関する法律案（井坂信彦君外12名提出、衆法第２号）（立憲・国民）	令和６年度介護報酬改定による訪問介護報酬基準の基本部分の引下げの影響を受けている訪問介護事業者に対する緊急の支援に関し必要な事項を定めるもの
	●介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案（井坂信彦君外15名提出、衆法第３号）（立憲・維新・国民）	介護・障害福祉従事者に優れた人材を確保し、もって要介護者等並びに障害者及び障害児に対するサービスの水準の向上に資するため、介護・障害福祉従事者の賃金の改善のための特別の措置等を定めるもの
	●健康保険法等の一部を改正する法律案（中島克仁君外10名提出、衆法第８号）　（立憲）	医療保険各法の高額療養費の支給等について政令で定める旨の規定について、政令を定めるに当たって必要な考慮事項及び手続を新たに追加するもの
農林水産	●国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（神谷裕君外８名提出、衆法第38号）（立憲・国民・共産・有志）	国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するため、国家公務員制度改革基本法に基づき自律的労使関係制度が措置されるまでの間、行政執行法人の労働関係に関する法律を適用するもの
	●国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（神谷裕君外８名提出、衆法第39号）（立憲・国民・共産・有志）	国有林野事業に従事する職員について行政執行法人の労働関係に関する法律が適用されることに伴い、当該職員の給与等に関し国家公務員法の特例等を定めるもの
	●農業用植物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等に関する法律案（神谷裕君外８名提出、衆法第40号）（立憲・国民・共産・有志）	地域における農業の持続的な発展を図るため、公的新品種育成の促進等に関し、基本方針の策定その他の必要な事項を定めるもの

委員会名	議　　案　　名	概　　要
農林水産	●地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する法律案（神谷裕君外８名提出、衆法第41号）（立憲・国民・共産・有志）	農業の持続的かつ健全な発展及び農村その他の地域の活性化に資するとともに、食料の安定供給の確保及び国民の豊かな食生活の実現に寄与するため、地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関し、基本理念、基本方針の策定その他の必要な事項を定めるもの
	●食料供給困難事態対策法の一部を改正する法律案（神谷裕君外４名提出、衆法第42号）（立憲・有志）	食料供給困難事態において、主務大臣の指示に違反して出荷販売業者、輸入業者、農林水産物生産業者等又は加工品等製造業者が計画を届け出なかったとき等の罰則を、20万円以下の罰金から20万円以下の過料に改める等するもの
	●主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（近藤和也君外７名提出、衆法第62号）（立憲）	政府は、当分の間、米穀の価格が著しく変動した場合等において、米穀の備蓄の制度を活用して、米穀の売渡し又は買入れを行うことができることとするもの
経済産業	●電気料金の高騰に対する当分の間の措置として電気の使用者に対して再生可能エネルギー電気に係る賦課金の請求が行われないようにするために講ずべき措置等に関する法律案（丹野みどり君外１名提出、第216回国会衆法第５号）（国民）	電気料金が高騰している現状に鑑み、電気の使用者の負担の軽減を図るため、当分の間の措置として、電気の使用者に対して再生可能エネルギー電気に係る賦課金の請求が行われないようにするために講ずべき措置について定め、あわせて、再生可能エネルギー電気の供給の促進に要する費用の在り方についての政府における検討について定めるもの
	●中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案（階猛君外６名提出、衆法第11号）（立憲・国民）	現下の経済状況において、労働者の正規労働者としての雇用に伴う社会保険料に係る中小企業者の負担が中小企業者が新たに労働者を正規労働者として雇い入れることを阻害する要因の一つとなっていること等に鑑み、本法の施行日から５年以内に新たに労働者を正規労働者として雇い入れ、その雇用する正規労働者の数を増加させた中小企業者に対して中小企業正規労働者雇入臨時助成金を支給するための措置を講ずるもの
	●自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案（重徳和彦君外18名提出、衆法第54号）（立憲・国民・有志）	我が国における2050年までの脱炭素社会の実現が重要な課題であることに鑑み、我が国の基幹的な産業である自動車産業における脱炭素化の推進に関し、基本理念を定め、国の責務を明らかにするとともに、自動車産業における脱炭素化の推進に関する施策の基本となる事項を定めるもの

委員会名	議　　案　　名	概　　要
国土交通	●ライドシェア事業に係る制度の導入に関する法律案（青柳仁士君外２名提出、衆法第24号） （維新）	国民、外国人観光旅客等の交通に対する基本的な需要が適切に充足されることの重要性に鑑み、ライドシェア事業に係る制度の導入に関し必要な基本的事項を定めるもの
	●特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の一部を改正する法律案（谷田川元君外４名提出、衆法第63号） （立憲）	航空機の騒音その他の航空機の運航により生ずる障害の防止に配意した適正かつ合理的な土地利用を図る観点から、特定空港の設置者が特定土地の買入れに関する措置等を講ずることができるための制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとともに、航空機騒音障害防止特別地区に隣接する地域において、航空機の騒音等がその住民の日常生活に及ぼす影響について調査を行う等の措置を講ずるもの
環境	●国による全ての水俣病の被害者の救済の実現に向けた給付金等の支給に係る制度の創設に関する法律案（篠原孝君外９名提出、衆法第66号） （立憲・国民・れ新・共産・有志・参政）	水俣病関西訴訟最高裁判所判決において水俣病の被害の拡大を防止できなかったことについて国の責任が認められたことを受けて、国が全ての水俣病の被害者の救済を図るべきであったにもかかわらず、その後制定された水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法による救済も十分なものではなかったため、救済されるべき者がなお取り残されていることに鑑み、国による全ての水俣病の被害者の救済の実現に向けて、給付金等の支給に係る制度を創設するために必要な基本的事項を定めるもの
決　　算 行政監視	○令和５年度一般会計歳入歳出決算 令和５年度特別会計歳入歳出決算 令和５年度国税収納金整理資金受払計算書 令和５年度政府関係機関決算書	一般会計の決算額は、歳入140兆2,016億円余、歳出127兆5,788億円余であり、差引き剰余は12兆6,227億円余 特別会計の決算額は、13の特別会計があって歳入合計428兆2,654億円余、歳出合計412兆5,344億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額100兆7,232億円余、支払命令済額及び歳入組入額99兆413億円余であり、資金残額は１兆6,819億円余 政府関係機関の決算額は、４つの機関があって収入合計１兆9,764億円余、支出合計１兆8,164億円余
	○令和５年度国有財産増減及び現在額総計算書	国有財産の令和５年度末現在額は、令和４年度末現在額より５兆8,595億円余増加し、137兆6,943億円余

委員会名	議　　案　　名	概　　要
決　算 行政監視	○令和５年度国有財産無償貸付状況総計算書	国が地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の令和５年度末現在額は、令和４年度末現在額より367億円余増加し、１兆2,804億円余
	○令和６年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）	一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費予算額１兆円のうち、令和６年９月３日に決定された使用額は、燃料油価格激変緩和対策事業等に必要な経費等２件、9,891億円余
	○令和６年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）	一般会計予備費予算額１兆円のうち、令和６年４月23日から同年12月10日までの間において決定された使用額は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費等51件、計5,271億円余
	○令和６年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（承諾を求めるの件）	一般会計予備費予算額１兆円のうち、令和７年２月28日から同年３月21日までの間において決定された使用額は、能登の創造的復興の支援に必要な経費等９件、計1,686億円余
議院運営	●衆議院の解散に係る手続等に関する法律案（武正公一君外５名提出、衆法第51号）　（立憲）	衆議院に対する解散の予定日及び理由の通知その他衆議院解散に係る手続等を定めるとともに、衆議院解散による衆議院議員総選挙の期日の公示に係る中央選挙管理会の意見聴取手続を定めるもの
	●新型コロナウイルス感染症対策検証委員会等の設置等に関する法律案（古川元久君外１名提出、衆法第59号）　（国民）	別に法律で定めるところにより、国会に、新型コロナウイルス感染症対策を検証するための調査を行うとともに、感染症対策として講ずべき施策又は措置について提言を行う新型コロナウイルス感染症対策検証委員会を置くものとし、その組織等について定めるもの
震災復興・ 災害対策	●被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（近藤和也君外７名提出、第216回国会衆法第22号）　（立憲・維新・国民）	被災者の居住の安定の確保による生活再建支援等の充実を図るため、被災者生活再建支援金の拡充、国庫補助割合の引上げ及び被災者の生活再建支援に関連する制度の在り方の検討について定めるもの
政治改革	●政治資金規正法の一部を改正する法律案（大串博志君外７名提出、第216回国会衆法第９号）　（立憲・維新・参政・保守）	いわゆる世襲候補者が、世襲でない候補者と比較して、政治資金の面において有利となっている現状を是正し、多様な人材が国民の代表として活躍できるようにするため、国会議員に係る政治資金の親族への引継ぎを制限するもの

委員会名	議　　案　　名	概　　要
政治改革	●政党交付金の交付停止等に関する制度の創設に関する法律案（古川元久君外２名提出、第216回国会衆法第12号）（国民）	政治に対する国民の信頼の回復を図るため、政党交付金の交付停止等に関する制度の創設について定めるもの
	●政治資金規正法等の一部を改正する法律案（大串博志君外７名提出、第216回国会衆法第13号）（立憲）	収支報告書の不記載、虚偽記入等に関する政治団体の代表者に対する罰則の強化、政治資金監査の対象となる政治団体及び事項の拡大、収支報告書のデジタル化の一層の推進、政党から公職の候補者に対してされる寄附の禁止、政党の選挙区支部に対する寄附をした場合の寄附金控除の特例等の適用除外等の措置を講ずるもの
	●政治資金規正法の一部を改正する法律案（大野敬太郎君外４名提出、衆法第４号）（自民）	会社、労働組合、職員団体その他の団体が政党関係政治団体に対してした寄附に関する状況を明らかにするための措置を講ずるもの
	●政治資金規正法の一部を改正する法律案（大野敬太郎君外４名提出、衆法第５号）（自民）	政治資金規正法の基本理念に、政治団体の構成員に係る党費又は会費の債務の負担が自由な意思に基づいて行われること及び法人等のする寄附等についてその構成員の意思が尊重されることについて規定するもの
	●政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（大串博志君外10名提出、衆法第21号）（立憲・維新・有志・参政）	会社その他の団体の政治活動に関する寄附及び政治資金パーティーの対価の支払の全面禁止並びに政治団体による政治活動に関する寄附に係る上限額の創設及び引下げをするとともに、個人のする政治活動に関する寄附に係る税額控除の拡充等の措置を講ずるもの
	●公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案（落合貴之君外５名提出、衆法第50号）（立憲）	公職選挙法上の公職の被選挙権を有する者となる年齢について、衆議院議員及び普通地方公共団体の議会の議員については満18年に、参議院議員及び普通地方公共団体の長については満23年に、それぞれ引き下げるもの
	●政治団体における複式簿記の導入に関する法律案（池下卓君外２名提出、衆法第55号）（維新）	政治資金の収支その他の政治団体の会計の適正性の確保及び透明性の向上により政治に対する国民の信頼の回復を図るため、政治団体における複式簿記の導入について定めるもの

委員会名	議　　案　　名	概　　要
地　域・こども・デジタル	●子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案（階猛君外７名提出、衆法第22号）　（立憲）	子ども・子育て支援納付金の制度は廃止するとともに、子ども及び子育ての支援に関する施策に要する費用に係る財源を確保するための措置として、日本銀行が保有する特定上場投資信託受益権を取得する場合の対価とするための国債の発行、同行から取得した特定上場投資信託受益権の管理及び処分に関する経理を明確にするための特定上場投資信託受益権管理特別会計の設置、特定上場投資信託受益権に係る収益の分配金の特定上場投資信託受益権管理特別会計から子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定への繰入れ等について定めるもの
	●児童扶養手当法の一部を改正する等の法律案（大西健介君外12名提出、衆法第56号）　（立憲）	物価の高騰等により児童扶養手当の支給を受ける者の家庭が経済的に困難な状況に直面していること及び所得による児童扶養手当の支給の制限により児童扶養手当の支給を受ける者の就労の抑制が生じていることに鑑み、児童の福祉の増進を図り、及び児童扶養手当の支給を受ける者の就労を促進するため、児童扶養手当の額の増額及び所得による児童扶養手当の支給の制限を緩和するために必要な措置について定めるもの
	●保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案（早稲田ゆき君外13名提出、衆法第57号）　（立憲・国民）	一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を実現するために保育等従業者が重要な役割を担っているにもかかわらずその賃金が他の業種に属する事業に従事する者と比較して低い水準にあること、小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する多様な需要への対応の重要性が著しく増大していること等に鑑み、保育等従業者に優れた人材を確保し、もって子ども・子育て支援の水準の向上に資するため、保育等従業者の賃金をはじめとする処遇の改善のための特別の措置等を定めるもの

この資料は、再生紙を使用しています。